

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	火防 00-02 <u>R16</u>
提出年月日	<u>令和4年8月23日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（火防）

（MOX 燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 11 条 火災等による損傷の防止」及び「第 29 条 火災等による損傷の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

火防00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(火防)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	8/23	15	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	8/23	13	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	8/23	15	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	8/23	11	
別紙5	補足すべき項目の抽出	8/23	15	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	8/23	10	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (1 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。 DB①, ⑤, ⑥</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。 DB①, ⑤, ⑥</p> <p>3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。 DB①, ②, ③, ④, ⑦, ⑧, ⑩, ⑪</p> <p>【許可からの変更点】 安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器と放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器を火災防護上重要な機器等と定義した。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 安重機能を有する機器等は、安全上重要な施設と同義であり、他条文と用語を統一するため。 (以下同じ)</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-1</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則に基づく条件が異なるため、MOX 燃料加工施設は爆発を追加している。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 火災防護の設計方針は同様だが、事業変更許可申請書本文において、火災防護の目的を詳細に記載しているため。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則に基づく用語が異なるため。</p> <p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-1, 13</p> <p>① 基本事項</p> <p>a. 安全上重要な施設</p> <p>MOX 燃料加工施設は、<u>臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</u> DB①-1</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可では安全機能の例として「<u>臨界防止、閉じ込め等の安全機能</u>」と記載していたが、防護すべき対象については下段で記載しているため、重複しないよう記載を適正化した。 (具体的な対象については、適合性説明書の防護対象リストに示す)</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準、準拠法令の相違のため。</p> <p>具体的には、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「<u>安重機能を有する機器等</u>」という。)を抽出し、【DB①-1】</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(4) 火災及び爆発に関する安全設計</p> <p>① 火災及び爆発に関する設計</p> <p>火災及び爆発の防止に関する設計は、安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計並びに重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計を行う。◇</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>【凡例】</p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)</p> <p>波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分</p> <p>灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない箇所</p> <p>黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所</p> <p>紫字：SA設備に関する記載</p> <p>🗨️：発電炉との差異の理由</p> <p>📄：許可からの変更点等</p> <p>📌：他条文から展開した記載</p> <p>火災又は爆発によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。◇</p> <p>火災防護対策を講ずる対象としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出することで、火災又は爆発により、臨界防止、</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、<u>火災防護対策を講じる。</u> ①(P2)～</p> <p>発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないように、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針</u>」のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (2 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 火災防護対策を講ずる対象を明確化した。(火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずることを明確化した。) (以下同じ)</p>	<p>とともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。 DB①-1</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①</p>	<p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。DB①-6</p> <p>b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器 安全機能を有する施設のうち、MOX 燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「ロ... (三)(1)①a. 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し、【DB①-1】火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。DB①-6</p>	<p>閉じ込め等の安全機能を損なわないよう対策を講ずる設計とし、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設に火災区域及び火災区画を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器についても火災区域を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準◇(以下「火災防護審査基準」という。) 【DB①-6】」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>その他の安全機能を有する施設を含め MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>i. 安全上重要な施設 MOX 燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>具体的には、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安全機能を有する機器等」という。)を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並び</p>	<p>火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>② (P8)へ</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>① (P1)から</p>	<p>DB①-6 (P4 へ)</p> <p>DB①-6 (P4 へ)</p> <p>DB①-6 (P4 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (3 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「延焼防止ダンパ等」の指す内容は延焼防止ダンパ、防火ダンパ、防火シャッタであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。 DB①-2</p> <p>【許可からの変更点】 第2章 個別項目の「7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物」において、隣接する他の火災区域と分離することを記載しているため。</p>	<p>②(P5)へ</p> <p>c. その他の安全機能を有する施設 「ロ. (二)(1)① a. 安全上重要な施設」及び「ロ. (二)(1)① b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。DB①-9</p> <p>d. 火災区域及び火災区画の設定 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、「ロ. (二)(1)① a. 安全上重要な施設」及び「ロ. (二)(1)① b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して設定する。 DB①-2</p> <p>③(P57)へ</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。) 【DB①-2】により隣接する他の火災区域と分離する。DB①-13</p>	<p>に火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇ 安全上重要な施設は、「イ. (イ)(1)①安全上重要な施設の分類」のa.～h. に示すものが該当する。◇ 上記方針に基づき、以下の建物及び構築物に火災区域及び火災区画を設定する。◇ (i) 燃料加工建屋◇ (ii) 貯蔵容器搬送用洞道◇ (iii) 非常用所内電源設備の燃料油貯蔵タンク◇ ii. 放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器 安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「イ. (ロ)(4)① a. (a) i. 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。◇ iii. その他の安全機能を有する施設 「イ. (ロ)(4)① a. (a) i. 安全上重要な施設」及び「イ. (ロ)(4)① a. (a) ii. 放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。◇ iv. 火災区域及び火災区画の設定 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、「イ. (ロ)(4)① a. (a) i. 安全上重要な施設」及び「イ. (ロ)(4)① a. (a) ii. 放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。◇ 燃料加工建屋内のうち、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、◇3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により【DB①-13】隣接する他の火災区域</p>	<p>③(P9)へ</p> <p>建屋等の火災区域は、耐火壁により囲われ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。</p> <p>④(P57)へ</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> DBとSAを書き分けによる構成の違い。 (以下同じ)</p> <p>DB①-13(P57へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (4 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 火災区域及び火災区画設定の目的および手段を明確化するため記載を追加した。</p> <p>【当社の記載】 ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設は火災防護審査基準への適合を規則、基準上明確に要求されておらず参考扱いとなっているため位置づけを記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 使用するガイドについて定義づけを行ったため。</p>	<p>屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 DB①-4</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。 DB①-5</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 DB①-3</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」（以下「NFPA801」という。）を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。DB①-6</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-6</p>	<p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 DB①-4</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。DB①-5</p> <p>MOX 燃料加工施設における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」（以下「NFPA801」という。）を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-6</p> <p>また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-6</p>	<p>と分離する。◇</p> <p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。◇</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。◇</p>	<p>時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、貫通部シーラ、防火扉、防火ダンパ等）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。</p> <p>④ (P57)へ</p> <p>⑤ (P9)へ</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>⑥ (P9)へ</p>	<p>備考</p> <p>DB①-3 (P39 から)</p> <p>DB①-6 (P2 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (5 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等」の指す内容は使用済燃料と比較すると、MOX燃料加工施設で取り扱う核燃料物質は核分裂生成物が少なく崩壊熱が小さいこと、化学薬品を多量に取り扱う工程がなく化学反応による物質の変化及び発熱を伴うプロセスはないこと、主要な加工工程は乾式工程であり、取り扱う核燃料物質にも吸湿性はないことなどであり、添付書類で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 事業許可変更申請書上の表現から、基本設計方針として表現を適正化し記載した。(以下同じ)</p>	<p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 DB①-7</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設では、屋外消火栓の設置基準として都市計画法も準拠するため。(以下同じ)</p> <p>なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-9</p>	<p>e. 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) グローブボックス排風機 (b) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 DB①-7</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 影響軽減を考慮する方針は同様だが、系統分離を行う設備の選定で、発電炉では安全停止機能を記載、MOX燃料加工施設では火災時のグローブボックスの負圧維持に係る事項を記載しているため。</p> <p>②(P3)から</p> <p>c. その他の安全機能を有する施設 「ロ.(二)(1)①a. 安全上重要な施設」及び「ロ.(二)(1)①b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 DB①-9</p> <p>f. 火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。 DB①-10</p> <p>④(P10)へ</p>	<p>v. 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) グローブボックス排風機 (ii) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設では同様の記載をP2に記載しているため、重複を避け記載しない</p> <p>vi. 火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに、火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。◇</p>	<p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 ② 過剰反応度の印加防止機能 ③ 炉心形状の維持機能 ④ 原子炉の緊急停止機能 ⑤ 未臨界維持機能 ⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 ⑦ 原子炉停止後の除熱機能 ⑧ 炉心冷却機能 ⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 ⑩ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 ⑪ 事故時のプラント状態の把握機能 ⑫ 制御室外からの安全停止機能 <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>⑦ (P10)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (6 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。 SA①-7 ⑤(P10)へ</p> <p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。 DB①-11 ⑥(P10)へ</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 DB①-12 ⑦(P11)へ</p>	<p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。◇</p> <p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。◇</p> <p>外部火災については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。◇</p> <p>火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。◇ (i) 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。◇ (ii) 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化（各責任者と権限）、火災防護計画を遂行するための組織の明確化（各責任者と権限）、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施等について定める。◇ (iii) 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。◇ (iv) 火災防護計画は、MOX 燃料加工施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。◇ (iv)-1 事業許可基準規則第五条に基づく</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (7 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>上記(iii)で示す対策◇</p> <p>(iv)-2 事業許可基準規則第二十三条に基づく火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の対策、並びに重大事故等対処施設の火災及び爆発により安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに重大事故等対処施設の安全性が損なわれないための火災防護対策◇</p> <p>可搬型重大事故等対処設備、その他 MOX 燃料加工施設については、設備等に応じた火災防護対策◇</p> <p>(iv)-3 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の爆発、MOX 燃料加工施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災から安全機能を有する施設を防護する対策◇</p> <p>ただし、原子力災害に至る火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発生時の対処、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる MOX 燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。◇</p> <p>なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、消防法及び建築基準法に基づく火災防護対策を実施する。◇</p> <p>(iv)-4 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的実施することを定める。◇</p> <p>(iv)-5 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づき継続的な改善を図っていくことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認することを定める。◇</p> <p>(iv)-6 火災防護計画は、再処理事業所 MOX 燃料加工施設の「原子炉等規制法」第22条第1項の規定に基づく再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づく文書として制定する。◇</p> <p>(iv)-7 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法等を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要事項については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (8 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(火災等による損傷の防止) 第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。 SA①, ⑤, ⑥</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。 SA①, ⑤, ⑥</p> <p>3 重大事故等対処施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。 SA①, ②, ③, ④, ⑦</p>	<p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。 SA①-1</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。 SA①-1, 13</p> <p>⑧ (P56)～</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 火災防護の設計方針は同様だが、事業変更許可申請書本文において、火災防護の目的を詳細に記載しているため。</p>	<p>b. 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、<u>重大事故等対処施設を設置する【SA①-1, 13】区域を火災区域及び火災区画に【SA①-1, 13】設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>火災防護対策を講ずる対象として、重大事故等対処施設のうち、火災又は爆発が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼす可能性のある構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、重大事故等対処施設のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)に対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、NFPA801 を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。SA①-5</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」の要求を参考として MOX 燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ【SA①-5】た火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)に対する火災防護対策については、火災防護計画に定める。</p>	<p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる。</p> <p>② (P2)から</p>	<p>SA①-13 (P56～) SA①-1 (P9から)</p> <p>SA①-5 (P9～)</p> <p>特記事項： 本ページ以降の許可申請書についての2列では、基本設計方針の列の記載順序に合わせるため、許可申請書の記載順序の一部を入れ替えている。(11条に対応する許可の記載の後に、同様な内容で29条に対応している許可の記載を紫文字・枠囲みで記載するようにしている。)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (9 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 SAで考慮するのは配置に限定されるため等を削除した。</p> <p>【許可からの変更点】 同様の主旨の説明を次の段落に記載しており、重複となるため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> DBとSAを書き分けによる主語の明確化のため。</p>	<p>重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。 SA①-1</p> <p>【許可からの変更点】 火災区域設定を行う範囲を明確化したため。</p> <p>【許可からの変更点】 同様の主旨の説明を前の段落に記載しており、重複となるため。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 SA①-3</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。 SA①-4</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。SA①-5</p>	<p>① 基本事項 a. 火災区域及び火災区画の設定 重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。 SA①-1, 4 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。 【SA①-1】火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。 SA①-1 火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。SA①-10</p> <p>⑨ (P57)へ</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。SA①-3</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。 SA①-4 重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定する。 SA①-5 重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 SA①-5</p>	<p>i. 火災区域及び火災区画の設定 重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。◇</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。◇</p> <p>火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。◇</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。◇</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。◇ 上記方針に基づき、以下の建屋に火災区域及び火災区画を設定する。◇ (i) 建物 (i)-1 燃料加工建屋◇ (i)-2 非常用所内電源設備の燃料油貯蔵タンク◇ (i)-3 第1保管庫・貯水所◇ (i)-4 第2保管庫・貯水所◇ (i)-5 緊急時対策建屋◇ (ii) 燃料補給設備等 (ii)-1 重油貯槽◇ (ii)-2 第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)◇</p>	<p>建屋等の火災区域は、耐火壁により囲われ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。</p> <p>③ (P3)から</p> <p>⑤ (P4)から</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>⑥ (P4)から</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>SA①-1 (P8へ)</p> <p>SA①-10 (P98へ)</p> <p>SA①-5 (P8から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (10 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「動的機器の故障等」とは内的事象として考慮する要因の総称として示した記載であることから許可の記載のとおりとした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は内的 SA については工程停止により重大事故に至らないことから、火災防護計画に定めて管理する範囲としている。</p> <p>【許可からの変更点】 火災防護の計画として、管理も含めた運用を設工認で担保するために記載。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は内的 SA を定義しており、火災防護計画により定めて管理する範囲としているため。</p> <p>【許可からの変更点】 常設 SA 設備の火災防護上の扱いについては、設計に係る事項を基本設計方針として前段に記載しており、運用に係る事項も考慮する観点で、火災防護計画に定めて管理する範囲を明確にするために、個別に記載した。</p>	<p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 SA①-6</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。 SA①-8</p> <p>5.1.3 火災防護計画 MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。 DB①-10, SA①-9</p> <p>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 DB①-10</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 SA①-7, SA①-9</p> <p>その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 DB①-11, SA①-9</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 SA①-8</p>	<p>重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。SA①-6</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。 SA①-8</p> <p>④(P5)から</p> <p>f. 火災防護計画 MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。【DB①-10】火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。DB①-10</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。 SA①-7</p> <p>⑤(P6)から</p> <p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。 DB①-11</p> <p>⑥(P6)から</p>	<p>【許可からの変更点】 設備に限定されるため等を削除した。</p> <p>【許可からの変更点】 具体的には添付説明書及び保安規定に記載するため詳細の記載を割愛。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請上の設備区分に合わせて適正化した。</p>	<p>なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>⑦(P5)から</p> <p>SA①-9 (P11 から)</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護対策を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても保安規定に定めて、管理する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (11 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 許可においては DB に限定した記載となっていたが、SA についても展開が必要なものとして記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準、準拠法令の相違のため。(以下同じ)</p> <p>4 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。 DB⑨</p> <p>5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。 DB⑨</p> <p>6 焼結設備その他の加熱を行う設備(次項において「焼結設備等」という。)は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。 DB⑨</p> <p>7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等(爆発の危険性がないものを除く。)は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。 DB⑨</p> <p>二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。 DB⑨</p>	<p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。DB①-12, SA①-9</p> <p>【許可からの変更点】 方針を DB と同様にしており、SA の基本設計方針として具体的な内容を書き下したため。(以下同じ)</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 DB①-2, SA①-9</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。 DB①-2, SA①-9</p>	<p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。DB①-12</p> <p>⑦(P6)から</p> <p>b. 火災防護計画 火災防護計画は、「ロ。(二)(1)① f. 火災防護計画」に示す。 SA①-9</p> <p>② 火災及び爆発の発生防止 a. MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 DB①-2</p> <p>【「等」の解説】 「化学薬品等」の指す内容は分析試薬であり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>② 火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 SA①-9</p>	<p>【「等」の解説】 「運用等」の指す内容は組織体制、防護対策の内容、その他運用管理などであり、火災防護計画で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>ii. 火災防護計画 火災防護計画は、「イ。(ロ)(4)① a.(a)vi. 火災防護計画」に示す。◇</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止 i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 ◇</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。 DB①-2</p> <p>(b) 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止 i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 ◇</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。 SA①-9</p>	<p>外部火災については、安全施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等について保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p>	<p>SA①-9(P10～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (12 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業許可本文 (P43, DB⑦-8) で定義づけした用語について、基本設計方針における記載位置を踏まえ適切な箇所に記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「焼結炉等」の指す内容は焼結炉及び小規模焼結処理装置であり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。 DB⑨-1, SA②-1</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。DB⑨-3, SA②-3</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。 DB⑨-2, SA②-2</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。 DB⑨-3, SA②-3</p> <p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 DB⑨-4, SA②-4</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 DB⑨-5, SA②-5</p>		<p>(i) 運転で使用する水素による爆発の発生防止 水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。DB⑨-1 水素最高濃度9.0vol%の設定根拠は、実験結果(添5第7図)に示す通り、空気といかなる混合比においても爆発が発生する濃度未満となっているためである。◇</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。 DB⑨-3</p> <p>(i)-1 エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 DB⑨-2</p> <p>(i)-2 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 DB⑨-3</p> <p>(i)-3 エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 DB⑨-4</p> <p>(i)-4 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 DB⑨-5</p>		<p>SA②-1 (P13 から)</p> <p>SA②-3 (P13 から)</p> <p>SA②-2 (P13 から)</p> <p>SA②-3 (P13 から)</p> <p>SA②-4 (P13 から)</p> <p>SA②-5 (P13 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (13 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。 DB⑨</p>	<p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 DB⑨-6, SA②-6</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。 DB⑨, SA②</p> <div data-bbox="593 777 964 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請での当該記載はないが、技術基準規則への適合の観点で記載した。</p> </div> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。 DB⑩-1, SA②-8</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。 DB⑪-1, SA②-9</p>		<p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値として 1800℃[◇]を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 DB⑨-6</p> <div data-bbox="1519 730 2030 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(i) 運転で使用する水素による爆発の発生防止 「イ.(ロ)(4)①a.(b)i.(i) 運転で使用する水素による爆発の発生防止」の基本方針を適用する。 SA②-3, SA②-1, 2, 3, 4, 5, 6</p> </div> <div data-bbox="1519 1087 2030 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(ii) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止 分析試薬による火災及び爆発を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。[◇] また、加熱機器、裸火及び分析試薬の使用場所を制限することにより、可燃性分析試薬による火災及び爆発を防止する。[◇]</p> </div> <div data-bbox="1519 1352 2030 1528" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(ii) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止 「イ.(ロ)(4)①a.(b)i.(ii) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止」の基本方針を適用する。[◇]</p> </div> <div data-bbox="1519 1541 2030 1751" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(iii) グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。 DB⑪-1</p> </div> <div data-bbox="1519 1764 2030 1961" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(iii) グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 「イ.(ロ)(4)①a.(b)i.(iii) グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止」の基本方針を適用する。 SA②-9</p> </div>		<p>SA②-3 (P12 へ) SA②-1 (P12 へ) SA②-2 (P12 へ) SA②-3 (P12 へ) SA②-4 (P12 へ) SA②-5 (P12 へ)</p> <p>DB⑩-1 (P14 から) SA②-8 (P15 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (14 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 火災及び爆発の発生防止対策の冒頭宣言として本記載を追加した。</p> <p>【「等」の解説】 「焼損の防止対策等」の指す内容は漏えいの防止、拡大防止、配置上の考慮、換気、防爆、貯蔵、空気の混入防止などであり、添付説明書で対策内容を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉でも使用される可燃物に対する発生防止の設計方針は同様であるが、MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、火災等の発生のおそれのある取扱物質を記載しているため。</p>	<p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>DB①-4, SA①-4</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>DB①-4, 5, SA①-4, 5</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>DB⑩-1, SA②-8</p> <p>【許可からの変更点】 分析試薬の取り扱いについては、施設特有の火災及び爆発の発生防止に記載されており、記載の重複を避けるため、当該箇所を呼び込む記載とする。</p>	<p>また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>DB①-4</p> <p>また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>SA①-4</p> <p>【許可からの変更点】 発火性物質等の選定については、添付書類五 イ. (ロ)(4)① a. (b) ii (i) 及びイ. (ロ)(4)① b. (b) ii (i) より、考慮すべき対象設備を抽出した。(具体的な考え方については、添付説明書に記載。)</p>	<p>ii. MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、接地対策、空気の混入防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。◇</p> <p>ii. 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、接地対策、空気の混入防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。◇</p> <p>(i) 発火性物質又は引火性物質</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、【DB①-5】以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うもののうち◇「潤滑油」、燃料油に加え、【DB①-5】高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである◇「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。DB①-5</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。</p> <p>DB⑩-1</p> <p>(i) 発火性物質又は引火性物質</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、【SA①-5】以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物とし</p>	<p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>DB①-4 (P20, P21, P22, P23, P26 及び P28 へ)</p> <p>SA①-4 (P20, P21, P22, P23, P26 及び P28 へ)</p> <p>SA①-5 (P15 から)</p> <p>火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>DB⑩-1 (P13 へ)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (15 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>DB②-1, SA②-10</p>		<p>て取り扱うものうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、【SA②-5】 高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。【SA②-5】</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。【SA②-8】</p> <p>(i)-1 漏えいの防止及び拡大防止 火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。◇</p> <p>(i)-1 漏えいの防止, 拡大防止 火災区域に対する漏えいの防止対策, 拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。◇</p> <p>(i)-1-1 発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である「潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。))は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>DB②-1</p> <p>(i)-1-1 発火性物質又は引火性物質である油内包設備 火災区域又は火災区画に設置する「油内包設備」は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>SA②-10</p> <p>(i)-1-2 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である「水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。))は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>DB②-5</p>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、</p>	<p>SA②-5(P14へ)</p> <p>SA②-8(P13へ)</p> <p>DB②-5(P20へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (16 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 対象施設を明確化した。</p>	<p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。 DB②-2, SA②-11</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。 DB②-3, SA②-12</p>	<p>【許可からの変更点】 油内包設備を設置する火災区域又は火災区画について、換気方法を明確化するため追記した。</p>	<p>(i)-1-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。 SA②-14</p> <p>(i)-2 配置上の考慮 火災区域における設備の配置については、発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質貯蔵等の機器等を損なわないよう【DB②-2,6】に、発火性物質又は引火性物質を内包する設備と安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の間は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。DB②-2,6</p> <p>(i)-2 配置上の考慮 火災区域における設備の配置については、発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、重大事故に対処するために必要な機能を損なわないよう【SA②-11,15】、発火性物質又は引火性物質を内包する設備と重大事故等対処施設は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。SA②-11,15</p> <p>(i)-3 換気 火災区域に対する換気について、以下の設計とする。◇ (i)-3-1 発火性物質又は引火性物質である油内包設備 発火性物質又は引火性物質である油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、漏えいした場合に気体状の発火性物質又は引火性物質が滞留しないよう、換気を行う設計とする。 DB②-3</p> <p>(i)-3 換気 火災区域に対する換気について、以下の設計とする。◇ (i)-3-1 発火性物質又は引火性物質である油内包設備 建屋内で重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、発火性物質又は引火性物質である油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、【SA②-12】漏えいした場合に気体状の発火性物質又は引火性物質が滞留しないよう、換気を行う</p>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p>	<p>SA②-14 (P20 へ)</p> <p>DB②-6 (P20 へ)</p> <p>SA②-15 (P20 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (17 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>設計とする。SA②-12 <u>また、屋外に設置する燃料貯蔵設備は、◇自然換気【SA②-12】を行う設計とする。◇</u></p> <p>(i)-3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備 <u>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である◇可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池◇を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、◇換気を行う設計とする。</u> DB②-7</p> <p>(i)-3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備 <u>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である◇可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池◇を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、◇換気を行う設計とする。</u> SA②-16</p> <p><u>蓄電池を設置する火災区域は機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</u> DB⑧-1 安全上重要な施設の蓄電池、非常用直流電源設備等を設置する火災区域の換気設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。◇ それ以外の蓄電池を設置する火災区画の換気設備は、建屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換気系の送風機による◇換気を行う設計とする。 DB⑧-1</p> <p><u>蓄電池を設置する火災区域は機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</u> SA⑦-1 安全上重要な施設の蓄電池、非常用直流電源設備等を設置する火災区域の換気設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。◇ それ以外の蓄電池を設置する火災区画の換気設備は、建屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換気系の送風機による◇換気を行う設計とする。 SA⑦-1</p>		<p>DB②-7 (P20 ~)</p> <p>SA②-16 (P20 ~)</p> <p>DB⑧-1 (P20 ~)</p> <p>SA⑦-1 (P20 ~)</p>

【許可からの変更点】
 対象となる設備の定義を基本設計方針に記載した。

【許可からの変更点】
 可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画について、換気方法を基本設計方針に記載した。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (18 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は、再処理施設と共用する緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。◇</p> <p>(i)-3-3 焼結炉等 焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。 DB②-8</p> <p>(i)-3-3 焼結炉等 焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。 SA②-17</p> <p>(i)-4 防爆 火災区域に対する◇防爆【DB②-9】について、以下の設計とする。◇ (i)-4-1 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を内包する設備 (i)-4-1-1 火災区域内に設置する引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設備の外部への漏えいを想定しても、引火点は発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いものを使用することで、可燃性の蒸気が発生しない設計とする。◇</p> <p>また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、重油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、通気口又は非常用所内電源設備より給電する換気設備により、可燃性の蒸気が滞留しない設計とする。◇</p> <p>(i)-4 防爆 火災区域に対する◇防爆【SA②-18】について、以下の設計とする。◇ (i)-4-1 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を内包する設備 (i)-4-1-1 火災区域内に設置する引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点は発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度より</p>		<p>DB②-8 (P21 ~)</p> <p>SA②-17 (P21 ~)</p> <p>DB②-9 (P21 ~)</p> <p>SA②-18 (P21 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (19 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>も高いものを使用することで、可燃性の蒸気が発生しない設計とする。◇</p> <p>また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、重油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、<u>通気口又は非常用所内電源設備より給電する換気設備により、可燃性の蒸気が滞留しない設計とする。◇</u></p> <p>(i)-4-1-2 工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、<u>◇火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等◇を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は防爆構造とする設計とする。</u></p> <p>また、<u>静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p> <p>DB②-9</p>		DB②-9 (P21 ~)
			<p>(i)-4-1-2 火災区域又は火災区画に設置する◇<u>発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等◇を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</u></p> <p>SA②-18</p> <p>なお、工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、<u>重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。◇</u></p> <p>また、<u>静電気の発生のおそれのある機器は、防爆構造とする設計とする。</u></p> <p>SA②-18</p>		SA②-18 (P21 ~)
			<p>(i)-4-2 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備</p> <p><u>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p> <p>DB②-10</p>		DB②-10 (P22 ~)
			<p>(i)-4-2 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備</p> <p><u>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p> <p>SA②-19</p>		SA②-19 (P22 ~)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (20 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「溶接構造等」の指す内容はフランジ、継手、その機器等に合わせたシール措置などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 対象施設を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 対象となる設備を定義した。</p> <p>【許可からの変更点】 可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画について、換気方法を明確化するため記載を追加した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 分離配置の設計方針は同様であるが、キュービクルタイプの蓄電池(MSE型)については、通常時水素放出のおそれがないことを踏まえ、分離の対象を明確化する目的で記載した。</p>	<p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、<u>運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</u> DB②-4, SA②-13</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。 DB②-5, SA②-14</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。 DB②-6, SA②-15</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、<u>可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</u> DB①-4, DB②-7, SA①-4, SA②-16</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。 DB⑧-1, SA⑦-1</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。 DB①-4, DB⑧-2, SA①-4, SA⑦-2</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 DB⑧-3, SA⑦-3</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備の設計方針は同様であるが、許可段階より溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計としていた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 壁による分離設計は同様であるがそれに加えて、可燃性ガス内包配管が安重設備と同一区画内にある場合には、隔離により配置上の考慮を行っているため。</p> <p>【許可からの変更点】 水素漏えい時の対応として緊急時対策建屋における水素漏えい時の警報発報先を明確化した。</p>	<p>(i)-5 貯蔵 火災区域に設置する⇩発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器【DB②-4】については、以下の設計とする。⇩</p> <p>発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う非常用発電機用の燃料油及び焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスに対し以下の措置を講ずる。⇩</p> <p>(i)-5-1 非常用発電機へ供給する屋内の燃料油⇩は、必要な量に留め、消防法に基づき地下タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。 DB②-4 貯蔵量は、負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して非常用発電機1台を連続運転するために必要な量を屋外に貯蔵する設計とする。⇩</p> <p>(i)-5-2 焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素・アルゴン混合ガス設備から燃料加工建屋の焼結炉等へ供給する設計とする。⇩</p> <p>また、焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。⇩</p> <p>(i)-5-2-1 水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。⇩</p> <p>(i)-5-2-2 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。⇩</p> <p>(i)-5-2-3 混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。⇩</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。⇩</p> <p>(i)-5-2-4 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。⇩</p> <p>(i)-5 貯蔵 火災区域に設置する⇩発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器については、以下の設計とする。⇩ SA②-13</p>	<p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備の配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から水素の漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、</p> <p>水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備及び水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。 (火災区域内に水素ポンペなし)</p> <p>水素ポンペは、運転上必要な量のみを貯蔵する設計とする。また、通常時はポンペ元弁を閉とする運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p>	<p>SA②-13 (P21 から)</p> <p>DB②-5 (P15 から) SA②-14 (P16 から)</p> <p>DB②-6 (P16 から) SA②-15 (P16 から)</p> <p>DB①-4 (P14 から) DB②-7 (P17 から) SA①-4 (P14 から) SA②-16 (P17 から)</p> <p>DB⑧-1 (P17 から) SA⑦-1 (P17 から)</p> <p>DB①-4 (P14 から) DB⑧-2 (P26 から) SA①-4 (P14 から) SA⑦-2 (P26 から)</p> <p>DB⑧-3 (P47 から) SA⑦-3 (P48 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (21 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 換気停止時の対応として緊急時対策建屋における換気停止時の警報の発報先を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 滞留防止にあたり対象となるガスの種類を明確化した。</p> <p>【「等」の解説】 「機械換気等」の指す内容は、自然換気、適切なシール構造の採用などであり、添付説明書で対策内容を示すため当該箇所では本記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 防爆対策にあたり適用させる条文を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 発火性物質又は引火性物質の万一の漏えいを想定事象として記載した。</p>	<p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製管体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。 DB⑧-4, SA⑦-4</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。 DB⑧-5, SA⑦-5</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。 DB②-8, SA②-17</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。 DB②-16, SA②-25</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 DB⑩-4, DB②-9, SA⑩-4, SA②-18</p>	<p>【「等」の解説】 「無停電電源装置等」の指す内容は直流開閉装置やインバータのような火花を発生おそれがある機器などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 水素に対する火災発生防止対策の基本方針は同様だが、考慮の対象となる機器が異なり、それに伴い具体的な対策も異なるため。</p> <p>【許可からの変更点】 可燃性蒸気の滞留防止対策を明確化した。 (具体的には、漏えい防止(例:DB②-1)、換気(例:DB②-3))</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等を設置することから、施設特有の発生防止対策を記載した。</p>	<p>発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う非常用発電機用の燃料油及び焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガス、再処理施設と共用する重油貯槽及び軽油貯槽の燃料油(重油及び軽油)に対し以下の措置を講ずる。◇</p> <p>(i)-5-1 非常用発電機へ供給する屋内の燃料油は、必要な量に留め、消防法に基づき地下タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。 SA②-13 貯蔵量は、負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して非常用発電機1台を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。◇</p> <p>(i)-5-2 焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素・アルゴン混合ガス設備から燃料加工建屋の焼結炉等へ供給する設計とする。◇</p> <p>また、焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(i)-5-2-1 物理的に切り離すことで、水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統を分離する。◇</p> <p>(i)-5-2-2 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。◇</p> <p>(i)-5-2-3 水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。◇</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。◇</p> <p>(i)-5-2-4 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。◇</p> <p>(i)-5-3 重油貯槽及び軽油貯槽のうち、重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵する【SA②-13】ことを考慮した設計とする。◇ 軽油貯槽は、可搬型発電機等を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵する【SA②-13】ことを考慮した設計とする。◇</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。 (火災区域内に水素ポンベなし)</p> <p>水素ポンベを設置する火災区域又は火災区画については、通常時はポンベ元弁を閉とする運用とし、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画において、発火性又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品の必要な箇所には、接地を施す設計とする。</p>	<p>DB⑧-4 (P47, P48 から) SA⑦-4 (P48 から)</p> <p>SA②-13 (P20 へ)</p> <p>DB⑧-5 (P48 から) SA⑦-5 (P48 から)</p> <p>DB②-8 (P18 から) SA②-17 (P18 から)</p> <p>DB②-16 (P26 から) SA②-25 (P26 から)</p> <p>DB⑩-4 (P14 から) DB②-9 (P18, P19 から) SA⑩-4 (P14 から) SA②-18 (P18, P19 から)</p> <p>SA②-13 (P20 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (22 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 運用に係る内容については、保安規定に定めて管理することを明確化するため。 (以下同じ)</p>	<p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 DB②-10, SA②-19</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。 DB①-4, DB②-11, SA①-4, SA②-20</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設では、水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等を設置することから、施設特有の発生防止対策を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設計に係る内容と運用に係る内容を分けて明確にするため、記載順を修正した。</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設では、製造工程の中で可燃性微粉が滞留するおそれのある機器を使用することから、施設特有の発生防止対策を記載した。</p>	<p>(ii) 可燃性蒸気・微粉の対策 火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。◇ (ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器 火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 DB②-11</p> <p>(ii) 可燃性の蒸気・微粉への対策 (ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器 火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。◇ 重大事故等対処施設を設置するエリアでは、可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器を設置しない設計とする。◇ 地下に設置する重油貯槽及び軽油貯槽は消防法に基づき、通気管による排気を行う設計とする。◇ また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。◇ 火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 SA②-20</p> <p>(ii)-2 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用</p>	<p>火災の発生防止のため、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことにより、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p>	<p>DB②-10 (P19 から) SA②-19 (P19 から)</p> <p>DB①-4 (P14 から) SA①-4 (P14 から)</p> <p>DB①-4 (P14 から) SA①-4 (P14 から) SA②-21 (P23 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (23 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うこと によって、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。 DB①-4, DB②-12, SA①-4, SA②-21</p> <p>【許可からの変更点】 発火源の対策については、添付書類五イ.(ロ)(4)①a.(b)ii(iii)及びイ.(ロ)(4)①b.(b)ii(iii)より基本設計方針とすべき内容を記載した。(具体的な設備については添付説明書に記載。)</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。 DB①-4, DB②-13, SA①-4, SA②-22</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 DB②-14, SA②-23</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発火源に対する火災発生防止対策の基本方針は同様だが、考慮の対象となる機器が異なり、それに伴い具体的な対策も異なるため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 発火源に対する火災発生防止対策の基本方針は同様だが、考慮の対象となる機器が異なり、それに伴い具体的な対策も異なるため。</p>	<p>いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行う設計とする。 DB②-12</p> <p>(ii)-2 可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行う設計とする。 SA②-21</p> <p>(iii) 発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。 DB②-13</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 DB②-14</p> <p>(iii) 発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。 SA②-22</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の過熱を防止する設計とする。 SA②-23</p>	<p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、</p> <p>高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。</p>	<p>SA②-21 (P22 へ)</p> <p>DB①-4 (P14 から) SA①-4 (P14 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (24 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発火源に対する火災発生防止対策の基本方針は同様だが、考慮の対象となる機器が異なり、それに伴い具体的な対策も異なるため。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。 DB②-21, SA②-29</p>		<p>(iii)-1 火花の発生を伴う設備 (iii)-1-1 挿入溶接装置 燃料棒の端栓を溶接する設備は、TIG 自動溶接方式とするが、火花が飛散することがないように、装置内雰囲気の不活性であるヘリウムガスに置換した後に溶接を行うことで、発火源とならない設計とする。◇</p> <p>(iii)-1-2 燃料棒解体装置 燃料棒の端栓切断には火花が飛散することがないように、押切機構の切断機（パイプカッタ）を使用することで発火源とならない設計とする。◇</p> <p>(iii)-1 火花の発生を伴う設備 (iii)-1-1 挿入溶接装置 燃料棒の端栓を溶接する設備は、TIG 自動溶接方式とするが、火花が飛散することがないように、装置内雰囲気の不活性であるヘリウムガスに置換した後に溶接を行うことで、発火源とならない設計とする。◇</p> <p>(iii)-1-2 燃料棒解体装置 燃料棒の端栓切断には火花が飛散することがないように、押切機構の切断機（パイプカッタ）を使用することで発火源とならない設計とする。◇</p> <p>(iii)-2 高温となる設備 (iii)-2-1 焼結炉等 焼結炉等は、運転中は温度制御機器により炉内の温度制御を行う設計とする。 DB②-21 焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう、運転中は冷却水により冷却する設計とする。◇ また、燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。◇ さらに、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。◇ なお、雰囲気ガスを加湿する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。◇</p> <p>(iii)-2-2 再生スクラップ焙焼処理装置 グローブボックス内に設ける電気炉は、空冷により炉表面の温度を低く保つ設計とする。◇</p> <p>(iii)-2-3 スタック乾燥装置 スタック乾燥装置は、装置表面が高温にならないよう断熱材で覆う設計とし、 運転中は温度を監視するとともに温度制御機器により温度制御を行う設計とする。 DB②-21</p>	<p>SA②-29 (P25 から)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (25 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>DB⑧-6, SA⑦-6</p>		<p>(iii)-2 高温となる設備 (iii)-2-1 焼結炉等 焼結炉等は、運転中は温度制御機器により炉内の温度制御を行う設計とする。</p> <p>SA②-29 焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう、運転中は冷却水により冷却する設計とする。◇ また、燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。◇ また、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。◇ なお、雰囲気ガスを加湿する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。◇</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、崩壊熱が火災の発生要因とならないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 放射性物質を含んだフィルタの処理係る設計方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設ではチャコールフィルタを使用しないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設における放射性物質の貯蔵等の機器等については、動的閉じ込め設計としていることから火災時に換気設備の停止及び隔離弁の閉止を行わない設計としているため。</p> <p>(iv) 水素対策 火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。◇ 火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内包する設備は、溶接構造等により区域内への水素・アルゴン混合ガスの漏えいを防止するとともに、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。◇</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では放射線分解により発生する水素がないため。</p>	<p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。</p> <p>また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の換気設備は、火災時に他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、換気設備の停止及び隔離弁の閉止により、隔離ができる設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画における、水素の蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成17年10月）」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>SA②-29 (P24 へ)</p> <p>DB⑧-6 (P50 から) SA⑦-6 (P50 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (26 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 空気混入防止対策は MOX 燃料加工施設特有の対策のため。(以下同じ)</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>DB①-4, DB②-17, SA①-4, SA②-26</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>DB②-17, SA②-26</p>		<p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。DB②-16</p> <p>蓄電池を設置する火災区域は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。◇</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。DB⑧-2</p> <p>(iv) 水素対策 火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。◇ 火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内包する設備は、溶接構造等により火災区域内への水素・アルゴン混合ガスの漏えいを防止するとともに、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。◇</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>SA②-25</p> <p>蓄電池を設置する火災区域は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。◇</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>SA⑦-2</p> <p>(v) 空気の混入防止対策 焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>DB②-17</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>DB②-17</p>		<p>DB②-16 (P21 へ)</p> <p>DB⑧-2 (P20 へ)</p> <p>SA②-25 (P21 へ)</p> <p>SA⑦-2 (P20 へ)</p> <p>DB①-4 (P14 から) SA①-4 (P14 から) SA②-26 (P27 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (27 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。 DB②-18, SA②-26</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。 DB②-18, SA②-26</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 DB②-19, SA②-27</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 DB②-19, SA②-27</p>		<p>(v) 空気の混入防止対策 焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 SA②-26</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。 SA②-26</p> <p>(v)-1 焼結炉 焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室の雰囲気を置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。 DB②-18</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。 DB②-18</p> <p>(v)-1 焼結炉 焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室の雰囲気を置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。 SA②-26</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。 SA②-26</p> <p>(v)-2 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 DB②-19</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 DB②-19</p>		<p>SA②-26 (P26 へ)</p> <p>SA②-27 (P28 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (28 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。 DB②-19, SA②-27</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 DB①-4, DB②-20, SA①-4, SA②-28</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 DB⑧-7, SA⑦-7</p>		<p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。 DB②-18, 19</p> <p>(v)-2 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気水を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 SA②-27 また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 SA②-27 焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。 SA②-27</p> <p>(vi) 過電流による過熱防止対策 MOX 燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、<u>電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</u> DB②-20</p> <p>(vi) 過電流による過熱防止対策 「イ.(ロ)(4)①a.(b)ii.(vi) 過電流による過熱防止対策」の基本方針を適用する。 SA②-28</p>	<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p>	<p>SA②-27 (P27 へ)</p> <p>DB①-4 (P14 から) SA①-4 (P14 から)</p> <p>DB⑧-7 (P47 から) SA⑦-7 (P47 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (29 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準, 準拠法令の相違のため。(事業許可基準規則第五条1項に建物に対する防護対策に係る要求があるため。)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準, 準拠法令の相違のため。(技術基準規則第十一条3項に「可能な限り」と記載されているため。)</p> <p>【「等」の解説】 「当該機器等」の指す内容は構築物, 系統及び機器などであり, 添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX 燃料加工施設の建物は, 耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに, 必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 DB③-1, SA③-1</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は, 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし, 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は, 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該機器等における火災及び爆発に起因して, 他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 DB⑥-6, SA⑥-6</p> <p>【許可からの変更点】 対象となる設備を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 用語の統一のため, 基本設計方針には記載しない。</p>	<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX 燃料加工施設の建物は, 耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに, 必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 DB③-1</p> <p>a. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX 燃料加工施設の建物は, 耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに, 必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 SA③-1</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち, 主要な構造材, ケーブル, 換気設備のフィルタ, 保温材, 建屋内装材及び遮蔽材は, 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし, 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は, 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。 DB⑥-6</p> <p>また, 代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該機器等における火災に起因して, 他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 DB⑥-6</p> <p>重大事故等対処施設の機器等のうち, 主要な構造材, ケーブル, 換気設備のフィルタ, 保温材, 建屋内装材及び遮蔽材は, 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし, 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は, 代替材料を使用する設計とする。 SA⑥-6</p> <p>また, 代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該重大事故等対処施設における火災及び爆発に起因して, 他の重大事故等対処施設の火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 SA⑥-6</p>	<p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>【許可からの変更点】 「主要な構造材, ケーブル, 換気設備のフィルタ, 保温材, 建屋内装材及び遮蔽材」については, 次ページ以降で対象を明確化しているため, 当該箇所では記載しない。</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに遮蔽材は, 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし, 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は, 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。◇</p> <p>また, 構築物, 系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該系統及び機器における火災に起因して, 他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。◇</p> <p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 重大事故等対処施設は, 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし, 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は, 代替材料を使用する設計とする。◇</p> <p>また, 構築物, 系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該系統及び機器における火災に起因して, 他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。◇</p>	<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は, 不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし, 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は, 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計, 若しくは, 当該構築物, 系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該構築物, 系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (30 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「グローブボックス等」とはグローブボックス、焼結炉、小規模焼結処理装置、スタック乾燥装置の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「配管等」の指す内容は配管、ダクト、弁、機器接続部などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。 DB③-2, SA③-2</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違のため。(焼結炉等の閉じ込め境界への対策への対応)</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。 DB③-3, SA③-3</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違のため。(事業許可基準規則解釈 第5条2項二号の要求事項への対応)</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-4, SA③-4</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。 DB③-5, SA③-5</p>	<p>【許可からの変更点】 用語の統一のため、基本設計方針には記載しない。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-4</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 SA③-4</p>	<p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。 DB③-2</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。 SA③-2</p> <p>(i) 主要な構造材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。 DB③-3</p> <p>(i) 主要な構造材に対する不燃性材料 重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。 SA③-3</p> <p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることなく、 【DB③-5】火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に延焼するおそれがないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する◇設計とする。 DB③-5</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリートの不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 不燃性材料を使用する設計方針は同様であるが、発電炉は、例示として具体的材料名を記載しているのに対し、MOX 燃料加工施設は金属材料と総称を記載しているため。</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>SA③-5 (P31 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (31 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考	
	<p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>DB③-6, SA③-6</p>		<p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎にさらされることはなく、【SA③-5】火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の重大事故等対処施設に延焼するおそれがないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用可能な設計とする。</p> <p>SA③-5</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の安全機能を有する施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>DB③-6</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油、並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用可能な設計とする。</p> <p>SA③-6</p> <p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>DB③-12</p> <p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>SA③-12</p>		<p>金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>DB③-7, SA③-7</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>DB③-8, SA③-8</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>ただし、管理区域の床に塗布されている耐放射線性のコーティング剤は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼</p>	<p>SA③-5 (P30 へ)</p> <p>DB③-12 (P34 へ)</p> <p>SA③-12 (P34 へ)</p> <p>DB③-7 (P33 から) SA③-7 (P34 から)</p> <p>DB③-8 (P34 から) SA③-8 (P34 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (32 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 火災が発生した場合でも延焼しにくい理由を記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「機器等」の指す内容は盤、計器類などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 非難燃ケーブルに対する設計方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設は、具体的な対応を事業変更許可申請書に記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「敷設等」の指す内容は耐火パテ、シール材の充填措置などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-8, SA③-8</p> <p>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。 DB⑧-8, SA⑧-8</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。 DB③-9, SA③-9</p> <p>【「等」の解説】 「筐体等」の指す内容はケーブルボックス、ケーブルトレイなどであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。 DB③-10, SA③-10</p>	<p>【「等」の解説】 「耐摩耗等」の指す内容は漏えい防止、耐放射線性、耐水性、耐薬品性、耐油性などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「中央監視室等」とは中央監視室、制御第1室、制御第4室の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。 DB③-9</p> <p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。 SA③-9</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とし、当該ケーブルの火災に起因して他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 DB③-10</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。</p> <p>(iii) 難燃ケーブルの使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに安重機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383-1974又は IEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。 DB③-9</p> <p>(iii) 難燃ケーブルの使用 重大事故等対処施設及び安重機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383-1974又は IEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。 SA③-9</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。具体的には、非常用発電機の一部に使用するケーブルは、制御のために微弱信号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために専用のケーブルを使用する設計とする必要がある。したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防</p>	<p>部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防災性能を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性(UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(IEEE383(ファイバケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、実証試験により耐延焼性等が確認できない放射線モニタケーブル及び重大事故等対処施設である通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>また、上記ケーブル以外の非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに</p>	<p>DB③-8 (P34 から) SA③-8 (P34 から)</p> <p>DB⑧-8 (P49 から) SA⑧-8 (P49 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (33 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点】 「設計基準事故に対処するための設備」は事業許可申請書本文における「安重機能を有する機器等」と同義であり、「火災防護上重要な機器等」に包含されるため。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-11, SA③-11</p>	<p>重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、金属製の筐体等に収納する、延焼防止材により保護する、専用の電線管に敷設する等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。SA③-10</p> <p>【許可からの変更点】 主要な構造材については、P30のDB③-3及びSA③-3において記載している</p>	<p>止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。◇</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能(延焼性及び自己消火性)を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。◇</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。◇</p> <p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。◇</p> <p>(iv) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、換気設備のフィルタの主要な構造材は、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-11</p> <p>(iv) 換気フィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(iv)換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。 SA③-11</p> <p>(v) 保温材に対する不燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム等、◇平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。 DB③-7</p>	<p>取り替えて使用する設計とするが、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置(複合体)を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</p> <p>(a) 代替措置(複合体)を施す設計 複合体を構成する防火シートには、複合体の難燃性能を確保し形状を維持するため、不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性を確認する実証試験等でそれらの性能を有することを確認し、またケーブル及びケーブルトレイに悪影響を及ぼさないため、電気的機能、非腐食性及び重量増加の実証試験等でケーブル及びケーブルトレイに影響を与えないことを確認したシートを使用する設計とする。</p> <p>上記性能を有する防火シートを用いて形成する複合体は、イ.に示す複合体外部の火災を想定した場合に必要な設計を行った上で、ロ.に示す複合体内部の発火を想定した場合に必要な設計を加えることで、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保する設計とする。 (非難燃ケーブルへの対策については、東海第2特有の記載のため、省略する。)</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No. 11A-2003(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> フィルタへの不燃・難燃要求は同様であるが、設計上の考慮の違いにより、難燃性能を確認する試験方法が異なるため。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、非難燃ケーブル(複合体)への対応は、設計上考慮する必要がないため、記載しない。</p> <p>DB③-7(P31へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (34 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。 DB③-12, SA③-12</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-13, SA③-13 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。 DB③-13, SA③-13</p>	<p>【許可からの変更点】 火災防護審査基準に準じて許可を記載しているが、当該機器に内包される可燃性物質は絶縁油に限定されるため。</p> <p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。DB③-12</p> <p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。SA③-12</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 遮蔽材への不燃・難燃対策は MOX 燃料加工施設特有の対策のため。</p>	<p>(v) 保温材に対する不燃性材料の使用 「イ. (ロ)(4)①a. (b)iii. (v) 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。 SA③-7</p> <p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。DB③-8 ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、【DB③-8】原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコーティング剤により塗装する◇設計とする。DB③-8</p> <p>塗装は、◇難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、また、燃料加工建屋内に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質がないことから、【DB③-8】塗装が発火した場合においても他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災を生じさせるおそれは小さい。◇</p> <p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 「イ. (ロ)(4)①a. (b)iii. (vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。 SA③-8</p> <p>(vii) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 DB③-13 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。 DB③-13</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p>	<p>SA③-7 (P31 へ)</p> <p>DB③-8 (P31 へ)</p> <p>DB③-8 (P32 へ)</p> <p>DB③-8 (P32 へ)</p> <p>SA③-8 (P31 及び P32 へ)</p> <p>DB③-12 (P31 から) SA③-12 (P31 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (35 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備設計にあたって、第八条 外部衝撃においてフィルタの目詰まり以外の事象も考慮した設計とすることから、SAの許可本文の記載にあわせて表現を修正した。</p> <p>【許可からの変更点】 自然現象による火災及び爆発の発生防止対策を講ずる対象となる設備を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 DBにおいて対象となる設備を明確化した。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 DBにおいて対象となる設備を明確化した。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 事業許可基準規則から技術基準規則へ記載を変更した。(以下同じ)</p>	<p>【許可からの変更点】 設備設計にあたって、第八条 外部衝撃においてフィルタの目詰まり以外の事象も考慮した設計とすることから、SAの許可本文の記載にあわせて表現を修正した。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。 DB④-7, SA④-7</p> <p>【許可からの変更点】 重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象を基本設計方針とし、具体的な事象の選定の考え方については添付説明書に記載することとしたため。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 DB④-8</p> <p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 DB④-1</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 DB④-7</p> <p>重大事故時にMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 SA④-7</p> <p>⑩(P36)から</p> <p>これらの自然現象のうち、MOX 燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 DB④-1</p> <p>(a) 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 DB④-1</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 技術基準、準拠法令の相違のため。</p> <p>(b) 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、事業許可基準規則第</p>	<p>(vii) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(vii) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。 SA④-13</p> <p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。◇ 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対してMOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。◇ 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。◇ 津波、凍結、高温、降水、積雪、他の生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。◇ したがって、MOX 燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。◇ 避雷設備設置箇所を以下に示す。◇ (i)-1 燃料加工建屋◇ (i)-2 排気筒◇</p> <p>(ii) 地震による火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震設計上の重要度に応じて以下に示すS、B及びCの3クラス(以下「耐震重要度分類」という。)に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破</p>	<p>e. 自然現象による火災の発生防止 自然現象として、地震、津波(重大事故等対処施設については、敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 自然現象による火災及び爆発の発生防止の要求は同様であるが、立地条件により設計上の考慮すべき自然現象が異なるため。</p> <p>これらの自然現象のうち、火災を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>⑧ P36へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (36 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 SAにおいて対象となる設備を明確化した。(以下同じ)</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設における対策範囲及び対策内容を明確化しているため。</p>	<p>DB④-2</p> <p>重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 SA⑩-8</p> <p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 SA④-1</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 SA④-1</p>	<p>七条に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。DB④-2</p> <p>重大事故時に MOX 燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 SA⑩-7 ⑩(P35)へ</p> <p>これらの自然現象のうち、MOX 燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 SA⑩-8</p> <p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 SA④-1</p> <p>各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 SA④-1</p>	<p>壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。◇ 耐震については事業許可基準規則第七条に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。◇</p> <p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 重大事故時における MOX 燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。◇ 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。◇ 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。◇ したがって、MOX 燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)含む。)◇及び森林火災【SA⑩-8】について、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。◇</p> <p>各々の防護対象施設に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。◇ 避雷設備設置箇所を以下に示す。 (i)-1 燃料加工建屋◇ (i)-2 排気筒◇</p>	<p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>⑧ P35 から</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (37 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。SA④-2</p> <p>【許可からの変更点】 許可申請時には規則の用語を基に記載しており、許可申請の重大事故等対処施設の記載に合わせて適正化した。</p> <p>重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。 SA④-3</p> <p>【許可からの変更点】 重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象条件については、冒頭で記載しているため、記載しない。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 SA④-4</p> <p>5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 DB⑩-9, SA⑩-9</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 DB⑩-10, SA⑩-10</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 技術基準, 準拠法令の相違のため。</p> <p>重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、事業許可基準規則第二十五条に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。 SA④-2</p> <p>竜巻(風(台風)を含む。)について、重大事故等対処施設は、重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。 SA④-3</p> <p>なお、森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 SA④-4</p> <p>③ 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。DB⑩-9 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。SA⑩-9</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 早期の火災感知及び消火の基本方針は、発電炉と同様であるが、MOX 燃料加工施設特有の機器として一次閉じ込め機能を有するグローブボックスを設置するため。</p>	<p>(ii) 地震による火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。◇ 耐震については事業許可基準規則の第二十五条に示す要求を満足するよう、事業許可基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。◇</p> <p>(iii) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設は、重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。◇</p> <p>(iv) 森林火災による火災及び爆発の発生防止 森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。◇</p> <p>(c) 火災の感知、消火 火災の感知及び消火については、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。◇ 火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。◇</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。DB⑩-10 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。SA⑩-10</p>	<p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む。)から、竜巻防護対策設備の設置、固縛及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 竜巻対策への設計方針は同様であるが、発電炉は炉特有設備への対策を記載しているため。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>DB⑩-9 (P112, P113, P115 及び P120 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (38 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は事業変更許可申請書に地震による火災を想定する場合に耐震重要度分類等に応じて機能維持することを記載しているため。(許可時に説明済み)</p>	<p>火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。 DB⑩-11, SA⑩-11</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。 DB⑤-1, ⑥-1</p> <p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。 SA⑤-1, ⑥-1</p> <p>【許可からの変更点】 許可申請時には規則の用語を基に記載しており、許可申請の重大事故等対処施設の記載に合わせて適正化した。</p> <p>⑪ (P67)へ</p> <p>⑫ (P67)へ</p>	<p>【許可からの変更点】 記載項目の引当て先を適正化した。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「ロ.(二)(1) ②c. 落雷, 地震等の自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。DB⑩-11</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「ロ.(二)(2) ②b. 落雷, 地震等の自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。SA⑩-11</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。DB⑤-1, ⑥-1</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には耐震設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。SA⑤-1, ⑥-1</p> <p>また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤動作又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。 DB⑥-30</p> <p>また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤動作又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。SA⑥-34</p>	<p>具体的な設計を「イ.(ロ)(4)①a.(c) i. 火災感知設備」から「イ.(ロ)(4)①a.(c) iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。◇</p> <p>具体的な設計を「イ.(ロ)(4)①b.(c) i. 火災感知設備」から「イ.(ロ)(4)①b.(c) iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に示す。◇</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ.(ロ)(4)①a.(c) iii. 自然現象の考慮」に示す。◇</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ.(ロ)(4)①b.(c) iii. 自然現象の考慮」に示す。◇</p> <p>また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とすることを「イ.(ロ)(4)①a.(c) iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。◇</p> <p>また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とすることを「イ.(ロ)(4)①b.(c) iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に示す。◇</p>	<p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(1)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 技術基準, 準拠法令の相違のため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (39 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 対象を明確化した。 (対象となる火災防護上重要な機器等の定義は第1章5.1火災等による損傷の防止に対する基本設計方針で説明しているため、当該箇所では記載しない。)</p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。 DB①-12</p>	<p>④ 火災及び爆発の影響軽減 火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。 DB①-12</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 系統分離に対する設計方針は同様であるが、施設の違により記載が異なる。(対策方法は同じだが、系統分離の考え方が異なる。)(以下同じ)</p> <p>⑬(P57)へ 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の火災区域と分離する。DB①-13</p>	<p>(d) 火災及び爆発の影響軽減 i. 火災及び爆発の影響軽減 MOX燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(i) 安全上重要な施設の火災区域の分離 MOX燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。◇ 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。DB⑥-33 そのため、グローブボックス排風機の運転がグローブボックス消火装置の起動条件となるようインターロックを設ける設計とする。◇ さらに、消火ガス放出後は、延焼防止ダンパを自動で閉止する設計とする。◇ 火災区域境界を形成するに当たり、延焼防止ダンパからコンクリート壁までの間にある換気ダクトについては、1.5mm以上の鋼板ダクトを採用することにより、3時間耐火境界を形成し、他の火災区域及び火災区画に対する遮炎性能を担保する設計とする。火災により発生したガスは排気ダクトを経由し排気することで、他の火災区域及び火災区画に熱的影響を及ぼすおそれがない設計とする。◇ また、火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。DB①-3 MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム</p>	<p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも1つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。 このため、火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>DB⑥-33(P77へ)</p> <p>DB①-3(P4へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (40 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 影響軽減対策を講ずる目的を明確化した。</p> <p>【「等」の解説】 「隔壁等」の指す内容は耐火壁であり、添付説明書で対策内容を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p> <p>DB⑦-14</p> <p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB⑦-1</p> <p>b. 水平距離 6m 以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を 6m 以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB⑦-1</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB⑦-1</p>	<p>【許可からの変更点】 具体的な火災防護上の系統分離対策を講じる設備は第1章 共通項目の「5.1 火災等による損傷の防止」に対する基本設計方針で説明しているため、当該箇所では記載しない。</p> <p>また、MOX 燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、【DB⑦-14, ⑦-1】</p> <p>「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、【DB⑦-1, 15】</p> <p>【許可からの変更点】 系統分離の対象はグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備（近傍に敷設されるその他のケーブル含む）であり、b, c 項と同一であることから、記載統一のため適正化した。</p> <p>「互いに相違する系列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は【DB⑦-1, 15】</p> <p>「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p> <p>DB⑦-1, 15</p>	<p>混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として再処理施設と共用する。Ⓐ</p> <p>共用する火災影響軽減設備は、再処理施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるような十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。Ⓐ</p> <p>(ii) 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX 燃料加工施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策が必要な機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブルに対し、Ⓐ以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>DB⑦-14</p> <p>(ii)-1 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離する設計とする。DB⑦-1, 16</p> <p>(ii)-2 水平距離 6m 以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を 6m 以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB⑦-1, 17</p> <p>(ii)-3 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB⑦-1, 18</p>	<p>⑨ (P91)へ</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策</p> <p>中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ、Ⅲを境界とし、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>ロ. 6m 以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離 6m 以上の離隔距離を確保する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を作動させる設計とする。</p> <p>ハ. 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>また、火災感知設備及び消火設備は、上記ロ.と同様の設計とする。</p>	<p>DB⑦-15 (P91 へ)</p> <p>DB⑦-16 (P91 へ)</p> <p>DB⑦-17 (P91 へ)</p> <p>DB⑦-18 (P91 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (41 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「消火活動等」の指す内容は火災発生場所の確認、消火の準備、消火器による消火などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 影響軽減対策を講じる対象を明確化した。</p>	<p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策</p> <p>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。 DB⑦-2</p> <p>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 DB⑦-2</p> <p>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 DB⑦-3</p> <p>中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。 DB⑦-3</p> <p>b. 中央監視室床下の影響軽減対策</p> <p>中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。 DB⑦-4</p> <p>【許可からの変更点】 防護対策を明確化した。 (隔壁等→耐火隔壁)</p>	<p>ただし、火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤に関しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。 DB⑦-2</p> <p>【許可からの変更点】 詳細設計として具現化した際に、対策が3時間耐火による分離に限定されるため。</p> <p>⑭(P92)へ</p> <p>中央監視室の床下のケーブルに関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とす</p>	<p>(iii) 中央監視室に対する火災及び爆発の影響軽減</p> <p>中央監視室は上記と同等の保安水準を確保する対策として、以下のとおり火災及び爆発の影響軽減対策を講ずる。◇</p> <p>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、【DB⑦-2】以下に示す分離対策、制御盤内への火災感知器の設置及び運転員による消火活動を実施する設計とする。◇</p> <p>(iii)-1 制御盤の分離</p> <p>中央監視室においては、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。【DB⑦-2】盤の筐体は1.5mm以上の鉄板で構成することにより、1時間以上の耐火能力を有する設計とする。◇</p> <p>(iii)-2 制御盤内の火災感知器</p> <p>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の◇制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り◇速やかに火災の感知及び消火◇を行い、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 DB⑦-3, 19</p> <p>(iii)-3 制御盤内の消火活動</p> <p>制御盤内において、高感度煙感知器又は◇中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行う。 DB⑦-3</p> <p>(iii)-4 中央監視室床下の影響軽減対策</p> <p>DB⑦-4</p> <p>中央監視室の床下に関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。◇</p>	<p>(b) 中央制御室の火災の影響軽減対策</p> <p>イ. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減</p> <p>中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙感知器の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(a)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。離隔距離等による分離として、中央制御室制御盤については、安全区分ごとに別々の盤で分離する設計とし、1つの制御盤内に複数の安全区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のフッ素樹脂(ETFE)電線及び難燃ケーブルを使用し、操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。</p> <p>中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全区分への影響を軽減する設計とする。 これに加えて盤内へ高感度煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。</p> <p>ロ. 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策</p> <p>中央制御室の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室床下コンクリートピットに敷設する火災防護対象ケーブルは、互いに相違する系列の3時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離、又は水平距離を6m以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下コンクリートピットについ</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 盤の系統分離の設計方針は同様であるが、発電炉は同一盤に異区分の混在への対策方針を記載しているため。 (MOX燃料加工施設はなし)</p> <p>DB⑦-19(P92へ) ⑩(P92へ)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 制御盤内に対する系統分離対策の基本方針は同様だが、具体的な対策が異なるため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 床下コンクリートピットへの3時間耐火及び6mの離隔が困難である説明を記載しているものであるが、MOX燃料加工施設は3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で分離するため、選定理由を記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (42 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>る。 DB⑦-4, 20</p> <p>⑭ (P92)へ</p> <p>【許可からの変更点等】 事業許可時は、影響軽減(系統分離対策)に着目した記載としており、対象が中央監視室のみであったが、消火困難区域への消火の観点で着目した場合、床下は制御第1室及び制御第4室も対象となるため。</p>	<p>【許可からの変更点等】 「7.1.1.3 消火設備」で記載した設備名称と整合させるため。</p> <p>中央監視室床下に自動消火設備を設置する場合には、当該室には運転員が滞在することを考慮し、人体に影響を与えない窒素ガスを使用する設計とする。 DB⑥-32</p> <p>【許可からの変更点等】 申請対象設備として、設備名称を明確化した。</p> <p>(iv) 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域の分離 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。◇</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 系統分離要求は同様であるが、格納容器は発電炉特有の施設であるため。</p>	<p>ては、下記に示す分離対策等を行う設計とする。</p> <p>(イ) コンクリートピット等による分離 中央制御室床下コンクリートピットは、安全区分ごとに分離されているため、安全区分の異なるケーブルは分離して敷設する設計とし、コンクリートピットは、1時間の耐火能力を有する構造(原子力発電所の火災防護指針 J E A G 4 6 0 7 - 2010 [解説-4-5] 「耐火壁」(2)仕様を引用)とする。</p> <p>(ロ) 火災感知設備 中央制御室床下コンクリートピット内には、固有の信号を発する異なる2種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせ設置する設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ機能を有するものとする。</p> <p>また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p> <p>(ハ) 消火設備 中央制御室床下コンクリートピット内には、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備(局所)を設置する設計とする。</p> <p>この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に発するとともに、時間遅れを持ってハロンガスを放出する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。</p> <p>(「原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策」の手前まで省略)</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策 原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素が封入され、火災の発生は想定されない。窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止期間であるが、わずかに低温停止に到達していない期間もあることを踏まえ、上記(a)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等を管理する。(「換気設備に対する火災の影響軽減対策」の手前まで省略)</p>	<p>DB⑥-32 (P68 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (43 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 防火ダンパは第1章の冒頭で記載のとおり、性能の明確化のため、3時間耐火性能を有する旨、記載を追加した。</p> <p>【「等」の解説】 「中央監視室等」とは中央監視室、制御第1室、制御第4室の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「著しく消火困難な製造所等」については危険物の規制に関する規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p>	<p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。DB⑦-5 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。 DB⑦-5 (当社の記載) <不一致の理由> 換気ダクトへの防火ダンパの設置要求は同様であるが、MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、工程室内を動的閉じ込めにより負圧にする設計であるため、排気側へのダンパを設置しないことを記載した。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 DB⑦-6 また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。 DB⑦-6</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。DB⑦-7</p>	<p>【許可からの変更点】 対象物の性質に応じて記載を適正化した。</p>	<p>(v) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 DB⑦-5 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する【DB⑦-5】ことから、他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。◇ 火災により発生したガスは排気ダクトを經由し排気することから、他の火災区域との離隔距離を有していることに加え、排風機により常時排気が行われていることから他の火災区域又は火災区画に熱的影響を及ぼすおそれはない。◇ また、換気設備の高性能粒子フィルタは難燃性のものを使用する設計とする。◇ (vi) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、換気設備により発生した煙を排気するために、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 DB⑦-6 また、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。 DB⑦-6 (vii) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。 DB⑦-7</p>	<p>(d) 換気設備に対する火災の影響軽減対策 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に設置する換気設備には、他の火災区域又は火災区画からの境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。 換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。 (当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、換気設備のフィルタの難燃性については、別項目「5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用」にて記載しており、重複を避けるため記載しない。</p> <p>(e) 火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策 運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）又は二酸化炭素自動消火設備（全域）による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (44 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設特有の設備である焼結炉等に対する万一の爆発発生時の影響軽減対策について記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 許可申請における記載内容を基に評価に係る設計内容を整理し記載。 なお、発電炉における許可申請から設工認への展開において同様の記載の変更を行っており、当該記載内容を参考とした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 第1章共通項目「5.1.1 安全機能を有する施設」において、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないように、火災防護対策を講ずることを宣言しているため、記載を適正化した。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 単一故障を想定した火災防護上の設計を明確化した。</p>	<p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。 DB⑦-8</p> <p>5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 DB⑦-9</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。 DB⑦-10</p>	<p>なお、MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉及び小規模焼結処理装置（以下「焼結炉等」という。）における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。 DB⑦-8</p> <p>⑮(P45)から 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の安全機能を維持できることを、火災影響評価にて確認する。 DB⑦-9</p> <p>⑯(P47)から また、MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。 DB⑦-10</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉は「内部火災影響評価ガイド」のとおり原子炉の高温・低温停止に係る評価を実施するが、MOX燃料加工施設においては火災防護上の系統分離対策を講じる設備、及びその他の安重について評価を実施する。 後者に対しては、系統分離対策に加え、離隔距離等の妥当性を伝搬評価により確認することから、記載が異なる。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準、準拠法令の相違のため。</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 単一故障の想定は同様であるが、具体的措置が異なる。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設では、ケーブル処理室に該当する室がないため。</p> <p>(g) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 ケーブル処理室のケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を水平方向0.9m、垂直方向1.5mの最小分離距離を確保する設計とする。最小分離距離を確保できない場合は、隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>b. 原子炉の安全確保 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とする。 ロ. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (45 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「設備等」の指す内容は系統及び機器であり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「可燃性物質の量等」の指す内容は種類、設置状況などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(2) 火災影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることを、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>DB⑦-11</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB⑦-12</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉は系統分離を確認する評価であるのに対し、MOX燃料加工施設は、重要度を考慮し火災防護上の系統分離対策を講じる設備は系統分離を確認、その他はFDTsを含めた伝搬評価を実施するため記載を追加している。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、以下について確</p>	<p>⑤ 火災影響評価</p> <p>⑮(P44)へ</p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の安全機能を維持できることを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>DB⑦-9, 11</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 評価対象が異なることから、記載に差異が生じているが、評価の考え方は同様のため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 評価対象が異なることから、記載に差異が生じているが、評価の考え方は同様のため。</p> <p>【許可からの変更点】 本評価における対象を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 火災防護上の系統分離対策を講じる設備については、本評価において考慮する事項として系統分離対策に限定されるため。</p>	<p>ii. 火災影響評価</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業許可基準規則の解釈を参考に、MOX燃料加工施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収集できることについて確認する。◇</p> <p>内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。◇</p> <p>(i) 火災伝播評価</p> <p>火災区域又は火災区画に火災を想定した場合に、隣接火災区域又は火災区画への影響の有無を確認する。◇</p> <p>火災影響評価に先立ち隣接火災区域との境界の開口的確認及び等価火災時間と障壁の耐火性能の確認を行い、隣接火災区域又は火災区画へ影響を与えるか否かを評価する。◇</p> <p>(ii) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>隣接火災区域又は火災区画に影響を与えない火災区域又は火災区画のうち、◇当該火災区域又は火災区画内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設が同時に機能喪失しない場合は、◇MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB⑦-12</p> <p>また、当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定し、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与える場合においては、以下について確認する。◇</p> <p>(ii)-1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備【DB⑦-12】については、「イ.(ロ)(4)① a. (d) i. (ii) 火災防護上の系統分離対策」に示す火災防護対策の実施状況を確認し、火災区域又は火災区画◇の系統分離等を考慮し、当該機器の安全機能に影響がないことを確認する。</p> <p>DB⑦-12</p> <p>(ii)-2 上記を除いた安全上重要な施設のうち、安全機能が喪失するおそれがある場合には、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、以下について確</p>	<p>(b) 火災の影響評価</p> <p>イ. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。</p> <p>(イ)隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えない場合</p> <p>当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (46 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX 燃料加工施設の<u>安全性が損なわれないことを確認する。</u> DB⑦-13</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 DB⑦-14</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉は系統分離を確認する評価でみるのに対し、MOX 燃料加工施設は、重要度を考慮し火災防護上の系統分離対策を講じる設備は系統分離を確認、その他はFDTsを含めた伝搬評価を実施するため記載を追加している。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX 燃料加工施設の<u>安全性が損なわれないことを確認する。</u> DB⑦-15</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 評価対象が異なることから、記載に差異が生じているが、評価の考え方は同様のため。</p> <p>【許可からの変更点】 評価対象の名称をP45のDB⑦-12と整合させた。</p> <p>【許可からの変更点】 火災防護上の系統分離対策を講じる設備については、本評価において考慮する事項として系統分離対策に限定されるため。</p>	<p>認することで、MOX 燃料加工施設の<u>安全機能に影響を与えないことを確認する。</u> DB⑦-13</p> <p>(ii)-2-1 安全上重要な施設のうち、多重化する機器は最も過酷な単一の火災により双方が同時に安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p> <p>(ii)-2-2 多重化しない安全上重要な施設については、最も過酷な単一の火災により当該機器が安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p> <p>(iii) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災影響評価 隣接火災区域又は火災区画に影響を与える火災区域又は火災区画は、◇当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画(以下「隣接◇2区域(◇区画)」という。)◇に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。◇ DB⑦-14</p> <p>また、隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定し、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与える場合においては、以下について確認する。◇</p> <p>(iii)-1 グローブボックス排風機及びその機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備【DB⑦-14】については、「イ.(ロ)(4)①a.(d)i.(ii) 火災防護上の系統分離対策」に示す火災防護対策の実施状況を確認し、火災区域又は火災区画の◇系統分離等を考慮することにより、当該機器の安全機能に影響を与えないことを確認する。DB⑦-14</p> <p>(iii)-2 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、以下について確認することで、MOX 燃料加工施設の<u>安全機能に影響を与えないことを確認する。</u> DB⑦-15</p> <p>(iii)-2-1 安全上重要な施設のうち、多重化する機器は最も過酷な単一の火災により双方が同時に安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p> <p>(iii)-2-2 多重化されない安全上重要な施設については、最も過酷な単一の火災により当該機器が安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p>	<p>(ロ)隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の2区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合わせに応じて、火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (47 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. <u>設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</u></p> <p>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。 DB⑦-16</p> <p>【許可からの変更点】 評価上考慮する事象を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 その他については、発生防止、感知及び消火、影響軽減のそれぞれの項において展開するため、記載を削除した。</p>	<p>⑩ (P44)へ</p> <p>また、MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。 DB⑦-10, 16</p> <p>⑥ その他 「ロ. (三)(1)② 火災及び爆発の発生防止」から「ロ. (三)(1)⑤ 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 DB⑧-3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10</p> <p>④ その他 「ロ. (二)(2)② 火災及び爆発の発生防止」から「ロ. (二)(2)③ 火災の感知、消火」のほか、重大事故等対処施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 SA⑦-3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準、準拠法令の相違のため。</p> <p>(e) 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 MOX 燃料加工施設における火災区域又は火災区画は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。◇</p> <p>(d) 個別の火災区域及び火災区画における留意事項 MOX 燃料加工施設における重大事故等対処施設を設置する火災区域は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。◇</p> <p>i. 電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 DB⑧-7</p> <p>i. 電気室 「イ. (ロ)(4)① a. (e) i. 電気室」の基本方針を適用する。 SA⑦-7</p> <p>ii. 蓄電池室 蓄電池室は、以下のとおりの設計とする。 ◇ (i) 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 DB⑧-3 ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池自体は厚さ1.6mm以上の鋼板製筐体に収納し、当該室に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影響を防止する設計とする。DB⑧-4</p>	<p>ロ. <u>設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</u></p> <p>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。</p>	<p>DB⑧-7 (P28 へ)</p> <p>SA⑦-7 (P28 へ)</p> <p>DB⑧-3 (P20 へ)</p> <p>DB⑧-4 (P21 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (48 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>本方式は、<u>社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)</u>「4. 1 蓄電池室」の種類のうち、キュービクル式(蓄電池をキュービクルに収納した蓄電池設備)に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。</p> <p>DB⑧-4 (ii) 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に基づき、<u>蓄電池室の換気を行う排風機 DB⑧-4</u>を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2 vol%以下に維持する設計とする。◇</p> <p>(iii) 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、<u>中央監視室の監視制御盤</u>に警報を発する設計とする。</p> <p>DB⑧-5 (iv) 常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないように位置的分散を図る設計とする。◇</p>	<p>【許可からの変更点】 換気方法に係る記載を統一した。</p>	<p>DB⑧-4 (P21 へ)</p> <p>DB⑧-5 (P21 へ)</p>
			<p>ii. 蓄電池室 「イ.(ロ)(4)①a.(e)ii. 蓄電池室」の基本方針を適用する。 SA⑦-3, 4, 5</p>		<p>SA⑦-3 (P20 へ) SA⑦-4 (P21 へ) SA⑦-5 (P21 へ)</p>
			<p>iii. ポンプ室 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のポンプの設置場所のうち、<u>火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p>DB⑧-9 また、<u>上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。</u></p>		<p>DB⑧-9 (P90 へ)</p> <p>DB⑧-9 (P90 へ)</p>
			<p>iii. ポンプ室 「イ.(ロ)(4)①a.(e)iii. ポンプ室」の基本方針を適用する。 SA⑧-9</p>		<p>SA⑧-9 (P90 へ)</p>
			<p>iv. 中央監視室等 中央監視室等は以下のとおりの設計とする。◇ (i) 中央監視室等と他の火災区域及び火災区画の換気設備の貫通部には、<u>延焼防止ダンパ又は防火ダンパを設置する設計とする。</u>◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (49 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(ii) 中央監視室等のカーペットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。DB⑧-8</p> <p>iv. 中央監視室等 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室は以下のとおりの設計とする。◇</p> <p>(i) 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室と他の火災区域及び火災区画の換気設備の貫通部には、延焼防止ダンパ及び防火ダンパを設置する設計とする。◇</p> <p>(ii) 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。 SA⑧-8</p> <p>v. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。 DB⑧-10 また、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備及び製品ペレット貯蔵設備並びにスクラップ貯蔵設備及び原料MOX粉末缶一時保管設備は、未臨界となるよう間隔を確保すること及びグローブボックスに収納され、これらの設備及びこれらの設備を設置する室は、固定式のガス消火装置で消火する設計であることから、未臨界を維持できる。◇</p> <p>v. 貯蔵設備 「イ.(ロ)(4)①a.(e)v. 貯蔵設備」の基本方針を適用する。 SA⑧-10</p> <p>vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室は、以下のとおりの設計とする。◇</p> <p>(i) 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理区域外に流出しないように、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の床ドレン等から低レベル廃液処理設備に回収し、処理を行う設計とする。◇</p>		<p>DB⑧-8 (P32 へ)</p> <p>SA⑧-8 (P32 へ)</p> <p>DB⑧-10 (P90 へ)</p> <p>SA⑧-10 (P90 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (50 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(ii) 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。DB⑧-6</p> <p>vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室 「イ.(ロ)(4)①a.(e)vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室」の基本方針を適用する。 SA⑦-6</p> <p>(f) 体制 火災及び爆発の発生時においてMOX燃料加工施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び消火専門隊による消火活動要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には自衛消防隊を編成できる体制を整備する。MOX燃料加工施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。◇</p> <p>(e) 体制 「イ.(ロ)(4)①a.(f)vi. 体制」の基本方針を適用する。◇</p> <p>(g) 手順 MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、MOX燃料加工施設の安全機能を有する施設を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。◇ このうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。◇ i. 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備する。◇ (i) 中央監視室に設置する受信機及びグローブボックス内の火災感知設備の制御盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。◇ (ii) 消火設備の故障警報が発した場合には、中央監視室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。◇ ii. 消火設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域、火</p>		<p>DB⑧-6(P25へ)</p> <p>SA⑦-6(P25へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (51 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>災区画並びにグローブボックス内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。◇</p> <p>(i) 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動状況を中央監視室で確認する。◇</p> <p>(ii) 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。◇</p> <p>iii. 消火設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域又は火災区画に運転員が在室する場合は、装置を手動操作に切り替える運用とするとともに、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。◇</p> <p>(i) 火災感知器が作動し、現場で火災を確認した場合は、消火活動を行う。◇</p> <p>(ii) 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を手動操作により起動させ、消火装置の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。◇</p> <p>iv. 中央監視室における火災及び爆発発生時の対応においては、火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。◇</p> <p>v. 水素ガス漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。◇</p> <p>vi. 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。◇</p> <p>vii. 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。◇</p> <p>viii. 可燃物の持込み状況、防火扉の状態、火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。◇</p> <p>ix. 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、MOX 燃料加工施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>x. MOX 燃料加工施設において可燃性又は</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (52 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器へ収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>xi. 火災及び爆発の発生を防止するために、MOX 燃料加工施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>(i) 火気作業前の計画策定</p> <p>(ii) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p> <p>(iii) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</p> <p>(iv) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>(v) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p> <p>(vi) 仮設ケーブル（電工ドラム含む）の使用制限</p> <p>(vii) 火気作業に関する教育</p> <p>xii. 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>xiii. 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切な保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。◇</p> <p>xiv. 火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>xv. 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。◇</p> <p>xvi. 火災区域及び火災区画の変更並びに設備改造及び増設を行う場合は、内部火災影響評価への影響を確認し、評価結果に影響がある場合は、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発によっても、安全上重要な施設の安全機能が喪失しないよう設計変更及び管理を行う。◇</p> <p>xvii. 火災区域又は火災区画の隔壁等の設計変更に当たっては、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発によっても、火災防護上の系統分離対策を講じるグローブボックス排風機及びその支援機能である非常用発電機の作動が要求される場合には、火災及び爆発による影響を考慮しても、多重化された双方が同時に機能を失うことなく、MOX 燃料加工施設の安全機能が確保できることを火災影響評価により確認する。◇</p> <p>xviii. 運転員に対して、MOX 燃料加工施設</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (53 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>に設置する安重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき系統及び機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的実施する。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 火災区域及び火災区画の設定 (ii) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等 (iii) 火災及び爆発の発生防止対策 (iv) 火災感知設備 (v) 消火設備 (vi) 火災及び爆発の影響軽減対策 (vii) 火災影響評価 <p>xix. MOX 燃料加工施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び運転員による消火活動の訓練を定期的実施する。◇</p> <p>(f) 手順</p> <p>MOX 燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、火災防護対象とする重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策等について定める。◇</p> <p>このうち、火災防護計画を実施するために必要なものを以下に示す。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備する。◇ <ul style="list-style-type: none"> (i) 中央監視室に設置する受信機及びMOX 燃料加工施設のグローブボックス内の火災感知設備の制御盤又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。◇ (ii) 消火装置の故障警報が発した場合には、中央監視室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、固定式の消火装置が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。◇ ii. 消火設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域、火災区画並びにグローブボックス内における火災発生時の対応においては、以下の手順 		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (54 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>を整備し、操作を行う。◇</p> <p>(i) 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動状況を中央監視室で確認する。◇</p> <p>(ii) 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。◇</p> <p>iii. 消火設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域又は火災区画に運転員が在室する場合は、装置を手動操作に切り替える運用とするとともに、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。◇</p> <p>(i) 火災感知器が作動し、現場で火災を確認した場合は、消火活動を行う。◇</p> <p>(ii) 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を手動操作により起動させ、消火装置の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。◇</p> <p>iv. 中央監視室における火災及び爆発発生時の対応においては、火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。◇</p> <p>v. 水素ガス漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。◇</p> <p>vi. 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。◇</p> <p>vii. 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。◇</p> <p>viii. 可燃物の持込み状況、防火扉の状態、火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。◇</p> <p>ix. 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、MOX 燃料加工施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>x. MOX 燃料加工施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並び</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (55 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>に延焼を防止するため、金属製の容器へ収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>xi. 火災及び爆発の発生を防止するために、MOX 燃料加工施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 火気作業前の計画策定 (ii) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置 (iii) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等） (iv) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 (v) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等） (vi) 仮設ケーブル（電工ドラム含む）の使用制限 (vii) 火気作業に関する教育 <p>xii. 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>x iii. 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切な保守管理、点検及び補修を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。◇</p> <p>x iv. 火災時の消火活動に必要なとなる防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。◇</p> <p>x v. 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。◇</p> <p>x vi. 運転員に対して、MOX 燃料加工施設に設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき系統及び機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火に関する教育を定期的実施する。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 火災区域及び火災区画の設定 (ii) 火災防護対象とする重大事故等対処施設 (iii) 火災及び爆発の発生防止対策 (iv) 火災感知設備 (v) 消火設備 <p>x vii. MOX 燃料加工施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び運転員による消火活動の訓練を定期的実施する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (56 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉は、第2章にのみ記載しているがMOX燃料加工施設は第1章と第2章に記載を分割し、第2章の冒頭宣言としての本記載を追加した。</p> <p>【許可からの変更点】 火災及び爆発の発生防止対策は、防護対象設備又は防護対象設備を設置する火災区域及び火災区画に対して講じるものであるため、第1章の共通項目として記載している。</p> <p>【許可からの変更点】 第2章 個別項目の冒頭宣言として記載を追加した。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的设计方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 DB⑩-13, SA⑩-13 火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。 DB⑩-13 また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。 SA⑩-13 火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。 DB⑩-13, SA⑩-13</p>	<p>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。 DB⑩-13, SA⑩-13 ㉓(P95)から</p> <p>安全機能を有する施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。 DB⑩-13 ㉔(P95)から</p> <p>また、重大事故等対処施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備で構成する。 SA⑩-13 ㉕(P95)から</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。DB⑩-13 ①(P1)から</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。 SA⑩-13 ⑧(P8)から</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認申請上の設備区分に合わせて記載を適正化した。</p>		<p>SA⑩-13 (P8 から)</p> <p>SA⑩-13 (P8 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (57 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様に係る考え方を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設置対象となる設備を明確化した。</p> <p>【「等」の解説】 「空気流等」については火災防護審査基準の表記に基づく用語として許可の記載のとおりにした。</p>	<p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。DB①-13, SA①-10 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 DB①-13, SA①-10 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 DB①-13 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。SA①-10</p> <p>7.1.1.1.2 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 DB⑤-2, SA⑤-2</p>	<p>③(P3)から</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する。 DB①-13</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の火災区域と分離する。 DB①-13</p> <p>⑬(P39)から</p> <p>火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 SA①-10</p> <p>⑨(P9)から</p> <p>a. 火災感知設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。 DB⑤-2 (a) 火災感知設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対して、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。 SA⑤-2</p>	<p>【許可からの変更点】 第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」における火災区域設定の記載で、影響軽減対策の必要性も踏まえて考え方を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 ③の事業許可申請書本文の記載を基本設計方針として展開しているため。</p> <p>i. 火災感知設備 火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画並びにグローブボックスの火災を早期に感知するために設置する設計とする。◇ (i) 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画並びにグローブボックス内の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び◇予想される火災の性質を考慮して選定する。◇ DB⑤-2 (i) 火災感知設備の環境条件等の考慮及び多様化 「イ.(ロ)(4)①a.(c)i.(i) 火災感知設備の環境条件等の考慮及び多様化」の基本方針を適用する。 SA⑤-2, 3, 4, 5, 6 また、火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。◇ 火災を早期に感知できるよう【DB⑤-2】固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、原則、煙感知器(アナログ式)及び熱</p>	<p>④(P3)から</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等)により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。</p> <p>a. 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>DB①-13 (P3, P105 から)</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 影響軽減を考慮する方針は同様だが、系統分離を行う施設の選定で、発電炉では安全停止機能を記載、MOX燃料加工施設では火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る事項を記載しているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉は、火災感知設備を共用しており、再処理施設及びMOX燃料加工施設で火災感知設備の共用を行わないため。</p> <p>DB⑤-2 (P60, P97 及び P116 から) SA⑤-2 (P62, P118 から)</p> <p>SA⑤-2(P98 ~)</p> <p>SA⑤-4(P59 ~) SA⑤-5(P59 ~) SA⑤-6(P59 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (58 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業許可変更申請書では具体的な場所を記載していたため、基本設計方針として表現を適正化し記載した。 (発電炉と同様の表現とした。)</p> <p>【「等」の解説】 「火災源の位置等」の指す内容は換気状態、放射線影響、粉末粒子などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 事業許可変更申請書では具体的な対応のみを記載していたが、基本設計方針として表現を適正化し記載した。 (発電炉と同様の表現とした。)</p> <p>【「等」の解説】 「環境条件等」の指す内容は部屋形状、火災源の性状などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合、高線量区域又は蓄電池室にあたっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、少なくとも1つは非アナログ式の煙感知器、非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 DB⑤-2, SA⑤-2</p> <p>また、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防爆型の非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 DB⑤-2, SA⑤-2</p> <p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 DB⑤-3, SA⑤-3</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 火災感知設備に係る基本方針は同様だが、MOX 燃料加工施設特有の対象としてグローブボックス内の感知を行うため。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。DB⑤-2, SA⑤-2</p> <p>非アナログ式の炎感知器は、監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。DB⑤, SA⑤-2</p> <p>非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 DB⑤-2, SA⑤-2</p>	<p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。DB⑤-3</p> <p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。SA⑤-3</p>	<p>感知器(アナログ式)を組み合わせて設置し、耐酸性の火災感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるアナログ式を選定する。◇</p> <p>ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。◇</p> <p>また、火災感知器は、誤作動防止を考慮した配置、周囲温度を踏まえた熱感知器動作温度の設定等◇により、誤作動を防止する設計とする。 DB⑤-2</p> <p>グローブボックス内の火災感知器は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれや半導体を有しているため、放射線影響による故障が考えられることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する。◇</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、【DB⑤-5】機器等を不燃性の材料で構成しており、◇火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。 DB⑤-5</p> <p>【許可からの変更点】 誤作動防止対策の具体的な内容を記載した。</p>	<p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防爆型熱感知器、非アナログ式の防爆型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、該当する設備がないため記載しない。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p>	<p>DB⑤-2 (P60, P61, P97 及び P116 から) SA⑤-2 (P62, P63 及び P118 から)</p> <p>DB⑤-2 (P61, P116 から) SA⑤-2 (P64, P118 から) DB⑤-2 (P59 へ)</p> <p>DB⑤-3 (P97, P116 から)</p> <p>DB⑤-5 (P59 へ)</p> <p>SA⑤-2 (P62 から)</p> <p>DB⑤-2 (P116 から) SA⑤-2 (P118 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (59 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「環境条件等」の指す内容は部屋形状、火災源の性状などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「タンク等」の指す内容はダクト、塔、ドリップトレイなどであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「機器等」の指す内容は機器、配管、構築物などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>非アナログ式の煙感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。DB⑤-2, SA⑤-2</p> <p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、<u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</u>が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。DB⑤-4, SA⑤-4</p> <p>火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</p> <p>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。DB⑤-7, SA⑤-7</p> <p>ただし、<u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</u>を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。DB⑤-5, SA⑤-5</p> <p>また、通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。 DB⑤-6, SA⑤-6</p>	<p>【許可からの変更点】 誤作動防止対策の具体的な内容を記載した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 感知器の設置要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設は、火災感知器設置が消防法免除される区域に対する設計方針について記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 感知器の設置要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設は、消防検定品以外の火災感知器を使用する場合の措置について記載しているため。(性能確認試験の実施。)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 感知器の設置要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設は、火災感知器の設置除外理由について記載しているため。</p>	<p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</u>が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。DB⑤-4</p> <p>ただし、以下の◁通常運転時に人の立入りがなく、可燃性物質がない区域は除く。▷ DB⑤-6 (i)-1 可燃性物質がない室(高線量区域) 燃料棒貯蔵室等、核燃料物質を取り扱い、高線量により通常運転時に人の立入りのない室のうち◁可燃性物質又は着火源になり得るものを設置せず【DB⑤-6】、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所は、通常運転時における火災の発生及び人による◁火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。 DB⑤-6 (i)-2 可燃性物質がない室(ダクトスペース及びパイプスペース) ダクトスペースやパイプスペースは高線量区域ではないが、可燃性物質又は着火源になり得るものが設置されておらず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理</p>	<p>DB⑤-2 (P58, P116 から) SA⑤-2 (P118 から)</p> <p>SA⑤-4 (P57 から)</p> <p>DB⑤-7 (P60 から) SA⑤-7 (P62 から)</p> <p>DB⑤-5 (P58 から) SA⑤-5 (P57 から)</p> <p>DB⑤-6 (P60 から) SA⑤-6 (P57 から)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (60 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>を行う場所であり、点検口は存在するが、通常運転時には人の立入りがなく、人による火災の発生のおそれがないことから、<u>火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p>DB⑤-6 (ii) 火災感知設備の性能と設置方法 火災感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</p> <p>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条から第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>DB⑤-7 火災感知設備の火災感知器は、環境条件及び安重機能を有する機器等並びに放射性物質貯蔵等の機器等の特徴を踏まえ設置することとし、<u>アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。</u>DB⑤-2</p> <p>ただし、<u>蓄電池室は【DB⑤-2】換気設備により清浄な状態に保つこと及び水素ガス漏れ検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視するもの、腐食性ガスの発生により火災感知器が故障し、誤作動することにより固定式のガス消火装置が誤作動するおそれを考慮し、1台は非アナログ式の【DB⑤-2】耐酸性仕様の火災感知器とし、【DB⑤-2】通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせる設計とする。</u></p> <p>非アナログ式の火災感知器の設置に当たっては、誤作動防止対策のため、周囲温度を考慮した作動温度を設定する設計とする又は周囲温度が高温とならない措置を講ずる。</p> <p>よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。</p> <p>非アナログ式の火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。</p> <p>(ii)-1 <u>設置高さのある火災区域又は火災区画(屋内)</u></p> <p>火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動式分布型感知器に限定され、アナログ式感知器(煙及び炎)を組み合わせる設計することが適さないことから、<u>一方は非アナログ式の熱感知器(差動式分布</u></p>		<p>DB⑤-6 (P59 ~)</p> <p>DB⑤-7 (P59 ~)</p> <p>DB⑤-2 (P57 ~)</p> <p>DB⑤-2 (P58 ~)</p> <p>DB⑤-2 (P58 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (61 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>型) <u>◇を設置する設計とする。</u> DB⑤-2</p> <p>(ii)-2 高線量区域 放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる<u>◇非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器とする。</u></p> <p>DB⑤-2</p> <p>(ii)-3 グローブボックス内 グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の熱感知器を組み合わせで設置する。◇</p> <p>熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体(温度異常(60℃以上)を感知)及びグローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動式分布型熱感知器(温度上昇異常(15℃/min以上)を感知)を設置する。◇</p> <p>このため、白金測温抵抗体は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動式分布型熱感知器は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。◇</p> <p>なお、差動式分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され、熱による温度上昇を感知するものであるが、グローブボックス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。◇</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックスのうち、潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動式分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。◇</p> <p>また、熱感知器を有する火災感知設備は故障時に中央監視室に故障信号を発する設計とする。◇</p> <p>グローブボックスの火災感知器は、火災感知器ごとに設置場所を特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。◇</p> <p>(ii)-4 地下埋設物(重油タンク) 地下タンク室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)に<u>◇燃料が気化して充満することを想定し、防爆構造の感知器を設置する必要がある。</u>◇</p> <p>よって、火災感知器は、<u>◇それぞれ非アナログ式とし、定温スポット型熱感知器に加え煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p>DB⑤-2</p>		DB⑤-2(P58～)
					DB⑤-2(P58～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (62 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(ii) 火災感知器の性能と設置方法 <u>火災感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)◇第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</u> <u>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)◇第十二条から第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</u> SA⑤-7 <u>火災感知設備の火災感知器は、環境条件及び火災防護対象とする重大事故等対処施設の特徴を踏まえ設置することとし、◇アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。</u> SA⑤-2 <u>一方、以下に示すとおり、屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響を受ける場合並びに屋外構築物の監視に当たっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する設計とする。◇</u> <u>非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラは、炎が発する赤外線や紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。◇</u> <u>また、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)◇を設置する場合は、それぞれの◇監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、誤動作防止対策のため、◇屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、屋外型を採用するとともに、必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する◇設計とする。SA⑤-2</u> <u>ただし、◇蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保つこと及び水素ガス漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視するものの、腐食性ガスの発生により火災感知器が故障し、誤作動することにより固定式のガス消火装置が誤作動するおそれを考慮し、◇1台は非アナログ式の耐酸性仕様の◇火災感知器とし、通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせる設計とする。◇ SA⑤-2</u></p>		<p>SA⑤-7 (P59 ~)</p> <p>SA⑤-2 (P57 ~)</p> <p>SA⑤-2 (P58 ~)</p> <p>SA⑤-2 (P58 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (63 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>非アナログ式の火災感知器の設置に当たっては、誤作動防止対策のため、周囲温度を考慮した作動温度を設定する設計とする又は周囲温度が高温とならない措置を講ずる。◇</p> <p>よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。◇</p> <p>非アナログ式の火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。◇</p> <p>(ii)-1 設置高さのある火災区域又は火災区画(屋内)</p> <p>火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動式分布型感知器に限定され、アナログ式感知器(煙及び炎)を組み合わせる設置することが適さないことから、◇一方は非アナログ式の熱感知器(差動式分布型)◇を設置する設計とする。</p> <p>SA⑤-2</p> <p>(ii)-2 高線量区域</p> <p>放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる◇非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器とする。</p> <p>SA⑤-2</p> <p>(ii)-3 グローブボックス内</p> <p>グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の熱感知器を組み合わせる設置する。◇</p> <p>熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体(温度異常(60℃以上)を感知)及びグローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動式分布型熱感知器(温度上昇異常(15℃/min以上)を感知)を設置する。◇</p> <p>このため、白金測温抵抗体は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動式分布型熱感知器は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。◇</p> <p>なお、差動式分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され、熱による温度上昇を感知するものであるが、グローブボックス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。◇</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックスのうち、潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置するこ</p>		<p>SA⑤-2 (P58 ~)</p> <p>SA⑤-2 (P58 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (64 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 火災感知設備の電源確保に係る対象を明確化のため記載を追加した。(以下同じ)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。 DB⑤-8, SA⑤-8 また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。 DB⑤-9, SA⑤-9 ただし、緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。SA⑤-10</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように電源を確保し、【DB⑤-8】中央監視室で常時監視できる設計とする。 DB⑤-10 火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように電源を確保し、【SA⑤-8】中央監視室で常時監視できる設計とする。 SA⑤-11</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋に係る対策として範囲を明示した。</p>	<p>とで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動式分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。◇ また、熱感知器を有する火災感知設備は故障時に中央監視室に故障信号を発する設計とする。◇ グローブボックスの火災感知器は、火災感知器ごとに設置場所を特定できることにより、火災の発生を特定できる設計とする。◇ (ii)-4 地下埋設物(重油貯槽、軽油貯槽) MOX燃料加工施設の地下タンク室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)に◇燃料が気化して充満することを想定し、防爆構造の【SA⑤-2】感知器を設置する必要がある。◇ よって、火災感知器は、◇それぞれ非アナログ式とし、定温スポット型熱感知器に加え煙感知器を設置する設計とする。SA⑤-2 再処理施設と共用する重油貯槽及び軽油貯槽を設置する地下タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間に◇燃料が気化して充満することを想定し【SA⑤-2】火災感知器を設置するため◇防爆構造の火災感知器【SA⑤-2】とする必要がある。◇ よって、それぞれ防爆型のアナログ型熱感知器(熱電対)に加え、非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 SA⑤-2</p> <p>(iii) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、◇蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう【DB⑤-8】電源を確保する設計とする。◇ また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。 DB⑤-9 (iii) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、◇蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう【SA⑤-8】電源を確保する設計とする。◇ また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画及び安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は、全交流動力電源喪失時は重大事故等対処施設により対処するため。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。 また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策所用発電機からの受電も可能な設計とする。</p>	<p>SA⑤-2 (P58 へ)</p> <p>DB⑤-10 (P65 へ)</p> <p>SA⑤-11 (P65 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (65 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋に設置する火災感知器における警報の発報先を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 火災感知器の点検については添付書類五イ.(口)(4)① a.(c)i(iv)及び五イ.(口)(4)①b.(c)i.(iv)より基本設計方針とすべき内容を抽出し記載した。(具体的な目的を示す文章は添付説明書に記載する。)</p> <p>【「等」の解説】 「煙等」の指す内容は熱、遮光器などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 火災感知器の点検については添付書類五イ.(口)(4)① a.(c)i(iv)及び五イ.(口)(4)①b.(c)i.(iv)より基本設計方針とすべき内容を抽出し記載した。(具体的な目的を示す文章は添付説明書に記載する。)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、常時監視できる設計とするとともに、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。 DB⑤-10, SA⑤-11</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 DB⑤-11, SA⑤-12</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的実施することを保安規定に定めて、管理する。 DB⑤-11, SA⑤-12</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 火災感知設備に係る基本方針は同様だが、MOX燃料加工施設特有の対象としてグローブボックス内の感知を行うため。</p> <p>グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。 DB⑤-12, SA⑤-13</p>	<p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋への給電方法を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 火災防護の計画として、管理も含めた運用を設工認で担保するために記載した。</p>	<p>備の耐震設計上の重要度分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。 SA⑤-9, 10</p> <p>(iv) 受信機 中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。⇩ また、受信機は、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。⇩ DB⑤-10</p> <p>(iv) 受信機 中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。⇩ また、受信機は、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。⇩ SA⑤-11</p> <p>火災感知器は受信機を用いて以下のとおり⇩点検を行うことができるものを使用する設計とする。DB⑤-11</p> <p>(iv)-1 自動試験機能又は遠隔試験機能 【DB⑤-11】を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。⇩</p> <p>(iv)-2 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。DB⑤-11</p> <p>火災感知器は受信機を用いて以下のとおり⇩点検を行うことができるものを使用する設計とする。SA⑤-12</p> <p>(iv)-1 自動試験機能又は遠隔試験機能 【SA⑤-12】を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。⇩</p> <p>(iv)-2 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。SA⑤-12</p> <p>(iv)-3 グローブボックス内の火災感知設備については、以下の⇩試験を実施する。 DB⑤-12 (iv)-3-1 白金測温抵抗体 (iv)-3-1-1 健全性確認 抵抗値を測定し、【DB⑤-12】温度に相当</p>	<p>火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p>	<p>DB⑤-10 (P64, 97 から) SA⑤-11 (P64 から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> アナログ要求及び非アナログに対する設計方針は同様であるが、熱感知(サーモカメラ)の使い方が異なるため。(炉はアナログ式として映像監視を行う。MOX燃料加工施設は対象となるエリアがない。)</p> <p>DB⑤-12 (P66 から) SA⑤-13 (P66 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (66 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</p> <p>DB⑤-13, SA⑤-14</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 火災感知設備に係る基本方針は同様だが、MOX 燃料加工施設特有の対象として地下タンクピット上部が対象となるため。</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 火災感知設備に係る基本方針(自然現象に対する考慮)は同様だが、MOX 燃料加工施設において屋外に火災感知設備は設置しないため。</p>	<p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。</p>	<p>DB⑤-12 (P65 へ)</p> <p>SA⑤-13 (P65 へ)</p> <p>DB⑤-13 (P87 から) SA⑤-14 (P87 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (67 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業許可基準規則解釈(第5条3項)において破損、誤作動又は誤操作に対する考慮の条件として火災感知設備の考慮を要求されているため。</p> <p>【「等」の解説】 「重大事故等」については火災防護審査基準の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>【許可からの変更点】 工程室とグローブボックスに係る記載を統合した。</p> <p>【「等」の解説】 「著しく消火困難な製造所等」については危険物の規制に関する規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設は、許可段階で消火活動が困難とならない箇所についてカテゴリ化して説明しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「中央監視室等」とは中央監視室、制御第1室、制御第4室の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「電気品室等」の指す内容は蓄電池室、制御盤室などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>7.1.1.1.3 消火設備 <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u> DB⑥-30, SA⑥-34</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設は乾式工程であり、施設の特徴として、工程室及びグローブボックスは臨界防止の観点で水消火を行わないため。</p> <p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために、工程室及びグローブボックスについては、自動又は現場での手動操作による固定式の水消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 DB⑥-31, SA⑥-35</p> <p>さらに、火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所【DB⑥-2, SA⑥-2】として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)【DB⑥-2-1】、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)【DB⑥-2-2, SA⑥-2-2】及び電気品室等の火災区域又は火災区画【DB⑥-2-3, SA⑥-2-3】については、自動又は現場での手動操作による固定式の水消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 DB⑥-2, SA⑥-2</p>	<p>b. 消火設備 <u>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。</u> DB⑥-30 ⑪(P38)から</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。SA⑥-34</p> <p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。DB⑥-31</p> <p>(b) 消火設備 MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。SA⑥-35</p> <p>また、MOX燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式の水消火装置を設置して消火を行う設計とする。 DB⑥-2</p> <p>また、MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式の水消火装置を設置して消火を行う設計とする。 SA⑥-2</p> <p>固定式の水消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。DB⑥-24 ⑰(P78)～</p> <p>固定式の水消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。SA⑥-28 ⑱(P78)～</p>	<p>ii. 消火設備 消火設備は、「イ.(ロ)(4)① a.(c) ii.(i) 火災に対する二次的影響を考慮」から「イ.(ロ)(4)① a.(c) ii.(xvii) 試験・検査」に示すとおり、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置し、消火ガスについては全域放出方式とする設計とする。⑩(P38)から</p> <p>工程室については、臨界管理の観点から、水による消火を行わず⑩ガスによる消火を行う。DB⑥-31</p> <p>その際、圧力上昇を緩和するためのエリアを形成しグローブボックスを経由して排気しながら消火ガスを放出することで、工程室の圧力上昇に対してもグローブボックスの閉じ込め機能を維持する設計とする。⑩</p> <p>グローブボックスについては、臨界管理の観点から、水による消火を行わず⑩ガスによる消火を行う。DB⑥-31</p> <p>その際、グローブボックス排風機により工程室に対するグローブボックスの負圧を維持しながら消火ガスを放出することで、グローブボックスの内圧上昇に対してもグローブボックスの閉じ込め機能を維持する設計とする。⑩</p> <p>ii. 消火設備 消火設備は、「イ.(ロ)(4)① b.(c) ii.(i) 火災に対する二次的影響を考慮」から「イ.(ロ)(4)① b.(c) ii.(xv) 試験・検査」に示すとおり、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置し、消火ガスについては全域放出方式とする設計とする。⑩</p> <p>工程室については、臨界管理の観点から、水による消火を行わず⑩ガスによる消火を行う。SA⑥-35</p> <p>その際、圧力上昇を緩和するためのエリアを形成しグローブボックスを経由して排気しながら消火ガスを放出することで、工程室の圧力上昇に対してもグローブボックスの閉じ込め機能を維持する設計とする。⑩</p> <p>グローブボックスについては、臨界管理の観点から、水による消火を行わず⑩ガスによる消火を行う。SA⑥-35</p>	<p>b. 消火設備 <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は手動操作による固定式水消火装置を設置して消火を行う設計とする。</u></p> <p>DB⑥-30 (P97から)</p> <p>DB⑥-2 (P78, P79, P81, P97及びP117から) SA⑥-2 (P79, P80及びP119から) DB⑥-2-1 (P80から) DB⑥-2-2 (P80から) SA⑥-2-2 (P80から) DB⑥-2-3 (P81から) SA⑥-2-3 (P81から) SA⑥-2 (P98～)</p> <p>【許可からの変更点】 消火活動が困難となる箇所の条件については添付書類五イ.(ロ)(4)① a.(b) ii(viii)及びイ.(ロ)(4)① b.(b) ii(viii)より基本設計方針とすべき内容を抽出し記載した。(具体的な考え方は添付説明書に記載する。)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (68 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 前の段落で記載した設備名称と整合させるため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 床下消火に係る消火設備(消火剤)を明確化するため。(火災防護審査基準においてはハロンガスを要求しているが、MOX 燃料加工施設では窒素ガスを使用しているため。)</p> <p>【「等」の解説】 「燃料棒貯蔵室等」の指す内容は燃料棒貯蔵室、ウラン貯蔵室などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 火災が発生するおそれがない部屋への対応方針について明確化したため。</p> <p>【許可からの変更点】 対象となる設備を明確化した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設は、消火活動が困難とならない理由及び対処における方法を記載しているため。</p>	<p>【許可からの変更点等】 事業許可時は、影響軽減(系統分離対策)に着眼した記載としており、対象が中央監視室のみであったが、消火困難区域への消火の観点で着目した場合、床下は制御第1室及び制御第4室も対象となるため。</p> <p>このうち、中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は、窒素消火装置を設置する設計とする。 DB⑥-32</p> <p>【許可からの変更点】 申請対象設備として、設備名称を明確化した。</p> <p>燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。 DB⑥-3, SA⑥-3</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX 燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。 DB⑥-4, SA⑥-4</p>	<p>また、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 DB⑥-11 ⑱(P74)へ</p> <p>同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障によっても、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 DB⑥-12 ⑳(P74)へ</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、【DB⑥-8】給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、【DB⑥-13】水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。 DB⑥-9, 10</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、【SA⑥-8, 9】給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火用水供給を優先する設計とし、【SA⑥-14】水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。 SA⑥-10, 11, 12, 13</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、【DB⑥-22】移動式消火設備を配備する設計とする。DB⑥-28</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、【SA⑥-25】移動式消火設備を配備する設計とする。SA⑥-32</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、【DB⑥-6, 7】管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。DB⑥-20, 21</p>	<p>その際、グローブボックス排風機により工程室に対するグローブボックスの負圧を維持しながら消火ガスを放出することで、グローブボックスの内圧上昇に対してもグローブボックスの閉じ込め機能を維持する設計とする。◇</p>	<p>DB⑥-32 (P42 から)</p> <p>DB⑥-3 (P79 から) SA⑥-3 (P79 から)</p> <p>DB⑥-8 (P72 へ) DB⑥-9 (P72 へ) DB⑥-10 (P73 へ) DB⑥-13 (P74 へ) DB⑥-4 (P79 から) SA⑥-4 (P80 から)</p> <p>SA⑥-8 (P72 へ) SA⑥-9 (P72 へ)</p> <p>SA⑥-14 (P74 へ)</p> <p>SA⑥-10 (P72 へ) SA⑥-11 (P72 へ) SA⑥-12 (P73 へ) SA⑥-13 (P73 へ) DB⑥-22 (P78 へ) DB⑥-28 (P90 へ)</p> <p>SA⑥-25 (P78 へ) SA⑥-32 (P90 へ)</p> <p>DB⑥-6 (P71 へ) DB⑥-7 (P72 へ) DB⑥-20 (P77 へ) DB⑥-21 (P77 へ)</p> <p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器又は水により消火を行う設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (69 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、【SA⑥-6,7】管理区域で放出された場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。SA⑥-23, 24</p> <p>消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさないように設置し、【DB⑥-16】外部電源喪失時の電源を確保する【DB⑥-14, 15】とともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。</p> <p>DB⑥-23</p> <p>消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置し、【SA⑥-19】外部電源喪失時の電源確保を図る【SA⑥-16, 17】とともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。SA⑥-26</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p> <p>DB⑥-19 ①(P76)へ</p> <p>また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p> <p>SA⑥-22 ②(P76)へ</p>	<p>(i) 火災に対する二次的影響を考慮 MOX 燃料加工施設内の消火設備のうち、◇屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。</p> <p>DB⑥-16</p> <p>消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>DB⑥-17</p> <p>また、煙の二次的影響が安重機能を有する機器等に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。◇</p> <p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスポンベに接続する安全弁により消火ガスポンベの過圧を防止する設計するとともに、消火ガスポンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画あるいは十分に離れた位置に設置する設計とする。</p> <p>DB⑥-18</p> <p>中央監視室等の床下は、窒素消火装置を設置することにより、早期に火災の消火を可</p>		<p>SA⑥-6 (P71 へ) SA⑥-7 (P72 へ) SA⑥-23 (P77 へ) SA⑥-24 (P77 へ)</p> <p>DB⑥-16 (P76 へ)</p> <p>DB⑥-14 (P75 へ) DB⑥-15 (P75 へ) DB⑥-23 (P78 へ)</p> <p>SA⑥-19 (P76 へ) SA⑥-16 (P75 へ) SA⑥-17 (P75 へ) SA⑥-26 (P78 へ)</p> <p>DB⑥-16 (P76 へ)</p> <p>DB⑥-17 (P76 へ)</p> <p>DB⑥-18 (P76 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (70 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>能とする設計とする。中央監視室等の床下含め、固定式のガス消火装置の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものとする。◇</p> <p>非常用発電機が設置される火災区域の消火は、二酸化炭素消火装置により行い、非常用発電機は外気を直接給気することで、万一の火災時に二酸化炭素消火装置から消火ガスが放出しても、窒息することにより非常用発電機の機能を喪失することがない設計とする。◇</p> <p>(1) 火災に対する二次的影響を考慮</p> <p>MOX 燃料加工施設内の消火設備のうち、◇ 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。</p> <p>SA⑥-19 消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>SA⑥-20 また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。◇</p> <p>具体的には、消火に用いるガスは不活性ガスである窒素又は二酸化炭素であることから、消火設備の破損、誤作動又は誤動作により消火剤が放出しても電気及び機械設備に影響を与えない。◇</p> <p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスポンベに接続する安全弁により消火ガスポンベの過圧を防止する設計とする。◇</p> <p>に、消火ガスポンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画あるいは十分に離れた位置に設置する設計とする。</p> <p>SA⑥-21 中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は、固定式のガス消火装置を設置することにより、早期に火災の消火を可能とする設計とする。固定式のガス消火装置の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものとする。◇</p>		<p>SA⑥-19 (P76 ~)</p> <p>SA⑥-20 (P76 ~)</p> <p>SA⑥-21 (P76 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (71 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第十二条加工施設内における溢水による損傷の防止に係る設計として、第1章 共通項目の「6.3.1 想定破損による溢水」、「6.3.4 その他の溢水」に記載。</p>	<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。 DB⑥-5, SA⑥-5</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の目次構成に合わせ、記載を適正化した。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 以下の(1)~(7)の基本方針において、対策を講ずる対象範囲を明確化した。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。 DB⑥, SA⑥</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。 DB⑥-6, SA⑥-6</p> <p>【許可からの変更点】 消火剤の容量については添付書類五イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(ii)及びイ.(ロ)(4)①b.(c)ii.(ii)より基本設計方針とすべき内容を抽出し記載した。(対象となる条項は添付説明書に記載する。)</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業許可基準規則解釈(第5条3項)において破損、誤作動又は誤操作に対する考慮の条件として火災感知設備の考慮を要求されているため。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 消火活動が困難となる区域への対策について、設計方針は同様であるが、発電炉の設備であり、MOX燃料加工施設には当該設備がないため。</p> <p>(ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。◇ 油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が想定される非常用発電機室には、消火性能の高い二酸化炭素消火装置を設置し、◇消防法施行規則第十九条◇に基づき算出される必要量の◇消火剤を配備する設計とする。◇ DB⑥-6 その他の火災区域又は火災区画に設置する不活性ガス消火装置(窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置)についても上記同様に◇消防法施行規則第十九条◇に基づき、単位体積あたりに必要な量の◇消火剤を配備する設計とする。◇ DB⑥-6</p>	<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。 原子炉格納容器は、運転中は窒素に置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消火を図るために、原子炉格納容器内の消火活動の手順を定めて、自衛消防隊(運転員、消防隊)の訓練を実施する。 なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉格納容器の空間体積(約9800m³)に対してパージ用排風機の容量が約16980m³/hであることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。 また、中央制御室床下コンクリートピットについては、中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備(局所)を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>イ. 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため、消防法施行規則及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。</p>	<p>DB⑥-5 (P89から) SA⑥-5 (P90から)</p> <p>DB⑥-6 (P68, P117から) SA⑥-6 (P69, P72 及び P119から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (72 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書では水源とポンプに係る事項をまとめて記載していたが、設工認では設備単位で申請することを踏まえ、水源の容量に着目し記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書では水源とポンプに係る事項をまとめて記載していたが、設工認では設備単位で申請することを踏まえ、水源とポンプを個別に記載した。</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> グローブボックス内の消火については、MOX 燃料加工施設特有の対策のため。</p> <p>ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。 DB⑥-7, SA⑥-7</p> <p>消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。 DB⑥-8, SA⑥-8</p> <p>また、緊急時対策建屋の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。 SA⑥-9</p> <p>(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 ▲消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。 DB⑥-9, SA⑥-10</p> <p>緊急時対策建屋の水源は、同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。 SA⑥-11</p>	<p>【許可からの変更点】 数値に係る内容は添付書類(適合性説明書)に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点】 数値に係る内容は添付書類(適合性説明書)に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点】 水源については、再処理施設と共用しており、最大容量の設定にあたっては、再処理施設側の最大容量に依存するため。</p>	<p>中央監視室等の床下消火に当たって必要となる消火剤量については、◇上記消防法を満足する単位体積あたりに必要な量の◇消火剤【DB⑥-6】を配備する設計とする。◇また、ケーブルトレイ内の消火に当たって必要となる消火剤量については、その構造の特殊性を考慮して、設計の妥当性を試験により確認した消火剤容量を配備する。◇</p> <p>グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するが、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。</p> <p>DB⑥-7 また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出するが、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。</p> <p>DB⑥-7 火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する設計とする。</p> <p>◇ 消火剤に水を使用する消火用水の容量は、「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(xii) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。◇</p> <p>(ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量」の基本方針を適用する。 SA⑥-6,7</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設における消火用水供給系の設備構成が異なる。MOX 燃料加工施設はその他再処理施設より消火水を供給されることに加え、緊急時対策建屋で個別に消火設備を設置する。</p>	<p>ロ. 消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する設計とする。 ハ. 屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に基づく容量を確保する設計とする。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成 イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性 屋内消火用水供給系の水源は、ろ過水貯蔵タンク、多目的タンクを設置し、構内(屋外)消火用水供給系は、多目的タンク、原水タンクを設置し多重性を有する設計とする。</p>	<p>DB⑥-7 (P68, P117 から) SA⑥-7 (P69, P119 から)</p> <p>DB⑥-8 (P68, P82 から) SA⑥-8 (P68, P82 及び P83 から) SA⑥-9 (P68, P82 及び P83 から) SA⑥-6 (P71 へ)</p> <p>DB⑥-9 (P68, P82 から) SA⑥-10 (P68, P82 から)</p> <p>SA⑥-11 (P68, P82 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (73 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書では水源とポンプに係る事項をまとめて記載していたが、設工認では設備単位で申請することを踏まえ、水源とポンプを個別に記載した。</p>	<p>消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とする。とともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。</p> <p>DB⑥-10, SA⑥-12 また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA⑥-13</p>		<p>(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設における消火用水供給系の設備構成が異なる。MOX 燃料加工施設はその他再処理施設より消火水を供給されることに加え、緊急時対策建屋で個別に消火設備を設置する。</p> <p>(iii) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、火災区域の消火活動(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)における消火活動に対処できるように配置する設計とする。屋内消火栓の使用に当たっては、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能への影響を考慮する。</p> <p>◇ DB⑥-22 また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域、溢水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画については、固定式のガスによる消火装置を設置することで、すべての火災区域又は火災区画に対して消火を行うことが可能な設計とする。◇</p> <p>(iii) 消火栓の配置 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(iii) 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 SA⑥-25</p> <p>(iv) 移動式消火設備の配備 火災時の消火活動のため、【DB⑥-28】「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備するものとする。DB⑥-28</p>	<p>屋内消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプを設置し、多様性を有する設計とする。</p> <p>構内(屋外)消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動の構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプを設置し、多様性を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの駆動用燃料は、それぞれディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(東海、東海第二発電所共用)及びディーゼル駆動構内消火ポンプに付属する燃料タンクに貯蔵する。</p>	<p>DB⑥-10 (P68, P82 及び P83 から) SA⑥-12 (P68, P82 から)</p> <p>SA⑥-13 (P68, P82 から)</p> <p>DB⑥-22 (P78 ~)</p> <p>SA⑥-25 (P78 ~)</p> <p>DB⑥-28 (P90 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (74 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 系統分離に応じた独立性の考慮 MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 DB⑥-11</p> <p>同一区域に系統分離し設置する固定式ガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 DB⑥-12 なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。 DB⑥-12</p> <p>c. 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先する設計とする。 DB⑥-13, SA⑥-14 また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。 SA⑥-15</p>	<p>【許可からの変更点等】 「選択弁等」について対象を明確にした。</p> <p>また、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 DB⑥-11 ⑱(P68)から</p> <p>同一区域に系統分離し設置する固定式ガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障によっても、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 DB⑥-12 ⑳(P68)から</p> <p>【許可からの変更点等】 消火用水と兼用する設備について対象を明確化するため記載を追加した。</p>	<p>また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備するものとする。 DB⑥-28</p> <p>(iv) 移動式消火設備の配備 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(iv) 移動式消火設備の配備」の基本方針を適用する。 SA⑥-32</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は、「固定式のガス消火装置」とまとめて記載しているため。(内訳は添付説明書にて記載)(以下同じ)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設の許可(系統分離に応じた独立性の考慮)の記載において、火災防護上の系統分離対策を講じる設備を対象とした消火設備の独立性に係る対策を記載していることによる差異。</p>	<p>ロ. 系統分離に応じた独立性 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置されるハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、以下に示すとおり系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>(イ) 動的機器である選択弁は多重化する。 (ロ) 容器弁及びポンベを必要数より1つ以上多く設置する。</p> <p>重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置するハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給 消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。</p>	<p>DB⑥-28(P90へ)</p> <p>SA⑥-32(P90へ)</p> <p>DB⑥-13(P68, P83から) SA⑥-14(P68, P83から) SA⑥-15(P83から)</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
設計方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設は手動での選択弁による消火について、具体的に記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (75 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 DB⑥-14, SA⑥-16</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 DB⑥-15, SA⑥-17</p> <p>さらに、重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 SA⑥</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋の消火設備に係る電源確保の考え方を明記した。</p>		<p>(v) 消火設備の電源確保 消火設備のうち、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、◇ディーゼル駆動消火ポンプは、【DB⑥-14】外部電源喪失時◇でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する◇設計とする。 DB⑥-14</p> <p>(v) 消火設備の電源確保 消火設備のうち、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、◇ディーゼル駆動消火ポンプは、【SA⑥-16】外部電源喪失時◇でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する◇設計とする。SA⑥-16</p> <p>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。 DB⑥-15</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、蓄電池を設ける設計とする。 SA⑥-17</p> <p>なお、地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に係る消火設備については常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。◇</p> <p>ケーブルトレイに対する局所消火設備は、消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。◇</p> <p>(vi) 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 DB⑥-23</p>	<p>(c) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</p> <p>二酸化炭素自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)(ケーブルトレイ用は除く。)は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備(局所)については、作動に電源が不要な設計とする。</p>	<p>DB⑥-14 (P69 から) SA⑥-16 (P69 から)</p> <p>DB⑥-15 (P69 から) SA⑥-17 (P69 から)</p> <p>DB⑥-23 (P78 ~)</p>

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 MOX 燃料加工施設は、全交流動力電源喪失時は重大事故等対処施設により対処するため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (76 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「グローブボックス消火装置等」の指す内容はグローブボックス消火装置、二酸化炭素消火装置、屋外消火栓などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「爆発等」の指す内容は消火ガスによる人体への影響、消火に伴う生成物による人体への影響などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(4) 消火設備の配置上の考慮 a. 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 DB⑥-16, SA⑥-19</p> <p>消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 DB⑥-17, SA⑥-20</p> <p>【許可からの変更点】 高压ガス保安法で使用される名称に変更した。</p> <p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスポンペに接続する安全装置により消火ガスポンペの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスポンペ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。 DB⑥-18, SA⑥-21</p> <p>また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 DB⑥-19, SA⑥-22</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は、ガス系消火設備としてまとめて記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 二次的影響の要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設は二次的影響については、ガス系消火設備に加え、水系消火設備も記載しているため。</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 DB⑥-19</p> <p>また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 SA⑥-22</p>	<p>(vi) 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 SA⑥-26 再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。SA⑥-27</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 二次的影響の要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設では、事業変更許可申請書で消火剤を留める記載をしていないことから、当該内容について記載しない。(発電炉と同様の設計は考慮している。)</p>	<p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ. 火災による二次的影響の考慮 ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）のポンペ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。 また、ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備（局所）及び電源盤・制御盤用のハロゲン化物自動消火設備（局所）については、ケーブルトレイ内又は盤内に消火剤を留める設計とする。 また、消火対象と十分に離れた位置にポンペ及び制御盤を設置することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 消火設備のポンペは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンペに接続する安全弁によりポンペの過圧を防止する設計とする。</p> <p>また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>SA⑥-26 (P78 へ)</p> <p>SA⑥-27 (P78 へ)</p> <p>DB⑥-16 (P69, P117 から)</p> <p>SA⑥-19 (P69, P70 及び P119 から)</p> <p>DB⑥-17 (P69 から)</p> <p>SA⑥-20 (P70 から)</p> <p>DB⑥-18 (P69 から)</p> <p>SA⑥-21 (P70 から)</p> <p>②① (P69) から</p> <p>②② (P69) から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (77 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「堰等」の指す内容は堰、 段差であり、添付説明書で 詳細を示すため当該箇所では 許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 管理区域からの放出消火剤の 流出防止の要求は同様である が、MOX 燃料加工施設特有の 設計上の考慮として、ガス系 消火剤の放出対策についても 記載したため。</p>	<p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>DB⑥-20, SA⑥-23</p> <p>また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。</p> <p>DB⑥-21, SA⑥-24</p> <p>さらに、安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。</p> <p>DB⑥-33</p>		<p>(vii) 系統分離に応じた独立性の考慮 MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えるものとする。◇</p> <p>同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障によっても、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁（ボンベ含む）は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。◇</p> <p>なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、選択弁を手動操作することにより、消火が可能な設計とする。</p> <p>DB⑥-12</p> <p>また、消火配管は静的機器であり、かつ、耐震重要施設の供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）で損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。◇</p>	<p>ロ. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し、処理する設計とする。</p>	<p>DB⑥-12 (P74 へ)</p> <p>DB⑥-20 (P68, P83 から) SA⑥-23 (P69, P84 から)</p> <p>DB⑥-21 (P68, P83 から) SA⑥-24 (P69, P84 から)</p> <p>DB⑥-33 (P39 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (78 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、屋外消火栓の設置基準として都市計画法にも準拠するため。</p>	<p>c. 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。 DB⑥-22, SA⑥-25</p> <p>(5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 DB⑥-23, SA⑥-26 また、緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。 SA⑥-27</p> <p>b. 固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 DB⑥-24, SA⑥-28</p> <p>【「等」の解説】 「従事者等」の指す内容は作業員、当直員、見学者を含む現場に入域する人であり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 消火水が適さない箇所への考慮について事業変更許可申請書に記載していることから、当該内容を記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「電源断等」の指す内容は各種機器異常を含む中央監視室にあげるべき異常警報であり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>固定式のガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。DB⑥-24 ⑰(P67)から</p> <p>固定式のガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。SA⑥-28 ⑱(P67)から</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、ハロゲン化物消火設備及びケーブルトレイ用の消火設備を設置しないため。</p> <p>(viii) 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備 火災の影響を受けるおそれのある【DB⑥-2】安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式のガス消火装置を設置することにより、◇自動又は現場での手動操作で消火を可能とする【DB⑥-2】設計とする。◇</p> <p>(vii) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については、以下</p>	<p>ハ. 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に準拠し、すべての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の職員退避警報 固定式ガス消火設備であるハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)(ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤用を除く)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、作動前に職員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とする。 ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤用のハロゲン化物自動消火設備(局所)は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素は防火シートを設置したケーブルトレイ内又は金属製の盤内に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。</p>	<p>DB⑥-22 (P68, P73 及び P117 から) SA⑥-25 (P68, P73 及び P120 から)</p> <p>DB⑥-23 (P69, P75 から) SA⑥-26 (P69, P76 から) SA⑥-27 (P76 から)</p> <p>DB⑥-24 (P84 から) SA⑥-28 (P84 から)</p> <p>DB⑥-2 (P67 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (79 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>のどおり固定式のガス消火装置を設置することにより、<u>◇自動又は現場での手動操作で消火を可能とする【SA⑥-2】設計とする。◇</u></p> <p>なお、燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから消火装置を設置しない設計とする。</p> <p>DB⑥-3</p> <p>仮に火災が発生した場合でも、「イ.(ロ)(4)① a. (c) ii. (ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量」に基づき設置する消火器又は「イ.(ロ)(4)① a. (c) ii. (iii) 消火栓の配置」に基づき設置する屋内消火栓による消火が可能である。◇</p> <p>なお、燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから消火装置を設置しない設計とする。</p> <p>SA⑥-3</p> <p>仮に火災が発生した場合でも、「イ.(ロ)(4)① b. (c) ii. (ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量」に基づき設置する消火器又は「イ.(ロ)(4)① b. (c) ii. (iii) 消火栓の配置」に基づき設置する屋内消火栓による消火が可能である。◇</p> <p>また、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX 燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p> <p>DB⑥-4</p> <p>グローブボックス内については、放射線影響を考慮すると、消火困難であることから、<u>◇自動又は現場での手動による【DB⑥-2】消火が可能なグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)◇を設置することで、【DB⑥-2】グローブボックス内の火災に対して◇消火が可能な設計とする。</u></p> <p>DB⑥-2</p> <p>また、屋外の火災区域については、火災による煙は大気中に拡散されることから、消火困難とはならない。◇</p>		<p>SA⑥-2 (P67 へ)</p> <p>DB⑥-3 (P68 へ)</p> <p>SA⑥-3 (P68 へ)</p> <p>DB⑥-4 (P68 へ)</p> <p>DB⑥-2 (P67 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (80 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>グローブボックス内については、放射線影響を考慮すると、消火困難となる可能性があることから、<u>◇自動又は現場での手動【SA⑥-2】消火が可能なグローブボックス消火装置◇を設置することで、【SA⑥-2】グローブボックス内の火災に対して◇消火が可能な設計とする。SA⑥-2</u></p> <p>なお、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、部屋面積が小さく消火に当たり室内への入域が不要なこと、MOX 燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p> <p>SA⑥-4</p>		<p>SA⑥-2 (P67 ~)</p> <p>SA⑥-4 (P68, P98 ~)</p>
			<p>(viii)-1 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画 DB⑥-2</p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所【DB⑥-2-1】は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度が速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、二酸化炭素消火装置を設置し、早期消火が可能となるよう自動又は現場での手動操作で消火が可能となる設計とする。◇</p>		<p>DB⑥-2-1 (P67 ~)</p>
			<p>(viii)-2 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 DB⑥-2-2</p> <p>中央監視室等の床下【DB⑥-2-2】は、中央監視室等内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に窒素消火装置を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、自動で早期に消火できる設計とする。◇</p> <p>中央監視室等には常時運転員が滞在することを考慮し、人体に影響を与えないような消火剤を使用する設計とする。◇</p> <p>万一、誤動作又は誤操作に伴い、床下から消火剤が漏えいした場合でも、中央監視室等内の空気により希釈され、人体に影響を与えることはない。◇</p>		<p>DB⑥-2-2 (P67 ~)</p>
			<p>(vii)-1 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 SA⑥-2-2</p> <p>中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下【SA⑥-2-2】は、多量のケーブルが存在す</p>		<p>SA⑥-2-2 (P67 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (81 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>るため、消火が困難となるおそれを考慮し、固定式のガス消火装置を設置する。◇</p> <p>(viii)-3 安全上重要な施設の電気品室となる火災区域又は火災区画 DB⑥-2-3 電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災による煙の影響を考慮し、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置することにより、早期消火が可能となるよう自動又は現場での手動操作で起動できる設計とする。◇</p> <p>(vii)-2 電気品室 SA⑥-2-3 電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災による煙の影響を考慮し、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置することにより、早期消火が可能となるよう自動又は現場での手動操作で起動できる設計とする。◇</p> <p>(ix) 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動 <u>放射性物質貯蔵等の機器等</u>を設置する火災区域のうち、<u>当該機器が火災の影響を受けるおそれがあることから消火活動を行うに当たり、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり窒素消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする。</u> DB⑥-2 本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属等の不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、窒素消火装置を設置するものとする。◇</p> <p>(x) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 <u>安重機能を有する機器等又は放射性物質貯蔵等の機器等</u>を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間【DB⑥-29】約5分から10分◇及び消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の【DB⑥-29】蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。◇</p>		<p>DB⑥-2-3 (P67 ~)</p> <p>SA⑥-2-3 (P67 ~)</p> <p>DB⑥-2 (P67 ~)</p> <p>DB⑥-29 (P90 ~)</p>

【許可からの変更点】
 消火活動が困難となる箇所の条件については添付書類五イ. (ロ)(4)①a. (b) ii (viii)及びイ. (ロ)(4)①b. (b) ii (viii)より基本設計方針とすべき内容を抽出し記載した。(具体的な考え方は添付説明書に記載する。)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (82 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(viii) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(x) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具」の基本方針を適用する。 SA⑥-33</p> <p>(xi) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 再処理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給水系の水源【DB⑥-8】及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく【DB⑥-8】消火活動時間2時間⇨に対し十分な容量を有する【DB⑥-8】ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、【DB⑥-9】双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する⇨設計とする。 DB⑥-8, 9 また、消火ポンプは⇨電動機駆動消火ポンプに加え、【DB⑥-10】同等の能力を有する異なる駆動方式である⇨ディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、【DB⑥-10】多様性を有する設計とする。⇨ 水源の容量については、MOX 燃料加工施設は、消防法に基づき、消火活動に必要な水量を考慮するものとし、その根拠は「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(xii) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。⇨</p> <p>(ix) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 再処理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給水系の⇨水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動時間【SA⑥-8,9】2時間⇨に対し十分な容量を有する【SA⑥-8,9】ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、【SA⑥-9】双方からの消火水の供給を可能とすることで、⇨多重性を有する設計とする。 SA⑥-8, 9, 10 また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。 SA⑥-12 再処理施設と共用する⇨緊急時対策建屋の【SA⑥-11,13】消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、⇨同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、【SA⑥-11】双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。⇨ また、【SA⑥-13】消火ポンプは⇨電動駆動消火ポンプを2基設置することで、【SA⑥-13】多重性を有する設計とする。⇨ 水源の容量については、MOX 燃料加工施設</p>		<p>SA⑥-33 (P90 ~)</p> <p>DB⑥-8 (P72 ~)</p> <p>DB⑥-9 (P72 ~)</p> <p>DB⑥-10 (P73 ~)</p> <p>SA⑥-8 (P72 ~)</p> <p>SA⑥-9 (P72 ~)</p> <p>SA⑥-10 (P73 ~)</p> <p>SA⑥-12 (P72 ~)</p> <p>SA⑥-11 (P72 ~)</p> <p>SA⑥-13 (P73 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (83 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>は、消防法に基づき、消火活動に必要な水量を考慮するものとし、その根拠は「イ. (ロ)(4)①b. (c) ii. (x) 消火水の最大放水量の確保」に示す。◇</p> <p>(xii) 消火水の最大放水量の確保 水を使用する消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓）の必要水量を考慮し、水源は◇消防法施行令に基づくとともに、【DB⑥-8】2時間の最大放水量（116m³）を確保する設計とする。◇ また、消火水供給系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動ポンプ、ディーゼル駆動ポンプ（定格流量 450m³/h）を1台ずつ設置する設計とし、◇消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2基設ける設計とする。</p> <p>DB⑥-10</p> <p>(x) 消火水の最大放水量の確保 「イ. (ロ)(4)①a. (c) ii. (xii) 消火水の最大放水量の確保」の基本方針を適用する。 SA⑥-8, 9</p> <p>(xiii) 水消火設備の優先供給 消火水は【DB⑥-13】他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。◇</p> <p>(xi) 水消火設備の優先供給 消火水は【SA⑥-14】他の系統と共用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火水の供給を優先する設計とする。◇</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火水の供給を優先する。 SA⑥-15</p> <p>(xiv) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 DB⑥-20</p> <p>また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。 DB⑥-21</p>		<p>DB⑥-8 (P72 へ)</p> <p>DB⑥-10 (P73 へ)</p> <p>SA⑥-8 (P72 へ) SA⑥-9 (P72 へ)</p> <p>DB⑥-13 (P74 へ)</p> <p>SA⑥-14 (P74 へ)</p> <p>SA⑥-15 (P74 へ)</p> <p>DB⑥-20 (P77 へ)</p> <p>DB⑥-21 (P77 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (84 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(xii) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(xiv) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止」の基本方針を適用する。 SA⑥-23, 24</p> <p>(xv) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 DB⑥-24 また、二酸化炭素消火装置の作動に当たっては 20 秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。◇ なお、固定式のガス消火装置のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合には、消火ガスが内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。◇</p> <p>(xiii) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退避警報 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(xv) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退避警報」の基本方針を適用する。 SA⑥-28</p> <p>(xvi) 他施設との共用 消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。◇ 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においても MOX 燃料加工施設で必要な容量を確保できる。◇ また、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有する機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>(xiv) 他施設との共用 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(xvi) 他施設との共用」の基本方針を適用する。◇</p>		<p>SA⑥-23 (P77 ~) SA⑥-24 (P77 ~)</p> <p>DB⑥-24 (P78 ~)</p> <p>SA⑥-28 (P78 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (85 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p>		<p>(xvii) 試験・検査 消火設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。◇</p> <p>(xv) 試験・検査 「イ.(ロ)(4)①a.(c)ii.(xvii)試験・検査」の基本方針を適用する。◇</p> <p>iii. 自然現象の考慮 MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。◇ これらの自然現象のうち、落雷については、「イ.(ロ)(4)①a.(b)iv.(i)落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。◇ 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対してMOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。◇ 凍結については、以下「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(i)凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇ 竜巻、風(台風)に対しては、「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(ii)風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇ 地震については、「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(iii)地震時における地盤変位対策」及び「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(iv)想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇ 上記以外の津波、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害については、「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(v)想定すべきその他の自然現象に対する対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>iii. 自然現象の考慮 MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。◇ これらの自然現象のうち、落雷については、「イ.(ロ)(4)①b.(b)iv.(i)落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。◇</p>	<p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (86 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度を確保した埋設配管とし、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>DB⑥-25, SA⑥-29</p> <p>【許可からの変更点】 ガス消火設備数種類を固定式のガス消火装置とまとめて記載している。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。</p> <p>DB⑥-26, SA⑥-30</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 凍結防止対策の要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設は原則埋設配管とする設計としているため。</p>	<p>◇ 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対してMOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。◇ 凍結については、以下「イ.(ロ)(4)① b.(c)iii.(i)凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。竜巻、風(台風)に対しては、「イ.(ロ)(4)① b.(c)iii.(ii)風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「イ.(ロ)(4)① b.(c)iii.(iii)想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇ 上記以外の津波、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害については、「イ.(ロ)(4)① b.(c)iii.(v)想定すべきその他の自然現象に対する対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇ (i) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備は、設計上考慮する冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する設計とする。◇ 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度(GL-60cm)◇を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とする。◇ DB⑥-25 また、屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する◇設計とする。DB⑥-25 (i) 凍結防止対策 「イ.(ロ)(4)① a.(c)iii.(i)凍結防止対策」の基本方針を適用する。◇ SA⑥-29 (ii) 風水害対策 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の◇消火ポンプは建屋内に設置する設計とし、風水害に対して性能を阻害されないように設置する設計とする。◇ DB⑥-26 その他の不活性ガス消火装置(窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置)についても、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。DB⑥-26</p>	<p>イ. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>ロ. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、風水害により性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>SA⑥-30 (P87から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (87 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書では、 移動式消火設備の内訳を記 載していたが、総称で記載。</p>	<p>c. 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB⑥-27, SA⑥-31</p>	<p>屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。◇ 地下タンク室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知器は、予備を確保し風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 DB⑤-13 (ii) 風水害対策 「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(ii) 風水害対策」の基本方針を適用する。 SA⑤-14, ⑥-30</p> <p>(iii) 地震時における地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB⑥-27 建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。◇ (iii) 地震時における地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 SA⑥-31 建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。◇</p> <p>屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 SA⑤-14</p>	<p>屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。◇ 地下タンク室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知器は、予備を確保し風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 DB⑤-13 (ii) 風水害対策 「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(ii) 風水害対策」の基本方針を適用する。 SA⑤-14, ⑥-30</p> <p>(iii) 地震時における地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB⑥-27 建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。◇ (iii) 地震時における地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB⑥-27 建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。◇</p> <p>屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 SA⑤-14</p>	<p>ハ. 地盤変位対策 地震時における地盤変位対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。</p>	<p>DB⑤-13 (P66 ~)</p> <p>SA⑥-30 (P86 ~) SA⑤-14 (P66 ~)</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 地盤変位対策の要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設では、埋設配管の破断を考慮し、外部から給水する設計方針としているため。</p> <p>SA⑤-14 (P66 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (88 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(iv) 想定すべき地震に対する対応</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時に火災を考慮する場合は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。◇</p> <p>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、基準地震動に対しても機能を維持すべき系統及び機器に対し影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置する、油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によって機能喪失を防止する設計とする。◇</p> <p>(iv)-1 基準地震動により油が漏えいしない。◇</p> <p>(iv)-2 基準地震動によって火災が発生しても、安全機能に影響を及ぼすことがないように、基準地震動に対して機能を維持する固定式消火設備によって速やかに消火する。◇</p> <p>(iv)-3 基準地震動によって火災が発生しても、安全機能に影響を及ぼすことがないように隔壁等により分離する又は適切な離隔距離を確保する。◇</p> <p>(iv) 想定すべき地震に対する対応</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時に火災を考慮する場合は、重大事故等対処施設が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。◇</p> <p>また、重大事故等対処施設のうち、基準地震動に対しても機能を維持すべき系統及び機器に対し影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置する、油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によってMOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能の喪失を防止する設計とする。◇</p> <p>(iv)-1 基準地震動により油が漏えいしない。◇</p> <p>(iv)-2 基準地震動によって火災が発生しても、MOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすことがないように、基準地震動によって火災が発生しても機能を維持する固定式のガス消火装置によって速やかに消火する。◇</p> <p>(iv)-3 基準地震動によって火災が発生しても、MOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすこと</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (89 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>がないよう隔壁等により分離する、又は適切な離隔距離を確保する設計とする。◇</p> <p>(v) 想定すべきその他の自然現象に対する対策 想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水害、地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知設備及び消火設備の性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化、代替の消火設備の配備等を行い、必要な性能を維持する設計とする。◇</p> <p>(v) 想定すべきその他の自然現象に対する対策 「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.(v) 想定すべきその他の自然現象に対する対策」の基本方針を適用する。◇</p> <p>iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響 <u>消火設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。DB⑥-5</u> <u>また、火災時における消火設備からの放水による溢水に対しては、「イ.(ロ)(9)溢水による損傷の防止」に基づき、安全機能へ影響がないよう設計する。DB⑥-5</u></p> <p>(i) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、臨界管理の観点から、ガス系又は粉末系の消火剤を使用する設計とする。◇ また、グローブボックス内への消火剤放出に伴う圧力上昇によるグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>(ii) 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、グローブボックス外での消火ガス放出に伴う圧力上昇によるグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>(iii) 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないように、外気より給気を行う設計とする。◇</p> <p>(iv) 電気絶縁性が大きい固定式のガス消火装置(不活性ガス消火装置)を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。◇</p>		<p>DB⑥-5 (P70 へ)</p> <p>DB⑥-5 (P70 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (90 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「消火ホース等」の指す内容は消火剤、ポンプ、警報機などであり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「現場盤操作等」の指す内容は初期消火の準備に係る関連動作全般であり、添付説明書で詳細を示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。DB⑥-28, SA⑥-32</p> <p>b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域の消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間 20 分を考慮し、1 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 DB⑥-29, SA⑥-33</p> <p>c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。DB⑧-9, SA⑧-9 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。DB⑧-9, SA⑧-9</p> <p>d. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。DB⑧-10, SA⑧-10</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 移動式消火設備を配備する設計方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設は、配備する移動式消火設備が運用を考慮し複数あるため、その種類について記載しているため。</p> <p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 DB⑥-29 消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 SA⑥-33</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> ポンプ室の要求への要求及び設計方針は同様であるが、運用に係る記載が許可段階で相違しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は、事業変更許可時に燃料集合体等の貯蔵設備における貯蔵形態について記載しているため。</p>	<p>iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響 「イ. (ロ)(4)①a. (c) iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」の基本方針を適用する。SA⑥-5</p> <p>【許可からの変更点】 移動及び消火に係る対応方針について、添付書類五の記載を基に具体化したため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 消火に伴う臨界防止要求は同様であるが、MOX 燃料加工施設では新燃料貯蔵庫はないため。</p>	<p>(g) その他 イ. 移動式消火設備 移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備を 1 台 (予備 1 台) 配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間も考慮し、2 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式ガス消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で可搬型排煙装置により換気が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火用水が放水され、水に満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。 使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火用水が放水されても容器内部に浸入することはない。</p>	<p>SA⑥-5 (P70 へ)</p> <p>DB⑥-28 (P68, P73 及び P74 から) SA⑥-32 (P68, P74 から)</p> <p>DB⑥-29 (P81 から) SA⑥-33 (P82 から)</p> <p>DB⑧-9 (P48 から) SA⑧-9 (P48 から)</p> <p>DB⑧-10 (P49 から) SA⑧-10 (P49 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (91 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 個別項目として、火災及び爆発の影響軽減設備における設備構成として追加した。</p>	<p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX 燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。DB⑦-15 このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。DB⑦-15</p> <p>a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 DB⑦-16</p> <p>b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 DB⑦-17 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。DB⑦-17 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2 火災感知設備」及び「7.1.1.1.3 消火設備」に基づく設計とする。DB⑦-17</p> <p>c. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 DB⑦-18 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。DB⑦-18 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2 火災感知設備」及び「7.1.1.1.3 消火設備」に基づく設計とする。DB⑦-18</p>		<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、ケーブル処理室に該当する室がないため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設における系統分離対策に係る対応方針は、第1章 共通項目の系統分離対策の項目に記載済みのため。(以下同じ)</p> <p>なお、発電炉の記載における、イ.以降の記載については、第1章 共通項目の影響軽減対策に係る記載の中でも比較済み。</p>	<p>ホ. ケーブル処理室 ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所入口を設置する設計とする。 ⑨ (P40)から</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策 中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ、Ⅲを境界とし、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>ロ. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離6m以上の離隔距離を確保する設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を作動させる設計とする。</p> <p>ハ. 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 また、火災感知設備及び消火設備は、上記ロ.と同様の設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>DB⑦-15 (P40 から)</p> <p>DB⑦-16 (P40, P105 から)</p> <p>DB⑦-17 (P40 から)</p> <p>DB⑦-18 (P40, P105 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (92 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。 DB⑦</p> <p>a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のための、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。 DB⑦-19</p> <p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備(ケーブル)の系統分離は、第1章 共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。 なお、耐火隔壁については、本項(1)に基づく設計とする。 DB⑦-20</p>	<p>【許可からの変更点】 個別項目としての火災及び爆発の影響軽減設備における高感度煙感知器の目的を追加した。</p> <p>⑭(P41)から 中央監視室の床下のケーブルに関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。DB⑦-20</p>	<p>④ 火災等による損傷の防止 (火災等による損傷の防止)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 MOX 燃料加工施設における安全機能を有する施設は、火災又は爆発により、MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>⑩(P41)から 中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全区分への影響を軽減する設計とする。 これに加えて盤内へ高感度煙感知器を設置する設計とする。</p>	<p>DB⑦-19 (P41 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (93 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備及び早期に火災発生を感知する設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものの設計に当たっては、NFPA801の要求を参考とした設計とする。具体的には、火災防護審査基準を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>第1項について</p> <p>安全機能を有する施設の火災防護対策に当たっては、事業許可基準規則の要求を受け、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の対策を講ずる。◇</p> <p>a. 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られた設計とする。◇</p> <p>b. 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の閉じ込め機能を有する設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>c. 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、不燃性容器への保管、可燃性物質及び爆発性物質の漏えい防止対策、異常な温度上昇の防止対策、空気混入防止対策及び熱的制限値を超えない設計とする。◇</p> <p>d. 火災の拡大を防止するために、適切な火災感知設備、警報設備及び消火設備を設けるとともに、火災及び爆発による影響の軽減のために適切な対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>e. 火災又は爆発が発生しても臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できる設計とする。◇</p> <p>また、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、MOX燃料加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、臨界防止、閉じ込め等の機能を確保する設計とする。◇</p> <p>f. 安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安重機能を有する機器等を設置する区域に対し、火災区域及び火災区画を設定する。◇</p> <p>また、上記以外に係る放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。）を設置する区域についても、火災区域に設定する。◇</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (94 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>g. 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて機能を確保する。安全上重要な施設のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備となるグローブボックス排風機及びその機能維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備に対しては、以下の(a)から(c)の通り系統分離対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(a) 互いに相違する系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離すること。◇</p> <p>(b) 互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を当該火災区域又は火災区画に設置すること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。◇</p> <p>(c) 互いに相違する系列間を1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を当該火災区画に設置すること。◇</p> <p>h. 各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策の妥当性を内部火災影響評価ガイドを参考に評価し、安全上重要な施設へ火災による影響を及ぼすおそれがないことを確認する。◇</p> <p>i. MOX 燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。◇</p> <p>第2項について</p> <p>消火設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、早期に火災を感知する設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。◇</p> <p>a. 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、臨界管理の観点から、ガス又は粉末系の消火剤を使用する設計とする。◇</p> <p>グローブボックス内への消火剤放出に伴う圧力上昇により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>b. 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、グローブボックス外への消火剤放出に伴う圧力上昇により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>c. 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運転中の非常用発電</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (95 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(1) 火災防護設備</p>	<p>機が給気不足を引き起こさないように、外気より給気を行う設計とする。◇</p> <p>d. 電気絶縁性が大きい固定式のガス消火装置(不活性ガス消火装置)を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。◇</p> <p>② 火災等による損傷の防止 (火災等による損傷の防止)</p> <p>第二十三条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。 (解釈) 1 第23条の適用に当たっては、第5条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針 規則第1項(解釈第1項)について 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、以下の対策を講ずる。◇</p> <p>a. 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られた設計とする。◇</p> <p>b. 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、不燃性容器への保管、可燃性物質及び爆発性物質の漏えい防止対策、異常な温度上昇の防止対策、空気混入防止対策及び熱的制限値を超えない設計とする。◇</p> <p>c. 火災の拡大を防止するために、適切な火災感知設備、警報設備及び消火設備を設ける設計とする。◇</p> <p>d. 重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能を確保する観点から、重大事故等対処施設を設置する区域に対し、火災区域及び火災区画を設定する。◇</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>e. MOX 燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。◇</p> <p>ト. その他の加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (1) 火災防護設備</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (96 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>① 構造</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。 DB⑩-13, SA⑩-13 ㉓(P56)へ</p> <p>安全機能を有する施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。 DB⑩-13 ㉔(P56)へ</p> <p>また、重大事故等対処施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備で構成する。 SA⑩-13 ㉕(P56)へ</p>	<p>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。◇</p> <p>① 安全機能を有する施設に対する火災防護設備</p> <p>a. 概要</p> <p>MOX 燃料加工施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇</p> <p>火災及び爆発の発生防止については、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。◇</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を行う。◇</p> <p>火災の感知及び消火については、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する。◇</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、想定する自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する施設は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。◇</p> <p>また、安全上重要な施設の相互の系統分離を行うために設ける火災区域及び火災区画に設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えるよう設置する。◇</p> <p>火災影響軽減設備は、火災及び爆発の影響を軽減する設備である。◇</p> <p>火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、系統分離等を行う。◇</p> <p>また、火災及び爆発の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発に対しても、安全上重</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (97 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点】 前段で記載済の内容のため。 (DB⑤-2, DB⑤-3, DB⑤-10, DB⑥-2, DB⑥-30)</p>	<p>火災感知設備は、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の火災感知器の中から2つの異なる種類の感知器を設置する。【DB⑤-2】また、中央監視室で常時監視可能な火災受信機を設置する。DB⑤-10</p> <p>グローブボックス内に設置する火災感知設備は、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する。【DB⑤-3】また、中央監視室で常時監視可能な監視制御盤を設置する。DB⑤-10</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及びグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とし、【DB⑥-30】火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、固定式の高圧ガス消火装置等を設置する。 DB⑥-2</p>	<p>要な施設の安全機能に影響がないことを、火災影響評価により確認する。◇</p> <p>消火設備の一部は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用し、火災影響軽減設備の一部は、再処理施設と共用する。◇</p> <p>火災感知設備系統概要図を添5第38図に示す。</p> <p>b. 設計方針</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇</p> <p>(a) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災及び爆発の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(b) 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する設計とする。◇</p> <p>火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設ける設計とする。◇</p> <p>消火設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙の充満又は放射線の影響により消火困難となるところには、自動又は制御室等からの手動操作による固定式の高圧ガス消火装置を設置する設計とする。◇</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。◇</p> <p>(c) 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽減対策を行う。◇</p> <p>(d) 消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。◇</p>		<p>DB⑤-2 (P57, P58 ~)</p> <p>DB⑤-2 (P57, P58 ~)</p> <p>DB⑤-10 (P65 ~)</p> <p>DB⑤-3 (P58 ~)</p> <p>DB⑤-10 (P65 ~)</p> <p>DB⑥-30 (P67 ~)</p> <p>DB⑥-2 (P67 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (98 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 共用する消火水供給設備の明確化のため、具体設備名を追加した。</p> <p>【「等」の解説】 「緊急時対策建屋等」は、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び重油貯槽であり、添付書類で示すため当該箇所では「等」を用いる。</p> <p>【許可からの変更点】 共用する緊急時対策建屋に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備に係る設計方針を示すため、記載を追加した。</p>	<p>7.1.1.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びろ過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 DB⑬-1 また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は、再処理施設と共用する。 本扉は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 DB⑬-2 緊急時対策建屋等の共用に関する記載として、第十四条 安全機能を有する施設の記載を用いた。 さらに、緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。SA①-10、⑤-2、⑥-2、⑥-4、⑨-1 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 SA⑨</p>	<p>消火設備のうち、消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 DB⑬-1 (双方の記載) <不一致の理由> 共用により担保すべき安全性に係る基本は同様であるが、施設及び設備構成の違いにより記載が異なる。 (発電炉とMOX燃料加工施設の消火設備の構成が異なる。)(以下同じ) (当社の記載) <不一致の理由> 共用により担保すべき安全性に係る基本は同様であるが、MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、再処理施設とMOX燃料加工施設との境界の扉への考慮が必要なため。 また、MOX燃料加工施設境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する火災防護設備は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 DB⑬-2 【第十四条】 イ. 加工施設の位置 (ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置 MOX燃料加工施設の主要な建物は、燃料加工建屋並びに再処理施設を共用する緊急時対策建屋【SA⑨-1】、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所である。SA⑨-1 ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (4) 補機駆動用燃料補給設備 ② 主要な設備・機器の構造 a. 重大事故等対処設備 (a) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 第1軽油貯槽(再処理施設と共用) 第2軽油貯槽(再処理施設と共用) SA⑨-1 (7) 緊急時対策所 ② 主要な設備・機器の種類 e. 緊急時対策建屋電源設備 (b) 燃料補給設備 i. 常設重大事故等対処設備 重油貯槽(再処理施設と共用) SA⑨-1</p>	<p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生した場合でも、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有する機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 DB⑬-1 また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設【DB⑬-2】の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、再処理施設と共用する。◇ 火災影響軽減設備は、MOX燃料加工施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるよう十分な耐火能力を有する設計とすることで、【DB⑬-2】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇ ② 重大事故等対処施設に対する火災防護設備 a. 概要 MOX燃料加工施設内の火災区域及び火災区画に設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇ 火災及び爆発の発生防止については、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。◇ また、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火</p>	<p>消火系のうち電動機駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、構内消火用ポンプ(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、ディーゼル駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、ディーゼル駆動構内消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、ろ過水貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、多目的タンク(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))及び原水タンク(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))は、東海発電所と共用とするが、必要な容量をそれぞれ確保するとともに、発電用原子炉施設間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>SA①-10 (P9 から) SA⑤-2 (P57 から) SA⑥-2 (P67 から) SA⑥-4 (P80 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (99 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を行う。◇</p> <p>火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する。◇</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、想定する自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。◇</p> <p>消火設備の一部は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。◇</p> <p>火災感知設備系統概要図を添5第38図に示す。◇</p> <p>b. 設計方針</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災区域及び火災区画に設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇</p> <p>(a) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(b) 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する設計とする。◇</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設ける設計とする。◇</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙の充満又は放射線の影響により消火困難となるところには、自動又は制御室等からの手動操作による固定式のガス消火装置を設置する設計とする。◇</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (100 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また、MOX燃料加工施設では、溢水による損傷の防止の観点から可能な限り水を排除する設計とする。◇</p> <p>c. 主要設備の仕様 (a) 火災発生防止設備◇ 水素漏えい検知装置 1式 (b) 火災感知設備◇ 火災感知設備の火災感知器の組合せを添5第38表に示す。 (c) 消火設備◇ 消火設備の主要設備の仕様を添5第39表に示す。 (d) 火災影響軽減設備◇ 延焼防止ダンパ(ダンパ作動回路を含む。) 1式 防火ダンパ(3時間耐火性能を有するものに限り) 1式 防火シャッター 1式 防火扉 1式</p> <p>c. 主要設備の仕様 (a) 火災発生防止設備◇ 水素漏えい検知装置 1式 (b) 火災感知設備◇ 火災感知設備の火災感知器の組合せを添5第60表に示す。 (c) 消火設備◇ 消火設備の主要設備の仕様を添5第40表に示す。</p> <p>d. 主要設備 (a) 火災発生防止設備◇ 火災発生防止設備である水素ガス漏えい検知器は、蓄電池室の上部に設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。◇ また、水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等の系統及び機器を設置する火災区域に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室等に警報を発する設計とする。◇ (b) 火災感知設備 火災感知設備は、固有の信号を発する異なる種類の感知器及び受信器盤により構成する。火災感知設備の火災感知器は、安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画並びにグローブボックス内における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発するアナログ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (101 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式を設置する設計とする。◇</p> <p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザ光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれや半導体を有しているため、放射線影響による故障が考えられることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理が異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>非アナログ式の火災感知器の設置に当たっては、誤作動防止対策のため、周囲温度を考慮した作動温度を設定する設計とする又は周囲温度が高温とならない措置を講ずる。◇</p> <p>よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。◇</p> <p>i. 屋内の火災区域又は火災区画 屋内に設置する火災区域又は火災区画は、アナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>なお、天井が高く大空間となっている屋内に設置する火災感知器は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動式分布型熱感知器に限定され、アナログ式の煙感知器及び炎感知器を組み合わせて設置することが適さないことから、一方は非アナログ式の熱感知器（差動式分布型熱感知器）を設置する設計とする。◇</p> <p>ii. 高線量区域 高線量区域は、放射線の影響を考慮する必要があるため、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。◇</p> <p>iii. 蓄電池室 蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保つこと及び水素ガス漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視するものの、腐食性ガスの発生により火災感知器が故障し、誤作動することにより固定式のガス消火装置が誤作動するおそれを考慮し、1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感知器とし、通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (102 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>iv. グローブボックス内 グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式を設置する設計とする。◇</p> <p>熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体（温度異常（60℃以上）を感知）及びグローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動式分布型熱感知器（温度上昇異常（15℃/min 以上）を感知）を設置する設計とする。◇</p> <p>このため、白金測温抵抗体は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動式分布型熱感知器は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。◇</p> <p>なお、差動式分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され、熱による温度上昇を感知するものであるが、グローブボックス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。◇</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックスのうち、潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動式分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。◇</p> <p>(c) 消火設備 消火設備は、消火水供給設備、消火栓設備、固定式ガス消火装置、消火器、防火水槽、ピストンダンパ、避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む)及び連結散水装置で構成する。◇</p> <p>固定式ガス消火装置は、MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域、溢水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、消火が必要となるすべての火災区域又は火災区画に対して消火を行うことが可能なように設置する設計とする。◇</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、火災区域の消火活動（安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く）に対処できるよう、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画（安重機能を有する機器等及</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (103 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)における消火活動に対処できるように配置する設計とする。屋内消火栓の使用に当たっては、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能への影響を考慮する設計とする。◇</p> <p>また、その他の消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であることを考慮し、以下のとおり設置する。◇</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。◇</p> <p>消火設備の一部は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。◇</p> <p>i. 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p> <p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式のガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする。◇</p> <p>(i) 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画</p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式のガス消火設備を設置する。◇</p> <p>なお、本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式のガス消火装置を設置する。◇</p> <p>(ii) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>(ii)-1 中央監視室等床下</p> <p>MOX 燃料加工施設における中央監視室等の床下は、多量のケーブルが存在するため、消火が困難となるおそれを考慮し、固定式のガス消火設備を設置する。◇</p> <p>中央監視室には運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤及び消火方法を選定する。◇</p> <p>(iii) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画</p> <p>電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災を想定した場合、多量の煙の発生の影響を考慮し、固定式のガス消火装置を設置する。◇</p> <p>ii. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (104 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>区域のうち消火困難となる区域の消火活動 放射線物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式のガス消火装置を設置し、早期消火ができる設計とする。◇</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。◇</p> <p>(d) 火災影響軽減設備 MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>i. 安全上重要な施設の火災区域の分離 MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。◇</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射線物質の放出を防止する設計とする。◇</p> <p>そのため、グローブボックス排風機の運転がグローブボックス消火装置の起動条件となるようインターロックを設ける設計とする。◇</p> <p>さらに、消火ガス放出後は、延焼防止ダンパを自動で閉止する設計とする。◇</p> <p>火災区域境界を形成するに当たり、延焼防止ダンパからコンクリート壁までの間にある換気ダクトについては、1.5mm以上の鋼板ダクトを採用することにより、3時間耐火境界を形成し、他の火災区域及び火災区画に対する遮炎性能を有する設計とする。火災により発生したガスは排気ダクトを經由し排気することで、他の火災区域及び火災区画に熱的影響を及ぼすおそれがない設計とする。◇</p> <p>また、火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (105 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>火災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁【DB①-13, DB⑦-16】又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。</p> <p>DB⑦-18</p>	<p>MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として再処理施設と共用する。◇</p> <p>共用する火災影響軽減設備は、再処理施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるよう十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>ii. 火災防護上の火災及び爆発の影響軽減のための対策を実施する設備</p> <p>MOX 燃料加工施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策が必要な機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブルに対し、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>また、火災防護上の系統分離対象のケーブルの系統分離においては、火災防護上の系統分離対象のケーブルと同じトレイ等に敷設する等により、火災防護上の系統分離対象のケーブルの系統と関連することとなる火災防護上の系統分離対象のケーブル以外のケーブルも当該系統に含め、他系統との分離を行うため、以下の設計とする。◇</p> <p>(i) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した耐火壁で系統間を分離する設計とする。◇</p> <p>(ii) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。◇</p> <p>(iii) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。◇</p> <p>e. 試験・検査</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、その機能を確認するため</p>		<p>DB①-13 (P57 ~)</p> <p>DB⑦-16 (P91 ~)</p> <p>DB⑦-18 (P91 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (106 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>定期的な試験及び検査を行う。◇</p> <p>i. 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。◇</p> <p>ii. 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。◇</p> <p>iii. グローブボックス内の火災感知設備については、以下の試験を実施する。◇</p> <p>(i) 白金測温抵抗体</p> <p>(i)-1 健全性確認 抵抗値を測定し、温度に相当する抵抗であることを確認する。◇</p> <p>(i)-2 動作確認 模擬抵抗を接続し、温度指示、温度異常表示、ブザー吹鳴が適切であることを確認する。◇</p> <p>(ii) 差動式分布型熱感知器</p> <p>(ii)-1 健全性確認 メータリレー試験器を接続し、抵抗値を測定し、正常であることを確認する。◇</p> <p>(ii)-2 動作確認 自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を定期的実施する。◇</p> <p>(b) 消火設備 消火設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。◇</p> <p>d. 主要設備</p> <p>(a) 火災発生防止設備◇ 火災発生防止設備である水素ガス漏えい検知器は、蓄電池室の上部に設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。◇</p> <p>また、火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等の系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室等に警報を発する設計とする。◇</p> <p>(b) 火災感知設備◇ 火災感知設備は、固有の信号を発する異なる種類の感知器及び受信器盤により構成する。火災感知設備の火災感知器は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びにグローブボックス内における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の重大事故等対処施設に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (107 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式を設置する設計とする。◇</p> <p>グローブボックス内の火災感知器は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、煙感知器及び炎感知器では火災を感知できないおそれや半導体を有しているため、放射線影響による故障が考えられることから、動作原理が異なる熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>非アナログ式の火災感知器の設置に当たっては、誤作動防止対策のため、周囲温度を考慮した作動温度を設定する設計とする又は周囲温度が高温とならない措置を講ずる。◇</p> <p>よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。◇</p> <p>i. 屋内の火災区域又は火災区画 屋内に設置する火災区域又は火災区画は、アナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>なお、天井が高く大空間となっている屋内に設置する火災感知器は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動式分布型熱感知器に限定され、アナログ式の煙感知器及び炎感知器を組み合わせて設置することが適さないことから、一方は非アナログ式の熱感知器（差動式分布型熱感知器）を設置する設計とする。◇</p> <p>ii. 高線量区域 高線量区域は、放射線の影響を考慮する必要があるため、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。◇</p> <p>iii. 蓄電池室 蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保つこと及び水素ガス漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視するものの、腐食性ガスの発生により火災感知器が故障し、誤作動することにより固定式のガス消火装置が誤作動するおそれを考慮し、1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感知器とし、通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>iv. グローブボックス内 グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様に</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (108 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式を設置する設計とする。◇</p> <p>熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体（温度異常（60℃以上）を感知）及びグローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動式分布型熱感知器（温度上昇異常（15℃/min 以上）を感知）を設置する設計とする。◇</p> <p>このため、白金測温抵抗体は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動式分布型熱感知器は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。◇</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックスのうち、潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動式分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。◇</p> <p>また、熱感知器を有する火災感知設備は故障時に中央監視室に故障信号を発する設計とする。◇</p> <p>v. 重油タンク（地中埋設物） 屋外に設置するタンク室は地下埋設構造としており安定した環境を維持している。◇</p> <p>一方、タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間においては燃料が気化して内部に充満する可能性が否定できない。◇</p> <p>そのため、万一気化した燃料による爆発リスクを低減する観点から点検用マンホール上部空間には電氣的接点を持たない防爆型のアナログ式の熱電対を設置する設計とする。◇</p> <p>(c) 消火設備◇ 消火設備は、消火水供給設備、消火栓設備、固定式のガス消火装置、消火器、ピストンダンパ、避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む)及び連結散水装置で構成する。◇</p> <p>固定式のガス消火装置は、重大事故等対処施設を設置する火災区域、溢水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、消火が必要となるすべての火災区域又は火災区画に対して消火を行うことが可能なように設置する設計とする。◇</p> <p>また、その他の消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であることを考慮し、以下のとおり設置する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (109 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。◇</p> <p>i. 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式のガス消火装置を設置することにより、自動又は現場での手動操作で消火を可能とする設計とする。◇</p> <p>グローブボックス内については、放射線影響を考慮すると、消火困難となる可能性があることから、自動消火が可能なグローブボックス消火装置を設置することで、グローブボックス内の火災に対して消火が可能な設計とする。◇</p> <p>なお、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、部屋面積が小さく消火に当たり室内への入城が不要なこと及びMOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としていることから、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。◇</p> <p>グローブボックス内については、放射線影響を考慮すると、消火困難であることから、自動消火が可能なグローブボックス消火装置を設置することで、グローブボックス内の火災に対して消火が可能な設計とする。◇</p> <p>(i) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は、多量のケーブルが存在するため、消火が困難となるおそれを考慮し、固定式のガス消火装置を設置する。なお、再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室には当直(運転員)又は非常時組織対策要員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を選択する。◇</p> <p>中央監視室等には常時運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えないような消火剤を使用する設計とする。◇</p> <p>万一、誤動作又は誤操作に伴い、床下から消火剤が漏えいした場合でも、中央監視室等内の空気により希釈され、人体に影響を与えることはない。◇</p> <p>(ii) 電気品室</p> <p>電気品室は電気ケーブルが密集しており、</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (110 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>万一の火災による煙の影響を考慮し、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置することにより、早期消火が可能となるよう自動又は現場での手動操作で起動できる設計とする。◇</p> <p>e. 試験・検査 (a) 火災感知設備 「ト.(イ)(1)①e.(a) 火災感知設備」の基本方針を適用する。◇</p> <p>(b) 消火設備 「ト.(イ)(1)①e.(b) 消火設備」の基本方針を適用する。◇</p> <p>f. 評価 (a) 火災発生防止設備は、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う又は水素ガスが発生するおそれのある火災区域又は火災区画に対し、水素ガス漏えい検知器を適切に配置し、水素の燃焼濃度を十分に下回る濃度で検出できる設計とするため、火災又は爆発の発生を防止することができる。◇</p> <p>(b) 火災感知設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするので、火災発生時には中央監視室に火災信号を表示することができる。◇</p> <p>火災の発生するおそれがある安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画には、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設ける設計とするため、火災を早期に感知することができる。◇</p> <p>(c) 消火設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするため、火災発生時には消火を行うことができるとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なうことがない。◇</p> <p>(d) 火災影響軽減設備は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁をMOX燃料加工施設内に適切に配置する設計とするため、火災及び爆発時には火災及び爆発の影響を軽減することができる。◇</p> <p>(e) 火災感知設備及び消火設備は、その停止時に試験及び検査をする設計とするため、定期的に試験及び検査ができる。◇</p> <p>(f) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有す</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (111 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>f. 評価</p> <p>(a) 重大事故等対処施設に対する火災発生防止設備は、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う又は水素ガスが発生するおそれのある火災区域又は火災区画に対し、水素漏えい検知器を適切に配置し水素の燃焼濃度を十分に下回る濃度で検出できる設計とするため、火災又は爆発の発生を防止することができる。◇</p> <p>(b) 重大事故等対処施設に対する火災感知設備は、重大事故等対処施設に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知できるよう適切に配置する設計とするため、火災発生時には中央監視室、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に火災信号を表示することができる。◇</p> <p>火災が発生するおそれのある重大事故等対処施設には、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設ける設計とするため、火災を早期に感知することができる。◇</p> <p>(c) 重大事故等対処施設に対する消火設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするため、火災発生時には消火を行うことができるとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことがない。◇</p> <p>(d) 重大事故等対処施設に対する火災感知設備及び消火設備は、その停止時に試験及び検査をする設計とするので、定期的に試験及び検査ができる。◇</p> <p>(e) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設必要な容量を確保する設計とし、故障その他の異常が発生し、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有する機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (112 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考								
	<p>【許可からの変更点】 前段で記載済の内容のため。 (DB①-9)</p>	<p>ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ)成形施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数 ①原料粉末受入工程 d. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式DB①-9 ②粉末調整工程 g. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式DB①-9 ③ペレット加工工程 f. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式DB①-9 (4)主要な核的及び熱的制限値 ② 熱的制限値 核燃料物質を加熱する設備の熱的制限値を以下のとおり設定する。□</p> <table border="1" data-bbox="1053 1092 1498 1176"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>設置場所</th> <th>設備・機器の種類</th> <th>熱的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋</td> <td>ペレット加工第2室</td> <td>焼結設備 焼結炉</td> <td>1800℃</td> </tr> </tbody> </table>	建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値	燃料加工建屋	ペレット加工第2室	焼結設備 焼結炉	1800℃	<p>を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>ハ. 加工設備本体 (イ)成形施設 (1)原料粉末受入工程 ② 設計方針 d. 火災及び爆発の防止 原料粉末受入工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇ ③ 主要設備の仕様 原料粉末受入工程は、貯蔵容器受入設備、ウラン受入設備及び原料粉末受払設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ ④ 系統構成及び主要設備 d. グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇ ⑤ 評価 d. 火災及び爆発の防止 原料粉末受入工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇ ⑥ 原料粉末受入工程の主要設備の仕様 d. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式◇ (2) 粉末調整工程 ② 設計方針 d. 火災及び爆発の防止 粉末調整工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇ ③ 主要設備の仕様 粉末調整工程は、原料 MOX 粉末缶取出設備、一次混合設備、二次混合設備、分析試料採取設備、スクラップ処理設備及び粉末調整工程搬送設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ ④ 系統構成及び主要設備 g. グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火</p>		<p>DB①-9(P37～)</p>
建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値										
燃料加工建屋	ペレット加工第2室	焼結設備 焼結炉	1800℃										

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (113 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点】 前段で記載済の内容のため。 (DB⑩-9)</p>	<p>(ニ)被覆施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び 個数 h. グローブボックス負圧・温度監視 設備 (a) 個数 1式 DB⑩-9</p>	<p>災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇ ⑤ 評価 d. 火災及び爆発の防止 粉末調整工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇ ⑥ 粉末調整工程の主要設備の仕様 g. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式◇ (3) ペレット加工工程 ② 設計方針 d. 火災及び爆発の防止 ペレット加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇ ③ 主要設備の仕様 ペレット加工工程は、圧縮成形設備、焼結設備、研削設備、ペレット検査設備及びペレット加工工程搬送設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ ④ 系統構成及び主要設備 f. グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇ ⑥ 評価 d. 火災及び爆発の防止 ペレット加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇ ⑦ ペレット加工工程の主要設備の仕様 f. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式◇ (ロ) 被覆施設 (1) 燃料棒加工工程 ② 設計方針 d. 火災及び爆発の防止 燃料棒加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇ ③ 主要設備の仕様</p>		<p>DB⑩-9 (P37 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (114 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p>	<p>燃料棒加工工程は、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備、燃料棒解体設備及び燃料棒加工工程搬送設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 h. グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価 d. 火災及び爆発の防止 燃料棒加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>⑥ 燃料棒加工工程の主要設備の仕様 h. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式◇ (ハ) 組立施設 (1) 燃料集合体組立工程 ② 設計方針 c. 火災及び爆発の防止 燃料集合体組立工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価 c. 火災及び爆発の防止 燃料集合体組立工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>(2) 梱包出荷工程 ② 設計方針 c. 火災及び爆発の防止 梱包出荷工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価 c. 火災及び爆発の防止 梱包出荷工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>ニ. 核燃料物質の貯蔵施設 (ロ) 設計方針 (4) 火災及び爆発の防止 貯蔵施設の設備は、可能な限り不燃性材</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (115 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点】 前段で記載済の内容のため。 (DB①-9)</p>	<p>(1) 貯蔵施設 ⑩ グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式 DB①-9</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 ① 概要 b. 主要な設備及び機器の種類及び個数 (c) グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式 DB①-9</p>	<p>料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ◇ (二) 系統構成及び主要設備 (10) グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇ (ホ) 評価 (4) 火災及び爆発の防止 貯蔵施設の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすることで、火災を防止できる。◇ (へ) 核燃料物質の貯蔵施設の主要設備の仕様 (10) グローブボックス負圧・温度監視設備 ① 個数 1式◇ ② 設計方針 d. 火災 気体廃棄物の廃棄設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。◇ (3) 主要設備の仕様 液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ (4) 系統構成及び主要設備 ② グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇ (6) 液体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様 ③ グローブボックス負圧・温度監視設備 a. 個数 1式◇</p>		<p>DB①-9 (P37 ~)</p> <p>DB①-9 (P37 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (116 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																										
		<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 非常用設備の種類</p> <p>② 主要な設備・機器の種類</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備</p> <p>(a) 火災感知設備 DB⑤-2</p> <table border="1" data-bbox="1050 453 1501 842"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th colspan="2">火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般区域</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器</td> </tr> <tr> <td>「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置</td> <td>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)</td> <td>火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(差動式分布型)</td> </tr> <tr> <td>天井高さを考慮した火災感知器を設置</td> <td>上記同様</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式^{註1)})</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池室</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(面検型)</td> </tr> <tr> <td>蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置</td> <td>上記同様</td> <td>面検機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式^{註1)})</td> </tr> </tbody> </table> <p>DB⑤-2, DB⑤-3</p> <table border="1" data-bbox="1050 898 1501 1251"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th colspan="2">火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線の影響を考慮する区域</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器</td> </tr> <tr> <td>放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式^{註2)}の煙感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式^{註1)}の熱感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>・オイルタンク室上部の森管室(屋外埋設)</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(定温式スポット型)</td> </tr> <tr> <td>方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気</td> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)</td> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・グローブボックス内</td> <td>熱感知器(白金測温抵抗体)</td> <td>熱感知器(差動式分布型)</td> </tr> <tr> <td>放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式^{註3)})</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 非アナログ式の熱感知器は、<u>作動温度を周囲温度より高い温度に設定する設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。</u> DB⑤-2</p> <p>(注2) 非アナログ式の煙感知器は、<u>蒸気等が充満する場所に設置しない設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。</u> DB⑤-2</p> <p>(注3) 潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は、<u>当該機器のプロセス温度監視及び異常時の工程停止の措置を講ずること、機器発熱による誤作動(非火災報)を防止する。</u> DB⑤-2</p>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式		・一般区域	煙感知器	熱感知器	「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)	・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域	煙感知器	熱感知器(差動式分布型)	天井高さを考慮した火災感知器を設置	上記同様	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 ^{註1)})	・蓄電池室	煙感知器	熱感知器(面検型)	蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置	上記同様	面検機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 ^{註1)})	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式		・放射線の影響を考慮する区域	煙感知器	熱感知器	放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^{註2)} の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^{註1)} の熱感知器を設置	・オイルタンク室上部の森管室(屋外埋設)	煙感知器	熱感知器(定温式スポット型)	方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	・グローブボックス内	熱感知器(白金測温抵抗体)	熱感知器(差動式分布型)	放射線の影響を考慮した感知器を設置	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 ^{註3)})	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)			<p>DB⑤-2 (P57, P58 ~)</p> <p>DB⑤-2 (P57, P58 ~)</p> <p>DB⑤-3 (P58 ~)</p> <p>DB⑤-2 (P58, 59 ~)</p>
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																																														
・一般区域	煙感知器	熱感知器																																													
「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)																																													
・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域	煙感知器	熱感知器(差動式分布型)																																													
天井高さを考慮した火災感知器を設置	上記同様	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 ^{註1)})																																													
・蓄電池室	煙感知器	熱感知器(面検型)																																													
蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置	上記同様	面検機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 ^{註1)})																																													
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																																														
・放射線の影響を考慮する区域	煙感知器	熱感知器																																													
放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^{註2)} の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^{註1)} の熱感知器を設置																																													
・オイルタンク室上部の森管室(屋外埋設)	煙感知器	熱感知器(定温式スポット型)																																													
方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)																																													
・グローブボックス内	熱感知器(白金測温抵抗体)	熱感知器(差動式分布型)																																													
放射線の影響を考慮した感知器を設置	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 ^{註3)})	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)																																													

【許可からの変更点】
前段で記載済の内容のため。
(DB⑤-2, DB⑤-3)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (117 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考																												
		<p>(b) 消火設備 DB⑥-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス消火装置</td> <td>窒素^{注1}</td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火装置</td> <td>二酸化炭素^{注1, 注2}</td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス消火装置</td> <td>窒素^{注3}</td> <td>全域放出方式</td> <td>・グローブボックス</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>粉末^{注4}</td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火器</td> <td>二酸化炭素^{注4}</td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓</td> <td>水^{注5}</td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置（注2を除く）は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。DB⑥-6</p> <p>注2：油火災（油内包設備や燃料タンクからの火災）が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。DB⑥-6</p> <p>注3：グローブボックス消火装置は、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出する。DB⑥-7</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>DB⑥-7</p> <p>注4：火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。DB⑥-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽 1式 DB⑥-16 ・ピストンダンパ 1式 DB⑥-16 <p>消火ガスを放出するためのより良い条件を形成する。DB⑥-16</p> <p>消火ガス放出後のグローブボックス内の雰囲気維持を行う。DB⑥-16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む) 1式 DB⑥-16 <p>窒素消火装置の消火ガス放出時に安全上重要な機器等のグローブボックスが破損しないよう圧力上昇緩和に必要な区域を形成する。DB⑥-16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結散水装置 1式 DB⑥-16 <p>注5：火災区域の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)に準拠し配置す</p>	種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	窒素ガス消火装置	窒素 ^{注1}	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 ^{注1, 注2}	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域	グローブボックス消火装置	窒素 ^{注3}	全域放出方式	・グローブボックス	粉末消火器	粉末 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火器	二酸化炭素 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	屋内消火栓	水 ^{注5}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)			<p>DB⑥-2 (P67 ～)</p> <p>DB⑥-6 (P71 ～)</p> <p>DB⑥-7 (P72 ～)</p> <p>DB⑥-6 (P71 ～)</p> <p>DB⑥-16 (P76 ～)</p> <p>DB⑥-22 (P78 ～)</p>
種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																														
窒素ガス消火装置	窒素 ^{注1}	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																														
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 ^{注1, 注2}	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域																														
グローブボックス消火装置	窒素 ^{注3}	全域放出方式	・グローブボックス																														
粉末消火器	粉末 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																														
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																														
屋内消火栓	水 ^{注5}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)																														
	<p>【許可からの変更点】 前段で記載済の内容のため。 (DB⑥-6, DB⑥-7, DB⑥-16, DB⑥-22)</p>																																

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (118 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																									
		<p>る。DB⑥-22</p> <p>b. 重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>(a) 火災感知設備 SA⑤-2</p> <table border="1" data-bbox="1053 388 1489 674"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th colspan="2">火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・一般区域 「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器</td> </tr> <tr> <td>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)</td> <td>火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域 天井高さを考慮した火災感知器を設置</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(差動式分布型)</td> </tr> <tr> <td>上記同様</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式^(注1))</td> </tr> </tbody> </table> <p>SA⑤-2, SA⑤-3</p> <table border="1" data-bbox="1053 741 1489 1297"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th colspan="2">火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・蓄電池室 蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(面検型)</td> </tr> <tr> <td>上記同様</td> <td>面検機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式^(注1))</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器</td> </tr> <tr> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式^(注2)の煙感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式^(注1)の熱感知器を設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(定温式スポット型)</td> </tr> <tr> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)</td> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・軽油、重油タンク室 (屋外埋設) 方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気</td> <td>防爆型赤外線式炎感知器</td> <td>防爆型熱電対</td> </tr> <tr> <td>防爆機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線の波長を感知する炎感知器を設置(非アナログ式)</td> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱電対を設置(アナログ式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・グループボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>熱感知器(白金測温抵抗体)</td> <td>熱感知器(差動式分布型)</td> </tr> <tr> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式^(注3))</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 非アナログ式の熱感知器は、作動温度を周囲温度より高い温度に設定する設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。SA⑤-2</p> <p>(注2) 非アナログ式の煙感知器は、蒸気等が充満する場所に設置しない設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。SA⑤-2</p> <p>(注3) 潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は、当該機器のプロセス温度監視及び異常時の工程停止の措置を講ずること、機器発熱による誤作動(非火災報)を防止する。SA⑤-2</p>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式		・一般区域 「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	煙感知器	熱感知器	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)	・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域 天井高さを考慮した火災感知器を設置	煙感知器	熱感知器(差動式分布型)	上記同様	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 ^(注1))	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式		・蓄電池室 蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置	煙感知器	熱感知器(面検型)	上記同様	面検機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 ^(注1))	・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置	煙感知器	熱感知器	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^(注2) の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^(注1) の熱感知器を設置	・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	煙感知器	熱感知器(定温式スポット型)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	・軽油、重油タンク室 (屋外埋設) 方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	防爆型赤外線式炎感知器	防爆型熱電対	防爆機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線の波長を感知する炎感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱電対を設置(アナログ式)	・グループボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置	熱感知器(白金測温抵抗体)	熱感知器(差動式分布型)	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 ^(注3))	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)			<p>SA⑤-2 (P57, P58 ~)</p> <p>SA⑤-2 (P57, P58 ~)</p> <p>SA⑤-3 (P58 ~)</p> <p>SA⑤-2 (P58, 59 ~)</p>
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																																													
・一般区域 「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	煙感知器	熱感知器																																												
	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)																																												
・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域 天井高さを考慮した火災感知器を設置	煙感知器	熱感知器(差動式分布型)																																												
	上記同様	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 ^(注1))																																												
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																																													
・蓄電池室 蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置	煙感知器	熱感知器(面検型)																																												
	上記同様	面検機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 ^(注1))																																												
・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置	煙感知器	熱感知器																																												
	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^(注2) の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 ^(注1) の熱感知器を設置																																												
・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	煙感知器	熱感知器(定温式スポット型)																																												
	防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)																																												
・軽油、重油タンク室 (屋外埋設) 方が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	防爆型赤外線式炎感知器	防爆型熱電対																																												
	防爆機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線の波長を感知する炎感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱電対を設置(アナログ式)																																												
・グループボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置	熱感知器(白金測温抵抗体)	熱感知器(差動式分布型)																																												
	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 ^(注3))	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)																																												

【許可からの変更点】
前段で記載済の内容のため。
(SA⑤-2, SA⑤-3)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (119 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																				
		<p>(b) 消火設備 SA⑥-2</p> <table border="1" data-bbox="1050 260 1492 726"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス消火装置</td> <td>窒素^{注1}</td> <td>全城放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火装置</td> <td>二酸化炭素^{注1, 注2}</td> <td>全城放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス消火装置</td> <td>窒素^{注3}</td> <td>全城放出方式</td> <td>・グローブボックス</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>粉末^{注4}</td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火器</td> <td>二酸化炭素^{注4}</td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>船内消火栓</td> <td>水^{注5}</td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備又は粉末消火設備</td> <td>泡消火薬剤又は第三種粉末</td> <td>全城放出方式 局所放出方式</td> <td>・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所</td> </tr> <tr> <td>ハロゲン化物消火設備</td> <td>HFC-227ea ハロン1301 FK-5-1-12</td> <td>全城放出方式</td> <td>・火災発生時の増の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画(再処理施設と共用する緊急時対策建屋)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置(注2を除く)は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。SA⑥-6</p> <p>注2：油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。SA⑥-6</p> <p>注3：グローブボックス消火装置は、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出する。SA⑥-7</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>SA⑥-7</p> <p>注4：火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。SA⑥-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽 1式 SA⑥-19 ・ピストンダンパ 1式 SA⑥-19 <p>消火ガスを放出するためのより良い条件を形成する。SA⑥-19</p> <p>消火ガス放出後のグローブボックス内の雰囲気維持を行う。SA⑥-19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む) 1式 SA⑥-19 <p>窒素消火装置の消火ガス放出時に安全上重要な機器等のグローブボックスが破損しないよう圧力上昇緩和に必要な区域を形成する。SA⑥-19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結散水装置 1式 SA⑥-19 	種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	窒素ガス消火装置	窒素 ^{注1}	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 ^{注1, 注2}	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域	グローブボックス消火装置	窒素 ^{注3}	全城放出方式	・グローブボックス	粉末消火器	粉末 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火器	二酸化炭素 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	船内消火栓	水 ^{注5}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)	泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火薬剤又は第三種粉末	全城放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所	ハロゲン化物消火設備	HFC-227ea ハロン1301 FK-5-1-12	全城放出方式	・火災発生時の増の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画(再処理施設と共用する緊急時対策建屋)			<p>SA⑥-2 (P67 ~)</p> <p>SA⑥-6 (P71 ~)</p> <p>SA⑥-7 (P72 ~)</p> <p>SA⑥-6 (P71 ~)</p> <p>SA⑥-19 (P76 ~)</p>
種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																																						
窒素ガス消火装置	窒素 ^{注1}	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																																						
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 ^{注1, 注2}	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域																																						
グローブボックス消火装置	窒素 ^{注3}	全城放出方式	・グローブボックス																																						
粉末消火器	粉末 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																																						
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 ^{注4}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																																						
船内消火栓	水 ^{注5}	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)																																						
泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火薬剤又は第三種粉末	全城放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所																																						
ハロゲン化物消火設備	HFC-227ea ハロン1301 FK-5-1-12	全城放出方式	・火災発生時の増の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画(再処理施設と共用する緊急時対策建屋)																																						

【許可からの変更点】
前段で記載済の内容のため。
(SA⑥-6, SA⑥-7, SA⑥-19)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (120 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考								
	<p>【許可からの変更点】 前段で記載済の内容のため。 (SA⑥-25, DB①-9)</p>	<p>注5：火災区域の消火活動に対処できるように、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)に準拠し配置する。SA⑥-25</p> <p>(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類 (1)核燃料物質の検査設備 ②主要な設備及び機器の種類及び個数 b. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式 DB①-9 (ハ)主要な実験設備の種類 (2)主要な設備及び機器の種類及び個数 ②グローブボックス負圧・温度監視設備 DB①-9 (4)主要な核的及び熱的制限値 ②熱的制限値 核燃料物質を加熱する設備の熱的制限値を以下のとおり設定する。□</p> <table border="1" data-bbox="1056 934 1507 1014"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>設置場所</th> <th>設備・機器の種類</th> <th>熱的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋</td> <td>分析第3室</td> <td>小規模試験設備 小規模焼結処理装置</td> <td>1800℃</td> </tr> </tbody> </table>	建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値	燃料加工建屋	分析第3室	小規模試験設備 小規模焼結処理装置	1800℃	<p>(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備 (1)核燃料物質の検査設備 ③ 主要設備の仕様 分析設備は、気送装置、受払装置グローブボックス、受払装置、分析装置オープンポートボックス、分析装置フード、分析装置グローブボックス、分析装置、分析済液処理装置グローブボックス、分析済液処理装置及び運搬台車で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ ④ 系統構成及び主要設備 b. 受払装置グローブボックス 受払装置グローブボックスは、その内部に受払装置を設置する設計とする。また、工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ d. 分析装置オープンポートボックス 分析装置オープンポートボックスは、室内の空気を開口部から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することで、開口部の空気流入風速を設定値以上に維持できる設計とし、汚染のおそれのある物品の汚染検査を行う際に、オープンポートボックス外への汚染の拡大を防ぐ設計とする。 また、オープンポートボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ f. 分析装置グローブボックス 分析装置グローブボックスは、その内部に分析装置を設置する設計とする。また、分析装置グローブボックスは、標準試料(核分裂性Pu割合が83%を超えるプルトニウム、ウラン中のウラン-235含有率が1.6%を超えるウラン、ウラン-233を含むウランを含む)として、少量の金属プルトニウム、金属ウラン等を保管する設計とする。◇ 工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇ k. グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火</p>		<p>SA⑥-25 (P78 ~)</p> <p>DB①-9 (P37 ~)</p>
建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値										
燃料加工建屋	分析第3室	小規模試験設備 小規模焼結処理装置	1800℃										

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (121 / 121)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価</p> <p>d. 分析設備では、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>⑥ 分析設備の主要設備の仕様</p> <p>b. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数</p> <p>1式◇</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十一条及び第二十九条（火災等による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
DB③	冒頭宣言	以降の適合性説明のための冒頭宣言	11 条 1 項～7 項	—	—
DB①	火災防護に関する基本事項	火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減を考慮した火災防護対策の基本方針	11 条 1 項～7 項	—	a, b
DB②	火災及び爆発の発生防止に関する設計方針（火災防護審査基準）	MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するための設計方針	11 条 3 項～ 5 項 11 条 7 項 2 号	—	a, b
DB③	不燃性又は難燃性材料を使用した設計方針	火災防護上重要な機器等における不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計方針	11 条 3 項	—	b
DB④	自然現象による火災及び爆発を発生防止に関する設計方針	自然現象による火災及び爆発の発生防止を考慮した設計方針	11 条 3 項	—	b
DB⑤	火災感知に係る設備に関する設計方針	火災防護上重要な機器等に対する早期の火災感知を行うための設計方針	11 条 1 項 11 条 2 項	—	b, c, g
DB⑥	消火に係る設備に関する設計方針	火災防護上重要な機器等に対する早期消火を行うための設計方針	11 条 1 項 11 条 2 項	—	a, b, c, d, e, g
DB⑦	火災及び爆発の影響軽減に関する設計方針	火災防護上重要な機器等に対する火災の影響軽減のための設計方針	11 条 3 項	—	b, g
DB⑧	火災及び爆発の個別事項に関する設計方針	火災防護上重要な機器等の特徴を考慮した火災防護対策の設計方針	11 条 3 項	—	b
DB⑨	水素・アルゴン混合ガスの取り扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策（施設特有）	MOX 燃料加工施設特有の火災に関する火災及び爆発の発生防止に関する設計方針	11 条 4 項～ 7 項	—	a, b, e
DB⑩	分析試薬の取り扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策（施設特有）	MOX 燃料加工施設特有の火災に関する火災及び爆発の発生防止に関する設計方針	11 条 3 項	—	b
DB⑪	グローブボックス内の窒素雰囲気化（施設特有）	MOX 燃料加工施設特有の火災に関する火災及び爆発の発生防止に関する設計方針	11 条 3 項	—	b
DB⑫	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第 14 条）に基づく共通設計方針として考慮する事項	— (第 14 条 2 項)	—	f, b

設工認申請書 各条文の設計の考え方

DB⑬	共用に関する設計方針 (安全機能を有する施設)	技術基準規則(第14条)に基づく共用に係る要求を受けている事項	— (第14条4項)	—	f, b
SA⑩	冒頭宣言	以降の適合性説明のための冒頭宣言	29条1項~3項	—	—
SA①	火災防護に関する基本事項	火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火を考慮した火災防護対策の基本方針	29条1項~3項	—	a, b
SA②	火災及び爆発の発生防止に関する設計方針	MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するための設計方針	29条3項	—	a, b, e
SA③	不燃性又は難燃性材料を使用した設計方針	重大事故等対処施設における不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計方針	29条3項	—	b
SA④	自然現象による火災及び爆発の発生防止に関する設計方針	自然現象による火災及び爆発の発生防止を考慮した設計方針	29条3項	—	b
SA⑤	火災感知設備に関する設計方針	重大事故等対処施設への火災影響に対する早期の火災感知を行うための設計方針	29条1項 29条2項	—	a, b, c, e
SA⑥	消火設備に関する設計方針	重大事故等対処施設への火災影響に対する早期消火を行うための設計方針	29条1項 29条2項	—	a, b, c, d, e, g
SA⑦	火災及び爆発の個別事項に関する設計方針	重大事故等対処施設の特徴を考慮した火災防護対策の設計方針	29条3項	—	b
SA⑧	試験・検査性の確保に関する内容	火災防護設備に関する試験・検査性の確保の設計方針	— (第14条2項)	—	f
SA⑨	共用に関する設計方針 (緊急時対策建屋に対する火災防護設備)	技術基準規則(第14条)に基づく共用に係る要求を受けている事項	— (第14条4項)	—	a

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
—	—	—	—

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針)又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
◇	添付書類記載内容	火災区域を設定する建屋・構築物の名称, 規格の年版, 不燃性材料又は難燃性材料の具体的な種類, 火災感知設備の設置条件, 消火設備の消火剤容量の根拠, 火災影響	b, g

設工認申請書 各条文の設計の考え方

		評価の詳細等については、添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」又は「図面」に記載するため、記載しない。	
㊦	手順等	保安規定に管理することを定め、手順等については基本設計方針に記載しない。	—
㊧	他条文との重複記載 (安全機能を有する施設)	第14条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	f
㊨	熱的制限値	熱的制限値に係る数値は仕様表で記載するため、記載しない。	a
㊩	当該火災区域又は火災区画で 取り扱いがない設備又は物質	事業許可申請書では方針として記載をしていたが、当該火災区域又は火災区画では当該機器を設置しない又は取り扱いがないため、記載しない。	—

4. 添付書類等

No.	書類名
a	仕様表 (設計条件及び仕様)
b	添付V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書
c	添付Ⅲ 耐震性に関する説明書
d	添付Ⅳ 強度に関する説明書 (グローブボックス消火装置の耐圧強度計算に関する説明書)
e	添付V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
f	添付V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
g	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMIX燃料加工施設の安全性が損なわれないうよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1) 安全機能を有する施設】 【3.1 (1) a. 安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1) b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・MIX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために、「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1) 安全機能を有する施設】 【3.1 (1) a. 安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1) b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・MIX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために、「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。					第1回申請と同一	
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構造物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構造物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針 対象選定			○	基本方針	-								第1回申請と同一
3	火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 8. 火災防護計画	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。))によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋外)】 ・屋外の火災防護上重要な機器を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等を設置する区域に対し火災区画を設定する。 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 【6. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8. 火災防護計画 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図(区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。))によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) 【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等						第1回申請と同一
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(火災区域の設定) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8. 火災防護計画	【3.2 (1) 火災区域の設定(屋外)】 ・屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等					第1回申請と同一	
5	火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)			○	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針	-		【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等を設置する区域に対し火災区画を設定する。					第1回申請と同一	
6	火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (煙等流入防止対策)	設計方針(影響軽減)			○	基本方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回数で詳細を展開する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請			第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
7	MOX燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設火災防護に関する基準」(以下「NFPAS01」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。))を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要	【1. 概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPAS01」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要	【1. 概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPAS01」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。				第1回申請と同一
8	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.2.1 火災防護上の系統分離を講ずる設備の選定	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1 火災防護上の系統分離を講ずる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.2.1 火災防護上の系統分離を講ずる設備の選定	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1 火災防護上の系統分離を講ずる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備				第1回申請と同一
9	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 8. 火災防護計画	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ③敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 8. 火災防護計画	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ③敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順				第1回申請と同一
10	5.1.2重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (2) 重大事故等対処施設の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (2) 重大事故等対処施設	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (2) 重大事故等対処施設の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。				第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
7	MOX燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPAS01」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
8	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
9	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
10	5.1.2重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義				第1回申請と同一					第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
11	重大事故等対処施設を収容する建物の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8. 火災防護計画 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図(区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・重大事故等対処施設を収容する建物は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) 【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図(区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・重大事故等対処施設を収容する建物は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(火災区域の設定) 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8. 火災防護計画	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋外)】 ・屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一
13	火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。	○	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考としてMOX燃料加工施設の消火及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要	【1. 概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火	【1. 概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	—	第1回申請と同一
15	ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内防事象」という。)を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、防護する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としなため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 8. 火災防護計画	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一
16	5.1.3 火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(火災防護計画)	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	基本方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	基本方針	—	第1回申請と同一	
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一	
18	重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一	
19	その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一	
20	重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一	
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外防火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	—	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請				第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
11	重大事故等対処施設を収容する建物の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求				第1回申請と同一						V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図(区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・重大事故等対処施設を収容する建物は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シーラ、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求				第1回申請と同一							
13	火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は隔間距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求				第1回申請と同一						V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義				第1回申請と同一							
15	ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。	運用要求				第1回申請と同一							
16	5.1.3 火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。	冒頭宣言				第1回申請と同一							
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの段階防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一							
18	重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一							
19	その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一							
20	重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一							
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
22	5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の流入防止対策を講ずる設計とともに、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の流入防止対策を講ずる設計とともに、熱的制限値を設ける設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の流入防止対策を講ずる設計とともに、熱的制限値を設ける設計とする。	-	-	-	-	第1回申請と同一
23	水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-
24	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	-	-	-	-	-	-	-
25	(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 a. 焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 b. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 c. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 d. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 e. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	-	-
26	(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	-	-	-	-	-	-	-
27	(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求① 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	○	基本方針 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
28	(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	○	基本方針 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	-	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	-
29	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結炉の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	基本方針 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	-	-	-	-	-	-	-
30	なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結レレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏れ防止対策及び空気の流入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。	冒頭宣言				第1回申請と同一					第1回申請と同一			
23	水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。						
24	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	—	水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止							
25	(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。	機能要求①	○	—	水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器と燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に接続できない設計とする。 d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。						
26	(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。	機能要求①	○	—	水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止							
27	(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求① 運用要求	○	—	施設共通 基本設計方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
28	(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	○	—	施設共通 基本設計方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針	〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件 〈主要弁〉 主要弁法	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	
29	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結炉の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	○	—	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。						
30	なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。	冒頭宣言	○	—	焼結設備 小規模焼結処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結設備等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させない設計とする。 そのため、焼結設備等で焼結が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造は不要な設計とする。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
31	分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ・分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ・分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○					第1回申請と同一	
32	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	基本方針 窒素循環設備、窒素雰囲気グループボックス	設計方針(発生防止)		【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グループボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図)	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	貯蔵施設 粉末一時保管装置 6B ペレット一時保管 棚6B 等	窒素循環設備			V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グループボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図)
33	5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 施設特有火災で講ずる対策に加え、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ・火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試験」を対象とする。 ・分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 施設特有火災で講ずる対策に加え、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ・火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試験」を対象とする。 ・分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	○					第1回申請と同一	
34	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試験を取り扱う設備を対象とする。 なお、分析試験については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試験に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(発生防止)		【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○対象とする物質の特定 発火性物質又は引火性物質を内包する設備としては、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試験を取り扱う設備を対象とする。	○		-		【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○対象とする物質の特定 発火性物質又は引火性物質を内包する設備としては、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試験を取り扱う設備を対象とする。	○						第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
32	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	○	成形施設 予備混合装置CB 等	成形施設 均一化混合装置CB 等		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図)						
33	5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区域に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水濡に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
34	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水濡を内包する設備及び分析試験を取り扱う設備を対象とする。 なお、分析試験については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試験に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
35	潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 施設共通 (油内包設備 漏えい拡大防止対策)	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止、堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防備対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	-	-	-
36	油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 (油内包設備 配置上の考慮)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		○	-	施設共通 基本設計方針 (油内包設備 配置上の考慮)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止、堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防備対策は不要とする設計とする。
37	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備	設計方針(発生防止)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		○	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとし、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	施設共通 基本設計方針 (油内包設備 漏えい拡大防止対策)	施設共通 基本設計方針 (油内包設備 漏えい拡大防止対策)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MVA燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止、堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。	○	-	施設共通 基本設計方針 (油内包設備 漏えい拡大防止対策)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MVA燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止、堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。
36	油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MVA燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MVA燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MVA燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策)	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 ・水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素等を内包する設備の配置上の考慮 ・水素等を内包する設備がある火災区域の換気・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-	
40	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (可燃性ガス内包設備 配置上の考慮)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-	
41	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備	設計方針(発生防止)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等を内包する設備がある火災区域の換気・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。
42	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (可燃性ガス内包設備漏えい防止対策)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 ・水素等を内包する設備は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。	-	-	-	-	-	-
40	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (可燃性ガス内包設備配置上の考慮)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮	-	-	-	-	-	-
41	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
43	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 水素ガス漏えい検知器	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ②水素の漏えい検出 ・蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備がある火災区域の換気・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。機結が使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。 ・通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-		
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(蓄電池室の設計)	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針(蓄電池室の設計)	施設共通 基本設計方針(蓄電池室の設計)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ①水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
45	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、銅板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備 無停電電源装置	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。
46	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発する設計とする。
47	機結等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	基本方針 グローブボックス排気設備 排ガス処理装置	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	グローブボックス排気設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・機結が使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	火災防護設備 水素ガス漏えい検知器	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。	○	-	火災防護設備 水素ガス漏えい検知器	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを取納しない設計とする。	設置要求 運用要求				第2回申請と同一						第2回申請と同一		
45	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、銅板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	無停電電源装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。	-	-	-	-	-	
46	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発する設計とする。	
47	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対して、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	○	-	排ガス処理装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
48	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-		
49	火災及び爆発の発生防止における防備及び接地対策として、火災区域又は火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防備指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏れを考慮して、漏れの可能性のある機器を設置する箇の電気接点を有する機器は、防備構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	基本方針 基本設計方針 (防備対策)	設計方針(発生防止)		【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防備対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は、防備構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-		
50	水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火火災となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	基本方針 基本設計方針 (接地対策)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-		
51	火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)		【4.2 (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針	工程室排気設備、建屋排気設備 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MXX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御室並びに制御室4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	○	—	水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。	—	—	—	—	—	—
49	火災及び爆発の発生防止における防備及び接地対策として、火災区域又は火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防備指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する際の電気接点を有する機器は、防備構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	○	—	施設共通 基本設計方針 (防備対策)	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防備対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は、防備構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	○	—	施設共通 基本設計方針 (防備対策)	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防備対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は、防備構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。
50	水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	○	—	施設共通 基本設計方針 (接地対策)	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防備対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は、防備構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	—	—	—	—	—	—
51	火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建物の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建物の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	—	—	第3回申請と同一	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
52	火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、燃料棒(燃料棒)を押し切機(燃料棒(燃料棒))は押し切機(燃料棒(燃料棒))を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒(燃料棒)は押し切機(燃料棒(燃料棒))を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	基本方針 燃料棒解体設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、押し切機(燃料棒(燃料棒))を用いて切断する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	燃料棒解体設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、押し切機(燃料棒(燃料棒))を用いて切断する設計とする。	
53	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とする。また、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 運用要求	基本方針 燃料棒解体設備、溶接設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)	○	【4.2 (3) 発火源への対策】 ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気へシリコンガスが置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針	燃料棒解体設備 挿入溶接設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (3) 発火源への対策】 ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気へシリコンガスが置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	
54	また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備、小規模焼結処理装置、スタック乾燥装置、分析設備	設計方針(発生防止)	○	【4.2 (3) 発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検出した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低下による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	スタック乾燥装置	分析設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (3) 発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検出した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低下による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	
55	廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(発生防止)	○	【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかわる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかわる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	
56	火災及び爆発の発生防止のため、空気の流れ防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が流入することを防止する設計とする。 また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に流入することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針(発生防止)	○	【4.2 (1) 可燃性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気流入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する配管を設置する工程に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が流入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気流入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気流入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	-
57	焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に入れ、焼結炉内にローアボックス雰囲気が入ることを防止する設計とする。 焼結時の焼結炉内への空気の流入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の流入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御室第1室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針(発生防止)	○	【4.2 (1) 可燃性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気流入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する配管を設置する工程に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が流入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気流入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気流入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	-
58	小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気の水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の流入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の流入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針(発生防止)	○	【4.2 (1) 可燃性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気流入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する配管を設置する工程に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が流入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気流入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気流入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	-
59	火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検出した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通 (遮断器)	設計方針(発生防止)	○	【4.2 (4) 過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検出した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	-	
60	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(発生防止)	○	【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかわる個別留意事項】 ・電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料種別設備の燃料種別装置の切替機は、燃料種の切替時にシロイロ粉末が発生しないよう、燃料種別装置(燃料種別切替機)の切替機(パイプカッター)を用いて切替し、ベレットを抜き取った後の燃料種別(被覆管部)は押切機構の切替機(鉄筋カッター)を用いて切替を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とする。また、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 運用要求	○	施設共通 基本設計 方針	施設共通 基本設計 方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	-	第3回申請と同一	
54	また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (3) 発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検出した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低下による加熱停止回避により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	-	-	-	-	-	
55	廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	第2回申請と同一	-	-	-	-	-	第2回申請と同一	
56	火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することにより、配管破断時に空気の逆流入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	-	-	-	-	-	
57	焼結炉は、出入口に入口真空換気室及び出口真空換気室を設け、容器を出し入れする際に真空換気室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にロープガス雰囲気混入することを防止する設計とする。 焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することにより、配管破断時に空気の逆流入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	-	-	-	-	-	
58	小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換する設計とする。 また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することにより、配管破断時に空気の逆流入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	-	-	-	-	-	
59	火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検出した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	○	-	施設共通 基本設計 方針 (遮断器)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (4) 過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検出した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	-	-	-	-	-	
60	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	○	施設共通 基本設計 方針	施設共通 基本設計 方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかわる個別留意事項】 ・電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計 方針	施設共通 基本設計 方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画 【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとする。必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置)	基本方針 設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとする。必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	○	施設共通 基本設計方針 (建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置)	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとする。必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	○	施設共通 基本設計方針 (建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置)	-	第1回申請と同一		
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	○	基本方針	-	第1回申請と同一		
63	なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 焼結、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 【4.3 (1) b. グローブボックス等】 ②グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ③焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-		
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) a. グローブボックス等】 ①グローブボックス グローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)	施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 焼結、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 【4.3 (1) b. グローブボックス等】 ②グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) a. グローブボックス等】 ①グローブボックス グローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。
65	放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) a. グローブボックス等】 ①グローブボックス グローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
61	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとする とともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求					第1回申請と同一						第1回申請と同一
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一
63	なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	○		焼結設備 小規模焼結処理装置		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) a. グループボックス等】 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。					
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)	施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 【4.3 (1) b. グループボックス等】 ②グループボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグループボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	○	施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料
65	放射性物質を内包するグループボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	グループボックス及びグループボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	グループボックス及びグループボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) a. グループボックス等】 ①グループボックス グループボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
66	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 8. 火災防護計画	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) c. 保温材】 ④保温材 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【4.3 (1) d. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、以下の(b)項を満たす防火物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) b. 保温材】 ④保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。 【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。
67	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) b. 保温材】 ④保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。 【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) b. 保温材】 ④保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(保温材に対する不燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) c. 保温材】 ④保温材 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) b. 保温材】 ④保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づき不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防火物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ④建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) d. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ④建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) d. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等以上の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ④建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。
70	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、適切における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	基本方針(火災防護計画) 設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
71	また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防火物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーベットを使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (カーベット(防火物品))	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	施設共通 基本設計方針 (カーベット(防火物品))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		-	-	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
66	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。	○	-	施設共通 基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。
67	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置GB 等	施設共通 基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	○	-	施設共通 基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (保温材に対する不燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) c. 保温材】 ③保温材 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) b. 保温材】 ③保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。	-	-	-	-	-	-
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防火物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) d. 建屋内装材】 ③建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす防火物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品 【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ④建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。
70	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものである。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、適切における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ①MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ②火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ③重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	-	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【8. 火災防護計画】 ①MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ②火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ③重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
71	また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防火物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーベットを使用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針 (カーベット(防火物品))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	火災防護上重要な機器等及びグループボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(U.L1581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設)のケーブルに対する難燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥自己消火性(U.L1581(Fourth Edition)1080W-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。 【4.3 (1) f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (1) g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断機に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断機は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断機を使用する設計とする。 【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設)のケーブルに対する難燃性材料の使用)	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設)のケーブルに対する難燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥自己消火性(U.L1581(Fourth Edition)1080W-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。
73	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設)の非難燃ケーブルへの措置)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設)の非難燃ケーブルへの措置)	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設)の非難燃ケーブルへの措置)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。
74	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	施設共通 基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。
75	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断機は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断機の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通 基本設計方針 (遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通 基本設計方針 (遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用)	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
72	火災防護上重要な機器等及びグループボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格IEEES83又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用)	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性(UL1581(F o u r t h E d i t i o n)1080VW-1 UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。	○	-	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグループボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性(UL1581(F o u r t h E d i t i o n)1080VW-1 UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。
73	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置)	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。	○	-	施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。
74	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用可燃燃性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No.11A(空気清浄装置用可燃燃性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。
75	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) g. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。	○	-	施設共通 基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) g. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	○	施設共通 基本設計方針 (遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用)	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	○	-	施設共通 基本設計方針 (遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 MIX燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び爆発を考慮する。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
78	火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を生じさせるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
79	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を生じさせるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 (避雷設備(火災防護上重要な機器等))	施設共通 基本設計方針 (避雷設備(火災防護上重要な機器等))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1) 落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEA6408)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	○	施設共通 基本設計方針 (避雷設備(火災防護上重要な機器等))	施設共通 基本設計方針 (避雷設備(火災防護上重要な機器等))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1) 落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEA6408)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。
80	火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。また、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等))	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。また、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。	○	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等))	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。また、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。
81	重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を生じさせるおそれのある落雷、地震、竜巻(台風)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
82	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を生じさせるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 重大事故等対処施設を収容する各種建築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針 (避雷設備、構内接地系(重大事故等対処施設))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1) 落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEA6408)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。
83	重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。また、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(重大事故等対処施設))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。また、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。	○	-	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(重大事故等対処施設))	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。また、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。
84	重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生しないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (竜巻防護対策)	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生しないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	○	-	施設共通 基本設計方針 (竜巻防護対策)	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生しないように、竜巻防護対策を行う設計とする。
85	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求					第1回申請と同一						第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.2 火災の感知及び消火 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震クラスで申請する火災感知設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「III-2 加工施設の耐震性に関する計算書 III-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震クラスで申請する火災感知設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.2 火災の感知及び消火	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震クラスで申請する火災感知設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「III-2 加工施設の耐震性に関する計算書 III-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震クラスで申請する火災感知設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。	○	基本方針	-	5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震クラスで申請する火災感知設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「III-2 加工施設の耐震性に関する計算書 III-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震クラスで申請する火災感知設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。	
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)		【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震クラスで申請する消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「III-2 加工施設の耐震性に関する計算書 III-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。	-	-	-	-	-	○	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	-	-	5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、S8機能維持)を示す。 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震クラスで申請する消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「III-2 加工施設の耐震性に関する計算書 III-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震クラスで申請する火災感知設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)		耐震クラスで申請する消火設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。 【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 消火設備については、火災区域及び火災区域に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。	-	-	-	-	-	○	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	-	-	5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震クラスで申請する消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「III-2 加工施設の耐震性に関する計算書 III-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震クラスで申請する消火設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。 【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 消火設備については、火災区域及び火災区域に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。
89	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域及び隔離する火災区域又は火災区域における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講ずる設備であるグループボックス排風機のグループボックス排風機及びグループボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用内電源設備において、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相連する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講ずる設備であるグループボックス排風機及びグループボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用内電源設備において、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相連する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策	○	基本方針	-	第1回申請と同一		
90	(1) 火災防護上の系統分離を講ずる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)		【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	○	基本方針	-	第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
86	5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言													第2回申請と同一	第2回申請と同一
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求													第2回申請と同一	第2回申請と同一
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求													第2回申請と同一	第2回申請と同一
89	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言													第1回申請と同一	第1回申請と同一
90	(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言													第1回申請と同一	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	4. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐圧試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 評価要求	基本方針 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 60排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MXX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダレン等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MXX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダレン等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】	
92	5. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 60排風機、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(窒素消火装置)	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダレン等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダレン等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】		
93	6. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(二酸化炭素消火装置)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。		
94	(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央監視室制御室内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。 中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針 60排風機、非常用所内電源設備、火災感知設備(自動火災報知設備、高感度煙感知器)、消火器 施設共通 基本設計方針	設計方針(影響軽減) 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。 (特定防火設備の構造方法を定める件においては、鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火扉又は防火ダンパー)としており、鉄製で当該鉄板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	施設共通 基本設計方針	-	施設共通 基本設計方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。 (特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火扉又は防火ダンパー)としており、鉄製で当該鉄板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MXX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求	○	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等)	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ・火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	-	-	-	-	-
92	b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、水平距離間には設置するものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ・火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	-	-	-	-	-
93	c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求	○	-	非常用発電機(燃料移送ポンプ) 火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コントリット壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には、仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	-	-	-	-	-
94	(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。 中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る筐体とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	○	施設共通 基本設計方針	非常用所内電源設備 火災感知設備 自動火災報知器 高感度煙感知器 消火器 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、至床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の時間以上の耐火能力を有する不燃性の筐体で造られた筐体とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており、鉄製で当該板厚を上回る筐体の筐体についても1時間以上の耐火能力を有している。) 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
95	b. 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相連する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求 評価要求	基本方針 6B排風機、非常用所内電源設備のケーブル	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で覆われた筐体とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件において、鉄製で鉄板の厚さが一五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー)としており、鉄製で当該板厚を上回る筐体の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	6B排風機のケーブル	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で覆われた筐体とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件において、鉄製で鉄板の厚さが一五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー)としており、鉄製で当該板厚を上回る筐体の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。
96	(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには時間耐火性能を有する防火ダンパー及び延焼防止ダンパーを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求 評価要求	基本方針 火災影響軽減設備(延焼防止ダンパー、防火ダンパー) グループボックス排気設備 工程室排気設備、建屋排気設備(放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域境界に限る)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 【6.3 (1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパーを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダンパーを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区域に対する遮断性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	火災影響軽減設備 延焼防止ダンパー 防火ダンパー グループボックス排気設備 工程室排気設備 建屋排気設備(放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域境界に限る)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 【6.3 (1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパーを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダンパーを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区域に対する遮断性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。
97	(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が滞在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求	基本方針 工程室排気設備、非管理区域換気空調設備、非常用電源設備、二酸化炭素消火装置	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 (2)煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が滞在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式ガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	-	工程室排気設備 非管理区域換気空調設備 消火設備 非常用電源設備 二酸化炭素消火装置	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 (2)煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が滞在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式ガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。
98	(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区域に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求	基本方針 非常用所内電源設備 燃料油貯蔵タンク	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 (3)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区域に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-
99	(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパーを閉止する設計とする。	機能要求	基本方針 焼結設備、小規模焼結処理装置、火災影響軽減設備(延焼防止ダンパー)	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 (4)焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパーを自動で閉止する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相連する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	○	-	非常用内電源設備 のケーブル	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・明燃室の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた殻とする ことでの分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄骨で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としてあり、鉄板で当該板厚をもつる殻の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。)	-	-	-	-	-	-
96	(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパー及び延焼防止ダンパーを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を盛り取り非常用発電機室及び危険物の規制に際する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	○	-	非常用内電源設備 燃料油貯蔵タンク	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区域に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	-	-	-	-	-	-
99	(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパーを閉止する設計とする。	機能要求①	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置 火災影響軽減設備 延焼防止ダンパー	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 (4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパーを自動で閉止する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
100	5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(安全確保)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ○MOX燃料加工施設の安全確保(火災影響評価) ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7. MOX燃料加工施設の安全機能について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ○MOX燃料加工施設の安全確保(火災影響評価) ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7. MOX燃料加工施設の安全機能について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	○	基本方針	-	-	-	-	-	第1回申請と同一
101	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態を収束できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(安全確保)	【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDTsにより、Z01(評価項目：火災高さ、プルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策	【7.2 火災影響評価】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	基本方針	-	-	-	-	-	第1回申請と同一	
102	(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できること、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【7.2火災影響評価】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	
103	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価		-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
104	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な火災を想定して、FDIを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認すること、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDIにより、0.1(評価項目：火災高さ、プルーム、輻射、高温煙気の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を取扱えることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 基本設計方針と同様の記載とし、該当する設備が申請される回数で詳細を展開する。	-	-	-	-
105	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を取扱えることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価		-	-	-	-
106	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	自然現象等は、第8条にて整理する。 閉じ込めの機能は、第10条にて整理する。 加工施設内における溢水による損傷の防止は、第12条にて整理する。 設備に対する要求(試験・検査)については、第14条にて整理する。	○	基本方針	-		自然現象等は、第8条にて整理する。 閉じ込めの機能は、第10条にて整理する。 加工施設内における溢水による損傷の防止は、第12条にて整理する。 設備に対する要求(試験・検査)については、第14条にて整理する。	-	-	-	第1回申請と同一
107	7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	-	-	-	第1回申請と同一
108	また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	-			-	-	-	第1回申請と同一
109	火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	-			-	-	-	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
104	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDIを有した火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認すること、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求							施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDIにより、ZDI(評価項目：火災高圧、ブルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮して「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。
105	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求							施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	
106	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一					第1回申請と同一					
107	7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一					第1回申請と同一					
108	また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一					第1回申請と同一					
109	火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一					第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請			
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
110	7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、距離距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針(耐火シール)	設計方針(火災区域の設定) 設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【5.2 火災区域及び火災区画の設定】 【5.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収容する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	○	火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) <火災区域構造物> 主要寸法、主要材料	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収容する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	○	施設共通 基本設計方針(耐火シール) 【機能要求②】 火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) <火災区域構造物> 主要寸法、主要材料	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収容する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)
111	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や耐火耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針(耐火シール)	設計方針(火災区域の設定) 設計方針(影響軽減)		【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	○	火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) <火災区域構造物> 主要寸法、主要材料	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 防火扉	○	施設共通 基本設計方針(耐火シール) 【機能要求②】 火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) <火災区域構造物> 主要寸法、主要材料	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等
112	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針(耐火シール)	設計方針(火災区域の設定) 設計方針(影響軽減)		【5.1.2 機能設計】 【6.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、消防法施行規則において求める感知器の網羅性、及び火災感知器の感知及び送信機能に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グループボックス内は内装機器や暖台が障壁となり火災感知器が設置できる箇所が制限があることから、グループボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグループボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に温度な放射熱物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。 ○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や湿度の上昇)を把握することができるアナログ式の熱感知器。アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グループボックス内は可燃性物質を非密封で取り扱うため、MXX粉末、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	○	火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) <火災区域構造物> 主要寸法、主要材料	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 防火扉	○	施設共通 基本設計方針(耐火シール) 【機能要求②】 火災区域構造物(耐火壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) <火災区域構造物> 主要寸法、主要材料	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等
113	7.1.1.1.2 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器として、アナログ式熱感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合、高線量区域又は雷電室にあたる場合は、アナログ式熱感知器の設置が適さないことから、少なくとも1つは非アナログ式の熱感知器、非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気形成をおそれる場所については、防煙型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防煙型のアナログ式の熱感知器又は防煙型のアナログ式の熱感知器(スポット型)及び防煙型のアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【6.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、消防法施行規則において求める感知器の網羅性、及び火災感知器の感知及び送信機能に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グループボックス内は内装機器や暖台が障壁となり火災感知器が設置できる箇所が制限があることから、グループボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグループボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に温度な放射熱物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。 ○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や湿度の上昇)を把握することができるアナログ式の熱感知器。アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グループボックス内は可燃性物質を非密封で取り扱うため、MXX粉末、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	-	-	-	-	-	-	-	
114	グループボックス内は、主要な工程で可燃性物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MXX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び暖台が障壁となることにより、熱感知器及び熱感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災感知器の設置を考慮した上で、早期感知ができる、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	グループボックス負圧・温度監視設備、グループボックス温度監視装置	設計方針(火災の感知)		○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や湿度の上昇)を把握することができるアナログ式の熱感知器。アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グループボックス内は可燃性物質を非密封で取り扱うため、MXX粉末、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	-	-	-	-	-	-	-	
115	非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の熱感知器は、監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-
116	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-
117	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従って設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災感知設備の感知及び送信機能に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-
118	ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。	設置要求	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-
119	また、通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。	設置要求	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
110	7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、距離距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	—	—	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収容する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	—	—	—	—	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収容する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	
111	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	○	—	—	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	—	—	—	—	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	
112	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	○	—	—	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図(区域構造物)	以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	—	—	—	—	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収容する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	
113	7.1.1.1.2 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器として、アナログ式熱感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合、高線量区域又は雷電室にあつては、アナログ式熱感知器の設置が適さないことから、少なくとも1つは非アナログ式の煙感知器、非アナログ式の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所については、防煙型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防煙型の非アナログ式の熱感知器又は防煙型のアナログ式の熱感知器(スポット型)及び防煙型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、消防法施行規則において求める感知器の網羅性、及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二号～第十八号までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グループボックス内は煙感知器や検出が困難となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから、グループボックスの天井面及び特殊ローに火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグループボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に過度な放射線物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるような、機器の近傍に火災感知器を設置する。	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。
114	グループボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び検出器が検出となることにより、煙感知器及び熱感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、煙感知器が、また、動作原理の異なる種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。	—	—	—	—	—	
115	非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の煙感知器は、監視範囲に火災の感知に及ぼす死角がないように設置する設計とする。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の煙感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	・グループボックス内は核燃料物質を非密封で取り扱うため、MOX粉末、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	—	—	—	—	—	
116	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。	—	—	—	—	—	
117	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二号～第十八号までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。	—	—	—	—	—	
118	ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。	設置要求	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。	—	—	—	—	—	
119	また、通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。	設置要求	○	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○火災感知器の種類 ・火災感知器の火災感知器は、平常時の状況(温度、湿度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
120	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の前置重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用発電機又は運転中備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
121	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
122	ただし、緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
123	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、常時監視できる設計とする。また、火災感知部の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	火災感知設備 DB温度監視装置 自動火災報知設備 グローブボックス負圧・温度監視設備	設計方針(火災の感知)		【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、非接触式感知器及び非アナログ式の熱電対カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グローブボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グローブボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-		
124	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災の感知) 基本方針(火災防護計画)		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	-	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
125	グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災の感知) 基本方針(火災防護計画)			-	-	-	-	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(火災の感知) 基本方針(火災防護計画)		【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	-	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
120	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	—	火災感知設備 グループボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母機又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	○	—	—	—	—	—
121	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	○	—	火災感知設備 グループボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母機又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	○	—	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母機又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。
122	ただし、緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	○	—	火災感知設備 グループボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母機又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	○	—	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母機又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。
123	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発すること、常時監視できる設計とするとともに、火災感知部の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	○	グループボックス 負圧・温度監視設備	火災感知設備 グループボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (2) 火災受信器】 ○火災受信器の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式火災感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グループボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。	○	—	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 (2) 火災受信器】 ○火災受信器の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式火災感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設
124	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	グループボックス 負圧・温度監視設備 施設共通 基本設計方針	火災感知設備 グループボックス 温度監視装置 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 (2) 火災受信器】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	火災感知設備 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
125	グループボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びマイクロー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	グループボックス 負圧・温度監視設備 施設共通 基本設計方針	火災感知設備 グループボックス 温度監視装置 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 (2) 火災受信器】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	火災感知設備 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 (2) 火災受信器】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備の火災感知器は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	7.1.1.1.3 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。	設置要求	○	-	消火設備 屋内消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を及ぼさない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を備える。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。同時に、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設けるエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	○	-	ハロゲン化物消火設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を及ぼさない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を備える。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。同時に、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設けるエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
128	MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために、工程室及びグローブボックスについては、自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに、火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する法令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)、可燃性物質を取扱う構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建物の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 このうち、中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は、窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求②	○	-	消火設備 屋内消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 ・また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	○	-	消火設備 ハロゲン化物消火設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 ・また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針
129	上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能で、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	○	-	消火設備 屋内消火栓 消火器	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ・消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う漏水に対する影響は、漏水に対する防護設計に包摂されるため、V-1-1-7-1 加工施設内における漏水による損傷の防止に関する説明書)に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	
130	なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う漏水に対する影響は、漏水に対する防護設計に包摂されるため、「6.加工施設内における漏水による損傷の防止」に基づく設計とする。	評価要求	○	-	施設共通 基本設計方針 (消火水による影響)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ・消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う漏水に対する影響は、漏水に対する防護設計に包摂されるため、V-1-1-7-1 加工施設内における漏水による損傷の防止に関する説明書)に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
131	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、「a. 消火剤の容量」～「g. その他」を考慮する設計とする。	-	-	-	-	○	-	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、「a. 消火剤の容量」～「g. その他」を考慮する設計とする。
132	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-5 構造図 ・その他の加工施設の構造図火災防護設備の構造図	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については、可燃物物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火剤を放出する必要があるため、グローブボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。	-	-	-	-	○	-	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	<容器> ・容量 ・個数	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については、可燃物物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火剤を放出する必要があるため、グローブボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。
133	ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火剤を放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火剤放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火剤を放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火剤放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 ピストンダンパ、延焼防止ダンパ	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源である過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。	-	-	-	-	○	-	消火設備 GB消火装置 ピストンダンパ 延焼防止ダンパ	<容器> ・容量 ・個数 <主要な> 主要寸法	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源である過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。
134	消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	消火設備 防火水槽 消火水槽 ろ過水貯槽	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源である過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
135	また、緊急時対策建物の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	消火設備 防火水槽 消火水槽	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・緊急時対策建物の消火用水供給系の水源である消火水槽は、消防法施行令第十一号に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。	設置要求	○	-	消火設備 防火水槽 屋内消火栓 屋外消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、「a. 消火剤の容量」～「g. その他」を考慮する設計とする	○	-	消火設備 消用水槽 ろ過水貯槽 防火水槽 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、「a. 消火剤の容量」～「g. その他」を考慮する設計とする
132	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 消用水槽 ろ過水貯槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。	
133	ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
134	消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	○	-	防火水槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九号及び危険物の規制に関する規則第三十二号に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合は想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。	○	-	消火設備 防火水槽 ろ過水貯槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九号及び危険物の規制に関する規則第三十二号に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合は想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。
135	また、緊急時対策建屋の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 消用水槽 防火水槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
136	(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水貯槽 ろ過水貯槽	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8. 火災防護計画 V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m ³ のろ過水貯槽及び容量約900m ³ の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約4,600m ³ の消火水貯槽、建屋近傍に容量約400m ³ の防火水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
137	緊急時対策建屋の水源は、同建屋に消火水貯槽、建屋近傍に防火水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 防火水貯槽 消火水貯槽	設計方針(火災の消火)		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
138	消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とする。また、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 ディーゼル駆動消火ポンプ、 電動機駆動消火ポンプ	設計方針(火災の消火)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
139	また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	消火設備 電動機駆動消火ポンプ 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災の消火) 基本方針(火災防護計画)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140	b. 系統分離に応じた独立性の考慮 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区域の消火に用いる消火装置は、容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンプ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区域の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動S _e で振動しない設計とすることから、多重化しない設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区域の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動S _e で振動しない設計とすることから、多重化しない設計とする。
141	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置	設計方針(火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
142	c. 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓 消火水供給設備	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水貯槽は他の系統と共用しない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
143	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水貯槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水供給設備	設計方針(火災の消火)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
136	(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 消火水貯槽 ろ過水貯槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m ³ のろ過水貯槽及び容量約900m ³ の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多重性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約42.6m ³ の消火水貯槽、建屋近傍に容量約40m ³ の消火水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水筒から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 【8. 火災防護計画】 ○燃焼材料加工施設の重大事故等対策施設 ②重大事故等対策施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
137	緊急時対策建屋の水源は、同建屋に消火水貯槽、建屋近傍に防火水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 消火水貯槽 防火水貯槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約42.6m ³ の消火水貯槽、建屋近傍に容量約40m ³ の消火水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水筒から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 【8. 火災防護計画】 ○燃焼材料加工施設の重大事故等対策施設 ②重大事故等対策施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
138	消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とする。また、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約42.6m ³ の消火水貯槽、建屋近傍に容量約40m ³ の消火水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水筒から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 【8. 火災防護計画】 ○燃焼材料加工施設の重大事故等対策施設 ②重大事故等対策施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
139	また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8. 火災防護計画	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約42.6m ³ の消火水貯槽、建屋近傍に容量約40m ³ の消火水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水筒から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 【8. 火災防護計画】 ○燃焼材料加工施設の重大事故等対策施設 ②重大事故等対策施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
140	b. 系統分離に応じた独立性の考慮 MIX燃焼材料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区域の消火に用いる消火装置は、容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンプ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
141	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
142	c. 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。	○	-	消火設備 消火水供給設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水貯槽は他の系統と共用しない設計とする。
143	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水貯槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 消火水供給設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水貯槽は他の系統と共用しない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
144	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を駆動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
145	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	消火設備 GR消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 所内電源設備(電気設備)	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。
146	さらに、重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	消火設備 ハロゲン化物消火設備	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
147	(4) 消火設備の配置上の考慮 a. 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	消火設備 GR消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MIX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MIX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。
148	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出液体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	消火設備 GR消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。
149	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。消火ガスボンベ及び制御部については火災対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 GR消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。
150	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備 延焼防止ダンパ	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給電不足を引き起こさないよう外気より給電される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を配置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。
151	h. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (消火水の流出防止対策)	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内外からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。 ・安全上重要な施設は、グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。	○	基本方針	-	-	-	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内外からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。 ・安全上重要な施設は、グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。
152	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。 さらに、安全上重要な施設は、グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策)	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内外からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。 ・安全上重要な施設は、グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内外からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。 ・安全上重要な施設は、グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転準備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。
145	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の室内消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・室内消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。
146	さらに、重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。
147	(4) 消火設備の配置上の考慮 a. 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、室内消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。
148	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出液体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・電気絶縁性の高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤検知により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出液体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計
149	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。また、消火ガスボンベ及び制御設備については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。また、消火ガスボンベ及び制御設備については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
150	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
151	b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置する。
152	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。 さらに、安全上重要な施設グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
153	c. 消火栓の配置 火災区域又は火災区域に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区域における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区域に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるように、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋内消火栓設備に関する基準)並びに都市計画法施行令第二十五条(開発許可の基準を適用するに必要技術的細目)に準拠し、屋内消火栓から防護対象物を半径25mの円で包括できるように配置すること。また、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるように配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区域における消火活動に対処できるように配置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
154	(5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 固定式ガス消火装置は、電源等々の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) a. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。
155	また、緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備 ハロゲン化物消火設備	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) a. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、緊急時対策建屋の建屋管理室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
156	b. 固定式ガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるような警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) a. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) a. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。
157	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a. 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結強度を確保した埋設配管とし、地上部に設置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とする。また、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	消火設備 屋外消火栓	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結強度(0.4~0.6N)を確保した埋設配管とする。また、地上部に設置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通過状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
158	b. 風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されないよう、建屋内に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないよう設置する設計とする。 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないよう設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないよう設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
153	c. 消火栓の配置 火災区域又は火災区域に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区域における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	○	-	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区域に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるように、消防法施行令第十一号(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九号(屋外消火栓設備に関する基準)並びに都市計画法施行令第二十五号(開発許可の基準を適用するに必要となる技術的項目)に準拠し、屋内消火栓から防護対象物を半径50mの円で包括できるように配置すること、また、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるように配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区域における消火活動に対処できるように配置する。	-	-	-	-	-	-
154	(5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 固定式ガス消火装置は、電源等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
155	また、緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 ハロゲン化物消火設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、緊急時対策建屋の建屋管理室の制御室の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。
156	b. 固定式ガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
157	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a. 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結強度を確保した埋設配管とし、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とする。また、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	○	-	消火設備 屋外消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結強度(41-60cm)を確保した埋設配管とする。また、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を過水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。	-	-	-	-	-	-
158	b. 風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されないよう、建屋内に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 圧力調整用消火ポンプ 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内(ニュータイプ建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないよう設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
159	c. 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建物外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	消火設備 屋内消火栓	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8. 火災防護計画	【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○地盤変位対策 ・地盤変位対策として、送水口を設置し、地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
160	(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (移動式消火設備)	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「移燃料物質の加工の事業に関する規則」第七号の四に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
161	b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域の消火設備の現場整備等に必要照明器具として、移動経路及び消火設備の現場整備等に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	照明設備	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) g. その他】 ○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第百二十六条の五に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場整備等に必要照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場整備等に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
162	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。	設置要求 運用要求	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置 換気設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(火災の消火) 基本方針(火災防護計画)		【5.2.2 (5) g. その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	-	-	-	○	施設共通 基本設計方針	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 換気設備 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) g. その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
163	d. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるよう間隔を設けたラック或いはロットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備、貯蔵容器一時保管設備	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) g. その他】 ○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	-	-	-	-	○	燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備、貯蔵容器一時保管設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) g. その他】 ○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
159	c. 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建物外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	○	—	消火設備 屋内消火栓	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【6.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○地盤変位対策 ・地盤変位対策として、送水口を設置し、地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。	—	—	—	—	—	
160	(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	施設共通 基本設計方針 (移動式消火設備)	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【6.2.2 (5) g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。	
161	b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間加分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	○	—	照明設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【6.2.2 (5) g. その他】 ○消火用の照明器具 建築基準法第二十五条及び建築基準法施行令第二百二十六条の五に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間加分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	—	—	—	—	—	
162	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【6.2.2 (5) g. その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【6.2.2 (5) g. その他】 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等
163	d. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはロットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
164	7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグループボックス排気設備のグループボックス排気機及びグループボックス排気機の機能維持に必要な範囲の非常用内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排気機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2.3 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグループボックス排気設備のグループボックス排気機及びグループボックス排気機の機能維持に必要な範囲の非常用内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排気機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	
165	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	設置要求 評価要求		設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)		【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には、仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	-	-	-	-	○	-	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、貫通部シート、防火扉、防火ダンパ等)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 【6.2.2 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には、仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	
166	b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離6m以上の離隔距離により分離する設計とする。また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2 火災感知設備」及び「7.1.1.1.3 消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	6B排気機、火災感知設備(自動火災警知設備)、消火設備(室素消火装置)	設計方針(影響軽減)		【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の制御盤内に設置する高感度煙感知器について説明する。 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないよう分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパ」としており、鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。)	-	-	-	-	○	-	6B排気機 消火設備 室素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には、仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	
167	c. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2 火災感知設備」及び「7.1.1.1.3 消火設備」に基づく設計とする。	設置要求 評価要求	非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備(自動火災警知設備)、消火設備(二酸化炭素消火装置)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			-	-	-	-	○	-	消火設備 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	
168	(2)中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)			-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないよう分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパ」としており、鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。)	
169	a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のための、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備 高感度煙感知器	設計方針(影響軽減)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
164	7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言				第2回申請と同一							
165	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相連する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	設置要求 評価要求	○		3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、貫通部シールド、防火扉、防火ダンパ等)		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離						
166	b. 6m以上離隔。火災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	○		火災感知設備 自動火災報知設備		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離						
167	c. 1時間耐火隔壁。火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相連する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求 評価要求	○		非常用発電機(燃料移送ポンプ) 火災感知設備 自動火災報知設備		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離						
168	(2)中央監視室制御室内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	△		基本方針		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離						
169	a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のための、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の系統分離対策を講じる制御室内に設置する設計とする。	設置要求	○		火災防護設備 高感度煙感知器		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
170	(3)中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備(ケーブル)の系統分離は、第1章 共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。 なお、耐火隔壁については、本項(1)に基づく設計とする。	評価要求	6B排風機、非常用内電源設備のケーブル	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないよう分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	○	-	-	6B排風機のケーブル	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないよう分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。
171	7.1.1.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びびろ過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火用水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること。燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	消火設備(電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びびろ過水貯槽)	設計方針(設備の共用)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること。燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
172	また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は、再処理施設と共用する。 本扉は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	火災影響軽減設備(防火扉 MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉))	設計方針(設備の共用) 設計方針(影響軽減)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
173	さらに、緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区域構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	火災区域構造物(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等) 火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備 屋内消火栓設備 ハロゲン化物消火設備	設計方針(設備の共用)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区域構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
170	(3)中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備（ケーブル）の系統分離は、第1章 共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火構造により行う設計とする。 なお、耐火構造については、本項(1)に基づく設計とする。	評価要求	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	
171	7.1.1.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX 燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火用水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること。燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 消火用水貯槽 過水貯槽 圧力調整用消火ポンプ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること。燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
172	また、MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の層は、再処理施設と共用する。 本層は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-	-	-	-	-	○	-	-	火災影響軽減設備 防火扉	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の層について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。
173	さらに、緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	火災区域構造物(耐火壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ツェンバ等) 火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備 屋内消火栓設備 ハロゲン化物消火設備	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	1. 概要 【1. 概要】 ・火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NPPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	
7	MOX燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射線物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針				
10	5.1.2 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針				
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NPPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」の要求を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針				
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針		2. 火災防護の基本方針	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	
8	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	基本方針				※補足すべき事項の対象なし
9	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
15	ただし、重大事故等対処設備のうち、動付機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らざる機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
107	7.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は、火災区域構築物及び火災区画構築物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
108	また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
109	火災区域構築物及び火災区画構築物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
22	5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。	冒頭宣言	基本方針		2.1 火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。	【分析試験による火災及び爆発の発生防止】 ⇒施設固有の取り扱いを行う分析試験に対して、具体的な発生防止対策を補足説明する。 ・[補足火災]分析試験の火災発生防止対策の考え方について説明
33	5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 発火物質又は引火性物質を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、着火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 ・施設特有火災で講ずる対策に加え、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は着火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ・火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	
61	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置)			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				※補足すべき事項の対象なし
77	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び猛毒を考慮する。	冒頭宣言	基本方針			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	
78	火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
81	重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
86	5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	2.2 火災の感知及び消火 【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。	
106	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象等」、「4.閉じ込めの機能」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針		-	自然現象等は、第8条にて整理する。 閉じ込めの機能は、第10条にて整理する。 加工施設内における溢水による損傷の防止は、第12条にて整理する。 設備に対する要求(試験・検査)については、第14条にて整理する。	
89	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針		2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	
90	(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
164	7.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針				※補足すべき事項の対象なし
100	5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策	
101	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても【5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策】で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			○MOX燃料加工施設の安全確保(火災影響評価) ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。	
168	(2)中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	対象選定	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等	
10	5.1.2 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針			(2) 重大事故等対処施設防護の基本事項 【3.1 (2) 重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ※各回次にて重大事故等対処施設が申請される毎に記載を拡充する。(表 等)	【火災等により防護すべき施設】 ⇒第1回申請において、燃料加工建屋を申請するが、建屋に設定する火災区域設定の前提条件となる防護対象設備の配置については後次回で申請となることから、別に示す補足説明(火災区域の配置を示す図面)へつなげるための情報として補足説明する。 ・[補足火1]防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
3	火災防護上重要な機器等を取納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災区域の設定)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 V-2-4 配置図	3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定(屋内) ・火災区域配置図(区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を取納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	
11	重大事故等対処施設を取納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針					
110	7.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針 (耐火シール)					
111	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針 (耐火シール)				【火災区域及び火災区画の設定】 ⇒火災区域・区画の情報(油・水素内包機器)、火災防護上重要な機器の配置及び影響軽減設備の配置について補足説明する。 ・[補足火2]火災区域の配置を示した図面	
112	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針 (耐火シール)				【耐火壁の耐火性能】 ⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)	
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		(1)火災区域の設定(屋外)	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1) 火災区域の設定(屋外)】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 ※各回次にて対象となる設備が申請されているか明確にする。		
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針					
5	火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針		(2)火災区画の設定	【3.2 (2) 火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。		
13	火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通 基本設計方針					
-	-	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【3.3 適用規格】 ・火災防護設計に係る適用規格についてまとめる。	※補足すべき事項の対象なし	
23	水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止		
24	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。		
25	(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。		
26	(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備			※各回次にて水素・アルゴン混合ガスを取り扱う設備が申請される毎に記載を拡充する。		
27	(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。	機能要求① 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針					
28	(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針					
29	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 ※焼結炉等が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし	
30	なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結設備等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させない設計とする。 そのため、焼結設備等で焼結が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造は不要な設計とする。		
31	分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。		
32	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	基本方針 窒素循環設備、窒素雰囲気グローブボックス			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図) ※窒素循環設備等が申請される際に記載を拡充する。		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
34	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○対象とする物質の特定 発火性物質又は引火性物質を内包する設備としては、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。	
35	潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 施設共通 基本設計方針 (油内包設備 漏えい拡大防止対策)			【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止、及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。 ※各回次にて潤滑油又は燃料油を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。	【発火性物質又は引火性物質(潤滑油、燃料油を内包する設備)の発生防止対策】 ⇒火災源となりうる潤滑油、燃料油を内包する設備を設置する場所について補足説明する。 ・[補足火6]火災区域の配置を示した図面(火災源) ⇒機器運転時の温度より引火点が高い潤滑油、燃料油を使用することで防爆対策の可否を判断するために、各温度の関係を補足説明する。 ・[補足火7]油内包機器の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について
36	油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (油内包設備 配置上の考慮)				
37	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備				
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)				
39	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策)			【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 ・水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 ・蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 ・通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流通閉装置やインバータを収納しない設計とする。 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 ※各回次にて水素等を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。	
40	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (可燃性ガス内包設備 配置上の考慮)				
41	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備				
42	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針				
43	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 水素漏えい検知装置				
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流通閉装置やインバータを収納しない設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(蓄電池室の設計)				【水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ⇒施設内で水素等を使用する設備に対して、漏えいを検知することとしているから、検知器の系統について補足説明する。 ・[補足火8]水素漏えい検知器の仕様及び系統について
45	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA 6 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備 無停電電源装置				
46	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備				
47	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	基本方針 グローブボックス排気設備 排ガス処理装置				
49	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (防爆対策)				
50	水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (接地対策)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
48	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンベレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が入ることを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。 ※水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等が申請される際に記載を拡充する。	
56	火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が入ることを防止する設計とする。 また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備				
57	焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気と置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が入ることを防止する設計とする。 焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置				
58	小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気と置換する設計とする。 また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置				
51	火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備 施設共通 基本設計方針		(2)可燃性蒸気又は可燃性微粉の対策	【4.2 (2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする	
52	火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端部)は押切機構の切断機(パイプカッター)を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッター)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	基本方針 燃料棒解体設備		(3)発火源への対策	【4.2 (2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
53	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 運用要求	基本方針 燃料棒解体設備、溶接設備 施設共通 基本設計方針			【4.2 (3) 発火源への対策】 ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気をヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。	
54	また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備、小規模焼結処理装置、スタック乾燥装置、分析設備			【4.2 (3) 発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、温度上昇を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプには予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。 ※焼結炉等が申請される際に記載を拡充する。	
59	火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通 基本設計方針 (遮断器)		(4)過電流による過熱防止対策	【4.2 (4) 過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 ※遮断器にて遮断する設備等が申請される際に記載を拡充する。	
55	廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針		(5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項	【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 ・電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	
60	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
61	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (建物に対する防火壁の設置及びその他の防火措置)	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ①主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 ※不燃性材料等を使用する機器が申請される際に記載を拡充する。	
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)				
63	なお、焼結炉等の伊体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置			b. グローブボックス等	【4.3 (1) b. グローブボックス等】 ②グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックスは、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ③焼結炉等 伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ※グローブボックス等が申請される際に記載を拡充する。
65	放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備				
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(保温材に対する不燃性材料の使用)			c. 保温材	【4.3 (1) c. 保温材】 ④保温材 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 ※保温材が申請される際に記載を拡充する。
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用)			d. 建屋内装材	【4.3 (1) d. 建屋内装材】 ⑤建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品
71	また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (カーペット(防災物品))				
72	火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及びグローブボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用)			e. ケーブル	【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080W-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。 ※各回次の申請設備に使用するケーブルの記載を拡充する。
74	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用)			f. フィルタ	【4.3 (1) f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 ※フィルタが申請される際に記載を拡充する。
75	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用)			g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油	【4.3 (1) g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。 ※変圧器等を用いる設備が申請される際に記載を拡充する。
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通 基本設計方針 (遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用)			h. 遮蔽材	【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 ※遮蔽材が申請される際に記載を拡充する。

【不燃性材料又は難燃性材料の使用】
⇒保温材の適用箇所については事業許可段階では例示のみとしたことから、使用する具体的な設備について補足説明する。
・[補足火10]保温材の使用について
⇒難燃ケーブルについてはUL1581及びIEEE-383又はIEEE-1202を満足する設計としていることから、ケーブルの燃焼試験結果について補足説明する。
・[補足火12]難燃ケーブルの使用について
⇒グローブボックスについて、特徴踏まえたうえで防護対策として不燃性材料、難燃性材料を使用することを補足説明する。
・[補足火13]グローブボックスの特徴を踏まえた防護対策方針について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
63	なお、焼結伊等の伊体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.3(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3(2) a. グローブボックス等】 ①グローブボックス ②焼結伊等 伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。 ※グローブボックス等が申請される際に記載を拡充する。	
65	放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備				
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(保温材に対する不燃性材料の使用)		b. 保温材	【4.3(2) b. 保温材】 ③保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。 ※保温材が申請される際に記載を拡充する。	
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防火物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針(建屋内装材の不燃性材料の使用)		c. 建屋内装材	【4.3(2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 ※不燃性材料等を使用できない場合の代替材料の設計を申請する際に記載を拡充する。	
71	また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防火物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針(カーペット(防火物品))				
66	ただし、配管等のバックキンは、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭い部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(バックキン類に対する金属で覆われた狭い部への設置)		(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用 a. 主要な構造材	【4.3(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3(3) a. 主要な構造材】 バックキンは金属で覆われた狭い部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ※不燃性材料等を使用できない場合の設計を申請する際に記載を拡充する。	【不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ⇒配管フランジバックキンは狭い部が火災影響を受けないため火災影響は限定的としており、その確認結果について補足説明する。 ・【補足火9】配管フランジバックキンの火災影響について
67	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)				⇒保温材の適用箇所については事業許可段階では例示のみとしたことから、使用する具体的な設備について補足説明する。 ・【補足火10】保温材の使用について
70	ただし、塗料は当該場所における環境条件を考慮したものとす。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること。加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと。燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針(建屋内装材の塗装(難燃性))		b. 建屋内装材	【4.3(3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	
73	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置)		c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル	【4.3(3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。 ※各回次の申請設備に使用するケーブルの記載を拡充する。	
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通 基本設計方針(遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用)		d. 遮蔽材	【4.3(3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。 ※遮蔽材が申請される際に記載を拡充する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
77	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 (自然現象による火災及び爆発の発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 (1) 落雷による火災及び爆発の発生防止 【4.4 (1) 落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	
78	火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
79	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (避雷設備(火災防護上重要な機器等))				
81	重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
82	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (避雷設備、構内接地系(重大事故等対処施設))				
80	火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等))		(2)地震による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。 ※各回次にて火災防護上重要な機器等が申請される毎に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
83	重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (耐震設計(重大事故等対処施設))				
85	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (防火帯)		(3)森林火災による火災の発生防止	【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 ※防火帯の申請に合わせて記載を拡充する。	
84	重大事故等対処施設は、竜巻(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (竜巻防護対策)		(4)竜巻(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4) 竜巻(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。 ※竜巻対策の申請に合わせて記載を拡充する。	
86	5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.1.1 要求機能及び性能目標 【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備				※補足すべき事項の対象なし
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
113	7.1.1.1.2 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合、高層階区域又は密着階に当たっては、アナログ式熱感知器の設置が適さないことから、少なくとも1つは非アナログ式の煙感知器、非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防煙型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防煙型の非アナログ式の炎感知器又は防煙型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防煙型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、消防法施行規則における求める感知器の網羅性、及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条～第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グループボックス内は内装機器や架台が障礙となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから、グループボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグループボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。 ○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グループボックス内は核燃料物質を非密封で取り扱うため、MOX粉末、レーザ光による顔作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
114	グループボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザ光による顔作動や内装機器及び架台が障礙となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	グループボックス負担・温度監視設備、グループボックス温度監視装置				【火災感知器の設置条件】 【火災感知器の種類】 ⇒グループボックス外に設置する火災感知器は設置対象となる火災区域の特徴に応じて種類を選定することから、使用する火災感知器の種類及び配置を補足説明する。 ・【補足火14】グループボックス外に設置する火災感知器の種類及び配置を明示した図面 ⇒グループボックス外に設置する火災感知器のうち、消防法上の火災感知器の設置が困難な場合における感知器の配置方法及び感知性能の評価について補足説明する。 ・【補足火15】グループボックス外に設置する火災感知器の設置方法及び性能評価 ⇒グループボックス内に設置する火災感知器は、使用可能な火災感知器が限定されることから、選定する感知器の種類及び配置方針について補足説明する。 ・【補足火16】グループボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料
115	非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより顔作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器は、監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高層階区域又は密着階に当たっては、アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、顔作動防止対策のため高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の煙感知器を設置する場合は、顔作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備				
116	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備				
117	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条～第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備				
118	ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがあることから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。	設置要求	火災感知設備 自動火災報知設備				
119	また、通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。	設置要求	火災感知設備 自動火災報知設備				
123	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、常時監視できる設計とするとともに、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	火災感知設備 dB温度監視装置 自動火災報知設備 グループボックス負担・温度監視設備		(2) 火災受信器盤	【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グループボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
124	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的の実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グループボックス負担・温度監視設備 火災感知設備 グループボックス温度監視装置 施設共通 基本設計方針			【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グループボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び機械抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
125	グループボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定、機械抵抗及びメタリレー試験器を用いる試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グループボックス負担・温度監視設備 火災感知設備 グループボックス温度監視装置 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針				
120	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	火災感知設備 グループボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針(火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ○火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用発電機若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
121	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備 グループボックス温度監視装置 自動火災報知設備				【火災感知設備の電源確保】 ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・【補足火17】火災感知器の電源確保について
122	ただし、緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備 グループボックス温度監視装置 自動火災報知設備				
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針		(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮	【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については、「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は、火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は、MOX燃料加工施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震)	5.1.3 構造強度設計	【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震Sクラスで申請する火災感知設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-2 加工施設の耐震性に関する計算書 Ⅲ-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 Ⅲ-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合においては重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備			耐震Cクラスで申請する火災感知設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。 ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
86	5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5. 火災の感知及び消火】 【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし	
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備					
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合においては重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備					
128	MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために、工程室及びグループボックスについては、自動又は現場での手動操作による固定式ガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに、火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は現場での手動操作による固定式ガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 このうち、中央監視室等の床下に設置する固定式ガス消火装置は、窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式ガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 ハロゲン化物消火設備		5.2.2 機能設計 (1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画	【5.2.2 (1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグループボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式ガス消火装置の仕様を示す。 a) グループボックス b) 工程室 c) 可燃性物質を取扱う火災区域又は火災区画 d) 可燃性物質を扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。		
129	上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 消火器		(2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	【5.2.2 (2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。		
128	MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために、工程室及びグループボックスについては、自動又は現場での手動操作による固定式ガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに、火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は現場での手動操作による固定式ガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 このうち、中央監視室等の床下に設置する固定式ガス消火装置は、窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式ガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 ハロゲン化物消火設備		(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	【5.2.2 (3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火設備の選定】 ⇒設置する消火設備のうち、消火困難区域として固定式の消火設備を設置する火災区域及び火災区画について補足説明する。 ・【補足火18】固定式ガス消火装置を設置する火災区域・火災区画について ⇒消火困難区域に設置する固定式ガス消火装置に対する仕様、設備系統について補足説明する。 ・【補足火19】ガス系消火設備について(グループボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火設備)	
127	7.1.1.1.3 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 ハロゲン化物消火設備		(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響	【5.2.2 (4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ・火災に対する二次的影響の考慮 ・消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「V-1-1-7-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づく設計とする。 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式ガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。		
130	なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (消火水による影響)					
131	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) 消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、「a. 消火剤の容量」～「g. その他」を考慮する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
132	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等			a. 消火設備の消火剤の容量	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グループボックス消火装置については、核燃料物質をグループボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火剤を放出する必要があるため、グループボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグループボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。 ・消火用水供給系の水源である過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一条、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火用水貯槽は、消防法施行令第十一条に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火剤の容量】 ⇒各消火装置に必要な消火剤量の算出結果について補足説明する。 ・【補足火20】消火栓及びガス消火装置の必要容量について
133	ただし、グループボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グループボックス消火装置)については、グループボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グループボックスの給気量を下回るように消火剤を放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火剤放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグループボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火剤を放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火剤放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 ビストンダンパ、延焼防止ダンパ				⇒グループボックス内はグループボックス排風機により排気しながら消火を行うため、その状況においても消火が可能であること及びグループボックスの閉じ込め機能が喪失しないことについて補足説明する。 ・【補足火21】グループボックス消火装置起動時の酸素濃度及びグループボックス内圧力挙動	
134	消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	消火設備 防火水槽 消火水槽 ろ過水貯槽				⇒グループボックス内の消火にあたり、消火の支援のために必要なダンパが適切に作動するよう動作原理について補足説明する。 ・【補足火22】酸素濃度低下に寄与するダンパ類の動作原理	
135	また、緊急時対策建屋の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	消火設備 防火水槽 消火水槽					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
136	(2) 消火設備の系統構成 a. 消防用水供給系の多重性又は多様性 消防用水供給系の水源として、ろ過水貯槽及び消防用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水槽 ろ過水貯槽	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	b. 消火設備の系統構成	【5.2.2 (5)消火設備の設計】 【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消防用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消防用水供給系の水源は、容量約2,500m ³ のろ過水貯槽及び容量約900m ³ の消防用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消防用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消防用水系 ・緊急時対策建屋の消防用水供給系の水源は、容量約42.6m ³ の消火水槽、建屋近傍に容量約40m ³ の消火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消防用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により消火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【系統分離に応じた独立性の考慮】 ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備の設置状況を考慮した消火設備の設計(系統構成等)について補足説明する。 ・[補足火23]火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について
137	緊急時対策建屋の水源は、消火水槽、建屋近傍に消火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水槽 消火水槽					
138	消防用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を圧加状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 ディーゼル駆動消火ポンプ、 電動機駆動消火ポンプ					
139	また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	消火設備 電動機駆動消火ポンプ 施設共通 基本設計方針					
140	b. 系統分離に応じた独立性の考慮 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 同一区域に系統分離し設置する固定式ガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンペ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各タイプにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置					
141	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置				※補足すべき事項の対象なし	
142	c. 消防用水の優先供給 消防用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消防用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓 消火水供給設備					
143	また、緊急時対策建屋の消防用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消防用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水供給設備				※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
144	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	c. 消火設備の電源確保	【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用発電機から電源供給が可能な設計とする。 ・重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火設備の電源確保】 ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・[補足火24]消火設備の電源確保について受電構成図
145	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 所内電源設備(電気設備)					
146	さらに、重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	消火設備 ハロゲン化物消火設備					
147	(4) 消火設備の配置上の考慮 a. 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等			d. 消火設備の配置上の考慮	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないよう外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性が高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
148	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性が高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等					
149	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等					
150	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ)					
151	b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル液処理設備に回収し、処理する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (消火水の流出防止対策)					
152	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。 さらに、安全上重要な施設グローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策)				※補足すべき事項の対象なし	
153	c. 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓					
154	(5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 固定式ガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 5.2.2 機能設計 (5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報	【5.2.2(5) e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には、緊急時対策建屋の建屋管理室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
155	また、緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備 ハロゲン化物消火設備					
156	b. 固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置				【5.2.2 (5) e. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
157	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a. 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度を確保した埋設配管とし、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	消火設備 屋外消火栓	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5)消火設備の設計】 【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度(DL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通過状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
158	b. 風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等			【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内(ユーティリティ建物)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう、雨水の浸入等により動作機構に影響を受けない構造とする。 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
159	c. 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	消火設備 屋内消火栓			【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○地盤変位対策 ・地盤変位対策として、送水口を設置し、地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
160	(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (移動式消火設備)	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
161	b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	照明設備			【5.2.2 (5) g. その他】 ○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第六十二条の五に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火用の照明器具】 ⇒消火設備の現場盤操作に必要な経路に設ける照明の配置について補足説明する。 ・【補足火25】消火用の照明器具(蓄電池付き照明)の配置図
162	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能設計とする。	設置要求 運用要求	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置 換気設備 施設共通 基本設計方針			【5.2.2 (5) g. その他】 ○ポンプ室の煙の排煙対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
163	d. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備、貯蔵容器一時保管設備)			【5.2.2 (5) g. その他】 ○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震)	5.2.3 構造強度設計	【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震Sクラスで申請する消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-2 加工施設の耐震性に関する計算書 Ⅲ-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 Ⅲ-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備			耐震Cクラスで申請する消火設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	設計方針(火災の消火)	5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について	【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
6	火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (煙等流入防止対策)	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	
110	7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針 (耐火シール)					
111	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針 (耐火シール)					※補足すべき事項の対象なし
112	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁、防火扉、延焼防止ダンパ等) 施設共通 基本設計方針 (耐火シール)					
8	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	基本方針	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離 6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備の選定	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
89	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針					
90	(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針					※補足すべき事項の対象なし
164	7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1) 火災防護上の系統分離を講じる設備のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針					
91	a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針	【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
92	b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 GB排風機、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(窒素消火装置)					
93	c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(二酸化炭素消火装置)					
165	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	設置要求 評価要求	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施					
166	b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	GB排風機、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(窒素消火装置)					
167	c. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火壁を設置する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求 評価要求	非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(二酸化炭素消火装置)					【火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する具体的な系統分離対策】 ※火災防護上の系統分離対策を講じる設備への具体的な系統分離対策について補足説明する。 ・[補足火26]火災の影響軽減のための系統分離対策について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
91	a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 ⇒耐火壁のうち3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・ [補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
165	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相連する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	設置要求 評価要求	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施				
92	b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 GB排風機、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(窒素消火装置)			【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には、仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	
166	b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	GB排風機、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(窒素消火装置)				※補足すべき事項の対象なし
93	c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(二酸化炭素消火装置)			【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【1時間以上の耐火能力を有する隔壁】 ⇒耐火壁のうち1時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・ [補足火27]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(1時間耐火)
167	c. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相連する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求 評価要求	非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備(自動火災報知設備)、消火設備(二酸化炭素消火装置)				
94	(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央監視室制御室内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。 中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御室内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針 GB排風機、非常用所内電源設備、火災感知設備(自動火災報知設備、高感度煙感知器)、消火器 施設共通 基本設計方針	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	6.2.4 中央監視室の系統分離対策 【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の制御室内に設置する高感度煙感知器について説明する。 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており、鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備の制御室内に設置する高感度煙感知器について説明する。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
95	b. 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相連する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 GB排風機、非常用所内電源設備のケーブル				
168	(2)中央監視室制御室内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
169	a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のための、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備 高感度煙感知器				
170	(3)中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備(ケーブル)の系統分離は、第1章 共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。 なお、耐火隔壁については、本項(1)に基づく設計とする。	評価要求	GB排風機、非常用所内電源設備のケーブル				【中央監視室の系統分離対策】 ⇒中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対して講じる系統分離対策について補足する。 ・ [補足火28]中央監視室の火災の影響軽減対策について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
96	(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ、防火ダンパ) グローブボックス排気設備、 工程室排気設備、 建屋排気設備(放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域境界に限る)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【6.3 その他の影響軽減対策】 【6.3 (1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダンパを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮断性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ⇒火災区域境界を貫通する換気設備のダクトに対して、3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・【補足火3】影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
97	(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 工程室排気設備、 非管理区域換気空調設備、 室消火装置、 二酸化炭素消火装置			【6.3 (2)煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式のガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
98	(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	基本方針 非常用室内電源設備 燃料油貯蔵タンク			【6.3 (3)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
99	(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。	機能要求①	基本方針 焼結設備、 小規模焼結処理装置、 火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ)			【6.3 (4)焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
172	また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は、再処理施設と共用する。本扉は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	火災影響軽減設備(防火扉(MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉))			【6.3 (5)ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉における対策】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
100	5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(安全確保)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 ※火災影響評価実施後に記載を拡充する。	
101	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても【5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策】で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
102	(2)火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)	7.2 火災の影響評価	【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDTsにより、ZOI(評価項目：火災高さ、ブルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDTsにより、ZOI(評価項目：火災高さ、ブルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ※火災影響評価実施後に記載を拡充する。	【当該火災区域における火災影響評価】 【隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価】 ⇒火災影響評価において、評価対象設備、可燃物の情報等を整理した内容について補足説明する。 ・【補足火29】火災区域(区画)特性表 ⇒火災影響評価について、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の機器等の評価方法について補足説明する。 ・【補足火30】火災影響評価の詳細について(火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外) ⇒火災を起因として設計基準事故が発生した場合においても、MOX燃料加工施設の安全機能が確保でき、事象が収束することを補足説明する。 ・【補足火31】火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について
103	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画内における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDT」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)				
104	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画内における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)				
105	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (火災影響評価)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	
9	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
16	5.1.3 火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。	冒頭宣言	基本方針				
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
18	重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
19	その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
20	重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
27	(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求① 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針				
28	(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により供給等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通 基本設計方針				
31	分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵)				
42	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	運用要求	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針				
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
51	火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	施設共通 基本設計方針 (貯蔵)				
53	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備、建屋排気設備 施設共通 基本設計方針				
55	廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
60	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
70	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとす。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))				
94	(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分岐対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分岐対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。 中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る設計とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるような高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針 6B排風機、非常用内電源設備、火災感知設備(自動火災報知設備、高感度煙感知器)、消火器 施設共通 基本設計方針				
124	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 施設共通 基本設計方針				
125	グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備 施設共通 基本設計方針				
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
139	また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	消火設備 電動機駆動消火ポンプ 施設共通 基本設計方針				
162	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能設計とする。	設置要求 運用要求	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置 換気設備 施設共通 基本設計方針				

【火災防護計画】
⇒設工認申請書における運用にかかる記載内容に対して、火災防護計画において該当する項目を補足説明する。
・【補足火4】火災防護計画に定め管理する事項について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項 設計方針(設備の共用)	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
171	7.1.1.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX 燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	消火設備(電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽)	(V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書)	2.2 悪影響防止(3)共用	【2.2 悪影響防止(3) 共用】 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	
172	また、MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は、再処理施設と共用する。 本扉は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	火災影響軽減設備(防火扉(MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉))			【2.2 悪影響防止(3) 共用】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
173	さらに、緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	火災区域構造物(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等) 火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備 屋内消火栓設備 ハロゲン化物消火設備			【2.2 悪影響防止(3) 共用】 ・緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 ・これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	

火災防護設備の耐震設計に係る設工認申請上の扱いについて、以下の通り整理した。

1. 火災防護設備本体に係る耐震設計の考え方

MOX燃料加工施設における火災防護設備については、火災防護審査基準に基づき、設工認申請書の基本設計方針の中で地震時においても機能を維持できる設計とすることを記載している。

【火災防護審査基準】

2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。

(基本設計方針)
火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。

火災防護上重要な機器等＝安全上重要な施設、放射性物質の貯蔵・閉じ込め機能を有する施設を指す。

火災防護設備は、火災防護上重要な機器等を防護する観点で、以下の通り耐震Sクラス又は耐震Cクラスとして申請する。

耐震Sクラス：安全上重要な施設のグローブボックス内火災に対処するための火災感知設備（グローブボックス温度監視装置）及び消火設備（グローブボックス消火装置、ピストンダンパ、延焼防止ダンパ）

耐震Cクラス：上記以外の火災感知設備、消火設備、火災区域構造物及び火災区画構造物

耐震Sクラスの設備については、事業許可基準規則 第七条における耐震重要施設に要求される設計を行うことで地震時においても機能を維持する設計とする。

【事業許可基準規則（第七条） 一部抜粋】

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

【事業許可基準規則（第六条） 一部抜粋】

安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）

（注）耐震重要施設＝Sクラス機器として事業許可上扱っている。

一方、耐震Cクラスの火災感知設備及び消火設備のうち、安全上重要な施設を防護するための火災感知設備及び消火設備については火災防護審査基準に基づき自然現象を考慮しても機能を維持する観点で、基準地震動 S_s に対して機能を維持する設計とする。

なお、火災区域構造物及び火災区画構造物については、設定する火災区域境界及び火災区画境界に存在するが、基準地震動 S_s に対する考慮が不要である。

2. 火災防護設備の波及影響に係る耐震設計の考え

波及的影響に係る要求については、事業許可基準規則解釈において以下の通り示されている。

【事業許可基準規則解釈（第7条別記3） 一部抜粋】
 6 第7条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する安全機能を有する施設の設計に当たっては、以下に掲げる方針によること。
 ・ ・ ・
 また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。
 なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。
 ・ 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
 ・ 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
 ・ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
 ・ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

上記規則要求を踏まえ、火災防護設備のうち、耐震重要施設（Sクラス機器）に該当するものについては、波及影響を考慮した設計とする。
 （MOX燃料加工施設の火災防護設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックス内火災に対処するための火災感知設備及び消火設備については、安全上重要な施設（耐震Sクラス）として申請しているため、これらの設備については地震の条文への適合性の観点で波及的影響を考慮する設計とする。）

3. 設工認申請書上の整理

1. 及び2. における耐震設計の考え方を基に、設工認申請書として示すべき事項として、火災防護設備に対する耐震性に関する説明書は以下の構成とする。
 なお、耐震Cクラス（Ss機能維持を考慮しない火災区域構造物及び火災区画構造物等）については、本文 基本設計方針において技術基準規則第六条適合の観点で耐震設計の設計方針を説明し、添付書類では本文と同様に耐震設計の基本方針を説明するが、耐震計算書は添付しないものとする。

【耐震重要施設（Sクラス機器）に該当する火災防護設備】・・・技術基準規則第六条（地震による損傷の防止）への適合として説明
 添付Ⅲ 耐震性に関する説明書

設工認申請書記載箇所	設工認申請書記載内容
Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針	MOX燃料加工施設に対する耐震設計方針を説明する。 (Sクラス機器の波及的影響に関する対応方針の説明も含む)
Ⅲ-2 加工施設の耐震性に関する計算書 Ⅲ-2-1-2-8-1 火災防護設備	Sクラス機器に該当するグローブボックス内火災に対処するために設置する火災感知設備（グローブボックス温度監視装置）及び消火設備（グローブボックス消火装置、ピストンダンパ、延焼防止ダンパ）に対する耐震計算書を添付する。

【耐震重要施設（Sクラス機器）に該当しない火災防護設備（耐震Cクラス(Ss機能維持)）】・・・技術基準規則第十一条（火災等による損傷の防止）への適合として説明
 添付Ⅲ 耐震性に関する説明書

設工認申請書記載箇所	設工認申請書記載内容
Ⅲ-4 火災防護設備の耐震性に関する計算書	「Ⅲ-2-1-1-8-1 火災防護設備」に示す機器を除き、Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画内における火災に対処するために設置する火災感知設備、消火設備に対する耐震計算書を添付する。

項目名						記載概要	申請回数				補足説明資料				
1	1.1	1.1.1	(1)	(2)	(イ)は開		1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		3回	第3回 記載概要	4回	第4回 記載概要
			(2)			不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用 グローブボックス等 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 グローブボックス等 グローブボックスは、不燃性材料は難燃性材料を使用できない場合は、耐火性を有する材料を使用する。 可燃性材料は、耐火性を有する材料を使用する。 伊保及び閉じ込め構造を構成する部材は耐火性を有する材料を使用する設計とする。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。	○	グローブボックス等に不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合に代替材料を使用する設計方針を示す。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	
				(3)		保温材 【不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 保温材 保温材について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。	○	保温材に不燃性材料が使用できない場合に代替材料を使用する設計方針を示す。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
				(4)		建屋内装材 【不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(ウ)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視装置等及び緊急時対応設備の対策本部室のカーペットは、以下の(ウ)項を満たす代替材料を使用する設計とする。	○	建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合及び中央監視装置のカーペットに不燃性材料が使用できない場合は代替材料を使用する設計方針を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合及び緊急時対策本部室のカーペットに不燃性材料が使用できない場合は代替材料を使用する設計方針を示す。	2-5 建屋内装材の不燃性について
			(3a)			建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料	○	建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する。	
			(3b)			消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料	○	中央監視装置のカーペットに不燃性材料が使用できない場合に消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	緊急時対策本部室のカーペットに不燃性材料が使用できない場合は消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する。	
			(3)			不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用 【不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 (1) 主要な構造材 パネルが全面で覆われた燃焼防止構造体と認められること、火災による安全性能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の腐食等およびケーブルは他の受電設備等に接続しない。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。	○	主要な構造材に不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用する場合の設計方針を示す。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	
				(3)		建屋内装材 【不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 建屋内装材 難燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認したコーキング剤を塗布することで、火災の発生することを低減する設計とする。	○	建屋内装材に不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用する場合の設計方針を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	2-5 建屋内装材の不燃性について
				(5)		火災防護と重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブル 【不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 火災防護と重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記のケーブルについては、燃焼ケーブルと同等以上の耐燃性能を有することを確認した上で使用する。または、全燃焼の要件等に余裕等の措置を講ずる。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。	△	火災防護と重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブルに不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用する場合の設計方針を示す。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	
				(4)		遮音材 【不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 遮音材 遮音性能を満たす観点から、上記で使用できない遮音材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。	○	遮音材に不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用する場合の設計方針を示す。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	
4.4						地震、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 【地震による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の新設規制」(E644附) 建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した地震対策を設ける設計とする。	○	考慮すべき事項を明確化。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
			(1)			地震による火災及び爆発の発生防止 【地震による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の新設規制」(E644附) 建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した地震対策を設ける設計とする。	○	地震による火災及び爆発の発生防止対策の設計方針を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
			(2)			地震による火災及び爆発の発生防止 【地震による火災及び爆発の発生防止】 火災防護と重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブルについては、燃焼ケーブルと同等以上の耐燃性能を有することを確認した上で使用する。または、全燃焼の要件等に余裕等の措置を講ずる。	○	地震による火災及び爆発の発生防止対策の設計方針を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
			(3)			森林火災による火災の発生防止 【森林火災による火災及び爆発の発生防止】 森林火災による火災及び爆発の発生防止対策の設計方針を示す。	○	森林火災による火災及び爆発の発生防止対策の設計方針を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
			(4)			竜巻(台風を含む。)による火災及び爆発の発生防止 【竜巻(台風を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 龍巻(台風)による火災及び爆発の発生防止対策の設計方針を示す。	○	竜巻による火災及び爆発の発生防止対策の設計方針を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	

項目区分		項目番号	項目名称	記載事項	申請回数								補足説明資料
1	1.1				1.1.1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
火災の感知及び消火					1回	第1回 記載事項	2回	第2回 記載事項	3回	第3回 記載事項	4回	第4回 記載事項	
火災感知設備について		5.1.1											
要求機能及び性能目標			(1)	【要求機能及び性能目標】 火災の感知は、火災防備上重要な機能等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知を行うための火災感知設備を設置する設計とする。 また、グローバルボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 *火災感知設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス、S機能維持）を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	火災感知に係る要求機能について記載する。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-
性能目標			(2)	【要求機能及び性能目標】 火災の感知は、火災防備上重要な機能等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知を行うための火災感知設備を設置する設計とする。 また、グローバルボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備を設置する設計とする。 *火災感知設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス、S機能維持）を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	火災感知に係る要求機能について記載する。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-
機能設計		5.1.2											
火災感知			(1)	【火災感知の設置条件】 *火災感知の形式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 *設置場所に対応する適切な火災感知の種類を消火法に準じて選定する設計とする。 *設置場所の耐震上の火災感知の耐震等級を、燃焼・初期の燃焼による燃焼を抑制する場においては、消防施設内において求める感知の精度、及び火災感知の種類と同等以上の方法により設置する設計とする。 *グローバルボックス内は燃焼の発生が想定され火災感知の設置できる空間に制限があることから、グローバルボックス内の火災感知は、燃焼による火災感知を設置する。また、安全上重要な施設はグローバルボックス内に設置する必要がある場合、火災発生時に過大な熱特性等が想定されることから、より早期に火災を感知できるように、燃焼の発生時に火災感知を設置する。 【火災感知の種類】 *火災感知の種類は、非常時の状況（温度、煙濃度）を監視し、火災警報（急激な温度・煙濃度の上昇）を感知することができるアナログ式の感知器、アナログ式の感知器を有する種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基準として、火災防備上必要な種類の感知器を選定する設計とする。 *グローバルボックス内は燃焼材料物を燃焼で取り除くため、駆動系、レーザ光による熱検知及び火災感知の設置を抑制し、燃焼による火災感知を設置する。また、安全上重要な種類の感知器を設置する。燃焼による火災感知は、機能に異変がないことを確認するため、非アナログ式の感知器を選定する。 *非アナログ式の感知器を選定する区域について説明。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	グローバルボックス内及びグローバルボックス外に設置する火災感知に係る設置条件、火災感知の種類について説明を追加する。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-
火災受信機			(2)	【火災受信機の機能】 *アナログ式の火災感知器が検知可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能。 *非アナログ式の感知器、非接触式感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）が検知可能であり、感知器を1つずつ特定できる機能。 *グローバルボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 【仕様・記録機能】 *感知器検知又は通信記録機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異変がないことを確認できる設計とする。 *感知器検知又は通信記録機能を持たない火災感知器は、機能に異変がないことを確認するため、通信記録機能に、燃焼の火災感知を記録し記録を監視できる設計とする。 *グローバルボックス内に設置する火災感知器は、機能に異変がないことを確認するため、燃焼の検定及び検定結果を用いる試験を実施できる設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	グローバルボックス内及びグローバルボックス外に設置する火災感知の仕様、試験に係る説明を追加	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-
火災感知設備の電源確保			(3)	【火災感知設備の電源確保】 *火災感知設備は、非常電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 *火災防備上重要な機能等及び重大事故等対処施設は、火災防備又は火災感知及び安全上重要な施設はグローバルボックス内の火災感知設備は、非常用内線電源設備又は蓄電池の付与による自給の電源確保及び火災発生時対処施設の設備に対して、非常用の非常用電源設備、非常用内線又は蓄電池用電源もしくは緊急時非常用電源設備から給電する設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	火災感知設備の電源に係る説明。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-
火災感知設備の自然現象に対する考慮			(4)	【火災感知設備の自然現象に対する考慮】 *自然については、自然による火災及び燃焼の発生防止、に資する対策により、機能を維持する設計とする。 *燃焼時に火災を考慮する場合は、火災防備上重要な機能等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 *燃焼時に設置する火災感知器は、燃焼加工施設が設置している燃焼最高温度、15℃を越えず、当該燃焼条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 *燃焼加工施設は、燃焼加工施設（10m以内）に設置する火災感知設備及び燃焼の火災感知設備は、屋外仕様とする。火災感知の手続きを確保し、高度の燃焼条件を満足し、早期に火災感知の動作を行ふことにより、当該設備の機能及び性能を確保する設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	火災感知設備の自然現象に係る説明。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-
構造強度設計		5.1.3											
				【注1】構造強度設計 設備の耐震重要度に応じて、耐震性を確保する設計とする。（具体的な方針及び計算結果は、第4 火災防備の耐震性に関する説明書に示す。）	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	火災感知設備の構造強度に係る考え方の説明。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし。	-

項目名						記載概要	申請回数								補足説明資料						
1	1.1	1.1.1	(1)	(2)	(イ)は図		1回	第1回 記載概要		2回	第2回 記載概要		3回	第3回 記載概要		4回	第4回 記載概要				
		5.2				消火設備について	--														
		5.2.1				要求機能及び性能目標	【要求機能及び性能目標】 ・火災の消火は、火災防壁上重要な機器等及び重大事故等対策施設に対して、消火を行うための消火設備を設置する設計とする。 また、フロアボックス内に対しても、消火を行うための消火設備を設置する設計とする。 ・消火設備に対する耐震上の設計(耐震クラス、圧縮機等)をす。	○	消火設備の要求機能・性能目標に係る構成説明。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。				
		5.2.2				機能設計	--														
			(1)			火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画	【火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・支管及びフロアボックスについては換気管の観点で消火による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 ・また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火設備の仕様を水す。 (a) グローボックス (b) 工機室 (c) 多量の可燃物を貯蔵する火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱う構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気設備となる火災区域又は火災区画	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	消火設備のうち消火困難区域となる対象の説明。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。				
			(2)			火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	【火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を水す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に十分な距離を確保する上で隣室からの消火が困難な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による扉等が有効に煙の拡散又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	消火設備のうち消火困難区域とならない対象の説明。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。				
			(3)			火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	【火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	消火設備のうち消火困難区域とならない対象の説明。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。				
			(4)			消火設備の破壊、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するための必要な機能への影響	【消火設備の破壊、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するための必要な機能への影響】 ・火災に際して二次的影響の考慮 ・耐火材料加工室内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防壁上重要な機器等に火災の二次影響が及ばない設計とする。 ・電気装置に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備の破壊により結露不足を引き起こさないように構造上保護される。 ・電気設備が高いガス消火設備を設置することにより、設備の破壊、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気設備の動作に影響を及ぼさない設計とする。 ・消火設備を設置する際のうち、形状寸法等種々を行う設備を収容する際には、水を使用しない固定式のガス消火器を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気設備性の高いガスを採用することで、火災が発生しては火災区域又は火災区画内の火災、物による設備の破壊が最小となる。換気設備、断熱及び保護等の二次的影響が火災防壁上重要な機器等及び重大事故等対策施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防壁上重要な機器等及び重大事故等対策施設に悪影響を及ぼす場合は、煙防壁ボックスを設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破壊及び爆発が発生しないように、消火剤がボックスに到達する安全弁により消火剤がボックスの破損を防止する設計とする。また、消火剤がボックス及び設備に対しては過剰な圧力を発生しないように設計する。火災発生は十分に離れた位置に設置する設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	消火設備の破壊等に関する説明(ガス消火)		○	水消火に係る説明を追加。		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし。				

項目区分						記載事項	申請回数								補足説明資料				
1	1.1	1.1.1	(1)	(a)	(イ)は図		1回	第1回 記載欄		第2回 記載欄		第3回 記載欄		第4回 記載欄					
							○	△	△	△	△	△	△	△					
耐火構造工法等の安全機能について						【耐火構造工法等の安全機能について】	○	安全確保の考え方を説明する。		△	第1回ですべて説明するための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。		-			
火災に対する耐火構造工法等の安全機能の確保対策						-	○	基本設計方針と同一の内容を記載。		△	第1回ですべて説明するための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。		-			
火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計						【火災に対する耐火構造工法等の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 △耐火構造工法等の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の発生経路のための系統分層対策等として、多量化されたそれぞれの系統が同時に機能を喪失されることにより、耐火構造工法等の安全性が確保されないことを、「内部火災影響評価シート」に基づき、火災影響評価にて検証する。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。		△	第1回ですべて説明するための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。		○	火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に係る説明。		
設計基準事象等に対処するための機能に第一故障を想定した設計						○設計基準事象等に対処するための機能に第一故障を想定した設計 耐火構造工法等の火災又は爆発によって設計基準事象が発生する場合は、それらに対処するために必要な機能の第一故障を考慮しても、機能喪失を収束できる設計とする。「内部火災影響評価シート」に基づき、火災影響評価にて検証する。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。		△	第1回ですべて説明するための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし。		○	設計基準事象等に対処するための機能に第一故障を想定した設計に係る説明。		
火災影響評価						【耐火構造工法等の安全機能について】 【火災に対する耐火構造工法等の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 △耐火構造工法等の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の発生経路のための系統分層対策等として、多量化されたそれぞれの系統が同時に機能を喪失されることにより、耐火構造工法等の安全性が確保されないことを、「内部火災影響評価シート」に基づき、火災影響評価にて検証する。 ○設計基準事象等に対処するための機能に第一故障を想定した設計 耐火構造工法等の火災又は爆発によって設計基準事象が発生する場合は、それらに対処するために必要な機能の第一故障を考慮しても、機能喪失を収束できる設計とする。「内部火災影響評価シート」に基づき、火災影響評価にて検証する。 【火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災区域上の系統分層対策を想定し、当該火災区域又は火災区画内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、多量化された火災区域上の系統分層対策を想定した構造物に発生する構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の発生経路のための系統分層対策等として、多量化されたそれぞれの系統が同時に機能を喪失されることにより、耐火構造工法等の安全性が確保されないことを、「内部火災影響評価シート」に基づき、火災影響評価にて検証する。 b. 火災区域上の系統分層対策を想定した構造物以外の安全上重要な設備 - 耐火構造工法等の系統分層対策が実施されている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 - 耐火構造工法等の系統分層対策が実施されていない場合は、安全上重要な設備に発生する構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、多量化された安全上重要な設備に発生する構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の発生経路のための系統分層対策が実施されている場合は、又は設計により、2D（詳細項目：火災発生、プルーム、輻射、高温ガス）の範囲に発生しない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ○当該火災区域に影響を及ぼす火災影響評価 a. 火災区域上の系統分層対策を想定した構造物 - 耐火構造工法等の系統分層対策が実施されている場合は、2D範囲に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、耐火構造工法等の系統分層対策が実施された火災区域上の系統分層対策を想定した構造物に発生する構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の発生経路のための系統分層対策が実施されている場合は、又は設計により、2D（詳細項目：火災発生、プルーム、輻射、高温ガス）の範囲に発生しない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災区域上の系統分層対策を想定した構造物以外の安全上重要な設備 - 耐火構造工法等の系統分層対策が実施されている場合は、安全上重要な設備に発生する構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、多量化された安全上重要な設備に発生する構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の発生経路のための系統分層対策が実施されている場合は、又は設計により、2D（詳細項目：火災発生、プルーム、輻射、高温ガス）の範囲に発生しない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	○	基本設計方針と同一の内容を記載。		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし。		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし。		○	火災影響評価の考え方及び結果に係る説明。	○	火災影響評価対象設備について、火災区域（区画）特性表について
2層の詳細は追加						-	○	基本設計方針と同一の内容を記載。		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし。		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし。		-	-		

申請項目						記載事項	申請回数								補足説明資料				
1	2	3	4	5	6		1回	第1回 記載事項		2回	第2回 記載事項		3回	第3回 記載事項		4回	第4回 記載事項		
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														
				(1)		組織体制、教育訓練及び手続	【火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手続 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手続等について定める。	○	組織体制、教育訓練及び手続に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		
				(2)		耐火被覆材加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設	【火災防護計画】 ○耐火被覆材加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの要素防護の観点に基づく火災防護対策を行うための手続等 ②重大事故等対応施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手続等 ③重大事故等対応施設のうち、可能なものに対する火災防護対策	○	火災防護重要な機器等及び重大事故等対応施設の火災防護計画に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		
						火災及び爆発の発生防止		○	発生防止に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		
						火災の早期感知及び消火		○	感知及び消火に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		
						火災及び爆発の影響軽減		○	影響軽減に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		
				(3)		可燃性重大事故等対応施設、その他施設	【火災防護計画】 ○可燃性重大事故等対応施設 ①可燃性重大事故等対応施設のうち、可能なものに対する火災防護対策 ②その他の耐火被覆材加工施設に対する火災防護対策	○	可燃性重大事故等対応施設及びその他施設に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		
				(4)		外部火災	【火災防護計画】 ○耐火被覆材加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設 ①感知及び発生防止で想定される事前準備及び人、事業者による火災等への対応手続	○	外部火災に係る説明。	△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		△	第1回ですべて説明されるための追加事項なし。		

①-1 火災防護計画に定める管理する事項について

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を逃記する項目
 △：当該申請回数以前に記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(1/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
目次	目次	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 火災発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 3.2 火災区域及び火災区画の設定 3.3 適用規格 4. 火災の発生防止 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 発電用原子炉施設の火災発生防止について 4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について 4.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について 5. 火災の感知及び消火 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について 6. 火災の影響軽減対策 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 火災の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離 6.3 その他の影響軽減対策 7. 原子炉の安全確保について <ol style="list-style-type: none"> 7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策 7.2 火災の影響評価 8. 火災防護計画 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 3.2 火災区域及び火災区画の設定 3.3 準拠規格 4. 火災及び爆発の発生防止 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止対策について 4.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 5. 火災の感知及び消火 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 その他の影響軽減対策 7. MOX 燃料加工施設の安全確保について <ol style="list-style-type: none"> 7.1 火災及び爆発に対する MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価 8. 火災防護計画 	<p style="text-align: center;">【凡例】</p> <p>下線： ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異</p> <p>二重下線： ・プラント固有の事項による記載内容の差異 ・後回目の申請範囲に伴う差異</p> <p>基準及び施設の違いのため、新たな論点が生じるものではない。(以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(2/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第 11 条, 第 52 条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。) にて適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成 25 年 6 月 19 日制定) (以下「火災防護に係る審査基準」という。) に基づき, 火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう, 火災区域及び火災区画に対して, 火災発生防止, 火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第十一条, 第二十九条に基づき, 火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性を損なわないよう, 火災区域及び火災区画に対して, 火災及び爆発の発生防止, 火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。</p> <p>なお, 火災防護対策に当たっては, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号)を参考とする。</p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(3/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2. 火災防護の基本方針</p> <p>東海第二発電所における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、<u>設計基準対象施設のうち、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器</u>（以下「<u>原子炉の安全停止に必要な機器等</u>」という。）、<u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器</u>（以下「<u>放射性物質の貯蔵等の機器等</u>」という。）並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。</p> <p>2.1 火災発生防止</p> <p>発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、配置上の考慮、換気及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。</p>	<p>2. 火災防護の基本方針</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、<u>火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性や火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するための必要な機能を損なわないよう、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設の構築物、系統及び機器、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器のうち安全上重要な施設を除いたもの</u>（以下「<u>放射性物質貯蔵等の機器等</u>」という。）並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す<u>火災及び爆発の発生防止</u>、火災の感知及び消火並びに<u>火災及び爆発の影響軽減</u>のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>2.1 <u>火災及び爆発の発生防止</u></p> <p><u>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</u></p> <p>また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して<u>火災及び爆発の発生防止対策</u>を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策、水素に対する換</p>	<p>発電炉と MOX 燃料加工施設の防護対象の違いのため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。（以下同じ）</p> <p>「化学薬品等」の指す内容は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回において後段の 4.1 及び 4.2 項で示す。MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(4/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>また、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対して火災発生防止対策を講じるとともに、電気系統に対する過電流による過熱及び損傷を防止並びに放射性分解及び重大事故等時に発生する水素の蓄積を防止する設計とする。</p> <p>主要な構造材、保温材及び建屋の内装材は、不燃性材料又は同等の性能を有する材料、換気空調設備のフィルタは<u>チャコールフィルタを除き難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、UL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験及び IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験により、自己消火性及</p>	<p>気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p><u>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>安全上重要な施設、放射性物質貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設における主要な構造材、ケーブル、換気設備のフィルタ、保温材、建屋内装材及び遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</u></p> <p><u>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>安全上重要な施設、放射性物質貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、UL 1581(Fourth Edition)1080. VW-1 垂直燃焼試験及び IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験により、自己消火性及び耐延焼性を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する～焼損の防止対策等」の指す内容は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回において後段の 4.2 項で示す。</p> <p>発電炉と MOX 燃料加工施設の規則要求に差があるため新たな論点が生じるものではない。</p> <p>対象設備を明確化したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(5/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>び耐延焼性を確認した難燃ケーブルを使用した設計とする。</p> <p><u>ただし、難燃ケーブルへの取替に伴い安全上の課題がある非難燃ケーブルについては、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確認した代替措置（以下「複合体」という。）を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</u></p> <p>屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設は、自然現象のうち、火災の起因となりうる落雷、地震、森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に対して、火災が発生しないよう対策を講じる設計とする。</p> <p>2.2 火災の感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火は、原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等の耐震クラス並びに重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。</p> <p><u>具体的には、耐震Bクラス機器又は耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消</u></p>	<p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の安全上重要な施設、放射性物質貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設は、自然現象のうち、<u>火災及び爆発</u>を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災に対して、<u>火災及び爆発</u>が発生しないよう火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>2.2 火災の感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護対策を行う安全上重要な施設、放射性物質貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>地震による火災を想定する場合、火災区域及び火災区画に設置した火災防護対策を行う安全上重要な施設、放射性物質貯蔵等の機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</u>に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p><u>具体的には、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、耐震Sクラス又</u></p>	<p>発電炉固有（東海第二固有の非難燃ケーブル複合体）の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設計基準事故を想定する必要のない火災に対する記載の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉及び MOX 燃料加工施設の設計上の差異であり、</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(6/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において、それぞれ耐震Bクラス機器で考慮する地震力及び基準地震動S_sによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</u></p> <p>自然現象により感知及び消火の機能、性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化や、代替消火設備の配置等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質等を考慮し、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、熱感知器及び熱感知カメラ並びに非アナログ式の熱感知器、防爆型の煙感知器、防爆型の熱感知器及び炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災受信機盤は、中央制御室で常時監視でき、非常用電源及び常設代替高圧電源装置からの受電も可能な設計とする。</p>	<p><u>は耐震Cクラスを設置するが、地震時及び地震後において、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</u></p> <p>自然現象により火災の感知及び消火の機能、性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化や、代替可能な消火設備の配置等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮し、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、熱感知器及び非アナログ式の煙感知器、熱感知器、耐酸性の熱感知器、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器から異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p><u>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障害となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災感知器の中から、2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</u></p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源を確保し、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室で常時監視できる設計とする。</p>	<p>新たに論点が生じるものではない。</p> <p>「代替可能な消火設備の配置等」の指す内容は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回において後段の5.1項及び5.2項で示す。</p> <p>使用する火災感知器の種類が異なるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>監視場所の違いは施設の違いであるため新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(7/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>消火設備は、火災発生時の煙の充満等を考慮して設置するとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によっても、原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に影響を与えないよう設計する。</p> <p>消火設備は、消防法施行令第 11 条，第 19 条及び消防法施行規則第 19 条，第 20 条に基づく容量等を確保する設計とし，多重性又は多様性及び系統分離に応じた独立性を有する系統構成，外部電源喪失又は全交流動力電源喪失を想定した電源の確保等を考慮した設計とする。</p> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>設計基準対象施設のうち原子炉の安全停止に必要な機器等の火災の影響軽減対策は，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉の安全停止に必要な機能を確保するために，火災耐久試験によって 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した隔壁等の設置，若しくは火災耐久試験によって 1 時間耐火能力を有することを確認した隔壁等に加え，火災感知設備及び自動消火設</p>	<p>MOX 燃料加工施設では，<u>臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。</u>また，消火設備は，<u>MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式のガス消火装置を設置するとともに，消火設備の破損，誤作動又は誤操作が起きた場合のほか，火災感知設備の破損，誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>消火設備は，消防法施行令第十一条，第十九条及び消防法施行規則第十九条，第二十条に基づく容量等を確保する設計とし，多重性又は多様性及び系統分離に応じた独立性を有する系統構成，<u>外部電源喪失時</u>を想定した電源の確保等を考慮した設計とする。</p> <p>2.3 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>MOX 燃料加工施設における安全上重要な施設のうち，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の影響軽減対策は，互いに相違する系列間を，火災耐久試験によって 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した隔壁等で分離する設計，<u>系列間の水平距離が 6m 以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計</u>又は火災耐久試験によって 1 時間の耐火能力を有することを確認した隔壁</p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>「基づく容量等」及び「電源の確保等」の指す内容は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回において後段の 5.2 項で示す。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>「隔壁等」の指す内容は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回において後段の 6.2 項で</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(8/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>備を組み合わせた措置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>中央制御室制御盤及び原子炉格納容器内は、上記に示す火災の影響軽減のための措置と同等の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>火災に対する原子炉の安全停止対策は、火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計並びに<u>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故</u>に対処するための機器に単一故障を想定した設計とする。</p> <p>火災の影響軽減における<u>系統分離対策</u>により、原子炉施設内の火災区域又は火災区画で火災が発生し当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、<u>原子炉の安全停止に係る安全機能が確保されること</u>を火災影響評価にて確認するとともに、<u>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原</u></p>	<p>等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。</p> <p>中央監視室の制御盤及び中央監視室の床下に関しては、<u>火災及び爆発</u>の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計とする。</p> <p><u>なお、MOX 燃料加工施設で仮に爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉及び小規模焼結処理装置（以下「焼結炉等」という。）における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</u></p> <p>MOX 燃料加工施設の影響軽減対策は、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計並びに設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計とする。</p> <p><u>火災及び爆発の影響軽減対策</u>により、MOX 燃料加工施設内の火災区域又は火災区画で火災<u>及び爆発</u>が発生し当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、<u>安全上重要な施設の安全機能を維持できることを、火災影響評価にて確認するとともに、MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を想定しても事象が収束してMOX 燃料加工施設の安全機能が確保できることを確認す</u></p>	<p>示す。 MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設では、固体の核燃料物質を取り扱うため、異常な過渡変化が生じる工程がないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基準及び施設の違いのため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(9/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</u></p> <p>3. 火災防護の基本事項 東海第二発電所では、原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから、本項では、火災防護対策を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p>3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 火災防護対策を行う機器等を、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のそれぞれについて選定する。 (1) 設計基準対象施設 発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないように、適切な火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><u>火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</u></p> <p>その上で、上記構築物、系統及び機器の中から<u>原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等を抽出する。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>3. 火災防護の基本事項 MOX 燃料加工施設では、安全上重要な施設、放射性物質貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから、本項では、火災防護対策を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p>3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 火災防護対策を行う機器等を、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のそれぞれについて選定する。 (1) 安全機能を有する施設 MOX 燃料加工施設は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないように、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p><u>火災防護対策を講ずる対象としては、安全機能を有する施設とする。</u></p> <p>その上で、上記の中から<u>安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、火災防護対策を行う安全上重要な施設を抽出するとともに、放射性物質貯蔵等の機器等を抽出する。</u></p>	<p>備考</p> <p>「機器等」の指す内容は、構築物、系統及び機器である。 (以下同じ)</p> <p>施設の違いによる防護対象機器の違いのため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>防護対象機器の違いのため新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(10/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>抽出された原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等を火災防護上重要な機器等とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。</p> <p>a. 原子炉の安全停止に必要な機器等</p> <p>火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないように、<u>原子炉の状態が、運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、発電用原子炉施設に火災が発生した場合にも、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な原子炉冷却材圧力バウンダリ機能、過剰反応度の印加防止機能、炉心形状の維持機能、原子炉の緊急停止機能、未臨界維持機能、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能、原子炉停止後の除熱機能、炉心冷却機能、工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能、安全上特に重要な関連機能、安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能事故時のプラント状態の把握機能、制御室外からの安全停止機能を確保する必要がある。</u>(第 3-1 表)</p> <p>(a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</p> <p><u>イ. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</u> 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能は、<u>圧力バウンダリを構成する機器、配管系により達成される。</u></p>	<p>抽出された火災防護対策を行う安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災防護上重要な機器等とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることを「8. 火災防護計画」に定める。</p> <p>a. 安全上重要な施設</p> <p>MOX 燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、<u>安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、火災防護対策を行う安全上重要な施設を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(a) 安全上重要な施設の種類</p> <p><u>イ. プルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びプルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器であってグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とするもの</u></p>	<p>備考</p> <p>防護対象機器(施設)の違いのため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>防護対象機器の違いのため、新たな論点が生じるものではない。 (以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(11/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ロ. 過剰反応度の印加防止機能</u> <u>過剰反応度の印加防止機能は、制御棒によって行われ、制御棒カップリングにより達成される。</u></p> <p><u>ハ. 炉心形状の維持機能</u> <u>炉心形状の維持機能は、炉心支持構造物及び燃料集合体（燃料を除く）により達成される。</u></p> <p><u>ニ. 原子炉の緊急停止機能</u> <u>原子炉の緊急停止機能は、原子炉停止系の制御棒による系（制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能））により達成される。</u></p> <p><u>ホ. 未臨界維持機能</u> <u>未臨界維持機能は、原子炉停止系（制御棒による系又はほう酸水注入系）により達成される。</u></p> <p><u>ヘ. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</u> <u>原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能は、逃がし安全弁（安全弁としての開機能）により達成される。</u></p> <p><u>ト. 原子炉停止後の除熱機能</u> <u>原子炉停止後の除熱機能は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、逃がし安全弁（手動逃がし機能）、自動減圧系（手動逃がし機能）により達成される。</u></p> <p><u>チ. 炉心冷却機能</u> <u>炉心冷却機能は、非常用炉心冷却系（低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系、自動減圧系）により達成される。</u></p>	<p><u>ロ. 上記イの換気設備</u></p> <p><u>ハ. 上記イを直接収納する構築物及びその換気設備</u></p> <p><u>ニ. ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器及びその換気設備（本事項について安全上重要な施設に該当する施設はない。）</u></p> <p><u>ホ. 非常用電源設備及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気の主要な動力源</u></p> <p><u>ヘ. 核的、熱的制限値を有する設備・機器及び当該制限値を維持するための設備・機器</u></p> <p><u>ト. 臨界事故の発生を直ちに検知し、これを未臨界にするための設備・機器（本事項について安全上重要な施設に該当する施設はない。）</u></p> <p><u>チ. その他上記各設備・機器の安全機能を維持するために必要な設備・機器のうち、安全上重要なもの</u></p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(12/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>リ. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</u> <u>工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能は、安全保護系（原子炉緊急停止の安全保護回路、非常用炉心冷却系作動の安全保護回路、原子炉格納容器隔離の安全保護経路、原子炉建屋ガス処理系の安全保護回路、主蒸気隔離の安全保護回路）により達成される。</u></p> <p><u>ヌ. 安全上特に重要な関連機能</u> <u>安全上特に重要な関連機能は、非常用所内電源系、制御室及びその遮蔽・非常用換気空調機、非常用補機冷却水系及び直流電源系により達成される</u></p> <p><u>ル. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</u> <u>安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能は、逃がし安全弁（吹き止まり機能に関連する部分）により達成される。</u></p> <p><u>ヲ. 事故時のプラント状態の把握機能</u> <u>事故時のプラント状態の把握機能は、事故時監視計器の一部により達成される。</u></p> <p><u>ワ. 制御室外からの安全停止機能</u> <u>制御室外からの安全停止機能は、制御室外原子炉停止装置（安全停止に関連するもの）により達成される。</u></p> <p>(b) <u>原子炉の安全停止に必要な機器等</u> <u>火災防護対策を行う機器等を選定するために、「(a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統」を構成する機器等を、原子炉の安全停止に必要な機器等として抽出した。(第 3-2 表)</u></p>	<p>(b) <u>火災防護対策を行う安全上重要な施設</u> <u>火災防護対策を行う機器等を選定するために、「(a) 安全上重要な施設の分類」の中から、火災防護対策を行う安全上重要な施設の構築物、系統及び機器を抽出した。</u></p>	<p>防護対象機器（施設）のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(13/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ただし、安全停止を達成する系統上の配管、手動弁、逆止弁、安全弁、タンク及び熱交換器は、ステンレス鋼及び炭素鋼等の不燃材料であり、火災による影響を受けないことから対象外（燃料油内包設備は除く）とする。</p> <p>b. 放射性物質の貯蔵等の機器等 発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵等の機器等を火災から防護する必要があることから、火災による影響により放射性物質が放出される可能性のある機器等を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に示される放射性物質を貯蔵する機能及び放射性物質の閉じ込め機能を有する機器から抽出し、放射性物質を貯蔵する機器等とする。（第 3-3 表）</p> <p><u>なお、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」のうち、排気筒モニタについては、安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器であり、その重要度を踏まえ放射性物質を貯蔵する機器等として選定する。</u></p> <p>(2) 重大事故等対処施設 火災により重大事故等に対処するための機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設である常設重大事故等対処設備及び当該設備に使用するケーブルを設置する火</p>	<p>ただし、金属製の不燃性材料で構成される配管、手動弁、逆止弁及びタンクは、火災による影響を受けないことから対象外とする。</p> <p><u>安全上重要な施設については、安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に防護すべき対象機器の表を追加する。</u></p> <p>b. 放射性物質貯蔵等の機器等 安全機能を有する施設のうち、MOX 燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。</p> <p><u>放射性物質貯蔵等の機器等については、放射性物質貯蔵等の機器等の申請に合わせて次回以降に防護すべき対象機器の表を追加する。</u></p> <p>(2) 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>安全上重要な施設の申請回で比較結果を示す。</p> <p>放射性物質貯蔵等の機器等の申請回で比較結果を示す。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(14/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>発電用原子炉施設の重大事故等対処施設は、火災発生防止、火災の感知及び消火に必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。また、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても「8. 火災防護計画」に定める。</p> <p>重大事故等対処施設を第 3-4 表に示す。</p>	<p><u>の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>火災防護対策を講ずる対象として、重大事故等対処施設のうち、火災又は爆発が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼす可能性のある構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)のうち、外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>重大事故等対処施設は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火に必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。また、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても「8. 火災防護計画」に定める。</p> <p><u>重大事故等対処施設については、重大事故等対処施設の機器等の申請に合わせて次回以降に防護すべき対象機器の表を追加する。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮（外的事象と内的事象の取扱い）であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(15/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋内 建屋等において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離される区域を、「3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置を系統分離も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等が設置される火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁含む。）、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。</p> <p>b. 屋外 屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行う。本管理については、火災防護計画に定める。</p>	<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋内 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する燃料加工建屋に、<u>耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）</u>によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、「3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、<u>3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁</u>により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>b. 屋外 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等と重大事故等対処施設の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行う。本管理については、火災防護計画に定める。</p> <p><u>なお、MOX 燃料加工施設では、屋外に火災区域を設定する対象はない。</u></p>	<p>耐火壁の定義のため明確化を図った（冒頭の定義のため）</p> <p>3 時間耐火能力の説明（前段で定義した）</p> <p>施設の違い（火災区域設定の対象がないこと。）であり、新たな論点が生じるも</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(16/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、屋外の火災区域のうち、常設代替高圧電源装置を設置する火災区域は、「危険物の規則に関する政令」に規定される保有空地を確保する設計とする。</u></p> <p>(2) 火災区画の設定 火災区画は、建屋内及び屋外で設定する火災区域を、系統分離の状況、壁の設置状況及び火災防護上重要な機器等と重大事故等対処施設の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>3.3 適用規格 適用する規格としては、既工事計画で適用実績のある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。</p> <p>適用する規格、基準、指針等を以下に示す。</p> <p><u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）</u> <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 4 号）</u> <u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈</u></p>	<p>(2) 火災区画の設定 火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を耐火壁、離隔距離、系統分離状況及び火災防護上重要な機器等と重大事故等対処施設の配置に応じて分割して設定する。</p> <p><u>火災区域及び火災区画の設定結果について、「V-2-4 配置図」の「第 2.4.7.1.1-1 図から第 2.4.7.1.1-7 図火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面」に示す。</u></p> <p>3.3 準拠規格 準拠する規格としては、既設計及び工事の計画で適用実績のある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで当該規格に準拠する。</p> <p>準拠する規格、基準、指針等を以下に示す。</p> <p>・<u>加工施設の技術基準に関する規則(令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 6 号)</u></p>	<p>のではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>「規格、基準、指針等」は準拠する法令及び規格類の総称として示している。 発電炉、MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるもので</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(17/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号)</u> 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 5 号) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド (平成 25 年 10 月 24 日原規技発第 1 3 1 0 2 4 1 号原子力規制委員会) <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (平成 26 年 2 月 28 日原子力規制委員会規則第 1 号)</u> <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 3 号)</u> <u>発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針 (平成 19 年 12 月 27 日)</u> <u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 (平成 21 年 3 月 9 日原子力安全委員会)</u> 消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 1 8 6 号) 消防法施行令 (昭和 36 年 3 月 25 日政令第 3 7 号) 消防法施行規則 (昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号) 危険物の規則に関する政令 (昭和 34 年 9 月 26 日政令第 3 0 6 号) 高压ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 2 0 4 号) 高压ガス保安法施行令 (平成 9 年 2 月 19 日政令第 2 0 号) 建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 2 0 1 号) 建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 3 3 8 号) 平成 12 年建設省告示第 1 4 0 0 号 (平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1 1 7 8 号による改定) <u>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 (平成 26 年 11 月 5 日経済産業省令第 5 5 号)</u> <u>発電用火力設備の技術基準の解釈 (平成 25 年 5 月 17 日</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(<u>平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号</u>) ・原子力発電所の内部火災影響評価ガイド (平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061914 号 原子力規制委員会) ・核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和 41 年総理府令第 37 号) ・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(<u>平成 25 年 11 月 27 日 原管研発第 1311271 号 原子力規制委員会決定</u>) ・消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号) ・消防法施行令(昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号) ・消防法施行規則(昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号) ・建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) ・建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号) ・平成 12 年建設省告示第 1400 号 (平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1178 号による改定) ・<u>電気事業法 (昭和 39 年 7 月 11 日 法律第 170 号)</u> 	<p>はない。 (以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(18/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>20130507 商局第2号)</u> 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成24年9月14日経済産業省令第68号) <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令(平成24年9月14日経済産業省令第70号)</u> <u>発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成13年3月29日原子力安全委員会)</u> 原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010) 原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)</p> <p><u>JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備(避雷針)</u> JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護 <u>JIS L 1091-1999 繊維製品の燃焼性試験方法</u> 工場電気設備防爆委員会「工場電気設備防爆指針」(ガス蒸気防爆2006) 公益社団法人 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」(JACA No. 11A-2003) 社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBAG 0603-2001) ”Fire Dynamics Tools (FDTs): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program, “NUREG-1805 December 2004 IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験 IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験 UL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験 <u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME SNC 1-2005/2007) 日本機械学会</u> 原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-</p>	<p>・原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010) ・原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010) <u>・原子力発電所の耐雷指針(JEAG4608-2007)</u></p> <p>・JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護</p> <p>なお、次回以降に申請する施設に係る準拠規格については、当該施設の申請に合わせて次回以降に示す。</p>	

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(19/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1987) 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (J E A G 4 6 0 1・補 1984) 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (J E A G 4 6 0 1-1991 追補版) 日本電気協会 <u>第 3-1 表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</u> <u>第 3-2 表 原子炉の安全停止に必要な機器等 (1/13) ~ (13/13)</u> <u>第 3-3 表 放射性物質の貯蔵等の機器等 (1/2) ~ (2/2)</u> <u>第 3-4 表 重大事故等対処施設の機器リスト (1/13) ~ (13/13)</u></p> <p>4. 火災発生防止 発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、以下に示す対策を講じる。</p> <p>4.1 項では、発電用原子炉施設の火災発生防止として実施する発火性又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱防止に対する対策について説明するとともに、火災</p>	<p>4. 火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設は、火災及び爆発によりその安全性を損なわないよう、以下に示す対策を講じる。</p> <p><u>4.1 項では、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等の火災及び爆発の発生防止 (以下「施設特有の火災及び爆発の発生防止」という。) として可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策及び熱的制限値を設ける設計について説明する。</u></p> <p>4.2 項では、発火性物質又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱に対する対策について説明するとともに、火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項について</p>	<p>火災防止重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で比較結果を示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(20/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>発生防止に係る個別留意事項についても説明する。</p> <p>4.2 項では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、<u>原則</u>、不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計であることを説明する。</p> <p>4.3 項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災の発生防止対策を講じることを説明する</p>	<p>も説明する。</p> <p>4.3 項では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、<u>可能な限り</u>不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計であることを説明する。</p> <p>4.4 項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災及び爆発の発生防止対策を講じることを説明する。</p> <p><u>4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止対策について</u> <u>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</u> <u>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</u></p> <p><u>(1) 項及び(3) 項に示す発生防止対策の内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて、(2) 項に示す発生防止対策の内容については、分析試薬を取り扱う設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p><u>(1) 水素・アルゴン混合ガス設備</u> <u>水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)</u></p>	<p>「落雷、地震等」の指す内容は、後段の 4.4 項で示している。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(21/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>を設定する。</u></p> <p><u>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が 9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>a. <u>エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</u></p> <p>b. <u>燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を 9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。</u></p> <p>c. <u>エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</u></p> <p><u>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</u></p> <p>d. <u>燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が 9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</u></p> <p><u>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自</u></p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(22/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>4.1 発電用原子炉施設の火災発生防止について</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質を内包する設備又はこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画は、以下の火災の発生防止対策を講じる。</p> <p><u>ここでいう発火性又は引火性物質は、消防法で危険物として定められる潤滑油又は燃料油並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス、空調用冷媒等のうち可燃性である水素を対象とする。</u></p>	<p><u>動で停止する設計とする。</u></p> <p><u>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止</u></p> <p><u>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>(3) グローブボックス(火災防護対策を行う安全上重要な施設及び重大事故等対処施設)</u></p> <p><u>火災防護対策を行う安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</u></p> <p>4.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について</p> <p>(1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備又はこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画は、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講じる。</p> <p><u>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とす</u></p>	<p>備考</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で具体的な内容を展開</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(23/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>以下, a. 項において, 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策, b. 項において, 水素を内包する設備に対する火災の発生防止対策について説明する。</p> <p>a. 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策</p> <p>(a) 潤滑油又は燃料油の漏えい及び拡大防止対策 潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は, 溶接構造, シール構造の採用により, 油の漏えいを防止する。 油内包設備は漏えい油を全量回収する構造である堰, <u>ドレンリム又はオイルパン</u>により, 油内包設備の漏えい油の拡大を防止する。(第 4-1 図)</p> <p>(b) 油内包設備の配置上の考慮 火災区域内に設置する油内包設備の火災により, 発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう, 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は, 油内包設備の火災による影響を軽減するために, 壁等の設置又は隔離を確</p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>なお, 分析試薬については, 「4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</u></p> <p>以下, a. 項において, 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策, b. 項において, 水素を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策について説明する。</p> <p>a. 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(a) 潤滑油又は燃料油の漏えい及び拡大防止対策 潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は, 溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに, オイルパン又は堰を設置し, 漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p><u>潤滑油又は燃料油の拡大防止対策については, 潤滑油又は燃料油を内包する設備の申請に合わせて拡大防止対策の例を追加する。</u></p> <p>(b) 油内包設備の配置上の考慮 油内包設備の火災又は爆発により, 火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁, 隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p>	<p>し, 比較結果を示す。(以下同じ)</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり, 新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(24/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>保する配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>(c) 油内包設備を設置する火災区域の換気 <u>潤滑油又は燃料油は、油内包設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいした場合に可燃性蒸気となって爆発性雰囲気形成しないよう、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</u> <u>油内包設備がある火災区域における換気を、第 4-1 表に示す。</u></p> <p>(d) 潤滑油又は燃料油の防爆対策 <u>潤滑油又は燃料油は、(c) 項に示すとおり、設備の外部へ漏えいしても爆発性雰囲気は形成されない。</u></p> <p><u>したがって、油内包設備を設置する火災区域では、可燃性蒸気の着火源防止対策として用いる防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。</u></p>	<p>(c) 油内包設備を設置する火災区域の換気</p> <p><u>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>油内包設備を設置する火災区域の換気については、潤滑油又は燃料油を内包する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(d) 潤滑油又は燃料油の防爆対策 <u>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならないよう可燃性の蒸気が滞留しない設計とする。</u></p> <p><u>ただし、発火性物質又は引火性物質を内包する機器からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とするとともに、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(25/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(e) 潤滑油又は燃料油の貯蔵 <u>潤滑油又は燃料油の貯蔵設備とは、供給設備へ潤滑油又は燃料油を補給するためにこれらを貯蔵する設備のことであり、非常用ディーゼル発電機及び常設代替高压電源装置へ燃料を補給するための軽油貯蔵タンク及び燃料デイタンク、緊急時対策所用発電機へ燃料を補給するための緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用燃料油サービスタンク並びに可搬型重大事故等対処設備等へ燃料を補給するための可搬設備用軽油タンクがある。</u></p> <p>これらの設備は、以下のとおり、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p><u>イ. 軽油貯蔵タンクは、非常用ディーゼル発電機 2 台及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機 1 台を 7 日間連続運転するために必要な量を考慮するとともに、全交流動力電源喪失を想定し、常設代替高压電源装置 (2 台) の運転も考慮した必要量 (5 台合計で約 756m³) を貯蔵するため、約 400m³/基のタンクを 2 基 (2 基合計約 800m³) 設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 燃料デイタンクは、タンク容量 (約 14m³ (HPCS 系は約 7m³)) に対して、非常用ディーゼル発電機を 8 時間連続運転するために必要な量 (約 11.5m³ (HPCS 系は約 6.5m³)) を考慮し、貯蔵量が約 12.1m³~12.8m³ (HPCS 系は約 6.8m³~7.2m³) になるように管理する。</u></p> <p><u>ハ. 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所用発電機 2 台を 7 日間連続運転するために必要な量 (約 140m³) に対し、約 75m³/基のタンクを 2 基 (2 基合計</u></p>	<p>(e) 潤滑油又は燃料油の貯蔵</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p><u>油内包設備を設置する火災区域の貯蔵に関する設計については、潤滑油又は燃料油を内包する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(26/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>約 150m³ 設置する設計とする。</u></p> <p><u>ニ. 緊急時対策所用燃料油サービスタンクは、タンク容量 (約 0.65m³/基) に対して、緊急時対策所用発電機を 1.5 時間連続運転するために必要な量 (約 0.6m³/基) を確保するように管理する。</u></p> <p><u>ホ. 可搬設備用軽油タンクは、可搬型設備を 7 日間連続運転するために必要な量 (約 189m³) に対し、約 30m³/基のタンクを 7 基 (7 基合計約 210m³) 設置する設計とする。</u></p> <p>b. 水素等を内包する設備に対する火災の発生防止対策</p> <p>(a) 水素の漏えい及び拡大防止対策 水素を内包する設備のうち<u>気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮しベローズ等によって、水素の漏えい及び拡大防止対策等を講じる。</u></p> <p><u>以下に示す水素ポンベは、ポンベ使用時に職員がポンベ元弁を開し通常時は元弁を閉する運用とし、火災防護計画に定め管理することにより、水素の漏えい及び拡大防止対策を講じる。</u></p> <p><u>イ. 格納容器内雰囲気監視系校正用ポンベ</u></p> <p>(b) 水素の漏えい検出 蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol% の 1/4 以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とす</p>	<p>b. 可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(a) 可燃性ガスの漏えい及び拡大防止対策 水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>(b) 水素の漏えい検出 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol% の 4 分の 1 以下で中央監</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(27/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>る。</p> <p><u>気体廃棄物処理設備は、設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計するが、設備内の水素濃度については中央制御室にて常時監視できる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>発電機水素ガス冷却設備は、水素消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度及び圧力を中央制御室にて常時監視できる設計とし、発電機内の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画は、通常時はポンペ元弁を閉とする運用とし、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。</u></p> <p>(c) 水素を内包する設備の配置上の考慮 火災区域内に設置する水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、水素を内</p>	<p>視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p><u>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</u></p> <p>(c) 可燃性ガス内包設備の配置上の考慮 可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設</p>	<p>備考</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(28/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>包する設備の火災による影響を軽減するために、壁、床及び天井の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>(d) 水素を内包する設備がある火災区域の換気</p> <p><u>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備及び水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう、以下に示す空調機器による機械換気を行う設計とする。(第4-2表)</u></p> <p><u>なお、空調機器は多重化して設置し、動的機器の単一故障を想定しても換気が可能な設計とする。</u></p> <p><u>イ. 蓄電池</u> <u>安全機能を有する蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、非常用電源から給電される排風機及び排風機による機械換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>それ以外の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は、常用電源から給電される排風機及び排風機により機械換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設である蓄電池を設置する火災区域は、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策所用発電機からも給電される送風機及び排風機による機械換気を行う設計とする。</u></p> <p>万一、上記の送風機及び排風機が異常により停止した</p>	<p>置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>(d) 可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気</p> <p><u>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</u></p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又</p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(29/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>場合は、中央制御室に警報を発報する設計とし、運転員による現場での遮断器開放により、送風機及び排風機が復帰するまでの間は、蓄電池に充電しない運用とする。</u></p> <p><u>蓄電池室には、蓄電池充電時に水素が発生することから、発火源となる直流開閉装置やインバータを設置しない設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備</u> <u>気体廃棄物処理設備は、空気抽出器より抽出された水素と酸素の混合状態が燃焼限界濃度とならないよう、排ガス再結合器によって設備内の水素濃度が燃焼限界濃度である 4vol%以下となるよう設計する。</u></p>	<p><u>は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</u></p> <p><u>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</u></p> <p><u>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</u></p> <p><u>可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気については、可燃性ガス内包設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(30/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>加えて、気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備を設置する火災区域又は火災区画は、常用電源から給電されるタービン建屋送風機及び排風機により機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計する。</u></p> <p><u>ハ. 水素ボンベ</u> 格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画は、原子炉建屋送風機及び排風機による機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計する。</p> <p>(e) 水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を内包する設備は、<u>本項の(a)項及び(d)項に示す漏えい及び拡大防止対策並びに換気を行うことから、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第69条及び「工場電気設備防爆指針」に示される爆発性雰囲気とならない。</u> <u>したがって、水素を内包する設備を設置する火災区域等では、防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。</u></p> <p><u>なお、電気設備の必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第10条、第11条に基づく接地を施す。</u></p>	<p>(e) 可燃性ガス内包設備を設置する火災区域の防爆対策 火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、<u>溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p> <p><u>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(31/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
	<p>(f) <u>焼結炉等への空気混入防止対策</u></p> <p><u>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</u></p> <p><u>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計と</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(32/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(f) 水素の貯蔵</u> <u>水素を貯蔵する水素ポンベは、運転に必要な量にとどめるために、必要な本数のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。</u></p> <p>(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策 <u>火災区域は、以下に示すとおり、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を高所に排出するための設備、電気及び計装品の防爆型の採用並びに静電気を除去する装置の設置等、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策は不要である。</u></p> <p>a. 可燃性の蒸気 <u>油内包設備を設置する火災区域は、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点が室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気は発生しない。</u></p> <p>火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、建屋の送風機及び排風機による機械換気を行うとともに、使用する有機溶剤の種類等に応じ、有機溶剤を使用する場所において、換気、通風、拡散の措置によっても、有機溶剤の滞留を防止する設計とする。</p>	<p><u>する。</u></p> <p>(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策 <u>火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備については以下の設計とする。</u></p> <p>a. 可燃性の蒸気</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、換気設備及び可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (33/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p>b. 可燃性の微粉 <u>火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのよう空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する常設設備はない。「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p>(3) 発火源への対策 <u>火災区域は、以下に示すとおり、火花を発生する設備や高温の設備等、発火源となる設備を設置しない設計とし、設置を行う場合は、火災の発生防止対策を行う設計とする。</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設における火花を発生する設備としては、直流電動機及びディーゼル発電機のブラシがあるが、これら設備の火花を発生する部分は金属製の筐体内</u></p>	<p><u>可燃性の蒸気については、換気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>b. <u>可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器</u> <u>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</u></p> <p><u>可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器については、可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(3) 発火源への対策 <u>火災区域は、以下に示すとおり、火花を発生する設備や高温の設備に対して火災及び爆発の発生防止対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保</u></p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火花の発生を伴う設備及び</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(34/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>に収納し、火花が設備外部に出ない構造とする。</u></p> <p><u>b. 発電用原子炉施設には、高温となる設備があるが、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触による直接的な過熱防止及び間接的な過熱防止を行う設計とする。</u></p> <p>(4) 過電流による過熱防止対策 発電用原子炉施設内の電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、保護継電器及び遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。</p> <p><u>(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策</u> <u>原子炉施設は、以下に示すとおり、放射線分解、充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>a. 充電時の蓄電池から発生する水素については、</u> <u>「(1)b. (d)水素を内包する設備がある火災区画の換気」</u> <u>に示す換気により、蓄積防止対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>b. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画のうち、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画は、</u> <u>社団法人火</u></p>	<p><u>管しないことを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。</u></p> <p><u>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、火花の発生を伴う設備及び高温となる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(4) 過電流による過熱防止対策 火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p>	<p>高温となる設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。(以下同じ)</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(35/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス(水素ガス・酸素ガス)蓄積防止に係るガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する設計とする。</u></p> <p><u>なお、ガイドライン制定前に経済産業省指示文書「中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機の余熱除去系配管破断に関する再発防止対策について(平成14年5月)」を受け、水素の蓄積のおそれがある箇所に対して対策を実施している。</u></p> <p><u>また、重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</u></p> <p>(6) 火災発生防止に係る個別留意事項</p> <p>a. <u>放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止対策</u></p> <p><u>放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止として、放射性物質の崩壊熱を考慮した火災の発生防止対策並びに放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタを密閉した金属製のタンク又は容器内に貯蔵する設計とする。</u></p> <p><u>放射性物質を処理する設備としては、気体、液体及び固体廃棄物処理設備が該当するが、これら設備で処理する廃棄物には、火災発生の考慮が必要な崩壊熱を有する放射性物質はない。</u></p> <p><u>放射性廃棄物貯蔵設備である使用済樹脂貯蔵タンクは、放射性物質を液体に浸した状態で貯蔵し、固体廃棄物貯蔵庫は、ドラム缶等の不燃性材料である金属製の容器に収納した状態で貯蔵するため、火災発生の考慮が必要</u></p>	<p>(5) <u>火災及び爆発</u>の発生防止に係る個別留意事項</p> <p>a. <u>放射性廃棄物の保管に係る火災及び爆発</u>の発生防止対策</p> <p><u>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</u></p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(36/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>な崩壊熱を有する放射性物質はない。</u></p> <p><u>また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及び HEPA フィルタは、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。</u></p> <p><u>b. 放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の換気設備</u> <u>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の換気設備は、火災時に他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、換気設備の停止及び隔離弁の閉止により、隔離ができる設計とする。</u></p> <p><u>c. 電気室の目的外使用の禁止</u> <u>電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p>4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について 火災の発生を防止するため、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、以下に示すとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>以下、(1)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用する場合の設計、(2)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、(3)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で火災防護上重要な機器等及び</p>	<p>b. 電気室の目的外使用の禁止 <u>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災及び爆発の発生を防止するため、火災防護上重要な機器等は、以下に示すとおり、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>以下、(1)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用する場合の設計、(2)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、(3)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で火災防護上重要な機器等及び</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、所内電源設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (37/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>及び重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合の設計について説明する。</p> <p>(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>a. 主要な構造材 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><u>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</u></p> <p><u>(b) ステンレス鋼, 低合金鋼, 炭素鋼等の不燃性である金属材料</u></p> <p>b. 保温材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料</p> <p>(b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</p>	<p>重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合の設計について説明する。</p> <p>(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>a. 主要な構造材 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>b. 保温材 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>「当該設備の強度確保等」は、支持構造物の設計条件の総称として示している。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(38/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>c. 建屋内装材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーペットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。</p> <p>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</p> <p>(b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品</p> <p>d. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、<u>以下の燃焼試験により自己消火性及び耐延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 自己消火性</u> 第 4-3 表に示すとおり、バーナによりケーブルを燃焼させ、残炎による燃焼が 60 秒を超えない等の判定基準にて自己消火性を確認する UL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し、判定基準を満足することを確認する。</p> <p><u>(b) 耐延焼性</u> イ. ケーブル (光ファイバケーブルを除く) 第 4-4 表に示すとおり、バーナによりケーブルを燃焼させ、自己消火時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損</p>	<p>c. 建屋内装材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の<u>建屋内</u>装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーペットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。</p> <p>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</p> <p>(b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品</p> <p>d. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 火災防護上重要な機器等及び<u>グローブボックス(火災防護対策を行う安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(39/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>傷距離が 1800 mm未満であること等の判定基準にて耐延焼性を確認する I E E E S t d 3 8 3 - 1974 垂直トレイ燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し、判定基準を満足することを確認する。</u></p> <p><u>ロ. 光ファイバケーブル</u> <u>第 4-5 表に示すとおり、バーナによりケーブルを燃焼させ、自己消火時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷距離が 1500 mm未満であること等の判定基準にて耐延焼性を確認する I E E E S t d 1 2 0 2 - 1991 垂直トレイ燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し、判定基準を満足することを確認する。</u></p> <p>e. 換気空調設備のフィルタ 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、<u>チャコールフィルタを除き</u>、以下のいずれか満足することを確認した難燃性フィルタを使用する設計とする。</p> <p><u>(a) J I S L 1 0 9 1 (繊維製品の燃焼性試験方法)</u></p> <p><u>(b) J A C A N o . 1 1 A (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針 (公益社団法人日本空気清浄協会))</u></p> <p>f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していない<u>以下の変圧器及び遮断器</u>を使用する設計とする。</p>	<p>e. 換気設備のフィルタ 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない<u>乾式</u>を使用する設計とする。</p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事</u></p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上重要な機器等及</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(41/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. 保温材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。</p> <p>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する材料</p> <p>b. 建屋内装材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。</p> <p>(a) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等以上であることを消防法施行令の防災防火対象物の指定等の項に示される防災試験により確認した材料</p> <p>(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用 不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料の使用が技術上困難な場合は、以下の①項及び②項のいずれかを設計の基本方針とし、具体的な設計について以下の a. 項から c. 項に示す。</p>	<p>a. 保温材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。</p> <p>b. 建屋内装材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の<u>建屋内装材</u>として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項又は(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。</p> <p><u>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料</u></p> <p>(b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等以上であることを消防法施行令の防災防火対象物の指定等の項に示される防災試験により確認した材料</p> <p>(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用 不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料の使用が技術上困難な場合は、以下の①項及び②項を設計の基本方針とし、具体的な設計について以下の a. から c. 項に示す。</p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(42/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>① 火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</p> <p>② 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</p> <p>a. 主要な構造材 (a) 配管のパッキン類 配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、<u>ステンレス鋼等の不燃性である金属材料で覆われたフランジ等の狭隘部に設置し、直接火炎に晒されることはないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</u></p> <p>(b) 金属材料内部の潤滑油 <u>不燃性材料である金属材料のポンプ、弁等の駆体内部に設置する駆動部の潤滑油は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</u></p>	<p>① 火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</p> <p>② 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</p> <p>a. 主要な構造材 (a) 配管のパッキン類 配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(b) 金属材料内部の潤滑油 金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(43/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(c) 金属材料内部の電気配線 <u>不燃性材料である金属材料のポンプ</u>、弁等の躯体内部に設置する駆動部の<u>電気配線は、製造者等により機器本体と電気配線を含めて電気用品としての安全性及び健全性が確認されているため</u>、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>b. 建屋内装材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材について、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材のうち、管理区域の床や原子炉格納容器内部の床、壁に耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として塗布するコーティング剤については、使用箇所が不燃性材料であるコンクリート表面であること、<u>旧建設省告示1231号第2試験に基づく難燃性が確認された塗料</u>であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置す</p>	<p>(c) 金属材料内部の電気配線 金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の金属に覆われた<u>機器内部のケーブル</u>は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>b. 建屋内装材 火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の<u>建屋内装材</u>について、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災<u>及び爆発</u>に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災<u>及び爆発</u>が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材のうち、管理区域の床、壁に耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として塗布するコーティング剤については、使用箇所が不燃性材料であるコンクリート表面であること、<u>建築基準法に基づき認定を受けた難燃性材料又は、消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等の性能を有することを試験により確認した塗料</u>であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、火</p>	<p>発電炉、MOX 燃料加工施設の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(44/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>る火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><u>なお、原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p>c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル</p> <p><u>(a) 放射線モニタケーブル</u> <u>放射線モニタケーブルは、放射線検出のためには微弱電流、微弱パルスを扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するため、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを有することで高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用している。</u></p> <p><u>このケーブルは、自己消火性を確認するUL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験を満足しない非難燃ケーブルである。</u></p> <p><u>したがって、他ケーブルへの延焼が発生しないようケーブルトレイではなく、専用の電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置することで、難燃ケーブルと同等以上の延焼防止を図る設計とする。</u></p>	<p>災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル</p> <p><u>機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>発電炉固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(45/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(b) 通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブル</u> <u>重大事故等対処施設である通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合、製造者等により機器本体とケーブル（電源アダプタ等を含む。）を含めて電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電話コード等のような機器本体を移動して使用することを考慮して大きな可とう性が求められる場合は、難燃ケーブルを使用することが技術上困難である。</u></p> <p><u>したがって、通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、以下のいずれかを講じることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が延焼することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>イ. 金属製の筐体等に収納する措置</u> <u>ロ. 延焼防止材* により保護する措置</u> <u>ハ. 専用の電線管に敷設する措置</u></p> <p><u>注記 *IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験に合格するシート（プロテコシート-P2・eco）を保護対象へ巻き付け延焼を防止するものを示す。</u></p>	<p><u>d. グローブボックス等</u> <u>焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、グローブボックスの申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V－1－1－6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(46/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(4) 難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保するものを使用</u></p> <p><u>a. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する非難燃ケーブル</u> <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する非難燃ケーブルは、自己消火性を確認するUL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験は満足しない。</u></p> <p><u>したがって、これらの非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とするが、ケーブルの取替に伴い安全上の課題が生じる場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置(複合体)を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</u></p> <p><u>非難燃ケーブルに防火措置を施すことによる難燃性能の向上について、別添1に示す。</u></p>	<p><u>e. 遮蔽材</u> <u>可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(47/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>4.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生防止について</p> <p>発電用原子炉施設では、地震、津波（<u>重大事故等対処施設については、敷地に遡上する津波を含む。</u>）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び<u>高潮</u>の自然現象が想定される。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、<u>津波</u>（<u>重大事故等対処施設については、敷地に遡上する津波を含む。</u>）、森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に伴う火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、これらの自然現象から防護を行う設計とする。</p> <p>凍結、降水、積雪、<u>高潮</u>及び生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物の影響については、火災が発生する自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から発電用原子炉施設に到着するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火災が発生する自然現象ではない。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策により影響を受けないことから、火災が発生する自然現象ではない。</p> <p><u>洪水については、立地的要因により、発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を与える可能性がないため、火災が発生する自然現象ではない。</u></p> <p>したがって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器においては、落雷、地震、森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に対して、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる。</p>	<p>4.4 落雷、地震等の自然現象による火災<u>及び爆発</u>の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設では、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、<u>高温</u>、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び<u>塩害</u>の自然現象が想定される。</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災に伴う火災<u>及び爆発</u>により MOX 燃料加工施設の安全機能を損なわないよう、これらの自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。</p> <p><u>津波</u>、凍結、<u>高温</u>、降水、積雪、生物学的事象及び<u>塩害</u>は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から MOX 燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けないことから、火災が発生する自然現象ではない。</p> <p>したがって、燃料加工建屋で火災<u>及び爆発</u>を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻（風（台風））及び森林火災について考慮することとし、これらの自然現象によって火災<u>及び爆発</u>が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>発電炉、MOX 燃料加工施設の立地上生じる設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。 (以下同じ)</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(48/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(1) 落雷による火災の発生防止</p> <p>発電用原子炉施設内の構築物, 系統及び機器は, 落雷による火災発生を防止するため, 地盤面からの高さ 20 m を超える構築物には, 建築基準法に基づき「<u>J I S A 4 2 0 1 建築物等の避雷設備 (避雷針) (1992 年度版)</u>」又は「<u>J I S A 4 2 0 1 建築物等の雷保護 (2003 年度版)</u>」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p><u>送電線については, 「4.1(4) 過電流による過熱防止対策」に示すとおり, 故障回路を早期に遮断する設計とする。</u></p> <p><u>なお, 常設代替高圧電源装置置場は, 落雷による火災発生を防止するため, 避雷設備を設置する設計とする。</u></p> <p>避雷設備設置箇所は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>タービン建屋 (避雷針)</u> ・<u>排気筒 (避雷針)</u> ・<u>廃棄物処理建屋 (避雷針)</u> ・<u>使用済燃料乾式貯蔵建屋 (棟上導体)</u> ・<u>固体廃棄物作業建屋 (棟上導体)</u> ・<u>常設代替高圧電源装置置場 (避雷針)</u> ・<u>緊急時対策所 (避雷針)</u> 	<p>(1) 落雷による火災<u>及び爆発</u>の発生防止</p> <p><u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は落雷による火災及び爆発の発生を防止するため, 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007), 建築基準法及び消防法に基づき, 日本産業規格(JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</u></p> <p>避雷設備設置箇所を以下に示す。</p> <p>a. <u>燃料加工建屋</u></p> <p><u>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は, 接地系と接続することにより, 接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p>	<p>許可整合の点で差があるため新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり, 新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉, MOX 燃料加工施設の防護対象における違いであり, 新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり, 避雷設備の申請回で具体的な内容を展開し, 比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(49/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 地震による火災の発生防止</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等は、<u>耐震クラス</u>に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い、<u>耐震クラス</u>に応じた耐震設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設は、施設の<u>区分</u>に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い、<u>施設の区分</u>に応じた耐震設計とする。</p> <p>(3) 森林火災による火災の発生防止 屋外の<u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</u>は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とする。</p> <p>(4) 竜巻(風(台風含む。))による火災の発生防止</p> <p>a. 屋外の<u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</u>は、竜巻防護に関する基本方針に基づき設計する<u>竜</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>本内容については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(2) 地震による火災<u>及び爆発</u>の発生防止</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等は、<u>耐震重要度分類</u>に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、「<u>加工施設の技術基準に関する規則</u>」(令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号)第六条に従い、<u>耐震重要度分類</u>に応じた耐震設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の<u>設備分類</u>に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災<u>及び爆発</u>の発生を防止する設計とするとともに、「<u>加工施設の技術基準に関する規則</u>」(令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号)第二十七条に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(3) 森林火災による火災<u>及び爆発</u>の発生防止 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯による防護等により、火災<u>及び爆発</u>の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 竜巻(風(台風))による火災<u>及び爆発</u>の発生防止</p> <p>a. 屋外の重大事故等対処施設は、竜巻防護に関する基本方針に基づき設計する衝突防止を考慮して実施する燃料</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: right;">発電炉固有の防護設計による違いであり、新たな論点</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(50/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>巻防護対策設備の設置，衝突防止を考慮して実施する燃料油等を内包した車両の飛散防止対策等，常設代替高压電源装置の燃料油等が漏えいした場合の拡大防止対策等により，火災の発生防止を講じる設計とする。</u></p> <p><u>b. 常設代替高压電源装置に火災が発生した場合においても，重大事故等に対処する機能を喪失しないよう代替する機能を有する設備と位置的分散を講じる設計とする。</u></p> <p><u>第 4-1 表 潤滑油又は燃料油を内包する設備のある火災区域等の換気空調設備</u></p> <p><u>第 4-2 表 水素を内包する設備がある火災区域の換気空調設備</u></p> <p><u>第 4-3 表 UL 1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1</u></p> <p><u>第 4-4 表 IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験の概要</u></p> <p><u>第 4-5 表 IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験の概要</u></p> <p><u>第 4-1 図 拡大防止対策の例</u></p> <p>5. 火災の感知及び消火 火災感知設備及び消火設備は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p>	<p>油を内包した車両の飛散防止対策により，<u>火災及び爆発</u>の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>5. 火災の感知及び消火 火災感知設備及び消火設備は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p>	<p>が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(51/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>5.1 項では、火災感知設備に関して、5.1.1 項に要求機能及び性能目標、5.1.2 項に機能設計及び5.1.3 項に構造強度設計について説明する。</p> <p>5.2 項では、消火設備に関して、5.2.1 項に要求機能及び性能目標、5.2.2 項に機能設計、5.2.3 項に構造強度設計及び5.2.4 項に技術基準規則に基づく強度評価について説明する。</p> <p>5.1 火災感知設備について 火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の<u>耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分</u>に応じて、機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」及び「5.1.3 構造強度設計」において説明する。</p> <p>5.1.1 要求機能及び性能目標 <u>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</u> <u>(1) 要求機能</u> <u>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求される。</u></p>	<p>5.1 項では、火災感知設備に関して、5.1.1 項に要求機能及び性能目標、5.1.2 項に機能設計及び5.1.3 項に構造強度設計について説明する。</p> <p>5.2 項では、消火設備に関して、5.2.1 項に要求機能及び性能目標、5.2.2 項に機能設計、5.2.3 項に構造強度設計及び5.2.4 項に技術基準規則に基づく強度評価について説明する。</p> <p>5.1 火災感知設備について 火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の<u>耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</u>に応じて、機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」及び「5.1.3 構造強度設計」において説明する。</p> <p>5.1.1 要求機能及び性能目標 <u>要求機能及び性能目標については火災感知設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>火災感知設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (52/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災感知設備は、地震等の自然現象によっても火災感知の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、火災を早期に感知する機能を損なわないことが要求される。</u></p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p><u>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の機能設計を「5.1.2(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮」の a. 項に示す。</u></p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p><u>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (53/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>持することを構造設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災感知設備のうち耐震S クラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、基準地震動S_sによる地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋原子炉棟等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動S_sによる地震力に対し、電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</u></p> <p><u>耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する火災感知設備の電源は、非常用電源から受電する。非常用電源は、耐震Sクラスであるため、その耐震計算の方法及び結果については、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-10-1-7-3「モータコントロールセンタの耐震性についての計算書」示す。</u></p> <p>5.1.2 機能設計 <u>本項では、「5.1.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</u></p> <p><u>(1) 火災感知器</u> <u>a. 設置条件</u> <u>火災感知設備のうち火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、早期に火災を感知するため、災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び炎が生じる前に発煙する等の予想される火災の性質を考慮して選定する。</u></p>	<p>5.1.2 機能設計 <u>機能設計については火災感知設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>火災感知設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(54/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を以下、b. 項に示す通り、消防法に準じて選定する設計とする。</u></p> <p><u>また、火災感知器の取付方法、火災感知器の設置個数の考え方等の技術的な部分については、消防法に基づき設置する設計する。</u></p> <p><u>b. 火災感知器の種類</u></p> <p><u>(a) 煙感知器、熱感知器を設置する火災区域又は火災区画（第 5-1 表）</u></p> <p><u>火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況（温度、煙濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせで火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、異なる種類の火災感知器の設置に加え、盤内で火災が発生した場合に早期に火災発生を感知できるよう、「6.2.4(1) 中央制御室制御盤の系統分離対策」の(b)項に基づき、中央制御室制御盤内に高感度煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(b) (a) 項以外の組合せで火災感知器を設置する火災区域又は火災区画（第 5-1 表）</u></p> <p><u>火災感知器の取付条件によっては(a) 項に示すアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難なものもある。</u></p> <p><u>以下① 項から⑤項に示す火災感知器は、(a) 項に示す設計とは、異なる火災感知器の組合せによって設置し、これらの火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下のイ. 項からへ. 項において説明する。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(55/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>① 天井が高く煙や熱が拡散しやすい火災区域又は火災区画天井が高く煙や熱が拡散しやすい場所の火災感知器は、炎が発する赤外線又は紫外線を検知するために、煙及び熱が火災感知器に到達する時間遅れがなく、早期感知の観点で優位性のある非アナログ式の炎感知器を設置する。</u></p> <p><u>なお、非アナログ式の炎感知器は、誤作動を防止するため炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用し、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>② 燃料が気化するおそれがある火災区域又は火災区画燃料が気化するおそれがある燃料貯蔵タンクマンホール内の火災感知器は、燃料が気化することを考慮し、防爆型の火災感知器とする。</u></p> <p><u>防爆型の火災感知器は、非アナログ式のみ製造されており、接点構造を持たないものとする。</u></p> <p><u>また、燃料貯蔵タンクマンホール内の地下埋設構造による閉鎖空間によって、直接風雨にさらされない環境に設置することから、誤作動防止を図る設計とする。さらに、非アナログ式の熱感知器は、軽油の引火点、当該タンクの最高使用温度を考慮した温度を作動値とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>③ 屋外の火災区域又は火災区画</u> <u>屋外に設置する火災感知器は、降雨等の影響を考慮し密閉性を有する防爆型又は屋外仕様の火災感知器が適している。</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(56/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>屋外仕様の炎感知器（赤外線）は非アナログ式である。屋外仕様の炎感知器（赤外線）は、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する）を採用し、さらに太陽光の影響についても火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>④ 放射線の影響が大きい火災区域又は火災区画</u> 放射線の影響が大きいところにおいて、アナログ式の火災感知器は、内部の半導体部品が損傷するおそれがあり、設置が適さないため、放射線の影響を受けにくい非アナログ式のものとする。</p> <p><u>非アナログ式の火災感知器であっても、設置する環境温度を考慮した設定温度とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>⑤ 水素の発生のおそれがある蓄電池室の火災区域又は火災区画</u> <u>水素の発生のおそれがある蓄電池室の火災感知器は、万一の水素濃度の上昇を考慮し、非アナログ式の防爆型とする。</u></p> <p><u>また、防爆型の火災感知器は、非アナログ式のみ製造されており、接点構造を持たないものとする。</u></p> <p><u>蓄電池室の火災感知器は、室内の周囲温度を考慮し、作動値を室温より高めに設定し、誤作動防止を図る設計とするため、非アナログ式の火災感知器であっても、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p>イ. 原子炉建屋原子炉棟6階</p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(57/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(イ) 火災感知器</u> <u>・アナログ式の光電分離型煙感知器</u> <u>・非アナログ式の炎感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u> <u>原子炉建屋原子炉棟 6 階は、天井が高く大空間となっ</u> <u>ており、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知</u> <u>器による感知は困難である。したがって、煙の拡散を考慮</u> <u>してアナログ式の光電分離型煙感知器を設置する設計と</u> <u>する。</u></p> <p><u>また、早期感知の観点で優位性のある非アナログ式の</u> <u>炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及</u> <u>ぼす死角がないように設置する設計とする。</u></p> <p><u>炎感知器は非アナログ式であるが、炎感知器は、平常時</u> <u>より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境</u> <u>変化）を把握でき、外光が当たらず、高温物体が近傍にな</u> <u>い箇所に設置する。また、炎感知器は、感知原理に「赤外</u> <u>線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネル</u> <u>ギーの波長帯を 3 つ検知した場合にのみ発報する）を採</u> <u>用し、誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同</u> <u>等の機能を有する。</u></p> <p><u>ロ. 原子炉格納容器</u> <u>(イ) 火災感知器</u> <u>・アナログ式の煙感知器</u> <u>・アナログ式の熱感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u> <u>原子炉格納容器は、以下の原子炉の状態及び運用によ</u> <u>り、火災感知器の基本の組合せであるアナログ式の煙感</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(58/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>知器及びアナログ式の熱感知器とする。</u></p> <p><u>i. 起動中</u> <u>火災感知器の基本の組合せであるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器とする。</u> <u>ただし、原子炉格納容器は、運転中、閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境となることから、アナログ式の火災感知器が故障する可能性がある。そのため、原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。</u></p> <p><u>ii. 運転中原子炉格納容器内は、窒素が封入され雰囲気の不活性化されていることから、火災は発生しない。</u></p> <p><u>iii. 低温停止中</u> <u>プラント停止後、運転中の環境によって、火災感知器が故障している可能性があることから、火災感知器の基本の組合せであるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器に取り替える。</u></p> <p><u>ハ. 軽油貯蔵タンク設置区域、可搬型設備用軽油タンク設置区域及び緊急時対策所発電機用燃料油貯蔵タンク設置区域</u></p> <p><u>(イ) 火災感知器</u> <u>・非アナログ式の防爆型の熱感知器</u> <u>・非アナログ式の防爆型の煙感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u> <u>熱感知器及び煙感知器は、タンク内部の燃料が気化し、タンクマンホール部へ漏えいすることも考慮し、非アナログ式の防爆型とする。</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(59/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>なお、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器は、非アナログ式しか製造されていない。</u></p> <p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、アナログ式の火災感知器の設置が要求されているが、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器は、ともに非アナログ式である。軽油貯蔵タンク設置区域、可搬型設備用軽油タンク設置区域及び緊急時対策所発電機用燃料油貯蔵タンク設置区域は、地下埋設構造による閉鎖空間によって、直接風雨にさらされない環境に設置することから、誤作動防止を図る設計とする。さらに、非アナログ式の熱感知器は、軽油の引火点、当該タンクの最高使用温度を考慮した温度を作動値とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>ニ. 海水ポンプエリア、常設代替高圧電源装置置場</u> <u>(イ) 火災感知器</u> <u>・アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ</u> <u>・非アナログ式の屋外仕様の炎感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u> <u>海水ポンプエリア、常設代替高圧電源装置置場の屋外エリアの火災感知器は、屋外に設置するため火災時の煙の拡散、降水等の影響を考慮し、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラと非アナログ式の屋外仕様の炎感知器とする。</u></p> <p><u>また、アナログ式の熱感知カメラについては、監視範囲内に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(60/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、アナログ式の火災感知器の設置が要求されるが、屋外仕様の炎感知器（赤外線）は非アナログ式である。屋外仕様の炎感知器（赤外線）は、感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検知した場合にのみ発報する）を採用し、さらに太陽光の影響についても火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>ホ. 主蒸気管トンネル室</u> <u>(イ) 火災感知器</u> ・ <u>アナログ式の煙吸引式検出設備</u> ・ <u>非アナログ式の熱感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u> <u>放射線量が高い主蒸気管トンネルでは、アナログ式火災感知器の検出部位が放射線の影響を受けて損傷する可能性があるため、煙吸引式検出設備により検出部位を当該エリア外に配置する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、放射線の影響を受けにくい非アナログ式の熱感知器を設置し、主蒸気管トンネル室の環境温度を考慮した設定温度とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>へ. 蓄電池室</u> <u>(イ) 火災感知器</u> ・ <u>非アナログ式の防爆型の煙感知器</u> ・ <u>非アナログ式の防爆型の熱感知器</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (61/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(ロ) 選定理由</u> 蓄電池室は、蓄電池の充電中に少量の水素を発生するおそれがあることから、万一の水素濃度の上昇を考慮し、非アナログ式の防爆型とする。</p> <p>なお、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器は、非アナログ式しか製造されていない。</p> <p>火災感知器の誤作動防止の観点から、アナログ式の火災感知器の設置が要求されているが、蓄電池室の火災感知器は、室内の周囲温度を考慮し、作動値を室温より高めに設定し、誤作動防止を図る設計とするため、非アナログ式の火災感知器であっても、アナログ式と同等の機能を有する。</p> <p><u>(c) 火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画</u> 火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画について以下に示す。</p> <p><u>イ. 非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室</u> 非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室は、コンクリートで囲われ、発火源となる可燃物が設置されおらず、可燃物管理により不要な可燃物を持ち込まない運用とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>このため、非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室には、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p><u>ロ. 原子炉建屋付属棟屋上</u> 原子炉建屋付属棟屋上には、スイッチギア室チラーユニット、中央制御室チラーユニット、バッテリー室送風機が設置されている。当該区域は、不要な可燃物を持ち込ま</p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (62/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ない運用とし、チラーユニットは金属等の不燃性材料で構成されていることから、周囲からの火災の影響を受けず、また、周囲への影響も与えない。</u></p> <p><u>このため、原子炉建屋付属棟屋上には、火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>なお、万一、火災が発生した場合には、中央制御室に機器の異常警報が発報するため、運転員が現場に急行することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 使用済燃料プール、復水貯蔵タンク、使用済樹脂タンク使用済燃料プールの側面と底面は、金属に覆われ、プール内は水で満たされており、使用済燃料プール内では火災は発生しないため、使用済燃料プールには火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>ただし、使用済燃料プール周りの火災を感知するために、使用済燃料プールのある原子炉建屋原子炉棟6階(オペレーティングフロア)に火災感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 火災受信機盤</u></p> <p><u>a. 火災感知設備のうち火災受信機盤は、火災感知設備の作動状況</u></p> <p><u>制御室において常時監視できる設計としており、火災が発生していない平常時には、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。</u></p> <p><u>b. 火災受信機盤は、消防法に基づき設計し、構成される受信機により、以下の機能を有するように設計する。</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (63/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(a) アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能</u></p> <p><u>(b) 非アナログ式の防爆型煙感知器, 防爆型熱感知器, 熱感知器及び炎感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能</u></p> <p><u>(c) アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラによる映像監視 (熱サーモグラフィ) により、火災発生場所の特定ができる機能</u></p> <p><u>(d) アナログ式の煙吸引式検出設備が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能</u></p> <p><u>c. 火災感知器は、以下のとおり点検を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>(a) 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</u></p> <p><u>(b) 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。</u></p> <p><u>(3) 火災感知設備の電源確保</u> <u>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した蓄電池を内蔵する。また、火災防護上重要な機器等及び緊急時対策所建屋を除く重大事故等対処施</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(64/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源及び常設代替高圧電源装置からの受電も可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所建屋の火災区域又は火災区画の火災感知設備については、外部電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、緊急時対策所用発電機からの受電も可能な設計とする。</u></p> <p><u>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</u> <u>東海第二発電所の安全を確保するうえで設計上考慮すべき自然現象としては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を抽出した。これらの事象のうち、原子力設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。</u></p> <p><u>これらの自然現象のうち、落雷については、「4. 火災発生防止 4.3(1)落雷による火災の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>地震については、以下 a. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>凍結については、以下 b. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>竜巻、風（台風）に対しては、以下 c. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>上記以外の津波、洪水、積雪、火山の影響、高潮、生物</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(65/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>学的事象及び森林火災については、c. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>a. 火災感知設備は、第 5-2 表及び第 5-3 表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</u></p> <p><u>(a) 消防法の設置条件に準じ、「(1) 火災感知器」に示す範囲の環境条件を考慮して設置する火災感知器及び「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視等の機能を有する火災受信機盤等により構成する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源及び常設代替高圧電源装置から受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有した蓄電池を内蔵する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知するための機能を保持する設計とする。具体的には、火災感知設備を取り付ける基礎ボルトの応力評価及び電氣的機能を確認するための電氣的機能維持評価を行う設計とする。耐震設計については、「5.1.3 構造強度計算」に示す。</u></p>		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(66/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>b. 屋外に設置する火災感知設備は、東海第二発電所で考慮している最低気温-12.7℃(水戸地方気象台(1897年～2012年))を踏まえ、外気温度が-20℃まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>c. 屋外の火災感知設備は、屋外仕様とした上で火災感知器の予備も保有し、自然現象により感知の機能、性能が阻害された場合は、早期に取替を行うことにより性能を復旧させる設計とする。</u></p> <p>5.1.3 構造強度設計 <u>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。火災感知設備は、「5.1.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b.項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知設備のうち耐震Sクラスの機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、基準地震動S_sによる地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋原子炉棟等にボルトで固定し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。また、基準地震動S_sによる地震力に対し、電氣的機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知設備の耐震評価は、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-1-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定したV-2-別添 1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評</u></p>	<p>5.1.3 構造強度設計 <u>構造強度設計については火災感知設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>火災感知設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (67/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>価の方針により実施する。</u></p> <p><u>火災感知設備の耐震評価の方法及び結果をV-2-別添1-2「火災感知器の耐震計算書」及びV-2-別添1-3「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果をV-2-別添1-11「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」に示す。</u></p> <p>5.2 消火設備について 消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の消火を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の<u>耐震クラス</u>及び重大事故等対処施設の<u>区分</u>に応じて、機能を保持する設計とする。</p> <p>消火設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」及び「5.2.3 構造強度設計」において説明する。</p> <p>5.2.1 要求機能及び性能目標 <u>本項では、消火設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能</u></p>	<p>5.2 消火設備について 消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の消火を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の<u>耐震重要度分類</u>及び重大事故等対処施設の<u>設備分類</u>に応じて、機能を保持する設計とする。</p> <p>消火設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」及び「5.2.3 構造強度設計」において説明し、技術基準規則に基づく強度評価を「5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について」において説明する。</p> <p>5.2.1 要求機能及び性能目標 <u>要求機能及び性能目標については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (68/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</u></p> <p><u>(1) 要求機能</u> <u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、早期の火災の消火を行うことが要求される。</u></p> <p><u>消火設備は、地震等の自然現象によっても消火の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を損なわないことが要求される。</u></p> <p><u>(2) 性能目標</u> <u>a. 機能設計上の性能目標</u> <u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた消火設備の機能設計を</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(69/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>「5.2.2(5) 消火設備の設計」の f. 項に示す。</u></p> <p><u>b. 構造強度上の性能目標</u> <u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを構造設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋原子炉棟等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた地震力に対し、電氣的及び動的機能を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</u></p> <p><u>耐震 S クラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を消火するハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）の電源は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電し、これらのコントロールセンタの耐震計算の方法及び結果については、V-2「耐震性に関する説明書」のうち「コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</u></p> <p><u>クラス 3 機器である消火設備のうち、使用条件における系統圧力を考慮して選定した消火設備は、技術基準規則第 17 条 1 項第 3 号及び第 10 号に適合するよう、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。技術基準規則に</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(70/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>基づく強度評価を、「5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について」に示す。</u></p> <p>5.2.2 機能設計 <u>本項では、「5.2.1 要求機能及び性能目標」で設定している消火設備の機能設計上の性能目標を達成するために、消火設備の機能設計の方針を定める。</u></p> <p><u>火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、消防法に準じて設置する設計とする。(第5-4表)</u></p> <p><u>消火設備の選定は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画と、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画それぞれに対して実施する。</u></p> <p><u>以下、(1)項に示す火災発生時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画は、固定式消火設備であるハロゲン化物自動消火設備(全域)による消火を基本とする設計とする。以下、(2)項に示す消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画においては、消防法第21条の2第2項による型式適合検定に合格した消火器の設置又は消火栓による消火を行う設計とする。</u></p> <p><u>なお、原子炉格納容器内についても、消火活動が困難とならない火災区画として、消火器の設置又は消火栓による消火を行う設計とする。</u></p> <p><u>「6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離」に示す系統分離対策として自動消火設備が必要</u></p>	<p>5.2.2 機能設計 <u>機能設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(71/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>な火災区域又は火災区画は、ハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>復水貯蔵タンクエリア、使用済燃料プール及び使用済樹脂貯蔵タンク室は、火災の発生するおそれがないことから、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p>(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画 <u>本項では、a. 項において、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。</u></p> <p><u>a. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定</u> <u>建屋内の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、以下(2)項に示すものを除いて、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となるものとして選定する。</u></p> <p><u>b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備</u> <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は以下のいずれかの消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(a) ハロゲン化物自動消火設備（全域）</u></p>	<p>(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画 <u>消火困難区域に係る消火設備の設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(72/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>イ. 消火対象</u> <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画並びに火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした自動消火設備の設置が必要な火災区域又は火災区画を対象とする。</u></p> <p><u>ロ. 消火設備第 5-1 図及び第 5-5 図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 警報装置等</u> <u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）は、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）を自動起動させるための消火設備用感知器は、煙感知器と煙感知器の AND 回路とすることで誤作動防止を図っており、火災時に本感知器が一つ以上動作した場合、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(b) ハロゲン化物自動消火設備（局所）</u> <u>イ. 消火対象</u> <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、原子炉建屋周回通路部及び常設低圧代替注水系ポンプ室並びに火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした自動消火設備の設置が必要な火災区域又は火災区画のうち、中央制御室床下コンクリートピットを対象とする。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(73/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ロ. 消火設備</u> <u>原子炉建屋周回通路部は、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であり、床面積が大きく、開口を有しているため、原子炉建屋周回通路部において、煙の充満を発生させるおそれのある可燃物（ケーブル、電源盤・制御盤、潤滑油内包設備）に対して、第5-2 図及び第 5-6 図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。常設低圧代替注水系ポンプ室に設置される常設低圧代替注水系</u></p> <p><u>ポンプについてもハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室の一部分である中央制御室床下コンクリートピットに対しても第 5-2 図及び第 5-6 図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）を自動起動させるための消火設備用感知器は、煙感知器と煙感知器の AND 回路とすることで誤作動防止を図っており、火災時に本感知器が一つ以上動作した場合、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 二酸化炭素自動消火設備（全域）</u></p> <p><u>イ. 消火対象</u> <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、燃料油等を多量に貯蔵し、</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(74/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>人が常駐する場所ではない火災区域又は火災区画を対象とする。</u></p> <p><u>具体的には非常用ディーゼル発電機室（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室含む）及び各デイトンク室並びに緊急時対策所建屋発電機室</u></p> <p><u>ロ. 消火設備</u> <u>第 5-3 図及び第 5-7 図に示す自動消火設備である二酸化炭素自動消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 警報装置等</u> <u>自動起動については、万一、室内に作業員等がいた場合の人身安全を考慮し、自動起動用に用いる熱感知器及び煙感知器の両方の動作により起動する設計とする。また、二酸化炭素自動消火設備（全域）は、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u> <u>二酸化炭素自動消火設備（全域）を自動起動させるための消火設備用感知器は、煙感知器及び熱感知器の AND 回路とすることで誤作動防止を図っており、火災時に本感知器が一つ以上動作した場合、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(d) ケーブルトレイ消火設備</u></p> <p><u>イ. 消火対象</u> <u>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、発泡性耐火被覆又は鉄板で密閉空間としたケーブルトレイ内</u></p> <p><u>ロ. 消火設備</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(75/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>第 5-4 図に示す自動消火設備であるケーブルトレイ消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 警報装置等</u> <u>ケーブルトレイ消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u> <u>ケーブルトレイ消火設備を自動起動させるための感知器は、火災時に火災の熱で溶損する火災感知チューブで、早期に感知し、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p>(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画 <u>本項では、a. 項において、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。</u></p> <p><u>a. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</u> <u>消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、以下に示すとおり、煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画並びに煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画とする。</u></p> <p><u>(a) 煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画</u> <u>イ. 海水ポンプ室、非常用ディーゼル発電機室ルーフトファン室、スイッチギア室チラーユニット、バッテリー室送風機設置区域、常設代替高圧電源装置置場海水ポンプ室等の火災区域又は火災区画は、大気開放であり、火災が発生しても煙が大気へ放出される設計とする。</u></p>	<p>(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画 <u>消火困難とならない区域に係る消火設備の設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(76/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ロ. 軽油貯蔵タンク、可搬型設備用軽油タンク及び緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u> <u>軽油貯蔵タンク等は、地下タンクとして屋外に設置し、火災が発生しても煙が大気へ放出される設計とする。</u></p> <p><u>(b) 煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画</u></p> <p><u>イ. 中央制御室</u> <u>中央制御室床下コンクリートピットを除く中央制御室は、運転員が常駐するため、早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災発生時において煙が充満する前に消火活動が可能な設計とする。中央制御室制御盤内は、高感度煙感知器による早期の火災感知により運転員による消火活動が可能であり、火災発生時において煙が充満する前に消火活動が可能な設計とする。なお、建築基準法に準拠した容量の排煙設備により煙を排出することも可能な設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 緊急時対策所</u> <u>緊急時対策所は、中央制御室と同様に建築基準法に準拠した容量の排煙設備により煙を排出することが可能であり、煙が充満しないため、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 緊急時対策所建屋通路部</u> <u>緊急時対策所建屋の通路部、階段室、エアロック室等は、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u> <u>原子炉格納容器内において、原子炉運転中は、窒素置換されるため火災発生のおそれはないが、窒素置換されない原子炉停止中においては、原子炉格納容器の空間体積</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(77/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(約 9800 m³) に対して容量が 16980 m³/h のパージ用排風機にて換気され、かつ原子炉格納容器の機器ハッチが開放されているため、万一、火災が発生した場合でも煙が充満せず、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ホ. 原子炉建屋原子炉棟 6 階</u> <u>原子炉建屋原子炉棟 6 階は可燃物が少なく大空間となっており、煙が充満しないため、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>へ. 気体廃棄物処理系設備を設置する火災区域又は火災区画</u> <u>気体廃棄物処理系は、不燃性材料である金属により構成されており、火災に対してフェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による影響はない。また、放射線モニタ検出器は隣接した検出器間をそれぞれ異なる火災区画に設置する設計とし、火災発生時に同時に監視機能が喪失することを防止する。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ト. 液体廃棄物処理系設備を設置する火災区域又は火災区画</u> <u>液体廃棄物処理系は、不燃性材料である金属により構成されており、火災に対してフェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>チ. サプレッション・プール水排水系設備を設置する火災区域又は火災区画サプレッション・プール水排水系は、</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(78/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>不燃性材料である金属により構成されており、火災に対して通常時閉状態の隔離弁を多重化して設ける設計とする。また、隔離弁を異なる火災区域に設置し、単一の火災によっても機能を喪失しない設計とする。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>リ. 新燃料貯蔵庫</u> <u>新燃料貯蔵庫は、金属とコンクリートに覆われており、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ス. 使用済燃料乾式貯蔵建屋</u> <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ル. 固体廃棄物貯蔵庫</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫は、コンクリートで構築された建屋内に設置されており、固体廃棄物は金属製の容器に収められていることから火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ヲ. 固体廃棄物作業建屋</u> <u>固体廃棄物作業建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による影響はない。加えて、消火活</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(79/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ワ. 廃棄物処理建屋</u> <u>廃棄物処理建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>カ. 格納容器圧力逃がし装置格納槽</u> <u>格納容器圧力逃がし装置格納槽は可燃物が少なく、煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域であることから、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ヨ. 可燃物が少なく、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画以下に示す火災区域又は火災区画は、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>(イ) 主蒸気管トンネル室</u> <u>主蒸気管トンネル室に設置している機器は、主蒸気外側隔離弁、電動弁等であり、これらは不燃性材料又は難燃性材料で構成されている。また、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) FPC ポンプ室, FPC 保持ポンプ A 室, FPC 保持ポンプ B 室, FPC 熱交換器室</u> <u>本室内に設置している機器は、ポンプ、熱交換器、電動弁、計器等である。これらは不燃性材料又は難燃性材料で</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(80/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>構成されている。また、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備</u> <u>(2)a. 項に示す消火活動が困難とならない(a)項及び(b)項の火災区域又は火災区画は、消防要員等による消火活動を行うために、消火器、消火栓及び移動式消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>なお、新燃料貯蔵庫は、純水中においても未臨界となるように材料を考慮した新燃料貯蔵ラックに貯蔵された燃料の中心間隔を確保する設計とすることから、消火水の流入に対する措置を不要な設計とする。</u></p> <p><u>ただし、以下については、消火対象の特徴を考慮し、以下の消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 中央制御室制御盤内</u> <u>イ. 消火設備</u> <u>二酸化炭素消火器</u></p> <p><u>ロ. 選定理由</u> <u>中央制御室床下コンクリートピットを除く中央制御室内は、常駐運転員により、可搬式の消火器にて消火を行うが、中央制御室制御盤内の火災を考慮し、通常の粉末消火器に加え、電気機器への影響がない可搬式の二酸化炭素消火器を配備する。</u></p> <p><u>(b) 原子炉格納容器</u> <u>イ. 消火設備</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(81/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火器, 消火栓</u></p> <p><u>ロ. 選定理由</u> <u>原子炉格納容器内は, (2)a. (b)ニ. 項のとおり, 消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画であることから, 原子炉の状態を考慮し, 消火器及び消火栓を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(イ) 起動中</u> <u>原子炉の起動中は原子炉格納容器内の環境が高温となり, 消火器の使用温度を超える可能性があることから, 原子炉起動前に原子炉格納容器内に設置した消火器を撤去し, 原子炉格納容器内の窒素置換作業が完了するまでの間は, 消火器を所員用エアロック近傍 (原子炉格納容器外) に設置する。</u> <u>さらに, 消火栓を用いても対応できる設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) 運転中原子炉格納容器内は, プラント運転中, 消火器は設置されないが, 窒素が封入され雰囲気の不活性化されていることから, 火災の発生はない。</u></p> <p><u>(ハ) 停止中</u> <u>原子炉起動中と同様に, 原子炉格納容器内の消火については, 消火器を使用する設計とする。また, 消火栓を用いても対応できる設計とする。</u></p> <p>(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 <u>本項では, 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画である復水貯蔵タンクエリア, 使用済燃料プール及</u></p>	<p>(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 <u>火災が発生するおそれのない区域に係る消火設備の設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(82/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>び使用済樹脂貯蔵タンク室に対する消火設備の設計方針について説明する。</u></p> <p><u>a. 復水貯蔵タンクエリア</u> <u>復水貯蔵タンクは、金属等で構成するタンクであり、タンク内は水で満たされ、火災が発生しないため、復水貯蔵タンクエリアには、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>b. 使用済燃料プール（オペレーティングフロアを含む）</u> <u>使用済燃料プールは、その側面と底面が金属とコンクリートに覆われ、プール内は水で満たされることにより、使用済燃料プール内では火災が発生しないため、使用済燃料プールには消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料プールは、純水中においても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とすることから、消火水の流入に対する措置を不要な設計とする。</u></p> <p><u>c. 使用済樹脂貯蔵タンク室</u> <u>使用済樹脂貯蔵タンクは金属製であること、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっており、使用済樹脂貯蔵タンク室は可燃物を置かず発火源がない設計とする。</u> <u>このため、使用済樹脂貯蔵タンク室には、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p>(4) 消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響評価 <u>本項では、消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響について説明する。</u></p>	<p>(4) 消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響評価 <u>消火設備の破損、誤作動及び誤操作による影響については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(83/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>二酸化炭素は不活性であること、ハロゲン化物は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス消火設備には、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）又は二酸化炭素自動消火設備（全域）選定する設計とする。</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機室に設置する二酸化炭素自動消火設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤の放出を考慮しても機能が喪失しないよう、燃焼用空気は外気から直接、給気する設計とする。消火設備の放水等による溢水は、技術基準規則第 12 条及び第 54 条に基づき、原子炉の安全停止に必要な機器等の機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう設計する。</u></p> <p>(5) 消火設備の設計 本項では、消火設備の設計として、以下の a. 項に消火設備の消火剤の容量、b. 項に消火設備の系統構成、c. 項に消火設備の電源確保、d. 項に消火設備の配置上の考慮、e. 項に消火設備の警報、f. 項に地震等の自然現象に対する考慮について説明するとともに、g. 項に消火設備の設計に係るその他の事項について説明する。</p>	<p>(5) 消火設備の設計 本項では、消火設備の設計として、以下の a. 項に消火設備の消火剤の容量、b. 項に消火設備の系統構成、c. 項に消火設備の電源確保、d. 項に消火設備の配置上の考慮、e. 項に消火設備の警報、f. 項に地震等の自然現象に対する考慮について説明するとともに、g. 項に消火設備の設計に係るその他の事項について説明する。</p>	

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(84/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p><u>(a) 想定火災の性質に応じた消火剤の容量</u> <u>消火設備に必要な消火薬剤の容量については、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)は、「消防法施行規則」第 20 条及び試験結果に基づき、二酸化炭素自動消火設備は、第 19 条に基づき算出する。また、ケーブルトレイ消火設備は、実証試験により消火性能が確認された消火剤濃度以上となる容量以上を確保するように設計する。消火剤に水を使用する消火栓の容量は、「(b) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。</u> <u>消火剤の算出については第 5-4 表に示す。</u></p> <p><u>(b) 消火用水の最大放水量の確保</u> <u>イ. 原子炉建屋等に消火水を供給するための水源消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))、多目的タンク(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))及び原水タンク(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))は、消防法施行令第 11 条(屋内消火栓設備に関する基準)及び消防法施行令第 19 条(屋外消火栓設備に関する基準)に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の 2 時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。</u></p> <p><u>なお、屋外消火栓は東海発電所と共用であるが、東海発電所と同時に火災が発生し、東海発電所における放水を想定しても、十分な量を確保するとともに、発電用原子炉施設間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p><u>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮</u> <u>イ. 原子炉建屋内等の屋内消火用水系</u></p>	<p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p><u>消火剤の容量に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p><u>系統構成に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p> <p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(85/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火用水供給系の水源は、容量約 1500m³ のろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを各 1 基設置し、多重性を有する設計とする。なお、多目的タンクについては屋外消火用水系と共用である。</u></p> <p><u>消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及びディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））の設置により、多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は、ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（東海、東海第二発電所共用）に貯蔵する。燃料タンクを含むディーゼル駆動消火ポンプの内燃機関は、技術基準規則第 48 条第 3 項に適合する設計とする。（第 5-5 表）</u></p> <p><u>ロ. 屋外消火用水系</u></p> <p><u>消火用水供給系の水源は、容量約 1500m³ の多目的タンク 1 基、容量約 1000 m³ の原水タンク 1 基を設置し、多重性を有する設計とする。なお、多目的タンクについては屋内消火用水系と共用である。</u></p> <p><u>消火用水供給系の消火ポンプは、構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及びディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））の設置により、多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>ディーゼル駆動構内消火ポンプの駆動用燃料は、ディーゼル駆動構内消火ポンプに付属する燃料タンクに貯蔵する。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(86/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関は、技術基準規則第 48 条第 3 項に適合する設計とする。(第 5-5 表)</u></p> <p><u>(b) 系統分離に応じた独立性の考慮</u> <u>原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分離を行うために設置するハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、以下に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>・静的機器は 24 時間以内の単一故障の想定が不要であり、静的機器である消火配管は、基準地震動 S_s で損傷しないように設計する。なお、早期感知及び早期消火によって火災は収束するため、配管は多重化しない設計とする。</u></p> <p><u>・動的機器である選択弁等の単一故障を想定して選択弁等は多重化する設計とする。また、動的機器である容器弁の単一故障を想定して容器弁及びポンベも消火濃度を満足するために必要な本数以上のポンベを設置する設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。(c) 消火栓の優先供給消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合に</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(87/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>は、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。</u></p> <p>c. 消火設備の電源確保 <u>ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</u></p> <p><u>ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備（局所）であるケーブルトレイ消火設備は、火災の熱によって感知チューブが溶損することで、ポンベの容器弁を開放させ、消火剤が放出される機械的な構造であるため、作動には電源が不要な設計とする。</u></p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災に対する二次的影響の考慮 <u>イ. ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>c. 消火設備の電源確保 <u>電源確保に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災に対する二次的影響の考慮 <u>消火設備の配置における二次的影響の考慮に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p> <p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(88/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(イ) ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）のポンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画とは別の区画に設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）のポンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧防止を図る設計とする。</u></p> <p><u>ロ. ハロゲン化物自動消火設備（局所）</u> <u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）についても、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>(イ) ハロゲン化物自動消火設備（局所）のポンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象と十分に離れた位置にポンベ及び制御盤を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧防止を図る設計とする。</u></p> <p><u>(ハ) ハロゲン化物自動消火設備（局所）のうち、ケーブルトレイに対する消火設備については、消火剤の流出を防</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (89/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ぐためにケーブルトレイ内に消火剤を留める設計とする。</u> <u>また、電源盤・制御盤に対する消火設備については、消火剤の流出を防ぐために盤内に消火剤を留める設計とする。</u></p> <p>(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内に放出した消火水は、<u>放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアのファンネルや配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</u></p> <p>(c) 消火栓の配置 <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、「消防法施行令」第 11 条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第 19 条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、すべての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように原子炉建屋等の屋内は消火栓から半径 25 m の範囲、屋外は消火栓から半径 40 m の範囲に配置する。</u></p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 <u>電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u></p>	<p>(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 <u>本内容については、消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(c) 消火栓の配置 <u>消火栓の配置に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>e. 消火設備の警報 <u>警報に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、消火設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p> <p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p> <p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(90/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火設備の故障警報が発信した場合には、中央制御室及び必要な現場の制御盤警報を確認し、消火設備に故障が発生している場合には早期に補修を行う。</u></p> <p><u>(b) ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）の退避警報固定式ガス消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）（ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤用を除く）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、作動前に職員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とする。ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤用のハロゲン化物自動消火設備（局所）は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素は防火シートを設置したケーブルトレイ内又は金属製の盤内に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。</u></p> <p>f. <u>消火設備の自然現象に対する考慮</u> <u>東海第二発電所の安全を確保するうえで設計上考慮すべき自然現象としては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を抽出した。これらの事象のうち、原子力設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。これらの自然現象のうち、落雷については、「4. 火災発生防止 4.3(1)落雷による火災の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>地震については、以下(c)項及び(d)項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p>	<p>f. <u>消火設備の自然現象に対する考慮</u> <u>消火設備の自然現象に対する考慮に係る設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(91/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>凍結については、以下(a)項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>竜巻、風（台風）に対しては、以下(b)項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>上記以外の津波、洪水、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮についても(b)項に示すその他の自然現象の対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 凍結防止対策</u> <u>屋外消火設備の配管は、保温材により凍結防止対策を実施する。また、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</u></p> <p><u>(b) 風水害対策</u> <u>電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、風水害により性能が阻害されず、影響を受けないよう建屋内に設置する設計とする。</u> <u>電動機駆動消火ポンプ、構内消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプを設置しているポンプ室の壁及び扉については、風水害に対してその性能が著しく阻害されないよう浸水対策を実施する。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(92/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>屋外消火栓は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない機械式を用いる設計とする。</u></p> <p><u>万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 地震対策</u> <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、第5-6表及び第5-7表に示すとおり、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する機能を保持するため、以下の設計とする。</u></p> <p><u>イ. 「(5) 消火設備の設計」のa.項に示す消火剤の容量等、消防法の設置条件に準じて設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 「(5) 消火設備の設計」のc.項に示すとおり、非常用電源及び常設代替高圧電源装置から受電可能な設計とする。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(93/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>緊急時対策所建屋に設置するハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、消火設備の主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。また、消火設備の電気的機能及び動的機能も保持する設計とする。</u></p> <p><u>なお、具体的な設計内容については、「5.2.3 構造強度設計」に示す。</u></p> <p><u>(d) 地盤変位対策</u></p> <p><u>イ. 地震時における地盤変位対策として、屋外消火配管は、地上又はトレンチに設置し、地震時における地盤変位に対し、配管の自重や内圧、外的荷重を考慮し地盤地下による建屋と周辺地盤との相対変位を考慮する設計とする。</u></p> <p><u>また、地盤変位対策としては、水消火配管のレイアウト、配管曲げ加工、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるように、建屋に給水接続口を複数個所設置する設計とする。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(94/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>g. その他</p> <p><u>(a) 移動式消火設備の配備</u> 移動式消火設備は、「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」第 83 条第 5 号に基づき、<u>消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1 台）及び水槽付消防自動車（1 台）を配備する。</u></p> <p><u>また、消火用水のバックアップラインとして原子炉建屋に設置する給水接続口に水槽付消防自動車の給水口を取り付けることで、各消火栓への給水も可能となる設計とする。</u></p> <p><u>移動式消火設備の仕様を第 5-8 表に示す。</u></p> <p><u>(b) 消火用の照明器具</u> <u>建築基準法第 35 条及び建築基準法施行令第 126 条の 5 に準じ、屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間（最大約 1 時間）に加え、消防法の消火継続時間 20 分を考慮して、2 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(c) ポンプ室</u> <u>火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式ガス消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で可搬型排煙装置により換気が可能な設計とする。</u></p> <p><u>(d) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備</u></p>	<p>g. その他</p> <p><u>その他の設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(95/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵し、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。</u></p> <p><u>新燃料貯蔵庫は、消火活動により消火用水が放水され、消火水に満たされても臨界とならない設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火水が放水されても容器内部に浸入することはない。</u></p> <p><u>(e) ケーブル処理室</u> <u>ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所の入口を設置する設計とする。</u></p> <p>5.2.3 構造強度設計 <u>消火設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した消火設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p><u>消火設備は、「5.2.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b. 項で設定している構造強上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備のうち耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、基準地震動S_s</u></p>	<p>5.2.3 構造強度設計 <u>構造強度設計については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (96/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>による地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋（原子炉棟）等にボルトで固定し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動 S_s による地震力に対し、電氣的及び動的機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備の耐震評価は、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-1-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定したV-2-別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施する。</u></p> <p><u>消火設備の耐震評価の方法及び結果については、以下に示す。また、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する消火設備の影響評価結果についても示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>V-2-別添 1-4「ハロンボンベ設備の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-5「ハロンガス供給選択弁の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-6「ハロン消火設備制御盤の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-7「二酸化炭素ボンベ設備の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-8「二酸化炭素供給選択弁の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-9「二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-10「ガス供給配管の耐震計算書」</u> ・ <u>V-2-別添 1-11「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」</u> 		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(97/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について</p> <p><u>クラス3 機器である消火設備は、技術基準規則により、クラスに応じた強度を確保することを要求している。</u></p> <p><u>このため、消火設備のうち、その使用条件における系統圧力を考慮して選定して消火水配管（主配管）及びハロゲン化物自動消火設備の配管は、技術基準規則第17条に基づき強度評価を行う。</u></p> <p><u>消火設備のうち、完成品としてそれぞれ高圧ガス保安法及び消防法の規制をうけるハロゲン化物自動消火設備の容器（ボンベ）及び消火器は、技術基準規則第17条に規定されるクラス3 機器の材料、構造及び強度の規定と、高圧ガス保安法及び消防法の材料、構造及び強度の規定が同等の水準であることを、V-3「強度に関する説明書」において確認する。</u></p> <p><u>燃料タンクを含むディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関は、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)b.(a)項に示すとおり、技術基準規則第48条の規定により、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」第25条から第29条に適合する設計とし、同省令第25条に基づく強度評価については、その基本方針と強度評価結果をV-3「強度に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>化学消防自動車は、水槽と泡消火薬液槽を有し、水又は泡消火剤とを混合希釈した泡消火により、様々な火災に対応可能である。また、水槽付消防ポンプ車については、大容量の水槽を有していることから、消火用水の確保に優れている。</u></p>	<p>5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について</p> <p><u>技術基準規則に基づく強度評価については消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>消火設備の申請回で比較結果を示す。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(98/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>これらの移動式消火設備は、消火栓や防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約 400m の範囲が消火可能である。</u></p> <p><u>化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ車は、原子力発電所の火災防護規定（J E A C 4 6 2 6 -2010）及び原子力発電所の火災防護審査指針（J E A G 4 6 0 7 -2010）による、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所の火災に対する自衛消防体制の強化策として要求された 2 箇所において 30 分の消火活動に必要な水量に対し、防火水槽も考慮した上で水量を確保でき、また、アクセスルートを考慮し、通行可能な車種を選定する。</u></p> <p><u>第 5-1 表 火災感知器の形式ごとの設置状況について</u> <u>第 5-2 表 火災感知設備耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）</u> <u>第 5-3 表 火災感知設備耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</u> <u>第 5-4 表 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画で使用する消火設備</u> <u>第 5-5 表 ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関（燃料タンク含む）の技術基準規則第 48 条第 3 項への適合性</u> <u>第 5-6 表 消火設備 耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）</u> <u>第 5-7 表 消火設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</u> <u>第 5-8 表 移動式消火設備の仕様</u> <u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）の仕様</u> <u>第 5-1 図 ハロゲン化物自動消火設備（全域）概要</u> <u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）の仕様</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(99/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>第 5-2 図 ハロゲン化物自動消火設備（局所）の概要図</u> <u>二酸化炭素自動消火設備（全域）の仕様</u> <u>第 5-3 図 二酸化炭素自動消火設備（全域）の概要</u> <u>ケーブルトレイ消火設備の仕様</u> <u>第 5-4 図 ケーブルトレイ消火設備の概要</u> <u>第 5-5 図 ハロゲン化物自動消火設備（全域）自動起動信号</u> <u>第 5-6 図 ハロゲン化物自動消火設備（局所）自動起動信号</u> <u>第 5-7 図 二酸化炭素自動消火設備（全域）自動起動信号</u> </p> <p>6. 火災の影響軽減対策</p> <p>発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じる。</p> <p>6.1 項では、火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離について説明する。</p> <p>6.2 項では、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要となる火災防護対象機器等の選定、火災防護対象機器等に対する系統分離対策について説明するとともに、中央制御室制御盤及び原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減対策についても説明する。</p>	<p>6. 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX 燃料加工施設は、火災及び爆発によりその安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる。</p> <p>6.1 項では、火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離について説明する。</p> <p>6.2 項では、MOX 燃料加工施設の安全性を確保するために必要となる火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定、火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する系統分離対策について説明するとともに、中央監視室制御盤に対する火災及び爆発の影響軽減対策についても説明する。</p>	

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(100/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>6.3 項では、換気空調設備、煙、油タンク及びケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策について説明する。</p> <p>6.1 火災の影響軽減対策が必要な火災区域の分離</p> <p>火災の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等が設置される火災区域については、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p><u>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離されている火災区域又は火災区画のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</u></p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）の設計として、耐火性能を以下の文献等又は火災耐久試験にて確認する。</p> <p>(1) コンクリート壁</p> <p>3 時間の耐火性能に必要なコンクリート壁の最小壁厚は、第 6-1 表及び第 6-2 表に示す以下の文献により、保守的に 150 mm 以上の設計とする。</p> <p>a. 2001 年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第 1 4 3 3 号耐火性能検証法に関する算出</p>	<p>6.3 項では、換気空調設備、煙、油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策について説明する。</p> <p>6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域については、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパ及び延焼防止ダンパ、防火シャッタを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p><u>本内容については、煙等流入防止対策を講ずる機器の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁(防火扉)の設計として、耐火性能を以下の文献等又は火災耐久試験にて確認する。</p> <p>(1) コンクリート壁</p> <p>3 時間の耐火性能に必要なコンクリート壁の最小壁厚は、第 1.1.6-1 表及び第 1.1.6-2 表に示す以下の文献により、保守的に 150mm 以上の設計とする。</p> <p>a. 2001 年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第 1433 号耐火性能検証法に関する算出方</p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、煙等流入防止対策を講ずる機器の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(101/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>方法等を定める件」講習会テキスト(国土交通省住宅局建築指導課))</p> <p>b. 海外規定のNFPAハンドブック</p> <p>(2) 耐火隔壁, 配管貫通部シール, ケーブルトレイ及び電線管貫通部, 防火扉, 防火ダンパ</p> <p>耐火隔壁, 配管貫通部シール, ケーブルトレイ及び電線管貫通部, 防火扉, 防火ダンパは, 以下に示す実証試験にて3時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</p> <p>a. 耐火隔壁</p> <p><u>(a) 試験方法</u> <u>建築基準法の規定に準じて第6-1 図に示す加熱曲線(I S O 8 3 4) で3時間加熱し, 第6-2 図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>第6-3 表に示す建築基準法第2 条第7 号耐火構造を確認するための防火設備性能試験(防耐火性能試験・評価業務方法書)の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 試験体</u> <u>第6-4 表に示す0.4mm 以上の厚さの鉄板の両側に, 厚さ約1.5mm の発泡性耐火被覆をそれぞれ3 枚施工した試験体とする。</u></p> <p><u>(d) 試験結果</u></p>	<p>法等を定める件」講習会テキスト(国土交通省住宅局建築指導課))</p> <p>b. 海外規定のNFPAハンドブック</p> <p>(2) 耐火隔壁, 配管貫通部シール, ケーブルトレイ及び電線管貫通部, 防火扉, 防火ダンパ, <u>延焼防止ダンパ, 防火シャッタ</u></p> <p><u>耐火隔壁, 配管及びダクト貫通部シール, ケーブルトレイ及び電線管貫通部, 防火扉, 防火ダンパ及び延焼防止ダンパ, 防火シャッタは, 以下に示す実証試験にて3時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</u></p> <p>a. 耐火隔壁</p> <p><u>耐火隔壁における3 時間耐火性能に関する設計については, 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設備であり, 新たな論点が生じるものではない。</p> <p>防火扉以外の耐火壁の申請回で比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(102/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>試験結果を第 6-5 表及び第 6-3 図に示す。</u></p> <p>b. 配管貫通部シール</p> <p><u>(a) 試験方法</u> <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 3 時間加熱する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号耐火構造を確認するための防火設備性能試験 (防耐火性能試験・評価業務方法書) の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 試験体</u> <u>東海第二発電所の配管貫通部の仕様にに基づき, 第 6-6 表に示す配管貫通部とする。</u></p> <p><u>(d) 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-7 表に示す。</u></p> <p>c. ケーブルトレイ及び電線管貫通部</p> <p><u>(a) 試験方法</u> <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 3 時間加熱する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u> <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験 (防耐火性能試験・評価業務方法書) の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p>	<p>b. 配管及びダクト貫通部シール</p> <p><u>配管貫通部シールにおける 3 時間耐火性能に関する設計については, 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>c. ケーブルトレイ及び電線管貫通部</p> <p><u>ケーブルトレイ及び電線管貫通部における 3 時間耐火性能に関する設計については, 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(103/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(c) 試験体</u> 東海第二発電所のケーブルトレイ及び電線管貫通部の仕様を考慮し、それぞれ第 6-8 表及び第 6-9 表に示すとおりとする。</p> <p><u>(d) 試験結果</u> 試験結果を第 6-10 表に示す。</p> <p>d. 防火扉</p> <p>(a) 試験方法 建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 3 時間加熱する。</p> <p>(b) 判定基準 第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験 (防耐火性能試験・評価業務方法書) の判定基準をすべて満足する設計とする。</p> <p>(c) 試験体 東海第二発電所の防火扉の仕様を考慮し、第 6-11 表に示すとおりとする。</p> <p>(d) 試験結果 試験結果を第 6-12 表に示す。</p> <p>e. 防火ダンパ</p> <p>(a) 試験方法 建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 3 時間加熱する。</p>	<p>d. 防火扉</p> <p>(a) 試験方法 建築基準法の規定に準じて第 1.1.6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 3 時間加熱する。</p> <p>(b) 判定基準 第 1.1.6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号耐火構造を確認するための防火設備性能試験 (防耐火性能試験・評価業務方法書) の判定基準をすべて満足する設計とする。</p> <p>(c) 試験体 MOX 燃料加工施設の防火扉の仕様を考慮し、第 1.1.6-4 表、第 1.1.6-6 表及び第 1.1.6-8 表に示すとおりとする。</p> <p>(d) 試験結果 試験結果を第 1.1.6-5 表、第 1.1.6-7 表及び第 1.1.6-9 表に示す。</p> <p>e. <u>防火ダンパ及び延焼防止ダンパ</u> <u>防火ダンパ及び延焼防止ダンパにおける 3 時間耐火性能に関する設計については、火災防護設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>防火扉以外の耐火壁の申請回で比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(104/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(b) 判定基準</u> <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 試験体</u> <u>東海第二発電所の防火ダンパの仕様を考慮し、第 6-13 表に示すとおりとする。</u></p> <p><u>(d) 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-14 表に示す。</u></p> <p>6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離 <u>発電用原子炉施設内の火災によって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要となる火災防護対象機器等を選定し、それらについて互いに相違する系列間を隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とする。</u></p> <p>6.2.1 火災防護対象機器等の選定 <u>火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する（以下「原子炉の安全停止」という。）ためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待し</u></p>	<p><u>f. 防火シャッター</u> <u>防火シャッターにおける 3 時間耐火性能に関する設計については、火災防護設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 <u>MOX 燃料加工施設の安全上重要な施設のうち、火災防護上の系統分離対策を講じる設備を選定し、それらについて互いに相違する系列間を隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とする。</u></p> <p>6.2.1 火災防護上の系統分離を講じる設備の選定 <u>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る回次で比較結果を示す。 (以下同じ)</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(105/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ても、原子炉の安全停止に必要な機能を少なくとも1つ確保する必要がある。</u></p> <p><u>このため、単一火災(任意の一つの火災区域又は火災区画で発生する火災)の発生によって、原子炉の安全停止に必要な機能を有する多重化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することのないよう、「3.(1)a. 原子炉の安全停止に必要な機器等」にて選定した原子炉の安全停止に必要な火災防護対象機器等について系統分離対策を講じる設計とする。</u></p> <p><u>選定した火災防護対象機器及び火災防護対象機器の駆動若しくは制御に必要な火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。選定した火災防護対象機器のリストを第6-15表に示す。</u></p> <p>6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針</p> <p><u>東海第二発電所における系統分離対策は、火災防護対象機器等が設置される火災区域又は火災区画に対して、6.2.1 項に示す考え方にに基づき、安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ、Ⅲを境界とし、以下の(1)項から(3)項に示すいずれかの方法で実施することを基本方針とする。</u></p> <p>(1) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p>	<p><u>放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>(1) グローブボックス排風機</u> <u>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</u></p> <p><u>本内容については、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>6.2.2 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する系統分離対策の基本方針</p> <p><u>MOX 燃料加工施設における安全機能を有する施設の重要度に応じて火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するために、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(1) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p>	<p>備考</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。(以下同じ)</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(106/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 水平距離 6m 以上の確保, 火災感知設備及び自動消火設備の設置</p> <p>(3) 1 時間耐火隔壁による分離, 火災感知設備及び自動消火設備の設置</p> <p>上記(1)項から(3)項の基本方針について以下に説明する。</p> <p><u>上記(1)項に示す系統分離対策は, 互いに相違する系列の火災防護対象機器等を, 火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</u></p> <p><u>上記(2)項に示す系統分離対策は, 互いに相違する系列の火災防護対象機器等を, 仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離 6m 以上の離隔距離を確保する設計とする。火災感知設備は, 自動消火設備を作動させるために設置し, 自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。</u></p> <p><u>上記(3)項に示す系統分離対策は, 第 6-16 表に示すとおり互いに相違する系列の火災防護対象機器等を, 火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等(耐火間仕切り, 耐火ラッピング) で分離する設計とする。火災感知設備は, 自動消火設備を作動させるために設置し, 自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。</u></p>	<p>(2) 水平距離 6m 以上の離隔距離の確保, 火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>(3) 1 時間耐火隔壁による分離, 火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>上記(1)項から(3)項の基本方針について以下に説明する。</p> <p><u>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち, 互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは, 火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した, 隔壁等で系統間を分離する設計とする。</u></p> <p><u>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち, 互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは, 水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし, 系列間を 6m 以上の離隔距離により分離する設計とし, かつ, 火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</u></p> <p><u>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち, 互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを 1 時間の耐火能力を有する隔壁で分離し, かつ, 火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</u></p> <p><u>本内容については, 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(107/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策</p> <p><u>(1) 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</u></p> <p><u>「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」の(1)項に示す、3 時間以上の耐火性能を有する隔壁等による分離について、具体的な対策を以下に示す。</u></p> <p>a. <u>3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等</u></p> <p><u>3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等として、耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパ、耐火間仕切り、耐火ラッピングの設置で分離する設計とする。</u></p> <p>b. <u>火災耐久試験</u></p> <p><u>耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパは、「6.1 火災の影響軽減対策が必要な火災区域の分離」の(2)項に示す実証試験にて 3 時間以上の耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</u></p> <p><u>耐火間仕切り及び耐火ラッピングは、以下に示す実証試験にて 3 時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</u></p> <p>(a) <u>耐火間仕切り</u></p> <p>イ. <u>試験方法</u></p> <p><u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）で 3 時間加熱する。</u></p> <p>ロ. <u>判定基準</u></p>	<p>6.2.3 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する具体的な系統分離対策</p> <p><u>火災防護上の系統分離を講じる設備に対する具体的な系統分離対策については火災防護上の系統分離対策を講じる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(108/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 試験体</u> <u>東海第二発電所の火災防護対象機器等に応じて適するものを選定し、第 6-17 表に示すとおりとする。</u></p> <p><u>ニ. 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-18 表に示す。</u></p> <p><u>(b) 耐火ラッピング</u></p> <p><u>イ. 試験方法</u> <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）で 3 時間加熱する。</u></p> <p><u>ロ. 判定基準</u> <u>第 6-19 表に示す外観，電気特性（導通，絶縁抵抗）確認を行い，判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 試験体</u> <u>東海第二発電所のケーブルトレイ及び電線管の仕様を考慮し，第 6-20 表及び第 6-21 表に示すとおりとする。</u></p> <p><u>ニ. 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-22 表に示す。</u></p> <p><u>(2) 1 時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」の(3)項に示す，1 時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置について，具体的な対策を以下に示す。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(109/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>a. 1 時間の耐火能力を有する隔壁</u> <u>(a) 機器間の分離に使用する場合</u> <u>1 時間の耐火能力を有する隔壁として、以下のイ. 項に示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で機器間の系統分離を実施する場合は、以下のロ. 項に示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。</u></p> <p><u>イ. 系統分離方法</u> <u>(イ) 耐火隔壁の仕様</u> <u>第 6-4 表に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板の両側に、厚さ約 1.5mm の発泡性耐火被覆をそれぞれ 2 枚施工したものを耐火隔壁とし、機器間に設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) 耐火隔壁の寸法</u> <u>耐火隔壁の寸法は、以下に示す「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「評価ガイド」という。)を参照して求めた高温ガス及び輻射により、互いに相違する系列の火災防護対象機器等に同時に火災の影響が及ばないよう設計する。</u></p> <p><u>i. 高温ガス</u> <u>高温ガスによる火災防護対象機器等の損傷の有無を評価するため、耐火隔壁を設置する火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による火災が 1 時間継続した場合の高温ガスの影響範囲の温度を、火災源の発熱速度や火災区域又は火災区画の寸法等を入力とする火災力学ツール FDTs (Fire Dynamics Tools) により求め、火災防護対象機器等の損傷温度を超えないことを確認する。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(110/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>解析コードは、Fire Dynamics Tools (FDTs) を用いる。なお、評価に用いる解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、「V-5-63 計算機プログラム (解析コード) の概要・Fire Dynamics Tools (FDTs)」に示す。</u></p> <p><u>ii. 輻射</u></p> <p><u>輻射は、火災による熱源を中心とし、放射状に輻射熱による影響を及ぼすため、隔壁の高さ及び幅は、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>(i) 耐火隔壁の高さ</u></p> <p><u>耐火隔壁の高さは、輻射の影響を考慮し、火災防護対象機器等の火災により発生する火炎からの輻射の影響を考慮し、互いに相違する系列の火災防護対象機器等が互いに直視できない高さ以上となるよう設計する。</u></p> <p><u>(ii) 耐火隔壁の幅</u></p> <p><u>耐火隔壁の幅は、輻射の影響を考慮し、相違する系列の火災防護対象機器等 (ドレンリム、オイルパン含む) が互いに直視できない幅以上となるよう設計する。また、耐火隔壁は、接炎による延焼を防止するため、隔壁を跨ぐ可燃物がない範囲に設置する。</u></p> <p><u>ロ. 火災耐久試験</u></p> <p><u>(イ) 試験方法</u></p> <p><u>耐火隔壁近傍での火災を想定し、建築基準法の規定に準じて、第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 1 時間加熱し、第 6-2 図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(111/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度のばらつきが、加熱曲線（ISO 834）の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 判定基準</u> <u>非加熱側より離隔を確保した各点温度を測定計測器の誤差を考慮して測定し、当該機器の最高使用温度を超えないこと。</u></p> <p><u>(ハ) 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-5 表及び第 6-3 図に示す。</u></p> <p><u>(b) ケーブルトレイの分離に使用する場合</u> <u>1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、以下のイ. 項に示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で、ケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、以下のロ. 項に示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。</u></p> <p><u>イ. 系統分離方法</u> <u>(イ) 第 6-4 図に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板に、4 mm 以上の空気層を確保して約 1.5mm の発泡性耐火被覆を 2 枚施工したものを、ケーブルトレイ全周に設置する設計とする。</u> <u>(ロ) 以下のロ. 項に示す火災耐久試験の条件を維持するために、下記事項を火災防護計画に定め、管理する。</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(112/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>i. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</u></p> <p><u>ii. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイが設置される各々の火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による火災が 1 時間継続した場合の高温ガス温度を FDTs により求め、第 6-23 表に示す火災耐久試験における温度条件を超えないよう火災荷重を制限する。</u></p> <p><u>ロ. 火災耐久試験</u> <u>(イ) 試験方法</u> <u>耐火隔壁近傍での火災を想定し、建築基準法の規定に準じて、第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO 834) で 1 時間加熱し、第 6-2 図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。</u></p> <p><u>火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度のばらつきが、加熱曲線 (ISO 834) の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 判定基準</u> <u>非加熱側より離隔を確保した各点温度を測定計測器の誤差を考慮して測定し、当該機器の最高使用温度を超えないこと。</u></p> <p><u>(ハ) 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-5 表及び第 6-3 図に示す。</u></p> <p>(b) ケーブルトレイの分離に使用する場合</p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(113/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、以下のイ. 項に示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で、ケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、以下のロ. 項に示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。</u></p> <p><u>イ. 系統分離方法</u> <u>(イ) 第 6-4 図に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板に、4 mm 以上の空気層を確保して約 1.5mm の発泡性耐火被覆を 2 枚施工したものを、</u> <u>ケーブルトレイ全周に設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) 以下のロ. 項に示す火災耐久試験の条件を維持するために、下記事項を火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>i. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</u></p> <p><u>ii. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイが設置される各々の火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による火災が 1 時間継続した場合の高温ガス温度を FDTs により求め、第 6-23 表に示す火災耐久試験における温度条件を超えないよう火災荷重を制限する。</u></p> <p><u>ロ. 火災耐久試験</u> <u>(イ) 試験方法</u> <u>ケーブルトレイが設置される火災区域又は火災区画における火災源の火災を想定し、ケーブルトレイ下面は、建築基準法の規定に準じた第 6-1 図に示す加熱曲線 (ISO</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(114/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>8 3 4) による加熱, ケーブルトレイ上面及び側面は, 180°Cを下回らない温度により加熱し, 第 6-4 図に示す非加熱側のケーブルトレイ内の温度測定位置の温度を測定する。</u></p> <p><u>火災耐久試験の加熱に当たっては, 耐火炉の炉内測定温度のばらつきが, 加熱曲線 (ISO 8 3 4) の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。</u></p> <p><u>また, ケーブル占積率が耐火性能に及ぼす影響を確認するため, 占積率は第 6-5 図に示すとおり, ケーブルが多いケースと少ないケースの 2 ケースとする。</u></p> <p><u>(ロ) 判定基準</u> <u>非加熱側のケーブルトレイ内の温度が, ケーブルの損傷温度 (205°C) を超えないこと。</u></p> <p><u>(ハ) 試験結果</u> <u>試験結果を第 6-6 図に示す。</u></p> <p><u>(c) コンクリート壁 (中央制御室床下コンクリートピット) 1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁として, コンクリート壁による方法で機器間の系統分離を実施する場合は, 以下の方法により耐火性能を確認した仕様のコンクリート壁で分離する設計とする。</u></p> <p><u>1 時間の耐火能力を有するコンクリート壁の最小板厚は, J E A G 4 6 0 7 -2010 に基づき 70 mmの設計とする。</u></p>		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(115/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>コンクリート壁は、火災防護対象機器等の火災により発生する火炎からの輻射の影響を考慮し、互いに相違する系列の火災防護対象機器等間を分離する耐火壁として設置する設計とする。</u></p> <p><u>b. 火災感知設備</u> <u>(a) 系統分離のために設置する自動消火設備を作動させるために、火災感知設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 火災感知器は、自動消火設備の誤動作を防止するため、複数の火災感知器を設置し、2つの火災感知器が作動することにより自動消火設備が動作する設計とする。</u></p> <p><u>c. 自動消火設備</u> <u>(a) 系統分離のための自動消火設備は、「5.2 消火設備について」のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）、ケーブルトレイ消火設備及び二酸化炭素自動消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 自動消火設備は、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)b. (b)項に示す系統分離に応じた独立性を有する系統構成（第 6-7 図）とし、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)f. (c)項に示す火災防護対象機器等の耐震クラスに応じて機能維持できるよう設置する設計とする。</u></p> <p>6.2.4 <u>中央制御室及び原子炉格納容器の系統分離対策</u> <u>中央制御室及び原子炉格納容器は、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」と同等の保安水準を確保する対策として以下のとおり系統分離対策を講じる。</u></p>	<p>6.2.4 <u>中央監視室の系統分離対策</u> <u>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、「6.2.2 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する系統分離対策</u></p>	<p>「消火活動等」の指す内容は、火災発生場所の確認、消</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(116/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(1) 中央制御室制御盤の系統分離対策 <u>中央制御室制御盤の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を 6m 以上確保することや互いに相違する系列を 1 時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。</u></p> <p><u>このため、中央制御室制御盤の火災防護対象機器等は、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」に示す対策と同等の系統分離対策を実施するために、以下の a. 項に示す措置を実施するとともに、以下の b. 項に示す系統分離対策を実施する設計とする。</u></p> <p>なお、中央制御室床下は、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」の(3)項に示す系統分離対策を実施する設計とする。</p> <p>a. 措置 <u>火災により中央制御室制御盤 1 面の安全機能が喪失しても、原子炉を安全に停止するために必要な運転操作に必要な手順を管理する。</u></p> <p>b. 系統分離対策 <u>(a) 離隔距離等による系統分離及び 1 時間の耐火能力を有する隔壁等による分離対策中央制御室制御盤の操作スイッチ及びケーブルは、火災を発生させて近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験（「ケ</u></p>	<p><u>の基本方針」と同等の設計とする。</u></p> <p>(1) 中央監視室制御盤の系統分離対策 <u>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。</u></p> <p><u>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3 時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>火の準備、消火器による消火などである。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。 (以下同じ)</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(117/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ケーブル、制御盤及び電源盤火災の実証試験」TLR-08</u> <u>8)の結果に基づき、以下に示す分離対策を実施する。</u></p> <p><u>イ. 安全系異区分が混在する制御盤内にある操作スイッチは、厚さ1.6mm以上の金属製筐体で覆い、さらに、上下方向20mm、左右方向15mm以上の離隔距離を確保する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 安全系異区分が混在する制御盤内では、区分間に厚さ3.2mm以上の金属製バリアを設置するとともに、盤内配線ダクトの離隔距離を3cm以上確保する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 安全系異区分が混在する制御盤内にある配線は、金属バリアにより覆う設計とする。</u></p> <p><u>ニ. ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のフッ素樹脂(ETFE)及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</u></p> <p><u>ホ. 中央制御室制御盤は、厚さ3.2mm以上の金属製筐体で覆う設計とする。</u> <u>(b) 火災感知設備</u> <u>イ. 火災感知設備として、中央制御室内は煙感知器及び熱感知器を設置し、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全区分への影響を軽減する設計とする。これに加えて、中央制御室制御盤内には、高感度煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 中央制御室制御盤内の火災発生時、常駐する運転員は煙を目視することで火災対象の把握が可能であるが、</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(118/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災発生個所の特定が困難な場合も想定し、可搬型のサーモグラフィカメラを中央制御室に配備する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 消火設備</u> <u>中央制御室制御盤内の消火については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器を使用して、運転員による消火を行う。</u></p> <p><u>(2) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策</u> <u>原子炉格納容器内は、プラント運転中は、窒素が封入され雰囲気の不活性化されていることから、火災の発生は想定されない。一方で、窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止に到達している期間であるが、わずかな期間ではあるものの原子炉が低温停止に到達していない期間もあることから以下のとおり影響軽減対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>なお、原子炉格納容器内での作業に伴う持込み可燃物については、持込み期間、可燃物量、持込み場所を管理する。また、原子炉格納容器内の油内包機器、分電盤等については、金属製の筐体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とすることによって、火災発生時においても火災防護対象機器等への火災影響の低減を図る設計とする。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内は、機器やケーブル等が密集しており、干渉物が多く、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置や、6m以上の離隔距離の確保、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置、1時間の耐火能力を有する隔壁等の設置、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置が困難である。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(119/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>このため、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に対し、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」に示す対策と同等の系統分離対策を実施するために、以下 a. 項に示す措置を実施するとともに、以下 b. 項に示す系統分離対策を実施する設計とする。</u></p> <p><u>a. 措置</u></p> <p><u>原子炉格納容器内の油内包機器の単一の火災が時間経過とともに徐々に進展した結果、原子炉格納容器内における動的機器の動的機能も徐々に喪失し最終的にすべてが喪失し、空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルの断線によりフェイル動作、電動弁は、モータに接続される電源ケーブルの断線により火災発生時の開度を維持するものと想定した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な手順を選定し、管理する措置を行う設計とする。</u></p> <p><u>b. 系統分離対策</u></p> <p><u>(a) 火災防護対象ケーブルの分離及び火災防護対象機器の分散配置</u><u>原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、系統分離の観点から安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ機器を可能な限り離隔して配置し、異なる安全区分の機器間にある介在物（ケーブル、電磁弁）については、金属製の筐体に収納することや本体が金属製であることで延焼防止対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>また、原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>原子炉起動中において、原子炉格納容器内のケーブルは、難燃ケーブルを使用するとともに、電線管で敷設することにより、火災の影響軽減対策を行う設計とする。この際、電線管の端部には耐火性能を有するシール材を充填</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(120/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>し、万一、電線管内のケーブルに火災が発生した場合でも延焼を防止する設計とする。</u></p> <p><u>なお、原子炉圧力容器下部に敷設されている起動領域モニタの核計装ケーブルは電線管ではなく露出して敷設するが、難燃ケーブルを使用しており、また、第6-8図に示すとおり、火災の影響軽減の観点から起動領域モニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。</u></p> <p><u>原子炉停止中においても、原子炉起動中と同様の設計とし、制御棒は金属等の不燃性材料で構成された機械品であることから、原子炉格納容器内の火災によっても、原子炉の停止機能及び未臨界機能を喪失しない設計とする。</u></p> <p><u>また、原子炉格納容器内は仮置きする可燃物を置かないことを、火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>(b) 火災感知設備</u> <u>火災感知設備は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>なお、誤作動を防止するため、窒素封入により不活性化し火災が発生する可能性がない期間については、作動信号を除外する運用とする。</u></p> <p><u>(c) 消火設備</u> <u>イ. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による原子炉格納容器外のエアロック付近に常備する消火器及び消火栓を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(121/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ロ. 原子炉起動後の窒素置換中で原子炉格納容器内への進入が困難である場合は、窒素パージ後に原子炉格納容器へ進入し消火活動を実施する他、窒素封入開始後、約 1.5 時間を目安に窒素封入を継続し、格納容器内の酸素濃度を下げて消火する消火活動も実施可能とする。</u></p> <p><u>ハ. また、イ. 項及びロ. 項に示す原子炉格納容器内での消火活動の手順については、火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p>6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気空調設備に対する火災の影響軽減対策 a. 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備には、他の火災区域又は火災区画への火、熱又は煙の影響が及ばないよう、他の火災区域又は火災区画の境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。</p> <p><u>b. 換気空調設備のフィルタは、「4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について」に示すとおり、チャコールフィルタを除き、難燃性のものを使用する設計とする。</u></p>	<p>6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには 3 時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。</p> <p><u>ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3 時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(122/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 煙に対する火災の影響軽減対策</p> <p>a. <u>中央制御室</u> 運転員が常駐する中央制御室の火災発生時の煙を排気するために、建築基準法に準拠した容量の<u>排煙設備</u>を配備する設計とする。</p> <p><u>中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第 126 条の 3」に準じ、120m³/min 以上で、かつ、床面積 1m²につき 1m³/min 以上を満足するよう、中央制御室の床面積約 524m²に対して排気容量（約 580m³/min）の容量とする。</u></p> <p><u>排煙設備の使用材料は、火災発生時における高温の煙の排気も考慮して、換気空調機、ダクトは耐火性及び耐熱性を有する金属を使用する設計とする。</u></p> <p><u>また、排煙設備の電源は外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。</u></p> <p>b. <u>ケーブル処理室</u> <u>計装・制御ケーブルが密集するケーブル処理室は、ハロゲン化物自動消火設備（全域）による自動消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</u></p> <p>c. <u>軽油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び可搬設備用軽油タンク</u></p>	<p>(2) 火災発生時の煙に対する火災<u>及び爆発</u>の影響軽減対策</p> <p>運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を<u>換気設備</u>により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。</p> <p><u>本内容については、換気設備及び消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、換気設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(123/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>引火性液体である軽油を貯蔵する軽油貯蔵タンク等は、屋外に設置するため、煙が大気に放出されることから、排煙設備は設置不要である。</u></p> <p>(3) 油タンクに対する火災の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを<u>換気空調設備</u>により排気又はベント管により屋外へ排気する。</p> <p>(4) <u>ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策</u> <u>ケーブル処理室のケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を水平方向 0.9m、垂直方向 1.5m の最小分離距離を確保する設計とする。最小分離距離を確保できない場合は、隔壁等で分離する設計とする。</u></p>	<p>(3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、<u>放射性物質を含まない MOX 燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</u> <u>本内容については、非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(4) <u>焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策</u> <u>MOX 燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</u> <u>本内容については、換気設備、焼結設備及び小規模試験設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、換気設備の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、焼結炉等の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(124/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>第 6-1 表 2001 年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説</p> <p>第 6-2 表 海外規定の NFPA ハンドブック</p> <p>第 6-3 表 防火設備性能試験の判定基準</p> <p><u>第 6-4 表 耐火隔壁の試験体</u></p> <p><u>第 6-5 表 耐火被覆材による耐火隔壁の火災耐久試験結果</u></p> <p><u>第 6-6 表 配管貫通部の試験体</u></p> <p><u>第 6-7 表 配管貫通部シールの試験結果</u></p> <p><u>第 6-8 表 ケーブルトレイ貫通部の試験体</u></p> <p><u>第 6-9 表 電線管貫通部の試験体</u></p> <p><u>第 6-10 表 ケーブルトレイ及び電線管貫通部の試験結果</u></p> <p>第 6-11 表 防火扉の試験体</p> <p>第 6-12 表 防火扉の試験結果</p> <p><u>第 6-13 表 防火ダンパの試験体</u></p> <p><u>第 6-14 表 防火ダンパの試験結果</u></p> <p><u>第 6-15 表 火災防護対象機器等 (1/10) ~ (10/10)</u></p> <p><u>第 6-16 表 ケーブルトレイに対する系統分離方法</u></p> <p><u>第 6-17 表 耐火間仕切りの試験体</u></p> <p><u>第 6-18 表 耐火間仕切りの試験結果</u></p> <p><u>第 6-19 表 耐火ラッピングの判定基準</u></p> <p><u>第 6-20 表 耐火ラッピングの試験体 (ケーブルトレイ)</u></p> <p><u>第 6-21 表 耐火ラッピングの試験体 (電線管)</u></p> <p><u>第 6-22 表 耐火ラッピングの試験結果</u></p> <p><u>第 6-23 表 試験条件</u></p> <p>第 6-1 図 加熱曲線</p> <p>第 6-2 図 非加熱面側の表面温度及び空間温度の測定位置</p> <p>第 6-3 図 非加熱面側の表面からの距離と温度(試験体①)</p> <p>第 6-3 図 非加熱面側の表面からの距離と温度(試験体②)</p>	<p>第 1.1.6-1 表 3 時間耐火性能に係る解説計算例・解説</p> <p>第 1.1.6-2 表 海外規定の NFPA ハンドブック</p> <p>第 1.1.6-3 表 防火設備性能試験の判定基準</p> <p>第 1.1.6-4 表 防火扉の試験体</p> <p>第 1.1.6-5 表 防火扉の試験結果(その 1)</p> <p>第 1.1.6-6 表 防火扉(電動片開き扉タイプ)の試験体</p> <p>第 1.1.6-7 表 防火扉の試験結果(その 2)</p> <p>第 1.1.6-8 表 防火扉(水平開きタイプ)の試験体</p> <p>第 1.1.6-9 表 防火扉の試験結果(その 3)</p> <p>第 1.1.6-1 図 加熱曲線図</p>	<p>備考</p> <p>防火扉以外の耐火壁の申請 回で比較結果を示す。 (以下同じ)</p> <p>防火扉以外の耐火壁の申請 回で比較結果を示す。 (以下同じ)</p> <p>防火扉以外の耐火壁の申請 回で比較結果を示す。 (以下同じ)</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(125/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>第 6-4 図 発泡性耐火被覆を施工した鉄板の 1 時間耐火能力を確認する火災耐久試験</u> <u>第 6-5 図 ケーブル占積率</u> <u>第 6-6 図 試験結果</u> <u>第 6-8 図 起動領域モニタの位置的分散</u></p> <p>7. 原子炉の安全確保について 火災防護に係る審査基準では、火災の影響軽減として系統分離対策を要求するとともに、発電用原子炉施設内の火災によって、<u>安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能である設計であることを要求し、原子炉の安全停止が可能であることを火災影響評価によって確認することを要求している。</u></p> <p><u>評価ガイドには、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響を考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき安全解析を行うとの記載がある。</u></p> <p>このため、7.1 項では、火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計について説明する。</p>	<p>7. MOX 燃料加工施設の安全確保について MOX 燃料加工施設は、<u>火災及び爆発の影響軽減として火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対し系統分離対策を行う設計とするとともに、MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の機能が要求される場合には、MOX 燃料加工施設の安全の確保が可能である設計であることを火災影響評価によって確認する。</u></p> <p><u>火災影響評価は、MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業許可基準規則の解釈を参考に、MOX 燃料加工施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと、及び内部火災により設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</u></p> <p>このため、7.1 項では、<u>火災又は爆発に対する MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策としての設計について説</u></p>	<p>備考</p> <p>発電炉、MOX 燃料加工施設における要求される規則等の違い。</p> <p>発電炉、MOX 燃料加工施設の規則要求の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。(火災影響評価ガイドを参考とした MOX 燃料加工施設の影響評価方針について記載)</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(126/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>7.2 項では、7.1 項に示す設計により、火災が発生しても原子炉の安全停止が達成できることを、火災影響評価として説明する。</p> <p>7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策</p> <p>東海第二発電所の火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計を以下に示す。</p> <p>(1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p><u>発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に火災が発生し、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策によって、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を少なくとも1つ確保することで、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</u></p> <p>(2) 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>内部火災により、<u>安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が</u></p>	<p>明する。</p> <p>7.2 項では、7.1 項に示す設計により、火災又は爆発が発生しても MOX 燃料加工施設の安全機能が確保できることを、火災影響評価として説明する。</p> <p>7.1 火災及び爆発に対する MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発に対する安全機能の確保対策としての設計を以下に示す。</p> <p>(1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、<u>MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。</u></p> <p><u>本内容については、安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(2) 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それに対処するために必要な機器</p>	<p>安全上重要な施設の申請以降の回次で比較結果を示す。 (以下同じ)</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(127/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>発生する場合には、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針</u>」に基づき、<u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持できる設計とする。</u></p> <p>7.2 火災の影響評価 (1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 <u>評価ガイドを参照し、火災の影響軽減における系統分離対策により、発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画(以下「火災区域(区画)」という。)で火災が発生し、当該火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止に係わる安全機能が確保されることを火災影響評価にて確認する。</u></p> <p><u>火災影響評価は、火災区域(区画)内の火災荷重の増加により、火災荷重から求める等価時間が、火災区域(区画)を構成する壁、防火扉、防火ダンパ及び貫通部シールの耐火時間より大きくなる場合や、設備改造により火災防護対象機器等を設置する火災区域(区画)が変更となる場合には、再評価を実施する。</u></p> <p><u>火災影響評価の評価方法及び再評価については、火災防護計画に定め管理する。</u></p>	<p>の単一故障を考慮しても「<u>6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離</u>」及び「<u>6.3 その他の影響軽減対策</u>」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく<u>異常状態</u>が収束できる設計とする。</p> <p>7.2 火災影響評価 (1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 <u>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることで、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</u></p> <p>a. <u>隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</u> <u>当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</u> <u>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な</u></p>	<p>備考</p> <p>「可燃性物質の量等」の指す内容は、可燃性物質の種類、設置状況などである。</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、全ての安全上重要な施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(128/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>以下, a. 項において評価条件, b. 項において評価方法及び c. 項において評価結果を説明する。</u></p> <p><u>a. 評価条件</u> <u>火災影響評価では, 各火災区域 (区画) 内の可燃性物質, 機器, ケーブル, 隣接する火災区域又は火災区画 (以下「隣接火災区域 (区画)」という。) 等の情報を整理して評価を実施することから, 評価の前に火災区域 (区画) 特性表を, 以下の(a)項から(f)項に従って作成する。</u></p> <p><u>火災区域 (区画) 内の資機材の保管状況及び設備の設置状況等に変更がある場合は, 火災区域 (区画) 特性表における等価時間や火災防護対象機器等の設置位置等の更新を行う。</u></p> <p><u>火災区域 (区画) 特性表の作成及び更新については, 火災防護計画にて定め, 管理する。</u></p> <p><u>(a) 火災区域 (区画) の特定各火災区域 (区画) に対して, 以下の情報を整理し, 火災区域 (区画) 特性表に記載する。</u></p> <p><u>イ. プラント名</u> <u>ロ. 建屋</u> <u>ハ. 火災区域 (区画) 番号</u></p> <p><u>(b) 火災区域 (区画) にある火災ハザードの特定各火災区域 (区画) 内に存在する火災ハザードを整理し, 火災区域 (区画) 特性表に記載する。</u></p> <p><u>イ. 火災区域内の火災区画番号, 名称</u> <u>ロ. 床面積</u> <u>ハ. 発熱量</u></p>	<p><u>施設が機能を喪失しないことを確認することで, MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</u> <u>本内容については, 全ての安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p><u>b. 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価</u> <u>当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても, MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより, 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</u> <u>また, 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接 2 区域 (区画) において, 当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して, FDTs を用いた火災影響評価を実施し, MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</u> <u>本内容については, 全ての安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(129/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ニ. 火災荷重</u> <u>ホ. 等価時間</u></p> <p><u>(c) 火災区域（区画）にある防火設備</u> <u>火災影響評価では、評価する火災区域（区画）における系統分離対策が実施されていることを確認することから、火災区域（区画）内の消火設備と消火方法を整理し、火災区域（区画）特性表に記載するとともに、火災区域（区画）内の火災感知器も記載する。</u></p> <p><u>(d) 隣接火災区域（区画）への火災伝播経路</u> <u>各火災区域（区画）と隣接火災区域（区画）との火災伝播経路を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>なお、隣接火災区域（区画）は、火災を想定する当該火災区域（区画）の一部でも壁が接している火災区域（区画）を選定する。</u></p> <p><u>ロ. 隣接火災区域内の火災区画番号、名称</u> <u>ハ. 火災伝播経路</u> <u>ニ. 耐火壁の耐火時間</u> <u>ホ. 伝播の可能性</u></p> <p><u>(e) 火災により影響を受ける火災防護対象機器の特定</u> <u>「6.2.1 火災防護対象機器等の選定」で選定した火災防護対象機器を、当該火災区域（区画）の火災により影響を受けるものとして、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>(f) 火災防護対象ケーブルの特定</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (130/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(e)項で特定した火災防護対象機器の電源、制御、計装ケーブルである火災防護対象ケーブルを、火災区域(区画)特性表に記載する。</u></p> <p><u>火災影響評価では、成功パスが少なくとも一つ確保されるか否かを評価するが、その際に、ポンプや弁等の火災防護対象機器の機能喪失を想定することに加え、火災防護対象ケーブルの断線等も想定して火災影響評価を行うことから、火災防護対象ケーブルが通過する火災区域(区画)を調査し、火災区域(区画)特性表に記載する。</u></p> <p><u>b. 評価方法</u></p> <p><u>評価ガイドを参照して実施する火災影響評価では、火災区域(区画)の火災を想定し、隣接火災区域(区画)に火災の影響が及ぶ場合には、隣接火災区域(区画)も含んで火災影響評価を行う必要がある。</u></p> <p><u>このため、火災影響評価を実施する前に、当該火災区域(区画)に火災を想定した場合の隣接火災区域(区画)への影響を評価する火災伝播評価を実施する。</u></p> <p><u>火災伝播評価の結果、隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)に対する評価及び隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)に対する評価を実施する方法で火災影響評価を実施する。</u></p> <p><u>以下(a)項に火災伝播評価の方法、(b)項に火災区域(区画)に対する火災影響評価の方法を示す。</u></p> <p><u>(a) 火災伝播評価</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(131/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>当該火災区域（区画）に火災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の方法を以下に示す。（第 7-1 図）</u></p> <p><u>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</u> <u>隣接火災区域との境界の障壁に開口がなく、かつ、当該火災区域の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より小さければ、隣接火災区域への影響はないことから、当該火災区域（区画）は、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）として選定する。</u></p> <p><u>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）</u> <u>隣接火災区域との境界の障壁に開口があるか、又は、当該火災区域の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より大きい場合は、隣接火災区域（区画）に影響を与える可能性があることから、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）として選定する。</u></p> <p><u>(b) 火災区域（区画）に対する火災影響評価</u> <u>(a)項に示す火災伝播評価によって選定された隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を、以下のイ. 項及びロ. 項に示す。</u></p> <p><u>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</u> <u>隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）について、不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(132/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。</u></p> <p><u>上記条件を満足しない当該火災区域（区画）は、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。</u></p> <p><u>当該火災区域（区画）内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に影響を与えるか否かを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。(第7-2図)</u></p> <p><u>(イ) 成功パス確認一覧表の作成</u> <u>当該火災区域（区画）に対し、系統の多重性及び多様性を踏まえ、原子炉の安全停止に必要な系統、機器の組合せを整理した成功パス確認一覧表を作成する。</u></p> <p><u>(ロ) 成功パスの確認</u> <u>当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、機能喪失する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「ターゲット」という。）を成功パス確認一覧表に記載し、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）</u> <u>上記(ロ)項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</u></p>		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (133/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(二) スクリーンアウトされない火災区域 (区画)</u> <u>上記(ロ)項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない当該火災区域 (区画) は、当該火災区域 (区画) の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。</u></p> <p><u>このため、当該火災区域 (区画) において、詳細な火災影響評価として、「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。</u></p> <p><u>なお、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない場合は、追加の火災防護対策を実施し、原子炉の安全停止に必要な成功パスを少なくとも一つ確保する。</u></p> <p><u>ロ. 隣接火災区域 (区画) に影響を与える火災区域 (区画)</u> <u>隣接火災区域 (区画) に影響を与える火災区域 (区画) は、当該火災区域 (区画) 及び隣接火災区域 (区画) (以下「隣接 2 区域 (区画)」という。) に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。</u></p> <p><u>上記条件を満足しない隣接 2 区域 (区画) は、系統分離対策を行うとで、原子炉の安全停止が可能となる。</u></p> <p><u>隣接 2 区域 (区画) に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。(第 7-3 図)</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(134/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(イ) 隣接 2 区域 (区画) のターゲットの確認</u> <u>隣接 2 区域 (区画) のターゲットを確認し, 以下の i から iv に分類する。</u></p> <p><u>i. 当該火災区域 (区画) 及び隣接火災区域 (区画) にターゲットが存在する場合</u></p> <p><u>ii. 当該火災区域 (区画) はターゲットが存在するが隣接火災区域 (区画) にはターゲットが存在しない場合</u></p> <p><u>iii. 当該火災区域 (区画) はターゲットが存在しないが隣接火災区域 (区画) にターゲットが存在する場合</u></p> <p><u>iv. 当該火災区域 (区画) 及び隣接火災区域 (区画) にターゲットが存在しない場合</u></p> <p><u>(ロ) 成功パスの確認</u> <u>上記(イ)項で実施した分類に応じて, 原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを以下の i. 項から iv. 項のとおり確認する。</u></p> <p><u>確認に当たっては, 「(b)イ.(ロ) 成功パスの確認」と同様に行う。</u></p> <p><u>i. 当該火災区域 (区画) 及び隣接火災区域 (区画) にターゲットが存在する場合</u> <u>隣接 2 区域 (区画) のターゲットが全喪失しても, 少なくとも 1 つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>ii. 当該火災区域 (区画) はターゲットが存在するが隣接火災区域 (区画) にはターゲットが存在しない場合</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(135/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>当該火災区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u> <u>隣接火災区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合</u> <u>この場合は、隣接2区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される。</u></p> <p><u>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）</u> <u>上記(ロ) i . 項から iii. 項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</u></p> <p><u>また、上記(ロ) iv . 項の場合も、当該火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことからスクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</u></p> <p><u>(ニ) スクリーンアウトされない火災区域（区画）</u> <u>上記(ロ) i . 項から iii. 項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。このため、以下に示すと</u></p>		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(136/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>おり「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。</u></p> <p><u>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u> <u>当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</u></p> <p><u>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合</u> <u>当該火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</u></p> <p><u>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u> <u>隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</u></p> <p><u>c. 評価結果</u> <u>b. 項に示す評価方法に従い火災影響評価を実施した結果、「6. 火災の影響軽減対策」の系統分離対策を実施する7.1(1)項に示す設計により、発電用原子炉施設内で火災が発生しても、原子炉の安全停止に係わる安全機能は確保される。</u></p> <p><u>以下(a)項に火災伝播評価結果、(b)項に隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響評価の結果を示す。</u></p> <p><u>(a) 火災伝播評価</u> <u>「b. 評価方法」の(a)項に示す当該火災区域（区画）に火災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価を実施した。</u></p>		

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(137/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>その結果、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）が存在しないことを確認した。（第7-1表）</u></p> <p><u>(b) 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響評価</u></p> <p><u>隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対して、b. (b)イ. (ロ)項に示すとおり、当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能が確保されるか否かを確認した。成功パス確認一覧表を第7-2表に示す。</u></p> <p><u>成功パス確認一覧表において、成功パスが少なくとも1つ確保される火災区域（区画）は、b. (b)イ. (ハ)項に示すとおり、スクリーンアウトする火災区域（区画）とした。</u></p> <p><u>成功パスが確保されない火災区域（区画）は、b. (b)イ. (ニ)項に示すとおり、スクリーンアウトされない火災区域（区画）として、詳細な火災影響評価を実施し、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。確認結果を第7-3表に示す。</u></p> <p><u>また、詳細な火災影響評価を実施する火災区域（区画）の最終結果を第7-4表に示す。</u></p> <p><u>以上より隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）は、火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止が可能であることを確認した。</u></p>		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(138/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) <u>対処系に単一故障を想定した設計に対する評価</u></p> <p><u>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(以下「安全評価審査指針」という。)に基づき、対処系に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</u></p> <p><u>以下、a. 項において評価条件、b. 項において評価方法及びc. 項において評価結果を説明する。</u></p> <p><u>a. 評価条件</u></p> <p><u>対処系に単一故障を想定した設計に対する評価における条件を、以下の(a)項及び(b)項に示す。</u></p> <p><u>(a) 火災影響評価における運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の条件は、安全評価審査指針に示される条件を用いる。</u></p> <p><u>(b) (a)項に示す条件とは異なる火災影響評価特有の条件は、以下に示すものとする。</u></p> <p><u>イ. 電動弁は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</u></p>	<p>(2) <u>設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</u></p> <p><u>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</u></p> <p><u>本内容については、全ての安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>基本設計方針における共通項目と同様の内容であり、全ての安全上重要な施設の申請回で具体的な内容を展開し、比較結果を示す。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】 (139/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ハ. 電動補機は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に起動又は停止するものとする。</u></p> <p><u>b. 評価方法</u> <u>対処系に単一故障を想定した設計に対して、以下の(a)項から(c)項に示す方法で火災影響評価を実施する。</u></p> <p><u>(a) 内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の特定</u> <u>内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故は、安全評価審査指針において評価すべき具体的な事象として示される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故のうち、火災の影響を考慮した場合に発生する可能性のある事象を対象とする。</u></p> <p><u>(b) 単一故障の想定</u> <u>本評価における単一故障の想定は、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な系統及び機器のうち、解析の結果を最も厳しくする機器の単一故障を想定する。</u></p> <p><u>(c) 火災影響評価</u> <u>(a)項で特定した各事象発生時に(b)項に示す単一故障を想定し、事象を収束するために必要な機能が失われず、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</u></p> <p><u>c. 評価結果</u></p>		

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(140/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>a. 項及び b. 項に従い火災影響評価を実施した結果、火災による影響を考慮しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを以下のとおり確認した。</u></p> <p><u>(a) 火災影響評価結果</u></p> <p><u>火災による影響を考慮しても、内部火災により発生する可能性のある設計基準事故として原子炉冷却材流量の喪失を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく単一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。</u></p> <p><u>また、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく単一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。</u></p> <p><u>第 7-1 図 火災伝播評価手順の概要フロー</u></p> <p><u>第 7-2 図 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）の火災影響評価手順の概要フロー</u></p> <p><u>第 7-3 図 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）の火災影響評価</u></p> <p><u>第 7-1 表 火災伝播評価結果</u></p> <p><u>第 7-2 表 東海第二発電所 成功パス確認一覧表</u></p> <p><u>第 7-3 表 東海第二発電所 詳細な火災影響評価</u></p> <p><u>第 7-4 表 東海第二発電所 詳細な火災影響評価による最終結果</u></p> <p><u>付表 1 略語の定義</u></p>		

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(141/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>8. 火災防護計画 火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。</p> <p>火災防護計画に定める主なものを以下に示す。</p> <p>(1) 組織体制、教育訓練及び手順 計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 a. 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等については、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災発生防止、火災の感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p>	<p>8. 火災防護計画 火災防護計画は、MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。</p> <p>火災防護計画に定める主なものを以下に示す。</p> <p>(1) 組織体制、教育訓練及び手順 計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p> <p>(2) MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等については、<u>火災及び爆発</u>の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに<u>火災及び爆発</u>の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。 重大事故等対処施設については、<u>火災及び爆発</u>の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p><u>a. 火災及び爆発の発生防止</u> <u>(a) 運転で使用する水素・アルゴン混合ガスによる爆発の発生防止について定める。</u> <u>(b) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止について定める。</u></p>	<p>火災防護計画は火災防護の運用を示すものであり、その具体的内容は保安規定に定め管理するものであることから、概要を示すものとする。(等を使用した記載とする。)</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(142/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>b. 屋外の火災区域は、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行うことについて定める。</u></p> <p><u>c. 非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するため結束ベルト及びファイアストップで固定した複合体の保守管理について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>d. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する電力ケーブルについては、適切な保守管理を実施するとともに、必要に応じケーブルの引替えを行うことについて、火災防護計画に定める。</u></p> <p>e. 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、運転に必要な量にとどめて貯蔵することについて、<u>火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>f. 水素ポンベは、ポンベ使用時に職員がポンベ元弁を開弁し通常時は元弁を閉弁する運用とする。</u></p> <p><u>g. 水素を内包する設備がある火災区域において、送風機及び排風機が異常により停止した場合は、運転員が現場にて遮断器を開放し、送風機及び排風機が復帰するまでの間は、蓄電池に充電しない運用とする。</u></p> <p><u>h. 水素を貯蔵する水素ポンベは、運転に必要な量にとどめるため、必要な本数のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。</u></p>	<p>(c) 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、運転に必要な量に留めて貯蔵することについて定める。</p> <p>(d) <u>水素・アルゴン混合ガスを供給する設備は、運転に必要な量を製造したうえで供給することについて定める。</u></p>	<p>発電炉固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉、MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(143/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>i. <u>引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p>j. <u>「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画にて定め、管理する。</u></p> <p>k. <u>放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、活性炭フィルタ及びHEPAフィルタは、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。</u></p> <p>l. <u>電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p>m. <u>原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p>n. <u>原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。</u></p>	<p>(e) 引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について定める。</p> <p>(f) <u>水素を内包する設備がある火災区域において、水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施することについて定める。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>(1)項で記載。</p> <p>(m)項で記載。</p> <p>発電炉固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(144/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>(g) 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止するとともに周辺に可燃性物質を保管しないことについて定める。</u></p> <p><u>(h) 蓄電池を設置する火災区域は当該区域に可燃性物質を持ち込まないことなど、火災区域に対する水素対策について定める。</u></p> <p><u>(i) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃性物質を置かないことを定める。</u></p> <p><u>(j) 電線管で覆い、端部をシール材で施工した非難燃ケーブルについて、その状態を維持するための保守管理について定める。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p><u>k. 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及び HEPA フィルタは、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。</u></p>	<p><u>(k) 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、ドラム缶や不燃シートに包んで保管することについて定める。</u></p>	<p>発電炉、MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p><u>l. 電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め、管理する。</u></p>	<p><u>(l) 電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することについて定める。</u></p>	
	<p>b. 火災の早期感知及び消火</p> <p><u>(a) 地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知器について、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧することについて定める。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉-MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(145/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>o. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は、可燃物管理を行い火災荷重を低く管理する。</p> <p>p. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板でケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、火災耐久試験の条件を維持するための管理を行う。</p> <p>g. <u>中央制御室制御盤の1面に火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。</u></p>	<p><u>(b) 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的を実施することについて定める。</u></p> <p><u>(c) グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することについて定める。</u></p> <p>(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は、可燃物管理を行い、火災荷重を低く管理する<u>ことについて定める。</u></p> <p><u>(e) 緊急時対策建屋の消火水槽が使用できない場合は、消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水することについて定める。</u></p> <p>c. 火災及び爆発の影響軽減 (a) 発泡性耐火被覆を施工した鉄板で機器間、及び耐火材によりケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、火災耐久試験の条件を維持するための管理を行う<u>ことについて定める。</u></p> <p><u>(b) 中央監視室における制御盤の分離、制御盤内の火災感知器、消火活動などの火災及び爆発の影響軽減対策について定める。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設は基本設計方針において、火災を模擬した試験を定期的を実施することを火災防護計画に定めることを明確化しているため追加したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(146/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>r. <u>原子炉格納容器内の油内包機器,分電盤等については,金属製の筐体やケーシングで構成すること,油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とする。</u></p> <p>s. <u>原子炉格納容器内で火災が発生した場合における消火の手順について,火災防護計画に定める。</u></p> <p>t. <u>火災影響評価の評価方法及び再評価について,火災防護計画に定める。</u></p> <p>u. 火災影響評価の条件として使用する火災区域(区画)特性表の作成及び更新について,<u>火災防護計画に定める。</u></p> <p>v. <u>外部火災から防護するための運用等について,火災防護計画に定める。</u></p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備, その他発電用原子炉施設 可搬型重大事故等対処設備及び(2)項で対象とした設備以外の発電用原子炉施設(以下「その他の発電用原子炉施設」という。)については,設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備及びその他発電用原子炉施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 火災発生防止 イ. 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し,分散して保管する。</p>	<p>(c) 火災影響評価の評価方法及び再評価について定める。</p> <p>(d) 火災影響評価の条件として使用する火災区域(区画)特性表の作成及び更新について定める。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備, その他施設 可搬型重大事故等対処設備及び(2)項で対象とした設備以外の MOX 燃料加工施設(以下「その他施設」という。)については,設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備及びその他施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 (a) <u>火災及び爆発の発生防止</u> イ. <u>火災及び爆発によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し,分散して保管することについて定める。</u></p>	<p>備考</p> <p>(4)項で記載。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(147/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ロ. 可搬型重大事故等対処設備のうち、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じる。</u></p> <p>ハ. 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による離隔を考慮して保管する。</p> <p>ニ. 可搬型ホース及び可搬型ケーブルは、通常時は金属製の容器に保管し、使用時は、周囲に<u>可燃物</u>がないよう設置する。</p>	<p><u>ロ. 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリア(以下「保管エリア」という。)は、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策を講じるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策について定める。</u></p> <p><u>ハ. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しないことについて定める。</u></p> <p><u>ニ. 可搬型重大事故等対処設備においては、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は代替材料を使用する。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講じることについて定める。</u></p> <p>ホ. 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災<u>及び爆発</u>の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による離隔を考慮して保管する<u>ことについて定める。</u></p> <p>ヘ. 可搬型ホース及び可搬型ケーブルは、通常時は金属製の容器に保管し、使用時は、周囲に<u>可燃性物質</u>がないよう設置する<u>ことについて定める。</u></p>	<p>発生防止対策にて記載した内容の差によるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(148/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ホ. 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、<u>可燃物</u>に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。</p> <p>へ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に<u>可燃物</u>を置かない管理を実施する。</p> <p>ト. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災の発生を防止するための転倒防止対策を実施する。</p> <p>チ. 竜巻（風（台風）含む。）による火災において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する。</p> <p>(b) 火災の感知及び消火</p> <p>イ. 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する。</p> <p><u>ロ. 屋外の保管エリアの火災感知は、炎感知器と熱感知器により感知ができる範囲に、可搬型重大事故等対処設備を保管することにより実施する。</u></p> <p>ハ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有する。</p>	<p>ト. 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油又は燃料油を内包する機器は、<u>可燃性物質</u>に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する<u>こと</u><u>について定める。</u></p> <p>チ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に<u>可燃性物質</u>を置かない管理を実施する<u>こと</u><u>について定める。</u></p> <p>リ. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災<u>及び爆発</u>の発生を防止するための転倒防止対策を実施する<u>こと</u><u>について定める。</u></p> <p>ヌ. 竜巻（風（台風）含む。）による火災<u>及び爆発</u>において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する<u>こと</u><u>について定める。</u></p> <p>(b) 火災の感知及び消火</p> <p>イ. 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する<u>こと</u><u>について定める。</u></p> <p>ロ. 屋外の保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有する<u>こと</u><u>について定める。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設は、イ. に記載する内容に包含される。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(149/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ニ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器及び消火栓を設置する。</p> <p>b. その他の発電用原子炉施設</p> <p>(a) その他の発電用原子炉施設の火災防護は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施する。</p> <p>(b) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する。</p> <p>(c) (b)項以外のその他の発電用原子炉施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する。</p> <p>(d) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する。</p>	<p><u>ハ. 重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備することについて定める。</u></p> <p>ニ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器及び消火栓を設置する<u>ことについて定める。</u></p> <p>b. その他施設</p> <p>(a) その他施設の火災防護は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施することについて定める。</p> <p>(b) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する<u>ことについて定める。</u></p> <p>(c) (b)項以外のその他施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する<u>ことについて定める。</u></p> <p>(d) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する<u>ことについて定める。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮(重大事故等発生時の運用)であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—MOX 燃料加工施設 記載比較

【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(150/150)

発電炉	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(e) (d) 項以外のその他の発電用原子炉施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器又は消火栓による消火を行う。</p> <p>v. 外部火災から防護するための運用等について、<u>火災防護計画</u>に定める。</p>	<p>(e) (d) 項以外のその他施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器又は消火栓による消火を行う <u>ことについて定める</u>。</p> <p>(4) 外部火災 外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	

別紙 5

補足すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【1. 概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 <p>【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 <p>【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】</p> <p>【3.1 (1) 安全機能を有する施設】</p> <p>【3.1 (1) a. 安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 <p>【3.1 (1) b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】</p> <ul style="list-style-type: none"> MOX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために、「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。 	<p>＜火災等により防護すべき施設＞</p> <p>⇒第1回申請において、燃料加工建屋を申請するが、建屋に設定する火災区域設定の前提条件となる防護対象設備の配置については後次回で申請となることから、別に示す補足説明(火災区域の配置を示す図面)へつなげるための情報として補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足火1]防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について
2	<p>MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>			
3	<p>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p>	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【3.2 火災区域及び火災区画の設定】</p> <p>【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災防護上重要な機器等を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) <p>【3.2 (1) 火災区域の設定(屋外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 <p>【3.2 (2) 火災区画の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災防護上重要な機器等を設置する区域に対し火災区画を設置する。 <p>【6.1 火災及びの影響軽減対策が必要な火災区域の分離】</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p>	<p>＜火災区域及び火災区画の設定＞</p> <p>⇒火災区域・区画の情報(油・水素内包機器)、火災防護上重要な機器の配置及び影響軽減設備の配置について補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足火2]火災区域の配置を示した図面 <p>＜耐火壁の耐火性能＞</p> <p>⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
4	<p>屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>			
5	<p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p>			
6	<p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p>		<p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p>	
7	<p>MOX燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【1. 概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 	※補足すべき事項の対象なし

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
8	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
9	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	〈火災防護計画〉 ⇒設工認申請書における運用にかかる記載内容に対して、火災防護計画において該当する項目を補足説明する。 ・[補足火4]火災防護計画に定め管理する事項について
10	5.1.2重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	〈火災等により防護すべき施設〉 ⇒第1回申請において、燃料加工建屋を申請するが、建屋に設定する火災区域設定の前提条件となる防護対象設備の配置については後次回で申請となることから、別に示す補足説明(火災区域の配置を示す図面)へつなげるための情報として補足説明する。 ・[補足火1]防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
11	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【3.2 火災区域及び火災区画の設定】</p> <p>【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) <p>【3.2 火災区域及び火災区画の設定】</p> <p>【3.2 (1) 火災区域の設定(屋外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 <p>【3.2 (2) 火災区画の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。 <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>	<p><火災区域及び火災区画の設定></p> <p>⇒火災区域・区画の情報(油・水素内包機器)、火災防護上重要な機器の配置及び影響軽減設備の配置について補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足火2]火災区域の配置を示した図面 <p><耐火壁の耐火性能></p> <p>⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。			
13	火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。			
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」の要求を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【1. 概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 	<p><火災防護計画></p> <p>⇒設工認申請書における運用にかかる記載内容に対して、火災防護計画において該当する項目を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足火4]火災防護計画に定め管理する事項について
15	ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○組織体制、教育訓練及び手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 <p>○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順 	
16	5.1.3 火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。			
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。			
18	重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。			
19	その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。			
20	重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。			
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。			

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
22	5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
23	水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。	
24	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。			
25	(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。	
26	(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。		a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	
27	(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。		d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	
28	(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。		○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	
29	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。		なお、焼結設備等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。	
30	なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	
31	分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	
			【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	
32	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図)	

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
33	5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【2.1 火災及び爆発の発生防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設特有火災で講ずる対策に加え、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ・火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。 	<p><分析試薬による火災及び爆発の発生防止> ⇒施設固有の取り扱いを行う分析試薬に対して、具体的な発生防止対策を補足説明する。 ・[補足火5]分析試薬の火災発生防止対策の考え方について説明</p>
34	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。		<p>【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○対象とする物質の特定 発火性物質又は引火性物質を内包する設備としては、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p>	
35	潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止、及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。 	<p><発火性物質又は引火性物質(潤滑油、燃料油を内包する設備)の発生防止対策> ⇒火災源となりうる潤滑油、燃料油を内包する設備を設置する場所について補足説明する。 ・[補足火6]火災区域の配置を示した図面(火災源)</p>
36	油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。		<p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>	<p>⇒機器運転時の温度より引火点が高い潤滑油、燃料油を使用することで防爆対策の要否を判断するために、各温度の関係を補足説明する。 ・[補足火7]油内包機器の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p>
37	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。			
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
39	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>①水素等の漏えい及び拡大防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 <p>③水素等を内包する設備の配置上の考慮</p> <p>④水素等を内包する設備がある火災区域の換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 ・通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p> <p>②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
40	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。		
41	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。		
42	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。		
43	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。		
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。		
45	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。		
46	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。		
47	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。		
48	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。		
49	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。
50	また、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。		<p>＜水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策＞</p> <p>⇒施設内で水素等を使用する設備に対して、漏えいを検知することとしているから、検知器の系統について補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足火8]水素漏えい検知器の仕様及び系統について

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
51	火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】</p> <p>○有機溶剤の滞留防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p> <p>②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>	※補足すべき事項の対象なし
52	火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】</p> <p>○可燃性微粉への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。 	
53	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (3) 発火源への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気ガスをヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p> <p>②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>	
54	また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (3) 発火源への対策】</p> <p>○高温となる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することで、温度上昇を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。 	
55	廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p> <p>②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>	
56	火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○空気混入防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。 	
57	焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気中に置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。			
58	小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。			
59	火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (4) 過電流による過熱防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 	
60	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 <p>【8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p> <p>②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>	

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
61	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【2.1 火災及び爆発の発生防止】</p> <p>○不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。</p>	<p>〈不燃性材料又は難燃性材料の使用〉</p> <p>〈不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用〉</p> <p>〈不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用〉</p> <p>⇒配管フランジパッキンは狭隘部が火災影響を受けないため火災影響は限定的としており、その確認結果について補足説明する。</p> <p>・[補足火9]配管フランジパッキンの火災影響について</p> <p>⇒保温材の適用箇所については事業許可段階では例示のみとしていたことから、使用する具体的な設備について補足説明する。</p> <p>・[補足火10]保温材の使用について</p> <p>⇒グローブボックスについて、特徴踏まえたうえで防護対策として不燃性材料、難燃性材料を使用することを補足説明する。</p> <p>・[補足火13]グローブボックスの特徴を踏まえた防護対策方針について</p>
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。			
63	なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】</p> <p>【4.3 (1) a. 主要な構造材】</p> <p>【不燃性材料又は難燃性材料の使用】</p> <p>①主要な構造材</p> <p>機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</p> <p>(b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料</p> <p>【4.3 (1) b. グローブボックス等】</p> <p>②グローブボックス</p> <p>非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計する。</p> <p>③焼結炉等</p> <p>炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計する。</p> <p>【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】</p> <p>【4.3 (2) a. グローブボックス等】</p> <p>①グローブボックス</p> <p>グローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。</p> <p>②焼結炉等</p> <p>炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は、耐熱性を有する材料を使用する。</p>	
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。			
65	放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
66	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) c. 保温材】 ④保温材 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</p> <p>【4.3 (1) d. 建屋内装材】 ⑤建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品</p> <p>【4.3 (2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 【4.3 (2) b. 保温材】 ③保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (2) c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料</p> <p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。</p> <p>【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
67	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。</p> <p>【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。</p> <p>【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。</p> <p>【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
70	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。</p> <p>【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
71	また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。</p> <p>【4.3 (3) b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等</p>
72	火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。</p> <p>【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p>
73	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。		<p>【4.3 (1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【4.3 (1) e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (1) h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。</p> <p>【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p>
74	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。</p> <p>【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p>
75	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。</p> <p>【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p>
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。		<p>【4.3 (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 【4.3 (3) c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。</p> <p>【4.3 (3) d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p>

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
77	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
78	火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。		
79	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。		
80	火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。		
81	重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。		
82	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。		
83	重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。		
84	重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。		
85	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。		

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
86	<p>5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。</p> <p>【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。</p> <p>【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震Sクラスで申請する火災感知設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-2 加工施設の耐震性に関する計算書 Ⅲ-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 Ⅲ-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>耐震Cクラスで申請する火災感知設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
87	<p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>		<p>【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。</p>	
88	<p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>		<p>【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。 耐震Sクラスで申請する消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-2 加工施設の耐震性に関する計算書 Ⅲ-2-1-2-8-1 火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は、「Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針 Ⅲ-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>耐震Cクラスで申請する消火設備のうち、基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は、「Ⅲ-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」に示す。</p> <p>【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。</p>	

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
89	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策	火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する具体的な系統分離対策 <3時間以上の耐火能力を有する耐火壁> <1時間以上の耐火能力を有する隔壁> ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備への具体的な系統分離対策について補足説明する。 ・[補足火26]火災の影響軽減のための系統分離対策について ⇒耐火壁のうち3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火) ⇒耐火壁のうち1時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火27]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(1時間耐火)
90	(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	
91	a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	
92	b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	
93	c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には、仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて、火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
94	<p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性管体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と設計と同等な設計とする。 中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の管体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の管体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており、鉄製で当該板厚を上回る盤の管体についても1時間以上の耐火性能を有している。)</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等</p>	<p>〈中央監視室の系統分離対策〉 ⇒中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対して講じる系統分離対策について補足説明する。 ・[補足火28]中央監視室の火災の影響軽減対策について</p>
95	<p>b. 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。</p>			
96	<p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【6.3 その他の影響軽減対策】 【6.3 (1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダンパを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。</p>	<p>〈換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策〉 ⇒火災区域境界を貫通する換気設備のダクトに対して、3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)</p>
97	<p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【6.3 (2)煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式のガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
98	<p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【6.3 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	
99	<p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【6.3 (4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。</p>	

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
100	<p>5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ○MOX燃料加工施設の安全確保(火災影響評価) ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等って、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p>	<p>〈当該火災区域における火災影響評価〉 〈隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価〉</p> <p>⇒火災影響評価において、評価対象設備、可燃物の情報等を整理した内容について補足説明する。 ・[補足火29]火災区域(区画)特性表</p> <p>⇒火災影響評価について、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の機器等の評価方法について補足説明する。 ・[補足火30]火災影響評価の詳細について(火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外)</p> <p>⇒火災を起因として設計基準事故が発生した場合においても、MOX燃料加工施設の安全機能が確保でき、事象が収束することを補足説明する。 ・[補足火31]火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について</p>
101	<p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。</p>			
102	<p>(2)火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p>		<p>【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDTsにより、ZOI(評価項目：火災高さ、プルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。</p>	
103	<p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p>			
104	<p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【7.2 火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDTsにより、ZOI(評価項目：火災高さ、プルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。</p>	
105	<p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p>		<p>○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。</p>	

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
106	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的设计方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象等」, 「4.閉じ込めの機能」, 「5.火災等による損傷の防止」, 「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	—	※補足すべき事項の対象なし	
107	7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 	<p><火災区域及び火災区画の設定> ⇒火災区域・区画の情報(油・水素内包機器)、火災防護上重要な機器の配置及び影響軽減設備の配置について補足説明する。 ・[補足火2]火災区域の配置を示した図面</p> <p><耐火壁の耐火性能> ⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)</p>
108	また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。			
109	火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。			
110	7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。		<p>【3.2 火災区域及び火災区画の設定】</p> <p>【3.2 (1) 火災区域の設定(屋内)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。) 	
111	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。		<p>【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】</p> <p>【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】</p> <p>○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等</p>	
112	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。			

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
113	7.1.1.1.2 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合、高線量区域又は蓄電池室にあたっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、少なくとも1つは非アナログ式の煙感知器、非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防爆型の非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、消防法施行規則において求める感知器の網羅性、及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グローブボックス内には内装機器や架台が障壁となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから、グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。	〈火災感知器の設置条件〉 〈火災感知器の種類〉 ⇒グローブボックス外に設置する火災感知器は設置対象となる火災区域の特徴に応じて種類を選定することから、使用する火災感知器の種類及び配置を補足説明する。 ・[補足火14]グローブボックス外に設置する火災感知器の種類及び配置を明示した図面 ⇒グローブボックス外に設置する火災感知器のうち、消防法上の火災感知器の設置が困難な場合における感知器の配置方法及び感知性能の評価について補足説明する。 ・[補足火15]グローブボックス外に設置する火災感知器の設置方法及び性能評価
114	グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。			
115	非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器は、監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。とともに、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の煙感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。		○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グローブボックス内には核燃料物質を非密封で取り扱うため、MOX粉末、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	⇒グローブボックス内に設置する火災感知器は、使用可能な火災感知器が限定されることから、選定する感知器の種類及び配置方針について補足説明する。 ・[補足火16]グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料
116	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。			〈火災感知設備の電源確保〉 ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・[補足火17]火災感知器の電源確保について
117	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第四項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。			
118	ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。			
119	また、通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。			
120	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	
121	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。			
122	ただし、緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。			
123	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、常時監視できる設計とする。とともに、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グローブボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グローブボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。	
124	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的実施することを保安規定に定めて、管理する。			
125	グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びメタリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
127	<p>7.1.1.1.3 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【5.2.2 (1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・ 工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 ・ また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・ 上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画</p> <p>【5.2.2 (2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・ 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・ 当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画</p> <p>【5.2.2 (3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・ 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針</p> <p>【5.2.2 (4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ・ 消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「V-1-1-7-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づく設計とする。</p>	<p>〈消火設備の選定〉 ⇒設置する消火設備のうち、消火困難区域として固定式の消火設備を設置する火災区域及び火災区画について補足説明する。 ・ [補足火18]固定式のガス消火装置を設置する火災区域・火災区画について ⇒消火困難区域に設置する固定式のガス消火装置に対する仕様、設備系統について補足説明する。 ・ [補足火19]ガス系消火設備について(グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火設備)</p>
128	<p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために、工程室及びグローブボックスについては、自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに、火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 このうち、中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は、窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。</p>			
129	<p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p>			
130	<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>			

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
131	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) 消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、「a. 消火剤の容量」～「g. その他」を考慮する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
132	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については、核燃料物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火ガスを放出する必要があるため、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。	〈消火剤の容量〉 ⇒各消火装置に必要な消火剤量の算出結果ついて補足説明する。 ・[補足火20]消火栓及びガス消火装置の必要容量について ⇒グローブボックス内はグローブボックス排風機により排気しながら消火を行うため、その状況においても消火が可能であること及びグローブボックスの閉じ込め機能が喪失しないことについて補足説明する。 ・[補足火21]グローブボックス消火装置起動時の酸素濃度及びグローブボックス内圧力挙動 ⇒グローブボックス内の消火にあたり、消火の支援のために必要なダンパが適切に作動するよう動作原理について補足説明する。 ・[補足火22]酸素濃度低下に寄与するダンパ類の動作原理
134	消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一条、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合は想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。	
135	また、緊急時対策建屋の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) a. 消火剤の容量】 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は、消防法施行令第十一条に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。	
136	(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m ³ のろ過水貯槽及び容量約900m ³ の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。	〈系統分離に応じた独立性の考慮〉 ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備の設置状況を考慮した消火設備の設計(系統構成等)について補足説明する。 ・[補足火23]火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について
137	緊急時対策建屋の水源は、同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。		○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約42.6m ³ の消火水槽、建屋近傍に容量約40m ³ 防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。	
138	消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	
139	また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。			
140	b. 系統分離に応じた独立性の考慮 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。		【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動Ssで損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。	
141	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。			
142	c. 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先する設計とする。		【5.2.2 (5) b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
143	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。			
144	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。		【5.2.2 (5) c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	〈消火設備の電源確保〉 ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・[補足火24]消火設備の電源確保について受電構成図
145	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。			
146	さらに、重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。			

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
147	(4) 消火設備の配置上の考慮 a. 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
148	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	
149	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。		
150	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。		
151	b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。		
152	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。 さらに、安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。		
153	c. 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	【5.2.2 (5) d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)並びに都市計画法施行令第二十五条(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)に準拠し、屋内消火栓から防護対象物を半径25mの円で包括できるよう配置すること、また、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	

補足説明すべき項目の抽出
(第十一条・第二十九条 火災等による損傷の防止)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
154	(5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に 関する説明書	【5.2.2 (5) e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室及び緊急時対策建屋の建屋管理室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。	※補足すべき事項の対象なし
155	また、緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。			
156	b. 固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。		【5.2.2 (5) e. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。	
157	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a. 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度を確保した埋設配管とし、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。		【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。	
158	b. 風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。		【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。	
159	c. 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	【5.2.2 (5) f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○地盤変位対策 ・地盤変位対策として、送水口を設置し、地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。		

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
160	(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2 (5) g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。	※補足すべき事項の対象なし
161	b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。		【5.2.2 (5) g. その他】 ○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第二百二十六条の五に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	〈消火用の照明器具〉 ⇒消火設備の現場手動操作に必要な経路に設ける照明の配置について補足説明する。 ・[補足火25]消火用の照明器具(蓄電池付き照明)の配置図
162	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。		【5.2.2 (5) g. その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等	※補足すべき事項の対象なし
163	d. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはビットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。		【5.2.2 (5) g. その他】 ○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
164	7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策	〈火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する具体的な系統分離対策〉 〈3時間以上の耐火能力を有する耐火壁〉 〈1時間以上の耐火能力を有する隔壁〉 ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備への具体的な系統分離対策について補足説明する。 ・[補足火26]火災の影響軽減のための系統分離対策について
165	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。		【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	⇒耐火壁のうち3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
166	b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。		【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	⇒耐火壁のうち1時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火27]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(1時間耐火)
167	c. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。		【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	
168	(2)中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。		【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合	
169	a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のための、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。		【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の制御盤内に設置する高感度煙感知器について説明する。 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており、鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。)	
170	(3)中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備(ケーブル)の系統分離は、第1章 共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。 なお、耐火隔壁については、本項(1)に基づく設計とする。			
171	7.1.1.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX 燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
172	また、MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は、再処理施設と共用する。 本扉は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。		【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。	
173	さらに、緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。		【2.2 悪影響防止 (3) 共用】 緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。 これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	

基本設計方針からの範囲で抽出された補足すべき事項			
V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【3.1 火災防護対策を行う機器等の設定】</p> <p>【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の種類】</p> <p>【3.1 (1)安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】</p> <p>【3.1 (2) 重大事故等対処施設防護の基本事項】</p> <p>【3.2 火災区域及び火災区画の確定】</p> <p>【3.2 (1) 火災区域の設定 (屋内)】</p> <p>【3.2 (1) 火災区域の設定 (屋外)】</p> <p>【3.2 (2) 火災区画の設定】</p> <p>【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】</p> <p>【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】</p>	<p>【補足火1】</p> <p>【補足火2】</p> <p>【補足火3】</p> <p>【補足火4】</p> <p>【補足火5】</p> <p>【補足火6】</p> <p>【補足火7】</p> <p>【補足火8】</p> <p>【補足火9】</p> <p>【補足火10】</p> <p>【補足火11】</p> <p>【補足火12】</p> <p>【補足火13】</p> <p>【補足火14】</p> <p>【補足火15】</p> <p>【補足火16】</p> <p>【補足火17】</p> <p>【補足火18】</p> <p>【補足火19】</p> <p>【補足火20】</p> <p>【補足火21】</p> <p>【補足火22】</p> <p>【補足火23】</p> <p>【補足火24】</p> <p>【補足火25】</p> <p>【補足火26】</p> <p>【補足火27】</p> <p>【補足火27】</p> <p>【補足火28】</p> <p>【補足火29】</p> <p>【補足火30】</p> <p>【補足火31】</p>	<p>防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について</p> <p>火災区域の配置を示した図面 (防護対象設備)</p> <p>影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)</p> <p>火災防護計画に定め管理する事項について</p> <p>分析試験の火災発生防止対策の考え方について</p> <p>火災区域の配置を示した図面 (火災源)</p> <p>屋内包絡線の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>水素漏えい検知器の使用及び系統について</p> <p>不燃性材料又は難燃性材料の使用について</p> <p>保温材の使用について</p> <p>建屋内装材使用の不燃性について</p> <p>難燃ケーブルの使用について</p> <p>グローブボックスの特徴を踏まえた防護対策方針について</p> <p>グローブボックス外に設置する火災感知器の種類及び配置を示した図面</p> <p>グローブボックス外に設置する火災感知器の設置方法及び性能評価</p> <p>グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料</p> <p>火災感知器の電源確保について</p> <p>固定式のガス消火装置を設置する火災区域・火災区画について</p> <p>ガス系消火設備について (グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火設備)</p> <p>消火性及びガス消火装置の必要容量について</p> <p>グローブボックス消火装置起動時の駆動濃度及びグローブボックス内圧力挙動</p> <p>駆動濃度低下に響くダンパの動作原理</p> <p>火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について</p> <p>消火設備の電源確保について受電構成図</p> <p>消火用の照明器具 (蓄電池付き照明) の配置図</p> <p>火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)</p> <p>影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (1時間耐火)</p> <p>中央制御室の火災の影響軽減対策について</p> <p>影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)</p> <p>火災区域(区画)特性表</p> <p>火災影響評価の詳細について (火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外)</p> <p>火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について</p>
【4. 火災防護計画】	【8. 火災防護計画】	【補足火4】	火災防護計画に定め管理する事項について
【5. 火災及び爆発の発生防止】	【分析試験の火災及び爆発の発生防止】	【補足火5】	分析試験の火災発生防止対策の考え方について
【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】	【放射性物質又は引火性物質(潤滑油、燃料油を内包する設備)の発生防止対策】	【補足火6】	火災区域の配置を示した図面 (火災源)
【4.2 (1) 引火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】	【水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】	【補足火7】	屋内包絡線の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について
【4.2 (1) 引火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】	【水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】	【補足火8】	水素漏えい検知器の使用及び系統について
【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】	【(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】	【補足火9】	配管フランジパッキンの火災影響について
【(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】	【(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】	【補足火10】	保温材の使用について
【(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	【(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	【補足火11】	建屋内装材使用の不燃性について
【(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】	【(1) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	【補足火12】	難燃ケーブルの使用について
【(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】	【(2) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	【補足火13】	グローブボックスの特徴を踏まえた防護対策方針について
【(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	【(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	【補足火14】	グローブボックス外に設置する火災感知器の種類及び配置を示した図面
【5.1.2 機能設計】	【火災感知器の設置条件】	【補足火15】	グローブボックス外に設置する火災感知器の設置方法及び性能評価
【5.1.2(1) 火災感知器】	【火災感知器の種類】	【補足火16】	グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料
【(3) 火災感知設備の電源確保】	【火災感知設備の電源確保】	【補足火17】	火災感知器の電源確保について
【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】	【消火設備の選定】	【補足火18】	固定式のガス消火装置を設置する火災区域・火災区画について
【消火設備の選定】	【消火設備の選定】	【補足火19】	ガス系消火設備について (グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火設備)
【5.2.2(5) 消火設備の設計 a. 消火剤の容量】	【消火剤の容量】	【補足火20】	消火性及びガス消火装置の必要容量について
【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】	【系統分離に応じた独立性の考慮】	【補足火21】	グローブボックス消火装置起動時の駆動濃度及びグローブボックス内圧力挙動
【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】	【消火設備の電源確保】	【補足火22】	駆動濃度低下に響くダンパの動作原理
【5.2.2(5) 消火設備の設計 (5) e. その他】	【消火用の照明器具】	【補足火23】	火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について
【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】	【火災防護上の系統分離対策設備に対する具体的な系統分離対策】	【補足火24】	消火設備の電源確保について受電構成図
【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】	【3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】	【補足火25】	消火用の照明器具 (蓄電池付き照明) の配置図
【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】	【3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】	【補足火26】	火災の影響軽減のための系統分離対策について
【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】	【中央監視室の系統分離対策】	【補足火27】	影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)
【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】	【中央監視室の系統分離対策】	【補足火27】	影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (1時間耐火)
【6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】	【換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】	【補足火28】	中央監視室の火災の影響軽減対策について
【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】	【当該火災区域における火災影響評価】	【補足火29】	影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)
【7.2 火災影響評価】	【a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設】	【補足火29】	火災区域(区画)特性表
	【隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価】	【補足火30】	火災影響評価の詳細について (火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外)
	【a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設】	【補足火31】	火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について



発電炉の補足説明資料の説明項目	異議可否	理由
1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	○	
1-2 火災区域の配置を明示した図面	○	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
6-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について	○	
1-2 火災区域の配置を明示した図面	○	
2-1 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	○	
2-2 保温材の使用状況について	○	
2-3 建屋内装材の不燃性について	○	
2-4 難燃ケーブルの使用について	○	
3-11 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	○	
3-13 火災感知設備の電源確保について	○	
3-13 火災感知設備の電源確保について	○	
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備 (全域) について	○	
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備 (全域) について	○	
3-8 消火性及びガス系消火設備の必要容量について	○	
3-12 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	○	
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備 (全域) について	○	
3-3 消火用の照明器具の配置図	○	
4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	○	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
4-3 中央制御室制御盤内の分離について	○	
4-4 中央制御室の火災の影響軽減対策について	○	
4-7 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について	○	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
4-5 火災区域 (区画) 特性表について	○	
4-6 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	○	
1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	○	
2-5 屋外の重大事故等対処施設の電巻による火災の発生防止対策について	-	常設代替高圧電源装置に対する補足説明でありMOX施設に同様の設備がない
2-6 水素の蓄積防止対策について	-	「中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機の余熱除去系統管線に関する再発防止対策」を踏まえた放射線分離により発生する水素の蓄積防止対策に係る補足であり発電炉特有
3-4 常設代替高圧電源装置を設置する火災区域の消火設備について	-	常設代替高圧電源装置等の設備を設置する「常設代替高圧電源装置」の消火設備に係る補足でありMOX施設に同様の設備がない
3-5 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの構造図	-	主登録となる再処理施設の添付構造図として説明する
3-6 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプのQHカーブ	-	主登録となる再処理施設の補足説明として説明する
3-7 ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令への適合性について	-	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に対する適合性確認を行った結果の補足であり、該当する機器については、主登録となるMOX燃料加工施設においては一般産業規格に基づき設計・検査される。
3-9 可燃物管理により火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える火災区域又は火災区画についての管理基準	-	「消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより火災荷重を低く管理する」に係る補足説明でありMOX施設では添付書添付性説明で考え方を説明
3-10 新燃料貯蔵庫の未臨界評価について	-	第十二条「放水による損傷の防止」の補足説明として説明
4-2 ケーブルトレイに適用する1時間耐火壁の火災耐久試験の条件について	-	MOX燃料加工施設には、1時間耐火壁による隔離を行うケーブルトレイはない
4-8 原子炉格納容器内火災時の想定事象と対応について	-	「原子炉格納容器内火災を想定しても、原子炉の高温停止及び低圧停止を達成できる」ことを補足するものであり、MOXでは「火災の影響軽減のための系統分離対策について」で説明
5. 非難ケーブル対応に係るもの	-	非難ケーブルの使用が多数当該施設固有の高圧でありMOX施設に適用関係するものではない

補足-300-1 発電炉原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料 火災防護について

以下の補足説明資料を追加する。なお、追加する補足説明資料の内容は、評価等に変更が生じる場合の変更認可手続きの可否に関する記載であり、基本設計方針及び添付書類に展開する事項はない。

「内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について」に係る補足説明について

⇒発電炉の補足説明資料では、設計認可後に設計変更が生じる機器に対して、認可時の試験方法と同等の手段にて難燃性等を確認する場合、再度変更認可申請は不要という説明をしている。

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載内容	補足説明すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載内容	第2回	第2回 記載内容	第3回	第3回 記載内容	第4回	第4回 記載内容		
【補足-300】火災防護に関する補足説明資料	設工図に係る補足説明資料(火災防護)												
1. 基本事項に係るもの	1. 基本事項に係るもの												
1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	1-1 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について	火災防護対策の前提として火災区域及び火災区画を設定するが、その前提となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を抽出。 その中から、個別の部署単位で火災区域の設定の必要性を整理した結果を示す。 第1回申請：後次回で示す予定の設備を含め、燃料加工建屋の火災区域設定に係る全体像を示す。 第2回以降の申請：申請設備の情報を確定版として順次示す。	【補足火1】	【補足説明資料1-1-1】 火災防護上重要な機器等について 第1回申請は建物のみの申請となるため、後次回申請以降で申請される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の設定計画及び火災区域の設定に全体像を示す。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-2 火災区域の配置を明示した図面	1-2 火災区域の配置を明示した図面(燃料加工建屋)	1-1の補足で示した内容及び油内包設備・可燃性ガス内包設備の配置を、火災区域及び火災区画の設定結果として図に反映して示す。	【補足火2】 【補足火6】	【補足説明資料1-2-1】 火災区域及び火災区画の配置を明示した図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	1-3 火災及び爆発の防止に関する評価及び試験を伴う設計に関する設工図変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	評価や確認試験により性能の確認を行う設備のうち、設工図認可後の設備更新、改造等において評価値に変更が生じる場合の変更手続きの要否の考え方を示す。	【補足火3】 【補足火4】	【補足説明資料1-3-1】 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2. 火災の発生防止に係るもの	2. 火災及び爆発の発生防止に係るもの												
—	2-1 分析試薬の火災発生対策について	分析設備及び放射線管理設備で使用する少量の試薬に対する防護対策を示す。	【補足火5】	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
2-1 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	2-2 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	潤滑油等の油火災の可能性のある油内包設備が保有する油の引火点に対し、室内温度や機器の運転時の温度が、上回らないことを示す。	【補足火7】	—	—	○	—	△	—	△	—	△	—
—	2-3 配管フランジパッキンの火災影響について	油内包設備及び水素内包設備の申請において、配管接続部に使用するパッキン及びその判定基準(試験結果含む)を示す。	【補足火9】	【次回以降】 【再処理】 【補足説明資料2-3-1】 配管フランジパッキンの火災影響について共通の内容	○	○	△	△	△	△	△	△	△
2-2 保温材の使用状況について	2-4 保温材の使用について	各申請回数で使用する保温材を示すとともにその妥当性(不燃材の定義)を示す。	【補足火10】	—	—	○	—	△	—	△	—	△	—
2-3 建屋内装材の不燃性について	2-5 建屋内装材の不燃性について	建物の申請時において、使用する内装材を示すとともにその妥当性を示す。	【補足火11】	【補足説明資料2-5-1】 建屋内装材の不燃性について	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	2-6 グローブボックスの火災等による損傷の防止について	グローブボックスの申請時において、グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策を示す。	【補足火13】	—	—	○	—	△	—	△	—	△	—
2-4 絶縁ケーブルの使用について	2-7 ケーブルの絶縁性について	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、代替措置を講じた状態において絶縁性を示すものについて試験結果を示す。	【補足火12】	—	—	○	—	△	—	△	—	△	—
—	2-8 グローブボックスの火災等による損傷の防止について	グローブボックスの申請時において、グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策を示す。	【補足火13】	—	—	○	—	△	—	△	—	△	—
—	2-9 可燃性ガス内包設備への対策	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域(火災)に対する換気設備の種類を示す。 当該区域に設置する水素漏えい検知器の系統を示す。	【補足火8】	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載内容	補足説明すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載内容	第2回	第2回 記載内容	第3回	第3回 記載内容	第4回	第4回 記載内容		
3. 火災の感知及び消火に係るもの	3. 火災の感知及び消火に係るもの												
3-11 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	3-1 火災感知器の選定方針及び配置を明示した図面	火災感知設備として使用する火災感知器の原理、特徴を示す。 燃料加工棟等内部に設置する火災感知器の具体的な配置を示す。 (グループボックス内に設置する火災感知設備の配置の考えは3-2で示す。)	【補足火14】 【補足火15】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	燃料加工棟等内部に設置する火災感知器の具体的な配置を示す。 (グループボックス内に設置する火災感知設備の配置の考えは3-2で示す。)	○	緊急時対策建屋に設置する自動火災報知設備について記載を追加する。		
—	3-2 グループボックス内の感知方法について	グループボックス内に設置する火災感知設備の火災感知における選定方法及び配置方法を示す。	【補足火16】	—	対象となる設備なし	○	グループボックス内に設置する火災感知設備の火災感知における選定方法及び配置方法を示す。	○	第3回申請に係るグループボックス温度監視装置について記載を追加する。	—	対象となる設備なし		
—	3-3 固定式ガス消火装置を設置する火災区域・区画について	固定式ガス消火装置を設置する必要がある区域・区画の選定に係る考え方、評価方法及び評価結果(換気評価計算結果)を示す。	【補足火18】	—	対象となる設備なし	○	固定式ガス消火装置を設置する必要がある区域・区画の選定に係る考え方、評価方法及び評価結果(換気評価計算結果)を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし		
3-1 ガス消火設備について	3-4 固定式ガス消火装置について	消火困難区域に設置する二酸化炭素消火装置を除く、固定式ガス消火装置(酸素消火装置、グループボックス消火装置)に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	【補足火19】	—	対象となる設備なし	○	消火困難区域に設置する二酸化炭素消火装置を除く、固定式ガス消火装置(酸素消火装置、グループボックス消火装置)に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし		
3-2 二酸化炭素自動消火設備(全域)について	3-5 二酸化炭素消火装置について	二酸化炭素消火装置に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	【補足火19】	—	対象となる設備なし	○	二酸化炭素消火装置に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし		
3-8 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	3-6 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	水系・ガス系消火装置の必要量の考え方、及び妥当性計算結果を示す。	【補足火20】	—	対象となる設備なし	○	第2回申請対象設備分の水系消火装置の必要量の妥当性計算結果を示す。	○	第3回申請対象設備分の水系消火装置の必要量の妥当性計算結果を示す。	○	第4回申請対象設備分の水源の必要量の妥当性計算結果を示す。		
—	3-7 グループボックス消火装置起動時のグループボックス内の酸素濃度及び圧力変化について	グループボックス消火装置の申請時に、消火ガス放出時の消火性能(酸素濃度変化、グループボックス内圧力変化)を示す。	【補足火21】	—	対象となる設備なし	○	グループボックス消火装置の申請時に、消火ガス放出時の消火性能(酸素濃度変化、グループボックス内圧力変化)を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし		
—	3-8 グループボックス内火災の対処に使用するダンパの動作原理について	ピストンダンパ及び延焼防止ダンパの申請時に、これらダンパの動作原理を示す。	【補足火22】	—	対象となる設備なし	○	ピストンダンパ及び延焼防止ダンパの申請時に、これらダンパの動作原理を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし		
3-12 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置の分散に付いた独立性を備えた設計について	3-9 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置の分散に付いた独立性を備えた設計について	DB・ESA設備の同屋上における独立性を持たせた消火設備の系統構成について示す。	【補足火23】	—	対象となる設備なし	○	重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の同屋上における独立性を持たせた消火設備の系統構成について示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし		
3-3 消火用の照明器具の配置図	3-10 照明器具の配置図	消火設備を設置する室及びそこまでの移動経路に設けた照明器具の配置を示す。	【補足火25】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	消火設備を設置する室及びそこまでの移動経路に設けた照明器具の配置を示す。	—	対象となる設備なし		
3-13 火災感知設備の電源確保について	3-11 火災感知設備及び消火設備の電源確保について	火災感知設備及び消火設備の受電構成図を示す。	【補足火17】 【補足火24】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	火災感知器及び消火設備の受電構成図を示す。(中央監視室)	△	第3回申請で説明されるため追加事項無し		
4. 火災の影響軽減に係るもの	4. 火災及び爆発の影響軽減に係るもの												
4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	4-1 安全上重要な施設の系統分離対策について	火災防護上の系統分離対象設備及び具体的な防護対策を示す。	【補足火26】 【補足火27】	—	対象となる設備なし	○	火災防護上の系統分離対象設備及び具体的な防護対策を示す。 また、1時間耐火隔壁の概念についても示す。	△	第2回申請で説明されるため追加事項無し	—	対象となる設備なし		
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	4-2 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	耐火性能を期待する耐火壁等のうち、火災耐久試験を実施するもの(防火扉等)の試験状況を示す。	【補足火3】	【補足説明資料4-9】 火災耐久試験結果の詳細について	○	耐火性能を期待する耐火壁等のうち、火災耐久試験を実施するもの(防火扉等)の試験状況を示す。	○	延焼防止ダンパに係る試験状況を示す。	○	防火シャッターに係る試験状況を追加する。	△	第3回申請で説明されるため追加事項無し	
4-3 中央制御室制御室内の分離について	4-3 中央監視制御室の分離について	火災防護上の系統分離対象設備の盤の分離基準について示す。	【補足火28】	—	対象となる設備なし	○	系統分離対象となるグループボックス排風機の盤の分離基準について示す。	○	系統分離対象となる非常用発電機の盤の分離基準について示す。	—	対象となる設備なし		
4-4 中央制御室の火災の影響軽減対策について	4-4 中央監視室の火災の影響軽減対策について	系統分離対策のうち、中央監視室における具体的な防護対策を示す。	【補足火28】	—	対象となる設備なし	○	系統分離対策のうち、中央監視室における具体的な防護対策を示す。	○	中央監視室に設置する非常用内電源設備等について記載を追加する。	—	対象となる設備なし		
4-7 中央制御室制御室の火災を想定した場合の対応について	4-5 中央監視制御室の火災を想定した場合の対応について	制御室火災時の機能維持評価について示す。	【補足火28】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	中央監視室火災時の機能維持評価について示す。		
4-6 火災を起因とした「運転時の異常な電源変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	4-6 火災を起因とした設計基準事故発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について	設計基準事故発生時に機器の単一故障を想定した場合でも、事象が収束できることを示す。	【補足火31】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	設計基準事故発生時に機器の単一故障を想定した場合でも、事象が収束できることを示す。		
—	4-7 火災影響評価対象設備について	全ての評価対象設備(安全上重要な施設)が出そろった段階で、火災伝播評価の詳細(評価対象設備一覧・手順(FDTs)、評価結果)を示す。	【補足火30】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	全ての評価対象設備(安全上重要な施設)が出そろった段階で、火災伝播評価の詳細(評価対象設備一覧・手順(FDTs)、評価結果)を示す。		
4-5 火災区域(区画)特性表について	4-8 火災区域(区画)特性表について	4-7の火災影響評価の手順のうち、全火災区域・区画に対する特性表を示す。	【補足火29】	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	4-7の火災影響評価の手順のうち、全火災区域・区画に対する特性表を示す。		
5. 火災防護計画に係るもの	5. 火災防護計画に係るもの												
6-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について	5-1 火災防護計画に定め管理する事項について	設計記載内容の火災防護計画への反映箇所の明示	【補足火4】	【補足説明資料5-1】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の防止に関する説明書の運用に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	○	第1回申請対象設備に関する火災及び爆発の防止に関する説明書の運用に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	○	第2回申請対象設備に関する火災及び爆発の防止に関する説明書の運用に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	○	第3回申請対象設備に関する火災及び爆発の防止に関する説明書の運用に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	○	第4回申請対象設備に関する火災及び爆発の防止に関する説明書の運用に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回次 (上段：再処理/下段：MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr(E)	記載概要	2Gr(SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	—
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
1. 基本事項に係るもの												
1-1. 火災防護上重要な機器等について (1)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び火災防護上の最重要設備の選定	再	補足火2	○	【選定方針】 火災防護上重要な機器等のうち、その重要度と特徴を考慮し最も重要な設備を最重要機能に係る系統図からの選定する。(火災防護上重要な機器と、最重要設備の関係を示す。) 【選定結果】 第1回として安全冷却水B冷却塔のリストを示す。 (なお、MOX燃料加工施設については、火災防護上の系統分離対象となる設備の申請回次にて添付書類、系統説明図で対象を明確にする。)	—	対象となる設備なし	○	【選定結果の追加】 第2Gr申請対象設備分のリスト追加	○	【選定結果の追加】 第3Gr申請対象設備分のリスト追加	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(2)MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について	M	補足火1	○	【選定方針】 MOX特有の申請形態として、第1回申請は建物のみの申請となるため、後次回申請以降で申請される火災防護上重要な機器及び重大事故等対処設備の設置計画及び火災区域の設定に全体像を示す。 (なお、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設については、最終的に「V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書」にて具体的な対象を示す。)	—	—	○	【選定結果の追加】 第2回申請対象の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について、確定情報として示す。	○	【選定結果の追加】 第3回申請対象の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について、確定情報として示す。	○	【選定結果の追加】 第4回で申請を行う火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について記載を追加する。
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1-2. 火災区域の配置を明示した図面	再・M	補足火1	○	【再処理の選定結果】 火災区域・区画(油・水素内包機器、3h壁)及び火災防護上重要な機器の配置について明示する。 第1回として安全冷却水B冷却塔の区域図を示す。	○	【選定結果の追加】 E施設共用関連分(D施設)の火災区域の配置を明示した図面の追加	○	【選定結果の追加】 第2Gr申請対象設備分の火災区域の配置を明示した図面の追加	○	【選定結果の追加】 第3Gr申請対象設備分の火災区域の配置を明示した図面の追加	—	—
		補足火2 補足火6	○	【MOXの選定結果】 1-1.(2)の補足で示した内容を、火災区域及び火災区画の設定結果として図に反映して示す。	—	—	○	【選定結果の追加】 火災源(油内包設備)の配置情報を追加する。	○	【選定結果の追加】 火災源(可燃性ガス内包設備)の配置情報を追加する。	△	第3回申請で全て説明されるため追加事項無し
1-3. 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	再・M	—	○	【全体方針(再・M共通)】 火災防護に係る設計のうち、評価や検証試験により性能の確認を行うものうち、設工認可後の設備更新及び改造等において評価等に変更が生じる場合の変更手続きの要否の考え方を示す。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項無し	△	第1Grで全て説明されるため追加事項無し	△	第1Grで全て説明されるため追加事項無し	—	—
		—			—	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し	

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回数 (上段: 再処理 / 下段: MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr (E)	記載概要	2Gr (SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	—
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
2. 火災の発生防止に係るもの												
2-1. 分析試薬の火災発生防止対策の考え方について	再・M	補足火5	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【再処理特有の記載】 再処理施設で用いられる分析試薬に対する防護対策を追加する。	—	—
		補足火5	—	対象となる設備なし	—	—	○	【全体方針 (再・M共通)】 分析設備及び放射線管理設備で使用する少量の試薬に対する防護対策を示す。 【MOX特有の記載】 MOX特有で取扱う分析試薬に対する防護対策を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし
2-2. 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	再・M	補足火7	—	対象となる設備なし (屋外機器のため)	—	対象となる設備なし	○	【全体方針 (再・M共通)】 油内包設備に使用している潤滑油又は燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを説明する。 【再処理特有の記載】 再処理施設は現在使用している潤滑油等の種類を踏まえて記載する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火7	—	対象となる設備なし	—	—			△	2回で全て説明されるため追加事項無し	△	2回で全て説明されるため追加事項無し
2-3. 配管フランジパッキンの火災影響について	再・M	補足火9	○	【全体方針 (再・M共通)】 配管接続部に使用するパッキン及びその試験に係る内容 (試験方法、判定基準、試験結果) を示す。 再処理施設は現在使用しているパッキンの種類を踏まえて記載する。	—	対象となる設備なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項無し	△	第1Grで全て説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火9	—	対象となる設備なし	—	—	△	再処理第1Grで説明されるため追加事項なし	△	再処理第1Grで説明されるため追加事項なし	△	再処理第1Grで説明されるため追加事項なし
2-4. 保温材の使用について	再・M	補足火10	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【全体方針 (再・M共通)】 使用される保温材と判定基準 (不燃性材料の定義) を示す。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火10	—	対象となる設備なし	—	—			△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回次 (上段：再処理/下段：MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr(E)	記載概要	2Gr(SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
2-5. 建屋内装材の不燃性について	再・M	補足火11	—	対象となる設備なし	○	【再処理特有の記載】 再処理施設で使用されている内装材の具体的な妥当性確認結果を示す。 (全体の設計方針はMOXで説明済み)	△	E施設共用関連で全て説明されるため追加事項無し	△	第2Grで全て説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火11	○	【全体方針(再・M共通)】 使用する建屋内装材と選定の考え方を示す。	—	—	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し
2-6. 難燃ケーブルの使用について	再・M	補足火12	○	【全体方針(再・M共通)】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルの難燃性確認試験結果を示す。	—	対象となる設備なし	△	第1Grからの追加事項無し	○	【再処理特有の記載】 再処理施設で使用される難燃性を確認できないケーブルの代替措置を講じた状態において難燃性を示すものについて試験結果を示す。	—	—
		補足火12	—	対象となる設備なし	—	—	○	【MOX特有の記載】 MOX燃料加工施設で使用される難燃性を確認できないケーブルの代替措置を講じた状態において難燃性を示すものについて試験結果を示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し
2-7. グローブボックスの難燃性能について	再・M	補足火13	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【再処理特有の記載】 可燃性パネルの難燃化対策として施工するパネルの難燃性能試験結果、難燃化パネルの主要材料、施工方法を示す。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火13	—	対象となる設備なし	—	—	○	【MOX特有の記載】 グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策(不燃・難燃性材料の使用等)を示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し
2-8. 可燃性ガス内包設備に設置する水素濃度計の仕様及び系統について	再・M	補足火8	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【全体方針(再・M共通)】 可燃性ガス内包設備を設置する火災区域(火災)に設置する水素濃度計(蓄電池、その他水素使用箇所)の仕様、系統、設置場所を示す。	○	【再処理特有の記載】 第3Gr申請対象の水素濃度計の設置場所(第3回申請対象建屋の蓄電池及びウラナス製造設備等)を示す。	—	—
		補足火8	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	○	【MOX特有の記載】 3回申請対象の水素濃度計の設置場所(焼結設備等)を示す。	—	対象となる設備なし

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回数 (上段:再処理/下段:MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr(E)	記載概要	2Gr(SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	—
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
3. 火災の感知及び消火に係るもの												
3-1. 火災感知器の選定方針及び配置を明示した図面	再・M	補足火14	○	【全体方針・試験結果】 第1Gr申請分の火災感知器の設置の考え方、各感知器の特徴、及び性能試験結果(検定品以外)について示す。 【再処理の配置図】 第1Gr申請対象設備分の火災区域及び火災区画に設置する火災感知器の種類、多様化に関する配置を示す。	—	対象となる設備なし	○	【全体方針(再・M共通)・試験結果】 第2Gr申請分の火災感知器の設置の考え方、各感知器の特徴、及び性能試験結果(検定品以外)を追加する。 【再処理の配置図】 第2Gr申請対象設備分の火災区域及び火災区画に設置する火災感知器の種類、多様化に関する配置を追加する。	○	【全体方針・試験結果】 第3Gr申請分の火災感知器の設置の考え方、各感知器の特徴、及び性能試験結果(検定品以外)を追加する。 【再処理の配置図】 第3Gr申請対象設備分の火災区域及び火災区画に設置する火災感知器の種類、多様化に関する配置を追加する。	—	—
		補足火14 補足火15	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	○	【MOXの配置図】 燃料加工建屋内等に設置する火災感知器の具体的な配置を示す。(グローブボックス内に設置する火災感知設備の配置の考えは3-2.で示す。)	△	緊急時対策建屋に設置する自動火災報知設備について記載を追加する。(緊急時対策建屋に対する火災感知設備は再処理で説明)
3-2. グローブボックス内の感知方法について	M	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		補足火16	—	—	—	—	—	○	【設計方針・配置】 グローブボックス内に設置する火災感知設備の火災感知器における選定方法及び配置方法を示す。	○	【配置】 第3回申請に係るグローブボックス温度監視装置について記載を追加する。	—
3-3. ガス消火設備について(性能評価含)	再・M	補足火18	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【設計方針(再・M共通)】 申請回次に係る消火困難区域に設置する消火設備に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。 【再処理】 ・全域ハロン・局所ハロン消火設備、ケーブルトレイ消火設備、電気盤・制御盤消火設備 【MOX】 窒素消火装置、グローブボックス消火装置	○	【設計方針】 制御室床下消火に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。 【試験結果】 第3回申請に係る消火困難区域に設置するガス消火設備(ケーブルトレイ消火、盤消火、制御室等床下消火)に係る試験結果(詳細)等を示す。	—	—
		補足火19	—	対象となる設備なし	—	—	—	—	—	対象となる設備なし	—	—
3-4. 二酸化炭素消火設備(全域)について	再・M	補足火18	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【設計方針(再・M共通)】 二酸化炭素消火設備に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す 再処理はセル内消火も含む。	—	第2Grで説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火19	—	対象となる設備なし	—	—	—		—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし
3-5. 重大事故等対処施設及び設計基準事故系統分離に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について	再・M	補足火21	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【全体方針】 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の同居部屋における独立性を持たせた消火設備の系統構成について示す。	—	第2Grで説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火23	—	対象となる設備なし	—	—	—		—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回次 (上段: 再処理/下段: MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr (E)	記載概要	2Gr (SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	—
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
3-6. 固定式消火設備を設置する火災区域・区画について	再・M	補足火16	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【選定方針】 固定式消火設備を設置する必要がある区域・区画の選定に係る考え方、評価方法を示す。 【選定結果】 上記に基づく評価結果（換気評価計算結果）を示す。	○	【選定結果】 上記に基づき第3Gr申請対象に対する評価結果（換気評価計算結果）を示す。	—	—
		補足火18	—	対象となる設備なし	—	—	○	【選定方針】 固定式のガス消火装置を設置する必要がある区域・区画の選定に係る考え方を示す。 【選定結果】 上記に基づく選定結果を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし
3-7. 消火用の照明器具の配置図	再・M	補足火22	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【設置方針】 消火設備を設置する室及びそこまでの移動経路に設ける蓄電池付照明器具の設置に係る考え方を示す。 【配置図】 上記に基づく第2Grに係る照明の配置を示す。	○	【配置図】 上記に基づく第3Grに係る照明の配置を示す。	—	—
		補足火25	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	○	【設置方針】 再処理第2Grで説明済み事項からの相違点を示す。 【配置図】 上記に基づく照明の配置を示す。	—	対象となる設備なし
3-8. 電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、電動機駆動消火ポンプ等のQHカーブ	再	補足火20	—	対象となる設備なし	○	【機器仕様】 消火水供給系ポンプ（ディーゼル、電動機）のQH曲線を示す。	△	E施設共用関連により対象設備の説明が説明されるため追加事項無し。	○	【機器仕様】 緊急時対策建屋の電動機駆動消火ポンプ等のQH曲線を示す。	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	（当該設備が主登録となる再処理にて説明される）
3-9. 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	再・M	補足火19	—	対象となる設備なし	○	【評価方針（再処理）】 水系消火設備の消火剤容量の算出方針を示す。 【評価結果（再処理）】 水系消火剤量の必要量の妥当性計算結果を示す。	—	対象となる設備なし	○	【評価方針（再処理）】 試験を伴う設備に係る消火剤の算出根拠を示す。 【評価結果（再処理）】 水系・ガス系消火剤量の必要量の妥当性計算結果を示す。	—	—
		補足火20	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【設計方針】 消火剤容量の算出方針を示す。 【評価結果（MOX）】 第2回申請対象設備分のガス系消火剤量の必要量の妥当性計算結果を示す。	○	【評価結果（MOX）】 第3回申請対象設備分の水系消火剤量の必要量の妥当性計算結果を示す。	△	再処理施設の第3Grで説明されるため追加事項無し （水源については再処理施設で説明）
3-10. 可燃物管理により火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える火災区域又は火災区画についての管理基準	再	補足火17	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【全体方針】 可燃物の管理の考え方（管理基準、管理方法）を示す。	△	第2Grで説明されるため追加事項無し	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3-11. グローブボックス消火装置起動時のグローブボックス内の酸素濃度及び圧力変化について	M	補足火21	—	対象となる設備なし	—	—	○	【設計方針・評価結果】 グローブボックス消火装置の申請時に、消火ガス放出時の消火性能（酸素濃度変化、グローブボックス内圧力変化）を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3-12. グローブボックス内火災の対処に使用するダンパの動作原理について	M	補足火22	—	対象となる設備なし	—	—	○	【設計方針】 ピストンダンパ及び延焼防止ダンパの申請時に、これらダンパの動作原理を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回次 (上段:再処理/下段:MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr(E)	記載概要	2Gr(SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	—
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
3-13. 火災感知設備及び消火設備の電源確保について	再・M	補足火15	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【設計方針(再・M共通)】 電源確保に関する設計方針を示す。 【再処理特有記載】 火災感知器及び消火設備の受電構成図を示す。(中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	○	【再処理特有記載】 火災感知器及び消火設備の受電構成図を示す。(緊急時対策建屋の建屋管理室)	—	—
		補足火17 補足火24	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	○	【MOX特有記載】 火災感知器及び消火設備の受電構成図を示す。(中央監視室)	△	第3回申請で説明されるため追加事項無し
4. 火災の影響軽減に係るもの												
4-1. 火災の影響軽減のための系統分離対策について	再・M	補足火23	—	対象となる設備なし (屋外分離配置のため)	—	対象となる設備なし	○	【設計方針(再・M共通)】 火災防護上の系統分離対象設備及び具体的な防護対策を示す。 また、1時間耐火隔壁の概念についても示す。	△	第2Grで説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火26 補足火27	—	対象となる設備なし	—	—			△	第2回申請で説明されるため追加事項無し	—	対象となる設備なし
4-2. ケーブルトレイに適用する1時間耐火隔壁の火災耐久試験の条件について	再	補足火24	—	対象となる設備なし (屋外分離配置のため)	—	対象となる設備なし	○	【設計方針】 ケーブルトレイの1時間耐火材試験における加熱条件の設定方法について示す。	△	第2Grで説明されるため追加事項無し	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4-3. 制御室等の制御盤内の分離について	再・M	補足火25	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【再処理特有記載】 安全上重要な施設の盤の分離設計について示す。	—	—
		補足火28	—	対象となる設備なし	—	—	○	【設計方針(再・M共通)】 制御室の盤に関する分離設計方針について示す。 【MOX特有記載】 系統分離対象となるグローブボックス排風機の盤の分離設計について示す。	○	【MOX特有記載】 系統分離対象となる非常用発電機の盤の分離設計について示す。	—	対象となる設備なし
4-4. 制御室等の火災の影響軽減対策について	再・M	補足火26	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【再処理特有記載】 制御室の系統分離対策(盤内感知、床下の感知・消火設備)について示す。	—	—
		補足火28	—	対象となる設備なし	—	—	○	【設計方針(再・M共通)】 制御室における系統分離対策について示す。 【MOX特有記載】 中央監視室における具体的な防護対策を示す。	○	【MOX特有記載】 中央監視室に設置する非常用所内電源設備等について記載を追加する。	—	対象となる設備なし
4-5. 火災区域(区画)特性表について	再・M	補足火28	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【特性表】 火災影響評価に係る全ての火災区域・区画の特性表を示す。	—	—
		補足火29	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【特性表】 火災影響評価に係る全ての火災区域・区画の特性表を示す。

補足資料名称	対象施設	資料No	申請回次 (上段:再処理/下段:MOX)									
			1Gr	記載概要	2Gr(E)	記載概要	2Gr(SA)	記載概要	3Gr	記載概要	—	—
			1回	記載概要	—	—	2回	記載概要	3回	記載概要	4回	記載概要
4-6. 火災影響評価の詳細について	再・M	補足火29	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【評価方針(再・M共通)】 火災影響評価の考え方、手法(評価条件、用いるコード、計算条件等)について説明する。 【再処理】 ・評価対象設備一覧を示す。 ・最重要設備以外の安重機器の火災伝播評価(FDTs)の詳細について示す。	—	—
		補足火30	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【MOX】 ・評価対象設備一覧を示す。 ・評価対象設備の火災伝播評価(FDTs)の詳細について示す。
4-7. 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した施設の安全性について	再・M	補足火30	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【評価方針(再・M共通)】 設計基準事故等発生時に機器の単一故障を想定した場合における設計方針を示す。 【再処理】 評価結果を示す。	—	—
		補足火31	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【MOX】 評価結果を示す。
4-8. 制御室等の制御盤の火災を想定した場合の対応について	再・M	補足火27	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【評価方針(再・M共通)】 制御室等での制御盤火災を想定した場合における設計方針を示す。 【再処理】 評価結果を示す。	—	—
		補足火28	—	対象となる設備なし	—	—	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	【MOX】 評価結果を示す。
4-9. 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	再・M	補足火3	—	対象となる設備なし	○	【評価条件・結果】 MOX第1回申請で説明するものを除く、影響軽減設備に係る3時間耐火試験結果を示す。(再・M一部共通)	○	【評価条件・結果(再処理特有)】 影響軽減設備に係る1時間耐火試験結果を示す。(再・M一部共通)	△	第2Grで説明されるため追加事項無し	—	—
		補足火3	○	【設計方針(再・M共通)】 影響軽減対策に対する要求事項と、設計方針を示す。 【評価条件・結果】 防火扉の試験条件及び試験結果を示す。(再・M一部共通)	—	—	○	【評価条件・結果(MOX特有)】 延焼防止ダンパにかかる試験状況を示す。	○	【評価条件・結果(MOX特有)】 防火シャッタに係る試験状況を追加する。	△	第3回申請で説明されるため追加事項無し
5. 火災防護計画に係るもの												
5-1. 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について	再・M	補足火4	○	【全体方針(再・M共通)】 設工認申請書への記載内容に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	○	【再処理】 説明書の内容が反映されていることを示す。	○	【再処理】 説明書の内容が反映されていることを示す。	○	【再処理】 説明書の内容が反映されていることを示す。	—	—
		補足火4	—	—	—	○	【MOX】 説明書の内容が反映されていることを示す。	○	【MOX】 説明書の内容が反映されていることを示す。	○	【MOX】 説明書の内容が反映されていることを示す。	

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「米国の放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として MOX 燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として MOX 燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。</p> <p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p>	<p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。</p> <p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災及び爆発により、火災又は爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol% の 4 分の 1 以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p>	<p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災及び爆発により、火災又は爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol% の 4 分の 1 以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とする。発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p>	<p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とする。発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>
<p>5.3 火災の感知、消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>	<p>5.3 火災の感知、消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>
<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策</p> <p>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。</p> <p>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。</p> <p>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>b. 中央監視室床下の影響軽減対策</p> <p>中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。</p> <p>ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。</p>	<p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策</p> <p>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。</p> <p>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。</p> <p>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>b. 中央監視室床下の影響軽減対策</p> <p>中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。</p> <p>ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保</p> <p>(1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。</p> <p>(2) 火災影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p>	<p>また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保</p> <p>(1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。</p> <p>(2) 火災影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p>	<p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第 1 章 共通項目の「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>火災区域は、第 1 章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。</p> <p>火災区画は、第 1 章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、隔離距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。</p> <p>このうち、火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>7.1.1.1.2 火災感知設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。</p> <p>屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合、高線量区域又は蓄電池室にあたっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、少なくとも 1 つは非アナログ式の煙感知器、非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第 1 章 共通項目の「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>火災区域は、第 1 章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。</p> <p>火災区画は、第 1 章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、隔離距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。</p> <p>このうち、火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>7.1.1.1.2 火災感知設備</p> <p>(火災感知設備に係る設計方針については、火災感知設備を申請する申請書で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>また、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防爆型の非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>非アナログ式の炎感知器は、監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の熱感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の煙感知器を設置する場合は、誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。</p> <p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</p> <p>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。</p> <p>また、通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。</p> <p>ただし、緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。</p>	

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、常時監視できる設計とするとともに、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値を測定するとともに、模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</p> <p>7.1.1.1.3 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために、工程室及びグローブボックスについては、自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。</p> <p>さらに、火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。</p> <p>このうち、中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は、窒素消火装置を設置する設計とする。</p> <p>燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX 燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p>	<p>7.1.1.1.3 消火設備</p> <p>(消火設備に係る設計方針については、消火設備を申請する申請書で示す。)</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。</p> <p>ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。</p> <p>消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに、2 時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2 時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p> <p>(2) 消火設備の系統構成</p> <p>a. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の水源は、同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを 1 台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを 2 台設ける設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを 2 台設置することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>b. 系統分離に応じた独立性の考慮</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し 1 以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>(1) 消火設備の消火剤の容量 (消火設備の消火剤の容量に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 消火設備の系統構成 (消火設備の系統構成に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。</p> <p>c. 消火用水の優先供給</p> <p>消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。</p> <p>(3) 消火設備の電源確保</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち、緊急時対策建屋に設置する消火設備は、緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。</p> <p>消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。</p> <p>さらに、安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、換気設備の排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。</p>	<p>(3) 消火設備の電源確保 (消火設備の電源確保に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮 (火災による二次的影響の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 (ガス系消火剤による消火に対する消火剤の流出防止に係る設計方針については、ガス消火設備を申請する申請書に示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>c. 消火栓の配置</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>(5) 消火設備の警報</p> <p>a. 消火設備の故障警報</p> <p>固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。</p> <p>b. 固定式のガス消火装置の退避警報</p> <p>窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度を確保した埋設配管とし、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されないよう、建屋内に設置する設計とする。</p> <p>c. 地盤変位対策</p> <p>屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>(7) その他</p> <p>a. 移動式消火設備</p> <p>火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。</p> <p>また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>b. 消火用の照明器具</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間 20 分を考慮し、1 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>c. 消火栓の配置</p> <p>(消火栓の配置に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(5) 消火設備の警報</p> <p>(消火設備の警報に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>(消火設備に対する自然現象の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(7) その他</p> <p>(消火設備に係るその他の設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。</p> <p>d. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。</p> <p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX 燃料加工施設における火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離は第1章 共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。</p> <p>a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。</p> <p>b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2 火災感知設備」及び「7.1.1.1.3 消火設備」に基づく設計とする。</p> <p>c. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお、火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.1.2 火災感知設備」及び「7.1.1.1.3 消火設備」に基づく設計とする。</p> <p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。</p> <p>a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のための、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。</p>	<p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備 (1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 (火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 (中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備</p> <p>中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備(ケーブル)の系統分離は、第 1 章 共通項目の「5.4.1(2)b. 中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。</p> <p>なお、耐火隔壁については、本項(1)に基づく設計とする。</p> <p>7.1.1.1.5 設備の共用</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びろ過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>これらの共用設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においても MOX 燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は、再処理施設と共用する。</p> <p>本扉は、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備は、再処理施設と共用する。</p> <p>これらの共用設備は、共用によって仕様、火災感知に係る機能、消火機能に変更はないため、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備</p> <p>(中央監視室床下の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.5 設備の共用</p> <p>(火災防護設備の共用に係る設計方針は共用する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備及び共用する防火扉の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第 1 章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を緩和するために、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護に関する基本的な事項(発生防止、感知消火、影響緩和)については、既設工認に記載はないが、既設工認時よりウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針 指針 15 4 項に基づき、本内容について想定していたため、変更前に記載。</p> <div data-bbox="276 1260 1231 1648" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【凡例】</p> <p> : 既設工認に記載されている内容と同様</p> <p> : その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの</p> <p> : 既認可等のエビデンス</p> </div>	<p>第 1 章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>また、MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>その他施設に対する火災防護に関する対策については、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として MOX 燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度を設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p> </div>	<p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
<p>(4) 万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p>	<p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が 9.0vol% を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p>
<p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	
<p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する室に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p>	<p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p>
<p>既設工認に記載はないが、冒頭宣言及び物質の定義のため、変更前に記載。</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する室は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>既設工認に記載はないが、火災対策として一般法令(消防法)等に基づく設計としていることから、基本設計方針として変更がないため、変更前に記載</p>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p>
<p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する室は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する室は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>既設工認に記載はないが、火災対策として一般法令(高圧ガス保安法)に基づく設計としていることから、基本設計方針として変更がないため、変更前に記載</p>	<p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p>
<p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載</p>	<p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol%の 4 分の 1 以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p>
<p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p>	<p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第 1 室並びに制御第 4 室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>また、現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第 1 室並びに制御第 4 室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>
<p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p>
<p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載</p>	
<p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p>	<p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p>
<p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>既設工認では具体的な設備ごとに対策を記載しており、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p>
<p>安全上重要な施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>放射線物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>放射線物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p>
<p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の安全上重要な施設及び閉じ込め機能を有する機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>安全上重要な施設に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>既設工認に記載はないが、火災対策として社内設計基準及び一般法令(建築基準法)に基づく設計としていることから、基本設計方針として変更がないため、変更前に記載</p>	<p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
<p>建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p>
<p>既設工認に記載はないが、建築基準法に基づき設計されているため、変更前に記載</p> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の管体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>
<p>安全上重要な施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>安全上重要な施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>
<p>安全上重要な施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p style="text-align: right;">内火③-2 既設工認 本文</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p>
<p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>安全上重要な施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>安全上重要な施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器は、「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針」の耐震設計上の重要度分類に従った耐震設計を行い、破損又は倒壊を防ぐことにより火災発生を防止する。</p> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>
<p>5.3 火災の感知, 消火 既設工認 本文</p> <p>火災の感知及び消火は、燃料加工建屋に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。内火①-3</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。内火②-2 内火②-3</p> <p>火災報知設備及び消火設備は、耐震重要度分類に応じた耐震設計としてCクラスとする。</p> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p> <p>a. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>b. 水平距離 6m 以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を 6m 以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>c. 1 時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを 1 時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減</p> <p>a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策</p> <p>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。</p> <p>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。</p> <p>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。</p> <p>また、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>油タンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>設工認申請を実施していない設備が含まれるため、既設工認に記載はないが、既設工認時より本内容について想定していたため、変更前に記載。</p>	<p>b. 中央監視室床下の影響軽減対策</p> <p>中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。</p> <p>ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。</p> <p>また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保</p> <p>(1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>(2) 火災影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の安全機能が維持できることで，MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また，火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで，MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また，火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接 2 区域(区画)において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，FDTs を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで，MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第 1 章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>本設備は、万一の火災発生時に、MOX 燃料加工施設の安全に支障が生じることを防止する目的で、火災の拡大を防止するための設備であり、消防法、建築基準法及び都市計画法に基づき配置する。</p> <p>火災防護設備という設備区分については、既設工認に記載はないが、既設工認時より火災防護対策を講ずることは想定していたため、基となる関係法令を変更前に記載。</p> <p>7.1.1.1.2 火災感知設備 (火災感知設備に係る設計方針については、火災感知設備を申請する申請書で示す。)</p>	<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第 1 章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第 1 章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第 1 章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち、火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>7.1.1.1.2 火災感知設備 (火災感知設備に係る設計方針については、火災感知設備を申請する申請書で示す。)</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>7.1.1.1.3 消火設備 (消火設備に係る設計方針については、消火設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量 (消火設備の消火剤の容量に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 消火設備の系統構成 (消火設備の系統構成に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 消火設備の電源確保 (消火設備の電源確保に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮 (火災による二次的影響の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 既設工認 本文 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 内火①-4</p> <p>c. 消火栓の配置 (消火栓の配置に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(5) 消火設備の警報 (消火設備の警報に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 (消火設備に対する自然現象の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(7) その他 (消火設備に係るその他の設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 (火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 (中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備 (中央監視室床下の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>	<p>7.1.1.1.3 消火設備 (消火設備に係る設計方針については、消火設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量 (消火設備の消火剤の容量に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 消火設備の系統構成 (消火設備の系統構成に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 消火設備の電源確保 (消火設備の電源確保に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮 (火災による二次的影響の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>c. 消火栓の配置 (消火栓の配置に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(5) 消火設備の警報 (消火設備の警報に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 (消火設備に対する自然現象の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(7) その他 (消火設備に係るその他の設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 (火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 (中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備 (中央監視室床下の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>7.1.1.1.5 設備の共用 (火災防護設備の共用に係る設計方針は共用する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備及び共用する防火扉の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>	<p>7.1.1.1.5 設備の共用 (火災防護設備の共用に係る設計方針は共用する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備及び共用する防火扉の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

内火①

イ. 建 物

MOX① イ-0001-00 J 建物 A

- 内火①-1 j. 本建屋は、「建築基準法」の耐火建築物とする。
- 内火①-2 k. 本建屋及び本洞道は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計とし、火災の拡大を防止するために、適切な自動火災報知設備、消火設備等を設ける。また、本建屋で使用する可燃性樹脂は極力露出しない設計とする。
- 内火①-3
- 内火①-4 なお、本建屋のうち、屋内消火栓を用いて消火する部屋等については、排水口を設け消火水を排水し、低レベル廃液処理設備へ回収する設計とする。

1. 本建屋及び本洞道は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」(以下、「平成12年科学技術庁告示第13号」という。)で定める線量限度を超えないようにすることはもちろん、一般公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるよう下表のしゃへい設計の基準となる線量率を満足するよう設計する。各室のしゃへい設計の基準となる線量率を第1.-2表に示す。

また、しゃへい設備(燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の壁等、しゃへい扉及びしゃへい蓋)のしゃへい材は、主としてコンクリートを用いる。

設計対象			しゃへい設計の基準となる線量率
管理区域外			2.6 μ Sv/h
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等(週40時間程度の立入時間)を想定	12.5 μ Sv/h
		現場監視第1室等(週10時間程度の立入時間)を想定	50 μ Sv/h
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ベレット加工第1室、燃料棒加工第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 μ Sv/h (一時保管設備及び貯蔵設備を線源とした作業位置)
		分析第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 μ Sv/h (グローブボックス内の核燃料物質を線源とした作業位置)

設計対象に示す立入時間又は作業時間は、毎週必ず立ち入る時間を示すものではなく、立ち入りに際しては線量当量率、作業に要する時間、個人の線量当量等を考慮する。

- m. 本建屋は、臨界安全上、貯蔵施設等の周囲にコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。

(4) 設計条件及び仕様

- a. 本建屋及び本洞道、主要なしゃへい扉及びしゃへい蓋の設計条件及び設計仕様を以下に示す。

名称		燃料加工建屋 ^(注1)
設計条件	耐震クラス	B ^(注2)
	放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。
	航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。
	支持地盤の許容支持力度	長期：11.2MPa 短期：14.6MPa
設計仕様	主要構造	鉄筋コンクリート造
	主要寸法	南北方向：87.30m(外壁外面寸法) 東西方向：88.30m(外壁外面寸法) 階数：地上2階、地下3階(一部中2階) 高さ：地上21.30m 壁厚等：第1.-3表に示す。
設計仕様	主要材料	鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345及びSD390 コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c=30N/mm^2$ 密度 $2.15 \times 10^3 kg/m^3$ 以上
	添付図(平面図及び断面図)	第1.1-1図～第1.1-9図に示す。
特記事項		① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。(汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に30.5cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。

注1 対応する加工事業許可番号(日付)：平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)

注2 本建屋がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また、本建屋はBクラス

内火②

二. 成形施設

MOX① 二-0001-00 F 成形 A

目次

	ページ
本文	
1. 一次混合設備(その1).....	ニ-1-1
(1) 設置の概要.....	ニ-1-1
(2) 準拠すべき主な法令、規格及び基準.....	ニ-1-1
(3) 設計の基本方針.....	ニ-1-1
(4) 設計条件及び仕様.....	ニ-1-2
(5) 工事の方法.....	ニ-1-31
添付図	
1. 配置図	
第1.-1図 成形施設の機器配置図.....	図-ニ-1-1-1
2. 構造図	
2.1 一次混合設備	
第2.1-1図 ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置 (PA0123-M-03)構造図.....	図-ニ-2-1-1
第2.1-2図 ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス (PA0123-B-03700)構造図.....	図-ニ-2-1-2
第2.1-3図 予備混合装置(PA0123-M-04)構造図.....	図-ニ-2-1-3
第2.1-4図 予備混合装置グローブボックス (PA0123-B-04700)構造図.....	図-ニ-2-1-4
第2.1-5図 一次混合装置A(PA0123-M-05)構造図.....	図-ニ-2-1-5
第2.1-6図 一次混合装置Aグローブボックス (PA0123-M-05700)構造図.....	図-ニ-2-1-6
第2.1-7図 一次混合装置B(PA0123-M-06)構造図.....	図-ニ-2-1-7
第2.1-8図 一次混合装置Bグローブボックス (PA0123-B-06700)構造図.....	図-ニ-2-1-8
3. 系統図	
第3.-1図 グローブボックス負圧警報系統図.....	図-ニ-3-1-1
第3.-2図 グローブボックス火災警報系統図.....	図-ニ-3-1-2
第3.-3図 誤搬入防止機構動作回路図.....	図-ニ-3-1-3
第3.-4図 誤投入防止機構動作回路図.....	図-ニ-3-1-4
4. 工事フロー図	
第4.-1図 一次混合設備の工事フロー図.....	図-ニ-4-1-1

1. 一次混合設備(その1)

(1) 設置の概要

本設備は、粉末調整工程において原料MOX粉末缶取出設備より原料MOX粉末、ウラン受入設備より原料ウラン粉末、各設備より回収し処理した回収粉末を受け入れ、所定のプルトニウム富化度(最大33%)になるよう秤量・分取を行った後、均一に混合するために予備混合及び一次混合を行い、一次混合粉末に調整する設備である。調整後の粉末は、二次混合設備にて所定のプルトニウム富化度(最大18%)になるよう調整する。

本設備は、原料MOX粉末秤量・分取装置、ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置、予備混合装置及び一次混合装置並びにこれらの装置を収納するグローブボックスから構成する。また、本設備の各単一ユニットには、核燃料物質の臨界管理を行うための秤量器及びID番号読取機からなる計量設備を設置する。

原料MOX粉末秤量・分取装置及びウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置は、予備混合、一次混合時に所定のプルトニウム富化度(最大33%)となるように、各粉末を受け入れ、粉末に応じた所定量をそれぞれ秤量・分取する装置である。また、ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置は、二次混合時に、所定のプルトニウム富化度(最大18%)とするのに必要な回収粉末の秤量・分取も行う。プルトニウム富化度を所定値にするための各粉末の秤量・分取量は、運転管理により決定し、計量設備により確認する。原料MOX粉末秤量・分取装置は、2台設置する。ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置は、1台設置する。

予備混合装置は、秤量・分取された原料MOX粉末、原料ウラン粉末及び回収粉末を受け入れ、添加剤と合わせて、一次混合前の予備的な混合をする装置である。本装置は、1台設置する。

一次混合装置は、予備混合粉末(プルトニウム富化度：最大33%)を受け入れウラン合金ボール(消耗品)を使用し、微粉砕混合する装置である。本装置は、2台設置する。

本設備のうち、各装置を収納するグローブボックスは、閉じ込め機能上の安全上重要な施設である。

本設備に設置する計量設備は、又.その他の加工施設 計量設備(その1)に示す。

本設備は、燃料加工建屋地下3階の粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第6室及び粉末調整第7室に設置する。

今回の申請範囲は、ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置、予備混合装置及び一次混合装置並びにこれらの装置を収納するグローブボックスの一部である。

(2) 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を第1.-1表に示す。

(3) 設計の基本方針

a. 本設備は、質量管理とし、設備・機器を収納するグローブボックスに単一ユニットを設定する。

内火②-1 b. 本設備の安全上重要な施設は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。

c. 本設備は、耐震設計上の重要度に応じ、適切な耐震設計を行う。

- d. 本設備で非密封のMOXを取り扱う設備・機器はグローブボックスに収納する。グローブボックスは、給排気口を除き密封できる構造とし、気体廃棄物の廃棄設備で負圧を維持することにより閉じ込め機能を維持する設計とする。
- e. 本設備の安全上重要な施設は、必要に応じ、適切な方法により安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。
- f. 本設備で核燃料物質を移動する場合には、動力が喪失したときに、搬送装置の移動を停止し、取扱中の核燃料物質を保持できる設計とする。
- g. 本設備には、核燃料物質の誤搬入を防止するため、核燃料物質のPu*質量が核的制限値以下であることを確認しなければ、単一ユニットへの核燃料物質の搬入が行えない機構を設ける。また、添加剤の誤投入を防止するため、核燃料物質の含水率が設定条件以下であることを確認しなければ、添加剤の投入が行えない機構を設ける。
- h. 本設備のグローブボックス内には、火災を早期に検知できる装置を設け、当該グローブボックス近傍、所定の制御室及び中央監視室に警報を発する設計とする。
- i. 本設備のグローブボックス内の気圧が所定値以上になった場合は、当該グローブボックス近傍、所定の制御室及び中央監視室に警報を発する設計とする。
- j. 本設備のグローブボックス内での容器等の移動に際しては逸走、落下等によりグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないよう搬送装置には逸走防止、落下防止等のための機構を設ける設計とする。
- k. 本設備のグローブボックスは、グローブ1個が破損した場合でも、グローブポート開口部における空気流入風速を所定値以上に保つように設計する。
- l. 本設備で構成材等として使用する可燃性樹脂は、極力露出しない設計とする。
- m. その他
- ・本設備は、接地、過電流しゃ断器等を必要な箇所に設置し、過電流、落雷等による機器及びケーブルの損傷を防止する設計とする。
 - ・本設備でケーブルが防火区域を貫通する箇所は、十分な実績と信頼性のある方法で防火区域貫通部の処理を施し、ケーブルによる延焼の拡大を防止する。

内火②-2

MOX① ニ-0004-00 F 成形 C

第1.-1表 準拠すべき主な法令、規格及び基準(成形施設)

施設/設備区分	準拠すべき主な法令、規格及び基準	核原料物質、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	核燃料物質の加工の事業に関する規則	加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則	消防法及び消防法施行令	日本工業規格(JIS)	日本建築学会各種構造設計及び計算規準	原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)	電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)	日本電機工業会規格(JEM)	日本電線工業会規格(JCS)	日本機械学会(発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSM E))
ニ. 成形施設													
一次混合設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

MOX① ニ-0005-00 F 成形 B

(4) 設計条件及び仕様

本設備に係る設計条件、仕様を第1.-2表～第1.-9表に示す。また、機器仕様に示す材料の材料規格を第1.-11表に示す。

MOX① ニ-0010-00 F 成形 C

技術基準に対する仕様 (注3)	耐震性	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス ・耐震クラス：Bクラス ・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS304TP) (耐震サポート)：鋼材(SS400) ・基礎ボルト材質：鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数：M24×16本 ・取付ボルト材質：鋼材(SS400) ・取付ボルト本数：M24×12本 ・取付ボルト配置：160mm×160mm
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	給排気口を除き密封できる構造とする。 ・気密性(漏れ率)：0.25vol%/h以下
	しゃへい	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全上重要な施設	適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等 内火②-3	①グローブボックス内の温度及び温度上昇率が設定値以上となった場合に警報を発する火災警報を設置する。 ・設定値：温度60℃、温度上昇率15℃/min ②グローブボックス内の気圧が設置場所に対して設定値以上となった場合に警報を発する負圧警報を設置する。 ・設定値：-50Pa
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
その他事業許可で求める仕様 (注4)	グローブ1個が破損した場合にグローブポートの開口部における風速を0.5m/s以上とする。	

ニ-1-8

MOX① ニ-0011-00 F 成形 C

添付図	第1.-1図 成形施設の機器配置図 第2.1-2図 ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス(PA0123-B-03700)構造図 第3.-1図 グローブボックス負圧警報系統図 第3.-2図 グローブボックス火災警報系統図
特記事項	—

- 注1 Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*はその合計質量とする。
- 注2 成形施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-10表に示す。
- 注3 技術基準に対する仕様の補足説明
- (1) 核燃料物質の臨界防止
 本グローブボックスに単一ユニットを設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。臨界防止に係る計算結果は、添付書類Ⅰ「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。なお、複数ユニットの評価は、隣接する単一ユニットを申請する際に実施する。
- (2) 火災等による損傷の防止
 本グローブボックスは、安全上重要な施設であるため本体には不燃性のステンレス鋼を使用し火災による損傷を防止する。ただし、視認性及び耐震性の観点から窓板にはメタクリル樹脂製のアクリルパネルを使用する。
- (3) 耐震性
 本グローブボックスは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、グローブボックスを直接支持する構造物(床、壁等)に固定するボルト(基礎ボルト、取付ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。
- (4) 閉じ込め機能
 本グローブボックスは、給排気口を除き密封できる構造とし、漏れ率は0.25vol%/h以下とする。給排気口を除き密封できる構造とは、他のグローブボックスと伸縮継手を介して連結し、ユーティリティ配管類に弁類が設置され気密境界を形成できる状態をいう。また、気体廃棄物の廃棄設備によりその内部を設置場所に対して常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は、気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。
- (5) 安全上重要な施設
 本グローブボックスは、安全上重要な施設であり、外観検査、負圧確認等により、加工施設の安全を確保する機能の負圧維持の確認は実施できる。また、周囲にメンテナンススペースを設けておりこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理が可能である。なお、他の原子力施設と共用しない。
- (6) 警報設備等
 本グローブボックスには、グローブボックス内の温度が60℃以上、かつ、温度上昇率が15℃/min以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を設置する。

ニ-1-9

内火②-2

また、グローブボックス内火災の消火のため火災警報信号をガス消火装置(消火設備)に送信する。

本グローブボックスには、グローブボックス内の気圧が設置場所に対して-50Pa以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を設置する。また、負圧警報により窒素循環ファン(窒素循環設備)を停止させるために、負圧警報信号を換気空調設備制御盤(気体廃棄物の廃棄設備)に送信する。

注4 その他事業許可で求める仕様

- (1) グローブ1個が破損をした時は、グローブボックス排風機により外部空気を吸入し開口部における風速0.5m/s以上を確保する。グローブ1個の破損とは、全グローブボックスに対する1個の開口部とする。

注5 今回の申請範囲は管台までであり、管台から接続配管等の第1弁まではグローブボックスとして後次回に申請する。

MOX① ニ-0011-01 F 成形 C

第1.-4表 機器仕様

対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)
	主要な設備及び機器の種類	成形施設 粉末調整工程 一次混合設備 予備混合装置
	許可との対応	本体
設備・機器名称		一次混合設備 予備混合装置(PA0123-M-04)
設置場所		燃料加工建屋地下3階 粉末調整第2室
変更内容		新設
数量		1台
一般仕様	形式	逆円錐型ホップスクリュウ軸回転混合方式
	主要な構成材	①本体：ステンレス鋼 ②架台：ステンレス鋼
	寸法(単位：mm)	架台寸法 ・幅 : 3100 ・奥行 : 1000 ・高さ : 3164
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	粉末
技術基準に対する仕様 (注1)	核燃料物質の臨界防止	本装置は、単一ユニットである予備混合ユニットとして管理する。
	火災等による損傷の防止	—
	耐震性	予備混合装置 ・耐震クラス：Bクラス
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	しゃへい	—
	換気	—

MOX① ニ-0012-00 F 成形 C

内火③

ト. 核燃料物質の貯蔵施設

MOX① ト-0001-00 F 貯蔵 A

MOX① ト-0010-00 F 貯蔵 B

技術基準に対する仕様 (注3)	核燃料物質の臨界防止	①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・複数ユニット(配列:47行×2列) ②貯蔵単位 ・J60(第1.-3表に仕様を示す) ・J85(第1.-4表に仕様を示す) ・5缶バスケット(第1.-5表に仕様を示す) ③貯蔵する核燃料物質の形態 (注1) ・J60:MOX粉末-1, MOX粉末-2, MOX粉末-4, ペレット-2 ・J85:MOX粉末-2, MOX粉末-3 ・5缶バスケット:ペレット-1, ペレット-2, MOX粉末-2, MOX粉末-3, MOX粉末-4 ④貯蔵単位相互間の距離 ・中心間距離(ピット間隔):行方向650mm以上, 列方向650mm以上 内火③-1			
	火災等による損傷の防止	①粉末一時保管装置には不燃性の材料を使用する。 ②しゃへい体として使用するポリエチレンは, ステンレス鋼で覆い極力露出しない構造とする。 内火③-2			
	耐震性	粉末一時保管装置 ・耐震クラス:Bクラス(注2)			
	材料及び構造	-			
	閉じ込めの機能	-			
	しゃへい	ピットしゃへい体			
		部位	主要材料	厚さ	密度
		内側	ステンレス鋼(SUS304)	10mm以上	-
		中間	ポリエチレン(PE)	150mm以上	0.93×10 ³ kg/m ³ 以上
		外側	鋼材(SS400)	32mm以上	-
		区画壁東西-1しゃへい体			
		部位	主要材料	厚さ	密度
		内側	ステンレス鋼(SUS304)	25mm以上	-
中間		ポリエチレン(PE)	200mm以上	0.93×10 ³ kg/m ³ 以上	
外側		ステンレス鋼(SUS304)	25mm以上	-	
区画壁南北しゃへい体					
部位		主要材料	厚さ	密度	
内側	ステンレス鋼(SUS304)	25mm以上	-		
中間	ポリエチレン(PE)	200mm以上	0.93×10 ³ kg/m ³ 以上		
外側	ステンレス鋼(SUS304)	25mm以上	-		

ト-1-5

MOX① ト-0011-00 F 貯蔵 C

技術基準に対する仕様 (注3)	しゃへい	区画壁東西-2しゃへい体			
		部位	主要材料	厚さ	密度
		内側	ステンレス鋼(SUS304)	3mm以上	-
		中間	ポリエチレン(PE)	166mm以上	0.93×10 ³ kg/m ³ 以上
	外側	ステンレス鋼(SUS304)	3mm以上	-	
	換気	-			
	核燃料物質等による汚染の防止	-			
	安全上重要な施設	適切な方法により, 安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。			
	搬送設備	-			
	警報設備等	-			
廃棄施設	-				
放射線管理施設	-				
非常用電源設備	-				
その他事業許可で求める仕様	-				
添付図	第1.-1図 貯蔵施設の機器配置図 第2.1-1図 粉末一時保管装置構造図				
特記事項	運転管理にて貯蔵量が最大貯蔵能力を超えないように管理する。				

注1 貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の形態及び設定条件を第1.-14表に示す。

注2 粉末一時保管装置は, 基準地地震Ssによる地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

注3 技術基準に対する仕様の補足説明

(1) 核燃料物質の臨界防止

本装置は, 貯蔵単位(J60, J85, 5缶バスケット)及び核燃料物質の形態(MOX粉末-1, MOX粉末-2, MOX粉末-3, MOX粉末-4, ペレット-1, ペレット-2)を管理し, 貯蔵単位の配列(47行×2列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離(行方向650mm以上, 列方向650mm以上)を維持することにより臨界を防止する設計とする。粉末一時保管室の高さを550mm以上とし, 貯蔵する容器から最も近い粉末一時保管室の壁・床までの距離について, 東西壁までの距離1500mm以上及び床までの距離750mm以上となるように設置する。

臨界防止に係る計算結果は, 添付書類I「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。

(2) 火災等による損傷の防止

内火③-1 粉末一時保管装置は安全上重要な施設であるため, 不燃性のステンレス鋼, 鋼材を使

ト-1-6

内火③-1 用し火災による損傷を防止する。本装置のしゃへいに用いるポリエチレンは可燃性のため不燃性のステンレス鋼製のカバーで覆い露出しない構造として火災による損傷を防止する。

内火③-2

(3) 耐震性

粉末一時保管装置は、耐震Bクラスとする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。

(4) しゃへい

本しゃへい体は、「イ. 建物」の添付図「第1.2-2図 その他のしゃへい蓋の構造図」に示されるしゃへい蓋<H2>～<H8>のしゃへい評価で考慮する補助しゃへいである。本機器仕様では、粉末一時保管装置の粉末容器等を収納する各ピット側面部及び底面部に設置するしゃへい体の仕様を示す。

(5) 安全上重要な施設

粉末一時保管装置は、安全上重要な施設であり、外観検査等により、加工施設の安全を確保する機能のピット間距離の確認は実施できる。また、周囲にメンテナンススペースを設けておりこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理が可能である。なお、他の原子力施設と共用しない。

MOX① ト-0012-00 F 貯蔵 C

第1.-3表 機器仕様

対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)
	主要な設備及び機器の種類	貯蔵施設 粉末一時保管設備 粉末一時保管装置
	許可との対応	付属設備
設備・機器名称		J60
設置場所		燃料加工建屋地下3階 粉末一時保管室
変更内容		新設
数量		30基
一般仕様	形式	—
	主要な構成材	ステンレス鋼
	寸法(単位: mm)	幅 : 480 奥行: 480 高さ: 662
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	粉末
技術基準に対する仕様 (注1)	核燃料物質の臨界防止	①貯蔵単位の形状(核燃料物質収納部寸法) ・外径: 410mm以下 ・内径: 190mm以上 ②貯蔵単位の高さ ・高さ: 650mm以上
	火災等による損傷の防止	—
	耐震性	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	しゃへい	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全上重要な施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	

MOX① ト-0013-00 F 貯蔵 B